

第二章 近世の蝦夷地における和人とアイヌ社会

第一節 前期松前藩時代

第一項 統一政権の成立と蝦夷地

豊臣秀吉の朱印状とアイヌ交易

蝦夷地の中小豪族の中心となる位置を、東北地方の大勢力、安藤(安東)氏の代官として確立して来た蠣崎氏は、アイヌ勢力との力関係も調整して、蝦夷地を安定させる政治勢力となってきた。「夷狄の商船往還の法度」による対アイヌ交易秩序の安定化は、前章で触れられているとおりであった。

しかし、一六世紀末になると、豊臣秀吉による全国統一という政治情勢が進行し、東北地方、蝦夷地の政治秩序もどのように変動させられるのか不安な情勢となってきた。天正十八(一五九〇)年、秀吉は小田原の北条氏を討ち、奥羽地方の検地にも着手した。検地は、諸勢力の領地を検査し、一度は秀吉の領地として確認の上、そのあと、諸勢力の領地として承認、秀吉の配下の大名の位置を保証するという重要な政治的行為である。秀吉はこの検地を、弾圧的に推しすすめていた。反抗するようななら「一郷も二郷も悉くなでぎり」というような強硬さを示していたのである。このような秀吉に恐れをなして東北地方の諸勢力もぞくぞくと秀吉のもとに配下としての参勤を行うようになる。蠣崎氏の主筋にあたる安藤氏も同様の動きをしており、蠣崎氏もその位置がどうなるか心もとなさを感じさせられていた(『新羅之記録』)。

秀吉は天正十八(一五九〇)年七月には、北条氏の小田原城を落城させ、八月には、自ら北へ進み、黒川城(のちの会津若松城)に入城、伊達政宗

を圧しての奥羽地方への進出であり、強硬な検地のはじまりであった。

「流言」ではあったが、秀吉は津軽や蝦夷地の攻略をめざして、津軽の鰯ヶ沢まで軍をすすめようとしていると聞こえてきたとも言(『建部元重之伝』)。蠣崎慶廣は、軍勢を用意してそれに対抗しようとしているというので、建部元重は諫めてその不可を説いた。秀吉は二〇万騎を率いてくるということだし、更に後には何十万とも知れぬ軍勢がいる。松前の五〇〇にも足りない兵力で対抗すれば滅亡するだけだ。鰯ヶ沢へ参陣して秀吉に臣従するのが安泰をはかる方法だと(同前)。元重の建言で蠣崎氏はその前途の安泰をはかる道をとることが出来たのであると建部の功績をこの伝記は伝えているが、そのまま事実かどうかは明らかではない。

建部家のもと近江の六角氏の一族の武士であったが、織田信長との戦いに敗れ一族は離散状態となった。建部七郎右エ門元重は父とともに、仕官の途を求めず、商業で働き、元重は松前、蝦夷地の海産物取引が有望であることに注目し、松前に渡り、同郷の田付新助とともに近江商人の組織、両浜組をつくって漁場開発や流通の整備に働き、江戸時代初期の松前藩に大いに寄与するところがあったという家伝をもつ家柄である。ただし、家伝の内容の正確度は高いものとされていない。

建部元重の建言との関係は定かなことではないが、松前、北陸地方の日本海航路による交易が蠣崎氏にとって重要な意味をもっていたことは確かであるから、この流通経済に関係する有力者が加賀の前田家あたりとの関係の仲介に働いていたかも知れないのである。

天正十八(一五九〇)年九月、蠣崎氏は秀吉と直接関係を持つ動きをはじめ。蠣崎慶廣(武田信宏が蠣崎氏を嗣いだのを初代として第五世にあたる)は津軽へ渡り、秋田や仙北もまわって前田利家、木村重茲、大谷吉継に面会している。前田利家らは、秀吉の検地、奥羽仕置(秀吉の奥羽支

配体制の整備)のために出張して来ていた秀吉の近臣である。彼らへの接近は慶廣が秀吉に謁する手筈を整えるためのものだったようで、「検地之輩」『前田利家は先に上洛して「狄之嶋」の蠣崎氏があとから上洛してくることを秀吉に言上してくれていた。秀吉は「珍事」(めずらしきこと)と思って待っていたのだという(『新羅之記録』)。

慶廣はこの年の十月には秋田土崎港より上洛の途にいたが、風雪の時期をおかすこととなり、上洛は十二月となった。十二月二十九日、待ち受けていたとされる秀吉に聚楽第で謁することになる。この拝謁にあたっても建部元重が京都における礼法や行装について助言したのだと、前出の「家伝」にはある。これも真偽のほどは不明である。

この拝謁の折には、慶廣は従五位下、民部大輔に叙任されており、安藤氏配下の位置から脱し秀吉のもとにある武家ということになったのである。

この年、秀吉のもとに朝鮮からの通信使が来ていた。対馬の宗氏を通してくりかえし派遣を要請していたものがようやく実現したのであった。十一月、聚楽第で引見し、通信使は秀吉が日本の六十余州を統一したことへの祝意を伝える国書を呈したのだが、秀吉の答書は「一超、直ちに大明国に入り、吾朝の風俗を四百余州に易す」、「貴国先駆して入朝し、遠慮有るに依り、近憂無き者か」というものであった(北島万次『朝鮮日々記・高麗日記・秀吉の朝鮮侵略とその歴史的告発』)。大明国へ侵入し、日本の風俗にかえてしまうつもりでいる、朝鮮はその先駆けをせよという内容であった。帰国の途について堺までもどっていた通信使に十一月二十九日になって渡したものだという(『懲愆録』平凡社東洋文庫版の訳者註)。このあと問もなく、秀吉は「狄之嶋主」にあうことになったわけである。「北高麗を奥狄とは其境近き由」(『新羅之記録』)といわれていた年代のことでもあ

り、秀吉の朝鮮への関心と関係があったものか、秀吉は「狄の島の為体」^{ていた}、すなわち蝦夷地の様子を種々と尋ねるのであった。

蠣崎氏が秀吉への臣従のため上洛することについては、これまでの主家にあたる安藤氏も了承していたものであった。安藤家の当主実季は「同心」していたと言われたり(『新羅之記録』)、慶廣の上洛には実季が「同伴」したとも記録されている(『福山秘府』年暦部第三)。この時期、安藤家では家督をめぐる争いが内紛の合戦にまでなるといふ混乱があったり、家督を嗣いだ実季は、まだ一六歳の若年当主であるといふような事情もあった。全国統一をめぐる激しい政治情勢の変動もあって安藤家とその配下蠣崎氏との関係も流動化して来ていたのである。

慶廣はこのあとすぐ天正十九(一五九二)年九月には、南部の九戸政実の反乱鎮圧に出兵した。秀吉の軍事動員に応じて諸将とともに鎮圧の軍に加わったのである。『松前家記』は、「蝦夷ヲ率ヒテ帰ニ会ス」として、「蝦夷」の「毒矢」で「賊矢」を大いに苦しめたとしている。『南部史要』も「蝦夷人の一隊は頗る異彩を放てり」と記している。

全国統一の事業の最終段階のころから秀吉は朝鮮への関心を強めており、文禄元(一五九二)年一月には、九州、四国、中国の諸大名に朝鮮に渡海せよと出陣の命令を出すにいたった。そして、秀吉自らも肥前名護屋に築城させていた名護屋城に入り、全軍を督励する体制をとった。

蠣崎慶廣は、この時期に秀吉のいる名護屋城までおもむき秀吉に拝謁している(文禄二(一五九三)年一月)。秀吉は「遼遠」の「狄之千島」からの参陣を「誠に以て神妙」、「高麗国を手裏に入れらるること疑ひなし」(朝鮮征服も成功するに違いないと)、「御歓悦斜ならず」(大変よろこばれた)ということであった。そして蝦夷地で「御用物」をととのえるため、さらに忠節をつくすべきことを仰付けられ(『新羅之記録』)。「蝦夷全島ヲ賜ハリ」

とする史料もある――『松前家記』、慶廣志摩守に任ぜられた。そして京都への参勤のために「馬飼所」として三〇〇〇石の領地を給するとされたが、慶廣はそれを辞退して老親への孝養のため参勤を五、七年に一度という程にさせていたと申し出た。秀吉は孝養の態度を賞してそれを了承し、更に「所望」のことがあれば「言上」するようにと云ってくれた。

慶廣は、次のような内容の「御判」をいただきたいと申し出ている。①諸国から松前へ渡来するものが、志摩守に断りなく「狄之嶋」中を自由に往来し商売すれば斬罪とする。②志摩守の下知に従わず「夷人」に理不尽を働くものは斬罪する。③諸法度にそむくものは斬罪とする。以上の三項が「所望」の内容であった。そして拝領した「御判」は「国政之御朱印」（『新羅之記録』）は、「太閤秀吉公朱印之写」として『福山秘府』に載せられているが、それは、次の如くであった。

於「松前、從諸方」来船頭商人等、对「夷人」同「地下人」、非分儀不_レ可_レ申懸。並船役之事、自「前々」、如_二有来_一、可_レ取_レ之。自然此旨於「相背族在_レ之者、急度可_レ言上」。速可_レ被加_二御誅罰者也。

文禄二年正月五日 朱印

蠣崎志摩トノヘ

「夷人」や「地下人」（アイヌの人々や、松前の一般庶民）に乱暴を働いてはならない、「船役」（松前へくる商船への課税）は従前の通りに徴収する。違反するものがあれば「言上」すること、秀吉が速やかに「誅罰」を加える。

松前・蝦夷地の人々に対する統治の権限、交易を管理する権限を秀吉が保障するという内容である。『新羅之記録』では、「所望」のとおりの内容で「国政之御朱印」を得られたとしているが、前掲の①～③の「所望」がそのまま入れられているようには見えない。『福山秘府』（年暦部第三）も、

徳川家康以後の歴代將軍からいたっている黒印状などの内容をつかって記してしまったと思われ、「小異」があると記している。

「所望」は、志摩守の下知や志摩守の許可を強調しており、それへの違反を志摩守が「斬罪」に処する意味で書かれているように見えるが、秀吉の朱印状には志摩守の下知や許可について直接には触れられていない。志摩守は違反のものを秀吉へ「言上」する、「誅罪」は秀吉が行うというかたちに記されている。「所望」よりは志摩守の権限は小さく規程されていたようである。しかし従来、安藤氏代官として徴収していた船役（商船への課税）を独自に徴収するという規程が非常に重要であった。

この志摩守への任命、朱印状の拝領は「蝦夷地全島ヲ賜ハリ」（前出）という意味を持つものとされ、のちの松前藩成立の重要な基礎となったのである。『新羅之記録』でもこのことを重要視して（のちに徳川家康より黒印状を拝領したときよりも大きな比重で扱って記している）次のように記している。

慶廣は文禄二（一五九三）年三月に松前に戻り、八七歳の老父季廣に挨拶した。季廣は丁寧な頭をさげて言った。自分は若狭の武田家と誼みを通じているので北国の各地には蠣崎氏の名が知られるようになった。しかし、「上洛之本望」は遂げておらず、安藤氏の配下にとどまっていた。「貴殿」は「日本国之大將軍太閤秀吉公直忠臣」となった。家運の長久、子孫の繁栄の基は固まり、喜びはこれに過ぎるものはないと。そして息子の慶廣に対して「三礼」して敬意を表したのであった。「御朱印之制定」を立ててこれを広く知らしめ、この年の夏には東西各地の「夷狄」を集めて「御朱印」を見せ、その文言をアイヌ語に訳して読み聞かせた。そして、志摩守の「下知」にそむき諸国から来る和人に対して「猛悪」のことをなせば、関白が数十万の軍勢をもって「夷狄」を「追伐」することになるのだと言

い伝えた。それで、「夷狄」も「和平」を保ち、諸国から来る商人たちも安心して働き商船も多く渡来するようになり、松前は一層繁栄するようになった(『新羅之記録』文禄二年の条)。

これは秀吉の朱印状が蠣崎氏にとって、どんなに重要な意味を持つものであったかが、よく表現されている叙述なのであった。

この年代の対アイヌ交易はアイヌの人々が松前まで出て来て交易を行う城下交易とよばれるようなかたちでなされた。一五世紀中頃では、和人の居住地が東部ではムカワまで、西部ではヨイチまで分布していたといわれていたものが、コシヤマインの戦い(長禄元(一四五七)年)以後、アイヌ民族との抗争が続き、ウスケシヤシノリ、ヨクラマエの館が陥落させられたり(永正九(一五一二)年)、松前の大館に拠っていた相原氏がアイヌ勢の攻撃で滅亡する(永正十年)というようなことが起こり、和人は、みな天の河(上之国)と徳山(松前)に集住するようになったのだといわれる(和田本『福山秘府』)。蝦夷地の各地に和人が居住し、交易の拠点をもつて活動するということが出来なくなっていたのである。

対アイヌ交易はアイヌ側が和人のいる所まで出て来て行われるようになって、この交易関係を調整したのが、「夷狄之商船之往還之法度」(天文二十(一五五一)年)という名称で伝えられる方法であった。(詳しくは前章参照)。蝦夷地から和人のいる地域へ渡航してくるアイヌの人々の船の動きを管理する立場のアイヌ豪族を和人勢力範囲の東端(シリウチ)、西端(天の河)において、本州方面から渡来して交易する商人たちから徴収した税の一部をそのアイヌ豪族に配分するという方法であった。

アイヌの人々はシリウチや天の河を経由して和人の地(松前がその中心である)へ渡航してくることになる。アイヌの人々が和人の商人らに接触するのは、松前においてのこととなる。秀吉の蠣崎慶廣あての朱印状は、

そのことをふまえて諸国から来る「船頭商人等」が松前において「夷人」や「地下人」(和人の一般庶民)に「非分」を働くことを禁止することであることを最初にあげているのである。慶廣の長子盛廣が秀吉から拝領した朱印状にも「商売船之事、最前も如被仰出、夷江直不可相付候、於松前可遂商売候」と記されていて(『福山秘府』)、「商売船」は蝦夷地への渡航禁止、交易は松前においてのみ行うことが改めて強調されている。アイヌの人々が渡航してくる松前の秩序が安全に保たれているのであれば対アイヌ交易の発展は望めない、蠣崎氏の経済基盤が保持されないことになってしまふ。前出の『建部元重之伝』では「奸商悪漢ノ横行ヲ防カント」して秀吉に朱印状を請うことにしたのだとある。こののち徳川家康から拝領の黒印状など江戸幕府の将軍から拝領する知行状にも必ず「夷人」に対する「非分」の禁止は書き込まれているのである。

江戸時代がはじまる一七世紀以前の松前における対アイヌ交易の様子を伝えている史料は見当たらない。一七世紀はじめにイエズス会宣教師が日本の様子を報告した史料の中に松前、蝦夷地について触れているものがあり、松前における対アイヌ交易の様子が少し知られる。元和四(一六一八)年のアンジェリスの「第一蝦夷報告」(日・チースリク編『北方探検記』所収)には次のように記されている。毎年、東部にあるミナシの国から松前へ一〇〇艘の船が来ている。鮭や鯨、そしてラッコ皮を持つてくるがラッコ皮は大変高い価格で売られている。ミナシの蝦夷人は、ラッコ島までラッコ皮を買って行って松前へもたらしている。西部からも蝦夷人の船が松前に来ているが特に天塩の国からの船は種々の産物のほか、中国製のような緞子^{どん}を何反も持つてくる。天塩は高麗に近いように思われる。日本からも大きな船が三〇〇艘ほど松前へ渡航してくる。どの船も米と酒を積んで来ている。またアンジェリスの「第二蝦夷報告」(元和七(一六二一)年)夷

人のもってくる商品は乾鮭、鯨魚、白鳥、生きたままの鶴、あるいは乾かした鶴、鷹、鯨、海驢皮、狐虎皮、トドの油、その他「些細な物」、いずれも売って銭をうけとるのではなく、米、小袖、また紬か木綿の着物と交換している。

「蝦夷国の船」について触れているところもあり、板を縄で縫いあわせて作ってある。航海が終わると縫い目を解いて陽にあてて乾かしておき、航海するときはまた縫いあわせて使うのだとしており、「船の大きさは、その一艘に日本の米二百石を積める程度」としている。のちの記録、享保二（一七一七）年の『松前蝦夷記』では蝦夷地の船は車櫓で漕ぐ二～三人乗りの小さな船ばかりで、風波の様子によってはすぐに陸地へ上がりながら航海しているとしており、アンジェリスの伝えるアイヌの交易船とは大きく異なっている。「米二百石を積める程度」の大きさの船は、さらにのちの天保年代、西蝦夷地～江差間の鯨輸送に使われる船の内、大型の船を特別に許可するようになった時の間尺中遣船とよばれた船と同じ大きさということになる（「港省衛規則」）。蝦夷地～江差間の鯨輸送の船への規制が、鯨漁の拡大につれて次第に大型の船が許可されるように変わっていくのであるが、二〇〇石級の間尺中遣船は鯨輸送船として特別なものとされ、本州航路に使われる弁財船と同じように間尺改（船の長さ、幅、深さを計測すること）受けなくてはならない船であった。一七世紀初期、蝦夷地から松前まで航海してくるには（松前～メナシ間は九〇日、松前～天塩間は六〇日もかかるとアンジェリスは伝えている）、この間尺中遣船のような大型の縄とじ船が使われていたのである。アイヌの人々の交易活動が抑制されるような年代では、小舟ばかりが使われることになるが、一七世紀前半位まではアンジェリスの伝える船の大きさが松前交易におけるアイヌの人々の活動の大きさを示している。

徳川家康の黒印状

豊臣秀吉の統一事業が進行するなかでも徳川家康の政治力は多くの大名たちが注意を払わなければならない存在であった。諸大名がそうであったように蠣崎慶廣も秀吉が健在のうちから家康との関係を重視して動いていた。

文禄二（一五九三）年、肥前の名護屋城で秀吉に謁した折には家康にも謁している。そして、この時慶廣が着ていたカラフトより渡来の唐衣を見て、家康がこれを珍しいものと賞して献上を望んだので慶廣は直ぐに脱いで唐衣を献上したと書き加えている。以来、懇切の扱いを受けるようになったという（『新羅之記録』、『福山秘府』〈年歴部〉は、この家康への初めての拝謁について文禄二年ではなく慶長元（一五九六）年のこととしている）。慶長元年には、慶廣は、長子盛廣と父子そろって大坂城西之丸へ出向いて家康に謁する。慶長三年、秀吉が没し、家康の政治的影響力が更に大きく目立ってくると、慶廣は第二子の忠廣を連れて大坂におもむき、慶長四年十一月、父子で家康に謁している。この時は蝦夷地の地図と家譜を献上した。領地と家柄とともに献上して臣従の態度を表したのである。そして姓を蠣崎から松前に改めた。『松前家記』は秀吉在世の時代にも松前姓が使用された例もあり、蠣崎、松前が「互用」されていた時期もあったが、この時以後は「全ク松前二改」めたとしている。秋田郡湊（土崎）を拠点にその位置を固めた安藤（安東）氏が秋田氏を名乗るようになるのと、津軽地方を支配するようになった大浦氏が津軽氏を名乗るようになるのと同じように自己の統治する領域の大地名を姓として家名にとりいれる方法がとられている。中央の政権に安堵（保障）される統治領域と統治者の家柄との関係を明白に示したかたちである。なお、蠣崎は青森県むつ市にある地名であった。

慶長六（一六〇一）年には長子盛廣を江戸にのぼらせ、ついで京都にものぼった盛廣は京都で家康に謁し、従五位下若狭守に叙任されている。慶長八年、家康が征夷大將軍宣下にあたって上洛する時、盛廣は供奉して京都までのぼり、盛廣は江戸へ参勤するという忠節の態度を持した。

このような忠勤が認められるかたちで、慶長九年正月、家康より松前慶廣あての黒印状が発給された。黒印状は次のような内容のものであった。黒印状の写しは、いろいろな史料に出ているが少しづつ文字の違いがあるのでここでは北海道開拓記念館に所蔵される原文書の写真版によっている。

定

一、自諸国、松前へ出入之者共、志摩守不_レ相断_二而、夷人与直_二商買仕候義、可_レ為_二曲事_一事

一、志摩守ニ無断而令_二渡海_一、売買仕候者、急度可_レ致_二言上_一事

付、夷之儀者、何方へ往行候共、可_レ致_二夷次第_一事

一、对_二夷人_一、非分申懸者、堅停止事

右条々若於_二違輩之輩_一者、可_レ処_二嚴科_一者也。仍而如_レ件

慶長九年正月廿七日 黒印

松前志摩守とのへ

第一項の「夷仁」（アイヌの人々）との直接の商売についての厳しい禁制、第二項の「渡海」（蝦夷地へ渡航して）の交易の規制は、秀吉の朱印状には明示されていないところである。秀吉朱印状でもっとも特徴的な点は安藤氏代官として対アイヌ交易を管理、船役を徴収していた蠣崎氏が独自に船役を徴収、収納できるというところ（安藤氏より自立する）にあった。家康の黒印状では、この船役についての規定はまったく載せていない。前々から実施して来たように（秀吉朱印状の書き方）交易を管理するとは

限らず、自立した松前氏が改めて関税徴収の体制をつくるなどの実施をとる、「前々」とは異なる松前氏固有の交易管理を行うという意味が込められているようである。第二項で蝦夷地へ渡航しての交易を厳しく規制することを加えたのも、こうして松前・蝦夷地の交易を松前氏が完全に掌握するということを示したものであり、この交易権の全面的な独占を保障するのが家康の黒印状だったのである。

第三項の「夷人」に対する「非分」の取り締まりは秀吉朱印状で触れられていた内容と全く同じ意味で、交易の秩序保全、安全のための項目であるが、「地下人」（一般の人々）に対する「非分」については触れていない。支配下にある人々に対して松前氏が秩序維持に責任を持つのは当然で、「非分」についての処罰などのことを黒印状で触れておくことはないという態度なのであろう。

第二項の「付」^{つけたり}書きは、和人に対して「渡海」についての厳しい規制を示しているのに、アイヌの人々はどこへ往つても自由であるとしているので、松前藩とアイヌ民族の関係を示す重要な意味をもつと考えられ、次のようにいくつかの見方が出されている。①コシャマインの戦い以来、何度も「夷乱」に見られたアイヌ勢力の力量が反映されていると見る説、②江戸幕府が、アイヌの交易活動などについても規定していることがあらわれていると見る説、③幕府の外交権（異民族との関係を律する権限）を松前藩に委任して行う形が示されていると見る説、①と②は、対立する見方ではない。実態を両面から見ていることになるからである。江戸時代初期には、蝦夷地の各地域間はもとより、津軽海峡を越えて本州へ渡航しての交易をアイヌの人々が行っていたことは実態そのものであり、アイヌ社会の力量そのものでもあったのである。その実態を江戸幕府が承認しているということとは、そのままアイヌ社会の力量の反映であるからであ

る。

アイヌ社会の交易活動が本州方面や千島列島、カラフト方面にまで及び、広範な地域を自由に「往行」しているという実態を松前藩の政治力で規制することは全く不可能であった。アイヌ民族を明確に規制することを黒印状などで確認されることになると、その責任を果すことは無理であった。一般の藩で藩領の百姓を支配し、他藩との交易活動などを統制するのと同質の規制をアイヌの人々との間で成立させるわけにはいかなかったのである。そのことを黒印状は承認しているのであり、異民族との関係を定めているのであるから「外交権」と関連させて考える見方も出されているわけである。

黒印状に示されている各条項も、秀吉朱印状拝領のとき慶廣が三項の「所望」を示していた（『新羅之記録』）のと同じように家康に対して松前氏側の要望事項が伝えられたものと思われ、黒印状にはこの頃の松前、蝦夷地の実情、藩の実態がよく表現されているのである。

第二項 松前藩の成立

松前藩・無高の大名

松前慶廣が拝領した黒印状は領主権を保障された知行状なのであるが、一般の大名家が拝領しているものとは異なる内容、形式のものであった。一般には、○○国○○郡之内○○箇村、△△郡△△箇村……合計○○万○○千石を「領知」すべきことというように「領知」する石高を示して朱印状が書かれる。それに「目録」を附して国、郡、村名、石高を明示するというかたちで『寛文印知集』は編集されている。寛文四（一六六四）年に將軍家綱が、万石以上の大名家や公家、寺社などに一斉に判物（花押を署しているもの）・朱印状を発給したときの記録としてまとめられたのがこ

の印知集であるが、松前氏あての朱印状のほかはすべて前述の書き方の判物・朱印状、目録の組合せで記録されている。松前志摩あてのものだけが前述の家康の黒印状と同じ「定」書の形で書かれ、当然だが知行地、石高をしめす目録は附されていない。ちなみに、松前志摩は藩主として四代目の高廣を指し、高廣は任官はなく志摩守を称することはなかったが名として志摩をつかっていた。

「定」書の形は知行状としては非常に特殊である。すべからず、すべしと「定」をしめすもので掟書のうちでも比較的重要でない内容をおつかうのが「定」として書かれるものだとも言われている（『古事類苑』）。農業生産を直接の経済基盤とするのでできない松前藩が交易活動のなかで得られる利益を基盤とするのであるから交易権に関係する「定」が重要な意味をもって黒印状（知行状・領主権の保障）がつくられるのである。

このかたちで成立した大名、松前家は特徴のある位置をもつことになる。江戸時代のはじめ頃は賓客、のちに交替寄合という格式であったとされる（『北海道史 第二』）。賓客とは官職などを唐名（中国風の表記）でいうときのもので「客分」にあたる（『読史備考』）。豊臣家や徳川家が「狄之島」の島主にあたる蠣崎（松前）氏を客人として待遇するかたちをとったものらしい。交代寄合とは、数千石というような大身の旗本や万石以下ではあるが由緒のある家柄の武家などが参勤交代を認められ、江戸城内での待遇が大名家に準ずるかたちとされるという位置である。

松前氏は、大名ではなく大名（万石以上の武家）に準ずる格式で、江戸幕府のなかの秩序に位置づけられたことになる。

橋本博編『改訂増補 大武鑑』を見ても、年代不明の「豊臣武鑑」に松前若狭守盛廣が「御目見衆」のグループのなかで見られるほかは一七世紀前半の武鑑には松前氏は全くみられない。

延宝三（一六七五）年の武鑑にはじめて「^{七千石}松前兵庫頭殿もとせいぐわんじ前」と載せられており、「御寄合」（交代寄合の格式）のグループに配して武田菱の家紋とともに記されている。松前兵庫頭は正確には松前兵庫、貞享元（一六八四）年従五位下志摩守となる。第五代の松前藩主矩廣である。「七千石」は石高が確定していたのではなく七千石の格式という意味と思われる。「もとせいぐわんじ前」は元誓願寺前という地名で、藩邸の所在地を示している。日本橋を中心とした商家のならぶ地域として知られるが、江戸時代の初期は武家屋敷の地域だったという（『江戸遺跡研究会会報 No.76』）。

前掲の『大武鑑』におさめられている、その後の天和元（一六八一）年、同三（一六八三）年、元禄四（一六九一）年の武鑑でも「松前兵庫頭」が大名ではなく「寄合衆」のグループで載せられている。

しかし、元和九（一六二三）年、寛永十一（一六三四）年の將軍の上洛の時には「一万石之人積」を以て「御供」をしたことがあるとの記録があり（『福山秘府』、寛永二十（一六四三）年八月一日、八朔の「拝賀」にあたって定められた「諸大名拝謁の次第」（將軍に拝謁する順序）のうちに松前弁之助氏廣（三代藩主氏廣）の名がある（『徳川実紀』文猶院殿御実紀第五十四）。第五番目のグループの最後に記されているのであるが、諸大名の列に加わっていることになる。

前述のように寛文四（一六六四）年の『寛文印知集』にも諸大名とならんで（やはり最末尾にであるが）松前氏あての朱印状は収録されているのであり、一七世紀後半の年代では交代寄合の格式ではあってもほぼ大名家と並ぶ位置になっていたと思われるのである。

そして享保年代（一七一六～三五）では「万石並」の格式がはっきりしてくる。享保元（一七一六）年二月には、將軍家継の結納にあたっての献

上は「万石並」とするようにとの指示をうけ、享保四（一七一九）年正月には、松前矩廣・邦廣父子は以後月並御礼の格式を「万石以上」と仰せ渡されている（『松前年々記』）。

武鑑も松前志摩守邦廣（第六代藩主）を「無高」と記しているが「蝦夷松前一円先祖ヨリ代々領之」として、大名の列に入れて載せるようになっている（前出『大武鑑』所収の享保十七年版の武鑑）。

無高大名の財政

農業生産に直接に経済基盤をおくことのできない松前藩は、農業生産を指標としての石高表示では「無高」（石高なし）となってしまうのであるが、交易活動などからの収入が藩財政を支えていたのである。

一七世紀はじめ一六一九～二〇年、秋田、津軽、松前をまわったの布教活動をイエズス会神父ディオゴ・カルワリーユがまとめた「カルワリーユの旅行記」（チースリク編『北方探検記』所収）には、松前の「殿」には「通商と鉾山からの収益があるだけです」と記されている。

「通商」では、アンジェリスの蝦夷報告によつて前述したようにメナシ国や蝦夷地東部からの船一〇〇艘以上や天塩国や蝦夷地西部からの船、そして日本からも「大きな船三百艘程」、これらが松前に集ってくるかなりの規模の交易である。鮭や鯨という海産物のほか生きた鶴や鷹、ラッコの毛皮、カラフト経由でもたらされる中国風の緞子など希少価値の高いものが扱われていた。ラッコの毛皮は一枚で一〇〇匁で売るといふほどに高価なものであった（アンジェリス『第二蝦夷報告』）。一〇〇匁は砂金の単位で示されているものと思われるが、小判一両Ⅱ七・二匁という交換比率（松前蝦夷記、享保二（一七一七）年の記録）で計算すれば、ラッコの毛皮一枚は一三～一四両もの価格だったことになる。ラッコの毛皮のほか生きた鷹や鶴など「珍重すべき物」（前述の緞子などもこのうちにはいると思われる

る)を提供するので松前の「殿」は「敬重」されているのだとカルワリーユは記している。

「珍重すべき物」のうち鷹も重要であった。鷹狩(放鷹^{ほうよう})は律令時代から特権的な狩猟として、貴族社会の年中行事のうちに位置づけられており、武家の社会にも受け入れられて室町時代には大いに流行したといわれる。鷹を特別に調教して容易には捉えられない鶴や白鳥というような大型の鳥を獲る特別な楽しみがあり、また勢子として大人数を山野に動かすのは野戦訓練の意味をもたせることができたからであった。徳川家康も鷹狩を好んでいたので鷹や鷹狩の獲物の贈答が盛んになり、諸大名も鷹狩をさかんに行うようになる。

鷹献上を通して中央の政權に接近する方法は、奥羽大名の織田信長、豊臣秀吉との関係でもよく見られるという(菊地勇夫「鷹と松前藩」)。松前藩も秀吉から朱印状を、家康から黒印状を拝領した時に鷹献上のための公通の印書(鷹を運ぶ道中の各地で、伝馬、鷹の餌の世話を得られるようにするための指示)をあわせて受領しており、鷹献上が中央政權とのつながりの程度をよく表現していたのである。

このように鷹には通常の商品とは異なる政治的な意味もふくまれていたので売買される場合の価格も高価になる。寛文十(一六七〇)年頃の「松前蔵分所務」(藩主の財務収入)のうちに「鷹の代金」は非常に大きな比重を占めるようになっていた。『津軽一統志』のあげる「所務」は、藩主の商船八〜九艘による交易の利益Ⅱ一〇〇〇〜二〇〇〇両、鷹の代金Ⅱ一〇〇〇〜二〇〇〇両、沖之口での徴税・領内百姓よりの徴税Ⅱ六〇〇両余となっている。砂金採取が途絶してしまった年代のことであり、鷹の価格は高くなって来ている年代のことなので鷹の売上げ収入が藩財政上占める大きさは特別であった。のちには重要な財源となる沖之口での流通商品な

どからの徴税よりずっと大きく、対アイヌ交易の利益とならんでいたのである。

鷹打場は家臣への知行として宛行われるものでもあったが、藩主の同族など重臣への宛行が中心だったようで、鷹が特別に扱われている様子も示している(海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』第一章)。寛文年代では三〇〇箇所あったとされる鷹打場であるが、鷹の捕獲は容易なものではなく各鷹打場で時々捕獲されるものであった。「鷹打候者」が扶持米を与えられて鷹打場を見廻り、捕獲した場合には賞金が与えられるようになっていたようである(『松前蝦夷記』)。

鷹の価格が高くなって藩財政上、特に目立つようになる前の時期で重要だったのは砂金であった。松前藩の成立当初から蝦夷地の「金山」への関心は見られ採掘を出願するものもあったが、初代藩主慶廣は「遺事を」(ゆくすえのこと)を考え、金山開発を許可しなかった。慎重な配慮でゴールドラッシュ的な蝦夷地への関心集中を避けようとしたのであろう(『新羅之記録』)。

元和〜寛永年代(一六一五〜四三)になると砂金採取が活発になる。各藩領の金、銀山は幕府に属するものとされていたが、金、銀山の利益を幕府に上納すると幕府がそれを藩へ還付するという形が次第に定着して来ていたようで慶廣の没後には開発慎重論がとられなくなったらしい。この頃、砂金産出などの記事が『福山秘府 年歴部全』には繰り返し載せられることになる。以下の如くである。

元和三(一六一七)年 ソツコ(礼髭)、大沢で砂金産出。

同 六(一六二〇)年 幕府へ砂金一〇〇両を献上、幕府は領内の金山を藩に下賜した。

寛永五(一六二八)年 千軒嶽で砂金新鑿。

同 八（一六三二）年 シマコマキで砂金、赤神で白金を産出。

同 十（一六三三）年 ケノマイ（サル）、シブチャリで砂金産出。

同 十二（一六三五）年 ウンベツ、トカチで砂金産出。

この頃、砂金の産地が次々と開発され、採取がさかんだった様子が知られる。前出の「カルワリリュの旅行記」では、元和五（一六一九）年には五万人以上、同六年にも三万人以上もの「金掘り」が渡航したとしている。多くの渡航者がいてキリシタンの渡航も目立たなかったらしく、カルワリリュも「金掘り」として松前へ渡来して布教活動ができたのであった。

『北海随筆』（元文四（一七三九）年の記録）も、この蝦夷地の砂金、最盛期のことを次のように記している。砂金産地のクンスイへは数万人もの砂金取りが入っていた。シャクシャインの戦いの後、砂金取りは禁止となっているが再興はできる筈である。砂金取りからは一人、一カ月に砂金一匁「運上」を徴収している。一人の採取量の三〇分の一ほどでわずかずつのものだが数万人から集めるので大量のものとなる。徴集の日には洪紙の上に砂金の大きな山ができた、と。

『赤蝦夷風説考』（天明年代（一七八一〜八八）の史料）は蝦夷地の砂金産出として知られていたところを何カ所もあげ、尻内、クンスイ、サル、エリモ、スツキなどの地名をあげ、特に尻内は数十万両の金を産出したと述べている。

前出の『北海随筆』のあげている一人一カ月砂金一匁の「運上」金を五万人から徴収できたら一カ月で六九〇〇両余、六カ月で四万一〇〇〇両余というような金額が集ることになってしまう。先に触れた『津軽一統志』の示す藩財政上の収納は、最大の年額で四六〇〇両という程度であった。砂金最盛期の様子を伝える史料は誇大な数値をあげて蝦夷地への期待感を表しているのだと思った方がよさそうである。

「無高」の大家家、松前氏の財政は対アイヌ交易でもたらされる「珍重すべき物」（千島列島方面から伝わるラッコの毛皮、カラフト経由で伝わる中国の緞子など）、あるいは鷹、砂金というような特産物の稀少価値の高さに依拠して成り立っていたのである。

商場知行、鳥屋場知行

農業に経済の土台をおくことのできない松前藩では対アイヌ交易の利益に依拠する財政にならざるを得ないことは前述した。アイヌの人々が遠く「ミナシの国」（東部の奥地）や「天塩国」（西部の奥地）から獐虎皮や中国製の高級な絹織物など特別高価な商品や乾鮭、鯨などの海産物、鶴、鷹などの狩猟産物を松前まで運んで来て、和人のもたらす米、木綿の着物、鉄器類などと交換する交易を行っており、この交易への課税（和商人から徴収する関税にあたる徴税）や藩が直接行う対アイヌ交易の利益が藩財政の基礎であった。

藩主から配下の藩士への知行地の宛行も農村からの貢納を得る領地としての知行地を宛行うかたちで行うのではなく、対アイヌ交易の権利を保障するかたちになる。のちの商場知行やまぐちばのあり方からみると対アイヌ交易が松前城下での交易であった時期にもそれぞれの知行主が特定の地域から城下へ渡航してくるアイヌの人々との交易を行っていたのであらうと思われる。アイヌ民話には、「シサムシサムの国」（和人の国・和人地、松前などを指すと思われる）へ交易に出かける様子を伝える内容のものがいろいろあるが、「シサムシサムの国とやらへ着きました。先に着いたコタンの人たちは銘々お得意の家へさっさと入っていきました」という内容を伝えるものもある（萱野茂『カムイユカラと昔話』）。アイヌの人々はそれぞれ「お得意」の交易相手が決まっていて、いつも、その家を訪れて取引をしているように見えるのである。年代をはっきりさせることの困難な民話の内容であ

り、城下交易の様子を正確に知ることはできないが、のちに設定される商場の地域のアイヌの人々と松前の知行主とのつながりは早くからできあがっていたものかと思われるのである。

この城下交易は一七世紀の中頃までに和人側が蝦夷地へおもむいて行く交易に変わってくる。蝦夷地の各地に商場が設定される。商場は藩主が上級家臣に給地として与えるもので、家臣たちはここへ商船を派遣して交易し、その利益が家臣たちの収入として保障されるというかたちの知行制が行われるようになってくるのである。

商場は、はじめの頃は交易を行う地点を意味していたようである。和人の商船が着き、その地点へ周辺のアイヌの人々が集って来て交易を行っていたようである。一七七〇年頃の様子を伝える史料である『津軽一統志』巻第十(『新北海道史』第七巻史料一所収)には、「三内 狄家有 商場所島さきなり」というような書き方がされている。「三内」(さんない)は現在の稚内市内の珊内(さんない)であり、「商場所」は交易地点が「島さき」(岬(みさき))宗谷岬にあると記しているのである。この「商場所」の背後にはその地域を代表するアイヌ勢力者の勢力範囲の領域があつて、商場は、その領域と重なっていたのだと思われる。前出の『津軽一統志』では、「もんべつ…シヤクシャイン持分」、「とかち…狄おとなシリテシ持分」というような書き方が見られ、商場がアイヌ首長層の「持分」(支配領域?)とかななっている様子があらわされていると見られる。

「松前福山諸掟」(『松前町史』史料編第一巻所収)の「定」(年次不明)には「先年者夏船一艘ニ相限或者海鼠^{なまこ}鰯場秋味切圀等之積取船定有之御礼金差上其餘者船差遣候も難成候」とあり、先年は夏商の船一艘の派遣だけが許可される交易であり、海鼠、鰯、秋味の交易船は「御礼金」を上納して許可された時だけ派遣がみとめられるという制度であったのだという。

この商場交易で利益を得る権利が、藩主から藩士(知行主)へ宛行われる知行制が商場知行制ともよばれるようになる仕組であった。対アイヌ交易権は松前藩士の独占するものであり(この独占権は幕府によってみとめられ保障されているのである)、それを家臣に知行権として分与することで松前藩の封建的主従関係が整備されたのである。

商場知行制の成立は、寛永年間(一六二四～四四)に、それまでの城下交易の体制を変更して実施されたものと思われる。江戸幕府の全国支配の体制が本格的な整備を完成させようとしている年代であった。「鎖国」とよばれるようになる対外関係の確立(寛永十六年)、国絵図、郷帳の作成を松前、蝦夷地にまでわたる全国で実施、地形、道路、国境などから貢納高まで全国の状況を正確に把握する事業がすすめられる(江戸時代最初の国絵図、郷帳作成の着手は寛永二十一年(正保元年)であった)。松前藩へも初めての幕府巡見使が寛政十年に到来している。この年には松前城下周辺の東西の里程が測量され、二年後には蝦夷地全体の海岸線沿いの調査と思われる「島めぐり」が実施されて蝦夷地全域をあらわす地図が作成される。いわゆる『正保御国絵図』のもとになったとも思われているが残されていない。このような幕藩体制整備の過程にあわせて進められる藩体制の整備のなかで和内地・蝦夷地の区分を明らかにし、これによって「国境」を明確にし「鎖国」の体制に対応し、あわせて蝦夷地に商場を設定し、アイヌ民族との交易関係を藩が主体となって管理する体制をつくったのだと思われる(海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』、小林真人「商場知行成立過程についての一考察」)。

寛文年代(一六六一～七三)にはオホーツク海岸地方以外の東西蝦夷地に商場がおかれている様子が知られる(前出『津軽一統志』巻第十の「松前より下狄地所付」など)。商場は藩士の知行地としてばかりではなく、藩主

直領としても設定され、『蝦夷商賈聞書』（一八世紀前半期の史料）などの史料によれば大場所のイシカリ、ソウヤ、クスリ、アツケシなどが藩主の「御船」が交易する商場であった。

商場交易は和人の交易船が蝦夷地の商場へおもむいて交易を行うもので、アイヌ側は和人の渡来を待っている立場となる。アイヌの人々が松前城下へ出向いて交易することは禁止されるようになり、和人側の主導する交易となるので物々交換の交換比率が和人の有利なように変えやすくなったしまった。また、蝦夷地における和人の活動は交易だけでなく漁業の操業にまでおよぶようになり（前出『津軽一統志』巻第十）、アイヌ社会は大きな影響をこうむることになるのであった。

交易を中心とした知行である商場知行とは異なるが知行として重要であったものに鳥屋場知行があった。これは鷹を獲る場所を知行として給与するものである。鷹、そして鷹狩（調教した鷹を使って行う狩）が武家社会のステータスシンボルとして重要だったこと、それだけに高価な商品としての意味ももっており無高大名松前藩の財政上に大きく寄与していた時期のあったことは前述した（無高大名の財政の項を参照）。一七世紀中頃ではのちに場所請負商人から上納される運上金とならんで財政上、重要な比重を占めるようになる沖之口役所での関税徴収額など（六〇〇両余）よりも「鷹の代金」（鷹の売上額一〇〇〇〜二〇〇〇両）の方が、ずっと高額だったのである（『津軽一統志』巻第十）。

鷹の手に配に鷹師を松前まで派遣する大名家もあった。「松前主水広時日記」（元禄五（一六九二）年の史料『新北海道史』第七巻史料一所収）には、元禄五年八月、松平大蔵大輔（讃岐国高松藩主 松平頼重）の鷹師山口半兵衛が渡航してきたことが記されている。この年五月には鷹師派遣のことが伝えられてきており、六月には「御鷹活鳩八百」（鷹のエサにする生きた

鳩八〇〇羽）鷹は生きているエサしか摂らないという）が付添の仲間二人とともに雇船で松前に着いていた。

この時期は有名な生類憐愍令（れんびん最初の発令は貞享二（一六八五）年、以後、何度もくり返された）の行われていた時代であり、この元禄五年二月にも鳥類憐愍令ともいわれる布令が令されていた（『徳川実紀』常憲院殿御実紀巻廿五 元禄五年二月五日の項）。生類憐れみの令は主にして江戸と幕府領で行われたものが次第に諸藩へも影響していったと見られているので高松や松前では憐愍令の影響が弱かったのであろうか、松平頼重は水戸徳川家の出身で徳川光圀の実兄にあたる血筋の人物であったので独自の振舞をしやすい位置にいたからという事情も働いていたのであろうか。ともかく大名家の鷹への関心の高さが示されている鷹師の派遣であった。

松前藩は城下東在の鳥屋場とやばを巡検する役人（「下御鳥屋廻り」とある）を任命して準備していたようであるが、鷹師が到着するとすぐに「鷹の義当分出未兼存」（鷹は捕れそうもない）と伝えていた。そして九月には「御鷹御用仕舞」（鷹の御用は終了）、鷹師も帰帆となっている。鷹が捕れたのかどうか記事がなく不明であるが、「御鷹御用」を務めた役人が「御褒美」をいただいている記事があり鷹の御用は問題なく終わったらしいのである。

知行としての鳥屋場は元禄十三年頃では二〇〇カ所以上があげられ、松前藤兵衛（五九カ所）、蠣崎藏人（四五カ所）など重臣がまとまって宛行われているほか一〜二カ所の鳥屋場を知行とする家臣名も二〇名余りが知られる。「松前藤兵衛 辰四十三歳 手汐、石獵ノ伊別満多、北村、目名川、白府村、喜古内村、同川、鳥屋五十九カ所」、「佐藤三郎左衛門 辰二十五歳 志古津ノ伊茶利布登鳥屋一ヶ所」というような表記である。佐藤三郎左衛門の知行する商場がシコツのイサリブトであり、その鳥屋一カ

所も佐藤三郎左衛門の知行であると読むのだと思われる（「松前家臣支配所持名前」元禄十三（一七〇〇）年）。

享保年代になると「鷹打申場所」（鷹を捕る場所）は「三百九十ヶ所余有之」とされ「其内家中^江渡し置申所も有之候よし」と家臣に知行として宛行われているものもあるとしている。

鳥屋場はかなりの数で設定されていたようにみえるが、享保年代（一七一六～三五）には鷹の産出は減少してしまったようである。享保五～六年の史料には松前藩の財政難を説明して砂金が産出できなくなっていることや江戸藩邸の類焼、「破船」による損害などとあわせて以前には鷹の売上が三〇〇〇両もあったが「近年…鷹一円時花不申」（鷹の売上げがなくなつた）ということあげている（「松前年々記」『松前町史』史料編第一巻所収）。

このことは、松前藩が特別に稀少価値の高い砂金や鷹に依存する財政からの脱却が必要なることの説明であり、漁業、あるいは漁獲物などの交易への課税を重視する財政構造への転換の時代に移ってきていることを示していたのである。鷹や鷹の羽根（高級な矢羽根として珍重された）が貴重な商品であることには変わりがなかったが、藩主、藩士の財政上に鳥屋場の知行が占める位置は一八世紀はじめ頃までに大きく減衰していったのである。

胆振鉏・シコツ

商場、鳥屋場の地名として江戸時代初期からしられたシコツ、そして、シコツが含まれる地域、現在の胆振支庁の名のともなった胆振鉏^{いぶりさえ}も古代から知られた地名であった。

膽振鉏（伊浮梨娑陞^{いぶりさえ}）は、日本書紀に出てくる地名である。

斉明天皇五（六五九）年、阿倍比羅夫は船隊を率いて「蝦夷国」を討ち「飽田淳代二郡」（あきた、ぬしろ）の蝦夷、「津軽郡」の蝦夷、「膽振鉏」の蝦夷をあつめて大いに饗応し「緑」を与えた。そのうち「肉入籠^{しりこ}」にいた

り「問^と菟^う」の蝦夷の進言によって「後^し方^り羊^べ蹄^し」を「政所」として「郡領」（郡の長官）も置いたという記事に出てくるのが「膽振鉏」である。それは郡をつけて記されておらず、郡が置かれていた津軽より北、現在の北海道のどこかの地名とみられる書き方なのではあるが具体的な位置は全く知ることが出来ない。

この「膽振鉏」を「元禄御国絵図」や『元禄御帳』にみられる「イブツ」としたのは新井白石であった。白石は「蝦夷志」（享保五（一七二〇）年）のなかで「夷地」の南部、北部の間の低地を流れる川の一方は「イシカリ」で、もう一方は「イブツ」で海に流入しているとして、「イブツ」については「国史の謂わゆる胆振鉏即ち此れなり」と書いている。考証らしいことは全く記していないので読みの音が似ているということでイブツ＝胆振鉏としたように思われる。

松浦武四郎も『日本書紀』によって胆振国という地名を考えたと言っている。「北海道々国郡名撰定書上」のなかで西の山越内、東のサルの間地域の地名を考えるにあたって、「別に心當も無御座候得共古典に右の文字も見當り候間如何と奉存候」（此の地域の地名として特に思い当たる地名もないが、古典に出てくる文字を使つて胆振国としてはどうか）と書いて、日本書紀、斉明天皇五年の記事の一部を引用して載せている。この場合も考証らしいことは触れていないので新井白石『蝦夷志』の考え方を採ったのかと思われる。

永田方正の『北海道蝦夷語地名解』には、新井白石の意見を批判して次のように書かれている。白石は郷帳に見られる「イブツ」をとりあげて「いぶりさえ」にあてているが、「イブツ」は「ユーブト」を誤って記しているもので、現在の勇払にあたる地名は郷帳では「ゆうべち」と書かれている地名がそれにあたる。「ゆうべち」＝「胆振鉏」では音がはなれすぎて

おり「通音」で考えることはできない。「実地ヲ知ラザルニ坐スルノミ」（実地を知らないで言っているだけである）、現在の勇払ⅡイブツⅡ胆振鉏と考えなければならぬといっているのである。

しかし、永田方正説の勇払Ⅱゆうべちも誤りと思われる。「元禄御国絵図」（写図の図版が『新撰北海道史』第二巻通説に収載されている）によっても、郷帳によっても「夕別」「ゆうべち」は石狩川をさかのぼった上流域にあたる位置に示されている。これは石狩川上流域から峠越えてオホーツク海沿岸の湧別へ至る通路のあることを伝え聞いて記した表記と思われる。松浦武四郎も安政四年の踏査の時、石狩川を現在の愛別町・上川町あたりまでのぼり「向岸に一ツの沢有、是はルベシベと云て、北海岸ユウベツへ昔し越したる沢目なりとかや」と記している（『石狩日誌』）。現在も上川町から留辺志部川沿いをのぼり北見峠を越えて白滝・丸瀬布・遠軽を経て湧別町に至る国道がある。

御国絵図や郷帳にみえる「夕別」あるいは「ゆうべち」は湧別にあてるのが適当と思われる。「ゆうべち」Ⅱ勇払は不適当と思われるのである。

郷帳の「いふつ」はその位置がはっきりしないが、御国絵図の「いぶつ」は太平洋側へ流入する大河の川口辺の地名として記されている。勇払を「いふつ」と記すのは『津軽一統志』巻第十にもみられ、江戸時代の初期には一般的だったのだと思われる。しかし、「いふつ」Ⅱ「胆振鉏」は文献上で考証するのは困難で、音がいくらか近いことを理由とする程度であろう。ただ、斉明朝（七世紀）より少し新しい年代と思われる北海道式古墳は、律令政府の影響を示す遺跡とされているので本州の政治勢力の影響を直接受けた地域として北海道式古墳の分布する石狩低地帯、それにつながる地名「いふつ」を阿倍比羅夫の遠征につながる「胆振鉏」と関係づける考え方は意味のあることであろう。

前出の『日本書紀』、斉明天皇五年の記事にでてくる「肉入籠」（ししりこ）については、ししりこⅡシコツⅡ千歳という河野広道説を『増補千歳市史』が紹介している。「シ」・「シリ」・「コツ」は「大いなる」・「陸地の」・「凹み」と読むことができるもので、このうち「シリ」の部分がなくたってシコツとよばれるようになったという説である。『日本書紀』は、阿倍比羅夫が、「胆振鉏」から「肉入籠」へすすんだようにも読めるので、「胆振鉏」Ⅱ「イブツ」Ⅱ勇払とすれば、そこからすすんで千歳に到ったとするのは考えやすいところである。『津軽一統志』巻第十も、「いふつ」は「しこつ」と申浜にてご座候由Ⅱいふつは、しこつという地域の海岸の部分であるとか、「いふつ」の奥にしこつという所があると記しているので、現在の勇払、千歳という地名の地理的關係は一七世紀中頃にはよく知られていなかったと言える。

シコツ場所

地名としての「しこつ」については前述したが、ここでは商場知行の時期の商場としての「しこつ」について略述する。史料は限られており、極く簡単な内容となる。

一六七〇年頃までには蝦夷地の各地に商場が設定されていたことは、『津軽一統志』や『寛文拾年蝦夷蜂起集書』の記録で知られる。後者の記述では「しこつ」近辺の商場は次のように触れられている。

「しゃたい」、「たろまい」、「こえつゐ」、「まこない」、「いふつ」の五カ

所は宮嶋勘右衛門商場。「あつま」は戸田義兵衛商場。「む川」は麓浅右衛門、加藤九郎右衛門持分。「しこつ」はこの史料の「松前より下狄地所付」のうちに「いふつ」や「む川」とならんで一項目としてあげられているが、誰々の商場との記事がない、「しこつ」家百問斗 但しこつ中に川有 おとな平左衛門、小にし、うへかは、此外おとな有、此入江四里あいの風に

て船出す 但おし候ても」アイヌ戸数一〇〇軒ほど、場所中に川がある（千歳川などか？）「おとな」とよばれる有力者が平左衛門のほか何人もいる。北寄りの風で入江から（勇払の浜のことか？）船を出す、船は押して出す事もあるというのである。アイヌ戸数一〇〇軒ほどというのはこの史料では他に例がない規模である。軒数の記してある所はいくつもあるが多くは一〇軒未満で、四〇軒の「與市」（余市）、三〇軒の「うす」、「む川」、二四〇五軒の「くすり」（釧路）などが「しこつ」の次に軒数が多い場所なのであった。これらの軒数が正確なものとは限らないが、「しこつ」が特別な大場所であったことは示されているといえよう。「おとな」とよばれる有力者が三人の名前をあげるほかにも何人もいると書かれる場所もほかにないのでこのことにも大場所の様子が示されているのである。

商場の設定ははっきりしないが、「鷹師」が「しこつ」へ派遣されていたことは記録されており、シャクシャインの戦いのはじまりが松前まで伝えられた第一報は、「しこつ」で鷹師、船頭、水主あわせて一二人が殺害されたという内容だったのである。「しこつ」へ直接、派遣される和人がいたのであるから「しこつ」の様子は種々知られていたと思われるが、商場設定のことが記されないことからみると内陸部に位置する「しこつ」には商場がまだ設定されていなかったのかもしれない。

シャクシャインの戦いののちの年代になると、「しこつ」の商場について触れる史料も見られるようになる。

元禄五（一六九二）年の「松前主水廣時日記」（『新北海道史』第七巻史料一所収）には次のような記事がある。

（五月）廿三日 厚谷又左衛門、大久保幸助商場しこつの夷御目見。差上もの被_レ下物。

（六月）五日 今井孫七郎支配所しこつより夷御目見罷登、差上物被_レ下物

有_レ之

厚谷、大久保、今井の諸家の商場（支配所、知行所などのよび名もおこなわれていた）から藩主に拝謁するアイヌの人々が来て献上の物を差し、藩主からも贈物が行われたというのである。「しこつ」に商場が設定されていること、そして、商場の設定された地域のアイヌの人々（地域を代表する首長たちか？）が藩主に直接、従うかたちの儀礼、「御目見」が行われていることが知られる。「しこつ」以外の各地からの「御目見」もいくつも記録されており、「継目」の「御目見」、すなわち首長の地位継承について藩主の認可を得る形になる拝謁を行っている記事もある（「なこたらの夷」の「もねづし継目」の「手印小枉作一振」を「献上」とある一六月二日の項）。松前藩の直接的なアイヌ社会の影響力があらわれているのである。

元禄十三（一七〇〇）年の「松前家臣支配所持名前」には次のように、

松前主水	石胤ノ遊張、志古津、留参、及部村、同川、礼髭村、鳥屋十八ヶ所
厚谷六左衛門	志古津ノ満古前、鳥屋四ヶ所
麓 小兵衛	志古津ノ上武川、鳥屋一ヶ所
大久保惣次郎	志古津ノ中武川、シユグノへ獸場、鳥屋一ヶ所
佐藤三郎左衛門	志古津ノ伊茶利布登、鳥屋一ヶ所
嘉藤吟之丈	志古津ノ阿津満、鳥屋一ヶ所
南条安右衛門	石狩ノ志古津、鳥屋一ヶ所
工藤茂兵衛	志古津ノ厚伊志
岡口彦兵衛	志古津ノ留宇参、鳥屋一ヶ所
ルサン（ルウサン）、マコマエ、上ムカワ、中ムカワ、イサリブト、アツマ、アツイシ	

（南条家の「石狩ノ志古津」は石狩のシノロの誤記と思われる）

と「志古津」の七カ所、八人の知行主名があげられている。

享保十二（一七二七）年の「松前東西地所附 全」になると、次のとおりである。

志古津内	松前主水 厚谷又左衛門
るうさん	木村与右衛門 岡口彦兵衛
あつ石	工藤茂兵衛 大久保宗次郎
尾札	小平善左衛門
沼かしら	蠣崎四郎左衛門
まこまひ	厚谷六左衛門
浜む川	佐藤孫右衛門
いちやり	今井孫七郎 佐藤三郎右衛門
上む川	麓小兵衛

右商場所支配夷共居所志こつ所々に罷在候

「志古津」のうちとして八カ所の地名と一三人の知行主名があげられている。現在の千歳市域のうちの地名と思われる「るうさん」、「あつ石」のほか、内陸部の地名が元禄、享保の年代には見られるようになってい。そして享保の「地名附」に「商場所支配の夷共居所」―ここにあげた八カ所の商場でとりしきっている交易に参加するアイヌの人々居村―は広い「志こつ」の地域、所々に存在していると書き添えてあるところが注目される。「商場所」としてあげている地名だけがアイヌの人々の集落がある所なのではなくて、たくさん集落から「商場所」へ交易に集まってくる状況が記されているのである。のちには「志古津十六場所」〔松前随商録〕

一八世紀末頃の史料」といわれるように知行所地名も拡大している。なお享保年代（一七一六―一七三六）には商場が商人に交易をまかせる請負制の場所となる状況がはじまっているがそのことは後述する。

第三項 シャクシャインの戦い 商場知行とアイヌ社会

江戸時代のアイヌ社会は、それ以前からそうであったように限られた地域のうちで自給自足的に維持されているような社会ではなかった。広大な範囲に交易関係をもつてさまざまな社会や文化と交流していた。津軽海峡を渡って本州方面に向いて、米、鉄器類、木綿類などを入手する交易、宗谷海峡を渡って大陸からもたらされる豪華な山丹錦などを入手する交易、それをまた和人に伝える交易などが活発に行われていた。先に触れた徳川家康の黒印状が松前家の対アイヌ交易の独占を認めつつ、「夷之儀は何方へ往行候共、夷次第たるべし」と記してアイヌの人々の自由な「往行」を認めるとしていたのはこのようなアイヌ社会の広域な交易活動の実態をふまえていたからであった。

数軒あるいは二―三〇軒の村（コタン）にはコタンコロクルとよばれる村の長がいて前述の交易や日常生活の共同作業、祭祀、対外的な交渉などを指導しており、交易を通じて財力を蓄える地位でもあった。

このコタンをいくつもまとめて影響下において、和人から「総大将」とか「総おとな」とよばれるようになる大勢力者もいた。一七世紀中頃では、シャクシャイン（シブチャリ）、オニビシ（ニイカップ）、ハウカセ（イシカリ）、ハチロウエモン（ヨイチ）などの名前が知られている。シャクシャインはクシロ方面まで影響力があったとされるし、オニビシは「しこつと申所の頭」とも書かれるところを見ると「しこつ」一帯にも勢力を張って

いたらしい。ハウカセは石狩川の流域に広く勢力圏をもっていて、鉄砲も四〇五〇挺もち、手勢は七〇八〇〇人もいるといわれていた。ヨイチのハチロウエモンは、津軽藩の調査船がヲシヨロに着くと最初に船に乗り込んで来て「商物出し申間敷候、此八郎右衛門次第に可被為候」―商売の品を出してはならない、すべて八郎右衛門の指示に従うようにと伝えたと言う（『津軽』統志 巻第十）。交易を管理する首長らしい言であった。翌日、九人そろって船を訪れた「大将」たちは「北高麗織」の言葉であらわせないほど「見事」（みごと）な衣装を着ていたという。「大将」たちの権威と、そして財力のほどのあらわれでもあった。

アイヌ社会の生業は狩猟、漁撈が中心であったが、自給自足的な生業だったわけではない。狩猟の産物である毛皮はチホキとよばれるが、それは交易に出すための毛皮の意、さらに交易品一般を指すように使われるという。交易に出かけることを題材にした「昔話」で使われる語（萱野茂『アイヌ語辞典』）とか、買われるものの意で交易品としての毛皮を指して使われる（中川裕『アイヌ語千歳方言辞典』）といわれ、魚井一由訳の『アイヌ・フォークロア』（ネフスキー著）では *tsihok* を交易品と訳している。狩猟が交易品を得るための生業となつていることのあらわれである。

鮭漁も、自給のための保存食糧^{からさけ} 干鮭生産の意味から交易品としての干鮭生産、さらには自給・保存食糧には適さないが和人に塩引鮭の原料として提供する生鮭を川口部で漁獲する漁業をさかんに行うようになる。一八世紀の蝦夷地のアイヌの人々の鮭漁を紹介して、われもわれもとたくさん船が鮭を積んで押しかけてくる。扱い切れないので、面倒がつてこの魚は良くないと言えぱたちまちその鮭を打ち捨てて、すぐにまた鮭をとってやってくると記す史料がある（『東遊記』）。和人に売るための生鮭は脂肪分の多い魚体を川口部や下流部で捕獲する必要があった。それは脂肪分の酸

化で乾燥保存の干鮭に加工するには不適で大量に獲っても保存し、自給食糧にあてるのは困難である。交易のための鮭漁がさかんに行われる様子が伝えられているわけである。

商業知行制はこのアイヌ社会の交易に深刻な影響を与えた。アイヌ側から松前城下へ出向くことが許されず、商場へ、そこを知行地としている知行主、或いはその配下のもので、交易を委託されている商人が渡航して来るのを待っていて、その特定の交易相手とのみ交易することになる。はじめ「シサムの国」（和人の国）へ交易に出かけ、なじみの交易相手もなかったが、「神様のように立派な殿様」に出会ってよい交易ができた（萱野茂『カムイユカラと昔話』）という「昔話」に語られるように、松前へ出向いてよい交易相手に出会って交易する（あるいは、よい交易相手を探して取引する）ということが商場交易ではできないことになる。

交易は和人が主導的になりやすい状況とされたのである。交換比率の基本は米一俵^{二斗} 干鮭五束（一〇〇本）とされ、長年、守られて来ていたのだがこの米一俵が二斗入から七^斗八升入くらいまで少量にされてくる。アイヌ側の商品が四〇^割位にまで値下げされたことになる。

商場の背景には松前藩の政治力、権威があった。商場に渡航してくる和人は取扱う漁獲物を増大させようとして自ら「大網」をもって鮭漁を行うような地域もみられるようになる。アイヌ側が自分たちの漁獲したものを買い上げるようにしてくれと求めると、松前の知行地なのだから何をしようとな勝手だといって、打ちたたいたりするという状況が訴えられるようになる。

「無理非道」を訴えようと老首長が松前へ出向くと、法度で禁じているところを犯して松前へ来るとはと責められて、面目なく帰ってこなければならなかったということも起きていた。

これらの事情はシャクシャインの戦いに同調せざるを得なかった理由として語られていたことであり、次項でも改めて扱うこととする。

シャクシャインの戦い

寛文九（一六六九）年、シブチャリ（静内）を拠点とする首長シャクシャインの呼びかけで東西蝦夷地で反和人の蜂起がおこされ、あわせて三百数十人の和人が殺害された。シャクシャインはそのあと軍勢を派して松前へ向かって進撃をはじめた。松前藩は江戸幕府へも連絡し、幕府も支援体制をとるなかで対抗策を取ることになる。シャクシャインの戦いとよばれる大きな動乱となったのだった。

反乱前の大きな戦いの前段に、アイヌ勢力間の抗争があった。

交易が拡大するなかで、交換比率が不利になるなどの状況の変化が起ってくると和人に提供する鮭、毛皮などをより多く獲得するための狩猟、漁業領域の拡大、競合が深刻になってきて衝突も起きやすくなったのである。うとの見方もある（瀬川拓郎『アイヌの歴史 海と宝のノマド』）。

もともと、この地域にはシブチャリ川（静内川）をはさんで文化的に異質なところがある勢力が存在していた。墓標のつくり方や神話、伝承などがはつきり異なる様子を示していた。シブチャリ川西方の人々（シムムクル）では槍型（あるいは鋏型とも）の男性墓標、針頭型の女性墓標がつくられるが、東方の人々（メナシクル）ではY字型の男性墓標、T字型の女性墓標がつくられていた。シムムクルの神話では人間（アイヌ）に文化のあらゆることを教えて、人間の始祖の位置にあたる最高神はオキクルミであり、その次の位置にあるのがサマイクルであった。メナシクルの神話ではそれが丁度、逆になって、最高神サマイクル、その次の位置にオキクルミがいるという形になっている。

このような異なる価値観を持つ勢力が接触している地域では対立、衝突

も起きやすかったのかもしれない。対立・抗争の様子は次のようなものであった（やや詳しい史料は『津軽一統志』巻第十、『寛文拾年蝦夷蜂起集書』、『蝦夷蜂起』である）。

慶安時代（一六四八―五一）から両勢力の抗争は目立つようになりはじめ、メナシクル（シャクシャイン方）が強勢で、シムムクル（オニビシ方）はその勢力範囲を犯される状況であったがオニビシが次第に力を大きくし、承応二（一六五三）年の抗争ではオニビシ方がシャクシャイン方の「大将」カモクタインを討ちとってしまった（シャクシャインはこの頃「副大将」だったのだという）。シャクシャインは仇討ちのために戦さをつづけ、数年も争っていたがオニビシ方はますます仲間をあつめて強力となり、シャクシャイン方は劣勢となる。シャクシャインは逃支度をはじめて、部下がひきとめているという状態になってしまった。

オニビシ方がシャクシャインも討ちとつてメナシクルを完全に圧倒できると意気込んでいるところで、松前藩が本格的な仲裁にのり出して来た。オニビシに対してはシャクシャインを討ちとることはできるだろうが、また、その親類などが仇討ちの戦さを仕掛けて来て果てしなく争うことになるだろう。双方に了解されるような仲裁をするので争いを止めるようにと言った。シャクシャインに対してはもう戦う力が残っていないのではないのか、オニビシには争いを止めるようによく話しておいた、この辺で争いを止めるようにと伝えた。松前からは双方へ和睦の贈物を与え、オニビシ、シャクシャインも対面して祝宴をおこない、以後、争うことはない約束した。

シャクシャインは、家柄もよく、財産も多く持ち、人望もあったというが、この時は劣勢の状況下にあったところを松前の仲裁で助けられるかたちとなった。それでオニビシはシャクシャインをさげすむような態度をと

り、出会うことがあるといつも意地の悪い対応をしていたという。そのためめもめごとが絶えないのであった。

熊の仔を二頭捕ったシャクシャインに一頭わけてくれとオニビシが頼んだがシャクシャインは返事もせず無視した。シャクシャインの部下一〇人ほどが鹿狩のため山へ入ろうとするとオニビシが俺の領分を通るなどいって追いかえた。オニビシらはシャクシャインの領分の川筋まで入りこんで鮭漁をおこなったが、シャクシャインはとめることができなかった。オニビシの甥ツカコボシが、シャクシャインの領分のうらかわで活鶴を買って来たのを見てシャクシャインはツカコボシを捕え、殺害してしまった。

狩猟、漁撈の領分や交易のことをめぐってこのような争いがくりかえされ、オニビシの甥が殺害されるような事件にもなってしまった。甥の犠牲に対してオニビシは三〇〇品という莫大な償いの品を要求し、出さなければ討ちつぶすとおどした。

シャクシャインは、莫大な負担ができず、「松前よりツクナイにて鬼菱おにびしと中なおり被仰付被下度と申上候」——松前藩から償いの品を肩がわりして出してもらい、オニビシと「中なおり」できるようにして欲しいと言っていた——松前藩への仲裁の依頼の証拠に「太刀」を「金ほり文四郎」にあずけて、これを松前藩にわたして仲裁を依頼してくれるようにと頼んだのだ。文四郎は、「太刀」を松前藩の奉行所へ差し出すことをしなかったらしく、金山奉行の蠣崎作左衛門に渡して、金山のことだけを相談して来たようだった。もどって来た文四郎は「太刀」を渡して願出たが何の沙汰もなかったとだけ言っていたので、シャクシャインは松前はオニビシの味方で自分たちを無視していると不信感をつのらせるようになる。償いの話は進まず、オニビシはシャクシャインを討つと言って九〇人ほどの手勢で押しかけてくるという有様となった。その時は、和人の砂金取りたちが

押しとどめて償いの話をつけ仲裁するということでおさまった。

ところが、シャクシャインは奇襲の機会をねらっており、オニビシが一人で子供をつれ文四郎の小屋に入るのを見届けると（文四郎の小屋で酒に酔っている様子を見てとする史料もある）、シャクシャインの手勢五〇人ほどが文四郎の小屋をとり囲んだ。火をつけるとおどし、ひとりで小屋を出て来たオニビシを討ちとってしまったのだ。

オニビシを失ったシムムクル側は何度か反撃をこころみたが成功せず、味方も次第に少なくなつて劣勢となつてきた。

シムムクルは松前藩に援助を依頼した。槍や鉄砲を貸してくれるように依頼をくりかえしたが松前藩は支援を認めなかった。抗争する勢力の片方に武器援助を行う前例もないし、できないことなので、適切な仲裁を行つてやろうという態度だったのである。二度目の依頼にはさるアイヌのウトフ（妻はオニビシの姉であった。彼女はメナシクルとの戦いのうちに死亡していた）であった。やはり、支援は断られ、帰途にいたが途中ノダオイ（森町）のあたりで病に倒れ死亡してしまった（しこつで死亡したとする史料もある）。

松前藩ではアイヌ勢力同士の抗争は交易にも悪影響があるので早くおさめようと考えていたが、一方を援助して一方を倒すという方法では怨みを残した紛争に藩もまきこまれてしまう、紛争も長びいてしまうので仲裁以外の方法はとらないようにしていたのである。藩内にはすぐ出兵してシャクシャインを討つべきだとの意見もあったが採用されなかった。紛争が長びくことは交易の停滞、途絶をまねくこととなり、財政基盤を動揺させるからであった。

松前への使者ウトフの死亡は松前の手による毒殺であるとの風聞が広まると、シャクシャインはこれを反松前、反和人にアイヌ勢力を結集するた

めに利用した。シャクシャインは次のようによびかけていた。ウトフが毒殺されたあと、松前ではさらに蝦夷地へ回す食料に毒を仕込み、アイヌの毒殺をねらっている。メナシクルは特に憎まれていて、ねらわれているようだから先手をとって和人、商船を討ちつぶそう。そして、それまで敵対関係にあったシムムクルに対しても、援助を拒絶されて、使者が毒殺されるようでは、シムムクルにとっても松前は敵ではないかと呼びかけた。

毒殺のうわさだけが反松前の大結集の理由だったのではなかった。この頃、松前藩の政策もあって（商場知行制の影響については前述したとおりである）和人・アイヌの関係は大きく変化して来ており、さまざまな問題が生じていたのだった。シャクシャインの戦いの終息後、直ちに蝦夷地の状況調査に派遣された津軽藩の調査船が西蝦夷地へ渡航、各地の首長たちから直接、聞き取ったことが『津軽一統志』巻第十に載せられており、アイヌ側の指摘する問題点が具体的に知られるのである。そこに触れられているのは次のような状況である。

よいちアイヌがいうには松前の仕方は悪化になって来た。米一俵は二斗入だったものを七／八升入にして、それを一俵だと言って「押買」（安い値段で無理に買取る）をする。串具が一束足りなくても、翌年二〇束にしてよこせ、出せないなら子供を人質にとるといふ、万事この様子なので蜂起することになった。

よいちの大将、そうやの大将がいうには米一俵を七／八升入に小さくするだけでなく、松前へ出かけて交易することを禁じられてしまった。よいちの大将チクラケが訴えのために松前へ出向くと、法度に反して松前へ来るとは何事だと髭を切る、首を切るとおどされて帰って来た。チクラケは不面目に耐えられないと戦さをはじめようとしたのだが、まわりの者にとめられて我慢していた。しかし、今度は東蝦夷地では大将のものが二／三人

も殺されたとしてシャクシャインから蜂起の呼びかけがあり、「我々も和人を殺す」ことになったのである。

しりふか（現在の共和町のうち）の大将がいうには一俵七／八升入に小さくして、それでも一俵＝干鰯五束（一〇〇本）の割合で押買いするし、抗議するとうるさい年寄は殺して若いものだけにするなどという、東蝦夷地ではもう沢山のものが毒殺されているのだといううわさもある。また近頃は和人が大綱を持って来て鰻をすつかりとてしまふ、我々のとつたものを買上げるようにしてくれと訴えると、「松前の知行所」で漁をして何が悪いかといって打ちたたき乱暴する、大変困って「一揆」をおこしたのであると。

前項で触れた商場知行の体制で和人優位の交易条件が無理にでも押し通しやすくなっている状況がよく示されているのである。こうした問題点が目立っているなかでは、シャクシャインの呼びかけに応ずる戦いが必然的になるのであった。

寛文九（一六六九）年六月、各地で和人は襲撃され、多くの犠牲者が出た。『津軽一統志』によれば次のとおりである。

東蝦夷地で二／二人＝しこつで鷹師四人、船頭・水主八人、しらおいで九人、三ツ石で一〇人、ほろべつで二〇人と鷹師三人、ほろいつみで一一人、とかちで一七人と鷹師三人、おんへつで一五人、しらんかで一三人、このほか鷹師・金掘のもの一〇〇余人（人数の合計があわないが原史料のまま）。

西蝦夷地では一四三人＝おたすつで二人、いそやで二〇人、しりふかで三〇人、与市で四三人、ふるひらで一八人、しくつしで七人、ましけで二三人。

各地での蜂起が相次いだなかでシャクシャインは松前への進撃軍も組織

した。七月末〜八月のころ、二〇〇人あるいは六〇〇人、あるいは舟五〇艘ともいわれる勢力をそろえて松前勢の拠点くんぬいに迫って来た。同じ頃、松前城下に近い根府田の辺には忍びの者も送りこんでいたという。

松前藩も江戸幕府や東北地方の諸藩に連絡をとり、鉄砲を借りる手筈を整えるなど準備していた。幕府も東北諸藩に指示して松前藩支援の態勢をとらせていた。松前藩では武士の動員だけでは十分な人数をそろえることは出来ず、町人、漁民もあつめて五〇〇余人（一〇〇〇人とも）の軍勢を

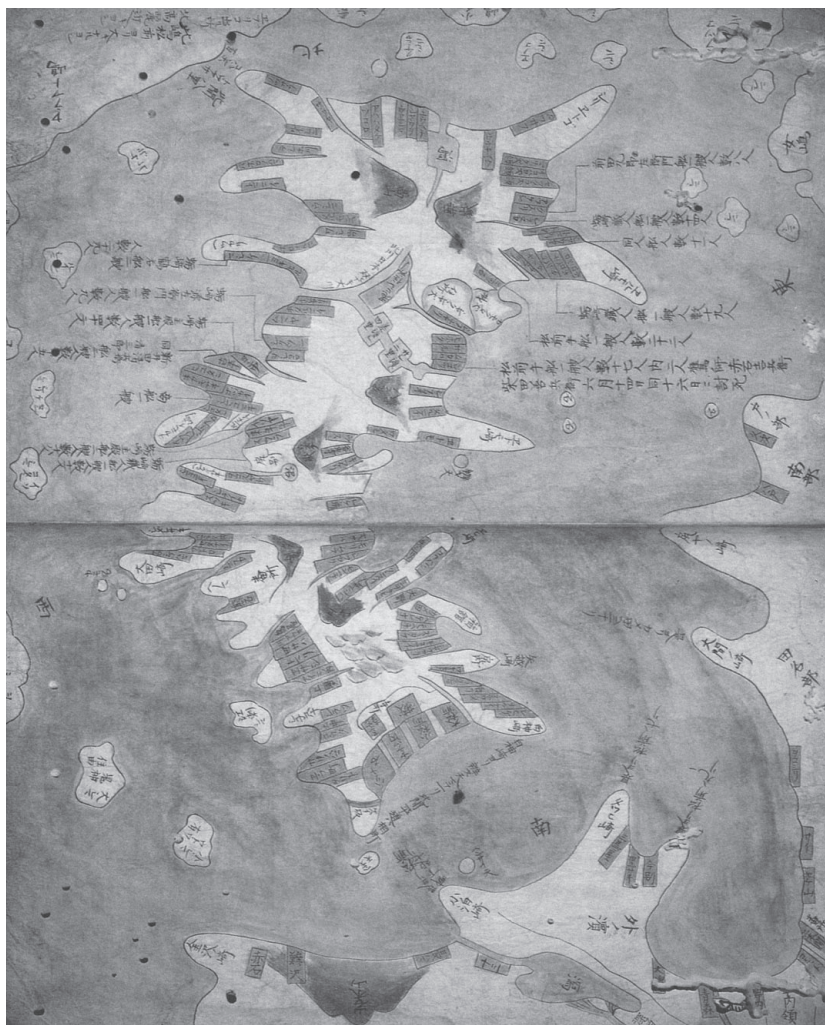


図2-1 津軽一統志「卷十附図」(弘前市立弘前図書館所蔵)

編成してくんぬい〜おしやまんべあたりへ出兵した。八月には江戸から松前八左衛門が鉄砲隊の部下を連れて出張して来た。八左衛門は江戸へ出て旗本となっていた松前家の同族である。藩の幼主矩廣を助けるために派遣されて来たのだった。津軽藩は国元で援兵の準備をしていただけではなく、実際に松前まで出兵して来た。侍四人、雑兵七〇〇人余人という規模で九月には松前に到着して、十一月初旬まで滞陣した。ただ、松前藩が他藩の活動を好まなかったのと、八月にはくんぬい〜おしやまんべあたりの合戦でアイヌ勢が敗れて退いていったという戦況だったので津軽勢が蝦夷地の軍事行動に活躍するという場面はなかった。

八月の合戦で、鉄砲の威力をもってアイヌ勢を撃退することができた松前藩は、各地で「つぐない」の提出をよびかけるなど鎮撫工作をすすめながらシャクシャインの本拠地しゅぢやりに迫り、十月にはひほく（新冠）まですすんで滞陣し講和の交渉をすすめていた。

交渉を担当したのは佐藤権左衛門であった。権左衛門は早くからシャクシャイン討つべしと武力行使を主張していた人物で、あるが、彼はしゅぢやりの金山を扱う金山奉行を務めていたことがあり、その頃、アイヌの人々の信頼が厚かったのだという。権左衛門は交渉のなかで言っていた。江戸の殿様も軍勢を率いてさるまで到着している。蝦夷を皆殺しにするのだと言っているが松前藩としては蝦夷がいなくなつては困ることになるし、皆殺しは不愼である。できれば助命してやりたいので講和に応じるようにと。

シャクシャインは慎重で様々な工作が必要であったが、権左衛門を信用

したものか講和に応ずる態度となった。勧められて講和の酒宴にも出て来た。シャクシャインほか主立った部下たち一四〇五人は大いに酒を呑んで寝込んだが、その夜半小屋に火をかけられ斬り込まれて、皆殺害されてしまった。このあと、しぶちゃんのチャシで戦闘があつたが、このチャシも陥落しシャクシャインの戦いは終わった。寛文九（一六六九）年十月下旬のことであつた。

しかし、戦後の情勢を落着かせるためには二、三年の間、松前勢の出兵がくりかえされなければならなかつた。翌年はよいちへ、翌々年はしらおいへ出兵しており、三年後には江戸から松前八左衛門が手勢を率いて再度、渡航して来てくんぬいまで出張していた。この間に各地のアイヌ勢からつづないのものを徴し、また起請文を出させて服従を誓わせている。起請文には松前の殿様へ絶対服従すること、殿様御用の和人、あるいは私用の和人に対して乱暴をはたらかず十分に世話をすること、他藩との交易をしてはならないこと、交換比率は米一俵〓干鯉五束と定めるが和人の商品はなるべく高値に扱うことなどが記されていた（『蝦夷蜂起』）。

シャクシャインの戦いの前段ではアイヌ勢同士の高い抗争がくりかえされていたが、それはアイヌ社会に強大な政治勢力が登場していたことを示していた。抗争に勝利した側が、より強大な政治勢力をつくりあげて行くという過程がすすむと見える動きであつたが、実際はその過程は困難であつた。各地のアイヌ勢は和人との交易を通して、社会・経済を維持する度合を強めつつあつた。イシカリのハウカセのように、和人のもたらす米、酒など必要ない、もともとアイヌ社会では米、酒などなしで生活してきていたのだ、交易はしなくてよいと豪語しシャクシャインに同調した蜂起には加わらなかつたのだが、イシカリでも戦う覚悟はあるとして仲間を集めて戦闘の準備をしていたという動きもあつたが、一方では、よいちへ集つ

たそうや、りしりの首長たちのように戦いが続いて交易途絶の状態のままでは非常に困るので何とか戦いを回避すべきだと考えて相談しているアイヌ勢も多かつたようである。シャクシャインのような大勢力でも、松前藩に仲裁を頼んでつづないものを肩がわりしてもらうことで抗争の事後処理に対応しようとしていたと伝えられるところがあつたのであり、アイヌ勢力間の諸問題に松前藩の介入は避け難い情勢があつた。自律的な抗争の決着をすすめるにいくとすれば、抗争を経てより大きな政治勢力が形勢されるという過程もすすみにくいし、反松前、反和人の大結集を維持したまま戦いを継続することは困難なのであつた。偽りのおそれがあつたとしても和議の提起に応じなければならなかつたのであろう。

松前藩は、大きな争乱の鎮定に成功したのであるが、影響は重大であつた。松前へ渡来する商船は激減した。毎年三、四〇〇人が渡来し、八月頃でも一四〇―一五〇人ほども滞在しているのが例年のことであつたが、戦いの年には七、八〇人ほどしか居らず、翌年、一応、平穏になつてはいる松前であつたが商船の渡来は少ないままであつた。蝦夷地から松前へ運ばれてくる産物がなないので、松前近在の産物、鯨、昆布、串貝くらいしか取引がなく商売は小さくなつていた。藩士たちも蝦夷地の知行地〓商場へ船を送れないまま二、三年もすごしているので食料の調達にも困って粟の粥に昆布を刻みこんで食べるとか、畑作につとめるとか困窮の状態であつた。蝦夷地への出兵も続いていたのであり（前述）、城下には諸藩からの「物聞」（情勢探索のスパイ）が出没する不穏さも続いていたのであつた。

交易の途絶にはアイヌ側も困惑していた。交易の「御船」（藩主の直営の交易を行う商船）が派遣されなかつた寛文十（一六七〇）年、くすり、あつけしからは六〇人の「狄」がしらおいまで出て来て藩の役人に訴えていた。来年はぜひ「御船」を派遣して欲しい、米不足で困っているので「狄

俵」二〇〇俵ほどをわけて欲しいというのだった。藩の備米も十分ではなかったので役人は九〇俵だけを渡した。「狄」たちはみやげとして猟虎皮一〇枚、熊皮六枚、真羽一〇〇尻を置いていった。のちの史料（『蝦夷草紙別録』——十八世紀末の記録）によれば、猟虎皮は中程度のもので米四五俵、^{（二）} 熊皮四俵、酒二樽、たばこ四把、きせる二本と替える程の価値のあるもので、真羽（高級な矢羽に使われる大鷲の尾羽根）は中程度のもので米五〇俵、熊皮六俵、酒一樽。熊皮は中程度のもので一枚でたばこ一把、きせる一本とされていた。年代が大きく異なる頃の相場なので正確な推定にはならないかも知れないが、これで計算すると猟虎皮一〇枚、五〇七俵余、熊皮六枚、一・三三俵、真羽一〇〇尻、五四四俵余、合計一〇五二俵以上ということになる。特別に高価な商品を提供し交易の再開を願っているという様子なのであり、その要望の大きさも現れているのだった。

アイヌ社会の交易途絶による困惑が大きいほどに松前藩側は「刃物ノ類、武道具ノ類」すべてを没収する（『快風丸蝦夷聞書』）とか、前述の起請文のような服従の規則とかを強行しやすかったのである。

一方で、蝦夷地における和人の活動にも規制が加えられなければならないかった。先年の「一乱」のあと、「日本人蝦夷への往来堅御停止」すなわち和人の蝦夷地への往来の厳禁が松前城下で制札をもって示された（『快風丸蝦夷聞書』）とする史料もあるし、「シャクシャインの戦いを境に鯉船や鱒船の派遣が廃止された」（小林真人「成立期場所請負制の制度的考察」という見方もある）。

シャクシャインの戦いを鎮めることに成功して松前藩は、より安定的に藩の主導する秩序を蝦夷地に行うことができるようになる。元禄元（一六八八）年、水戸藩の大船快風丸が松前に渡来し、石狩へも渡航し、石狩にはしばらく滞船して調査を行い（石狩川を三日ほどさかのぼったという）、

鯉を買い集めて塩引に加工し一万本を積み帰っている。この間、「蝦夷人トガメモセズ何ノ障リモナシ」ということであった。松前の船ではなく、異例の大船だった（長さ二七間——四九¹/₂、巾九間——一六¹/₂、いわゆる千石船の二・三倍以上の大きさ）にもかかわらず、蝦夷地は平穏で調査や交易上の問題も生じなかった。松前から「案内ノ役人」が事前に石狩を渡って対策を講じていたからであった（前出『快風丸蝦夷聞書』）。

松前藩は幕府への報告で次のように述べるようになってきた。蝦夷地には、所々に「頭」にあたるものがあるのだがそれらをまとめて、その上に立つ「惣頭」にあたるものは存在しない。「私下知仕候」——私に松前藩主が統率している（「正徳五年松前志摩守差出候書付」と）。

オニビシとしこつ

「ひほく」（新冠）のオニビシは強力でシャクシャイン方を圧倒する強勢を示していたことは前述した。その勢力範囲はしゅちやり川（静内川）の中・上流域にも及び、シャクシャイン方の鯉魚をおびやかしていたのであった。「ひほく」の西側、さる、しこつ方面にも強い影響力をもっていた。のちの史料によれば、「ひほく」アイヌは、新冠川での鯉魚は十分な漁獲がないので「勇武津ムイシヤリ」（ユーフツ場所の漁川——千歳川の支流）へ鯉魚の出稼ぎに行くのが例年のこととなっていた（『東蝦夷地各場所様子大概書』）。オニビシが討たれたのは「しこつ金山の辺」とか、オニビシ亡きあと、その子が頼っていた所がしこつであった、松前への援助を依頼する使節として出かけた「ウトフ」が目的を果たせず、病で倒れ死亡したのはしこつだったとする記録もある（いずれも『津軽一統志』巻第十）。しこつとの関係が深いオニビシ勢だったのである。

松前藩もオニビシを「しこつと申所の頭」とみなしていて、「鬼夢事、大力の狄、殊に謀名譽の者に付、下の国狄共押を可仕旨松前殿より御申付

被差置候故、常々御引廻候由」という関係をもっていた（同前）。オニビシは豪力のものであり、さらに智謀にすぐれたもので東蝦夷地のアイヌ勢を統率する位置につけて松前から種々指図しているというのである。すなわち、松前藩とのつながりで東蝦夷地に強勢を振うオニビシということになる。

オニビシは婚姻関係で周辺の勢力とのつながりを強めるという政略もとっていたらしい。オニビシの姉はさるアイヌのウトフと結婚しており、そのウトフはオニビシ亡きあと松前へ支援要請の使節として働くという重要な役割に任じていた（支援要請は奏功せず、帰路、病死していることは前述した）。さるアイヌはオニビシに味方してシャクシャインに対抗する有力な勢力の一つとなっていたのである。

「ひほく」（新冠）アイヌの首長オニビシの勢力範囲が強大なものであったことは以上のとおりであるが、オニビシが討たれた直後からその動揺はまぬがれなかった。

松前藩がオニビシ後の秩序維持のためにもオニビシ遺族の支援は行わず、仲裁の世話をするという態度で使節を送ったときにシャクシャインは仲裁に同意し、同意の証拠の品を松前藩の使者に渡した。しかし、オニビシの後継者の位置にあった「ひほく」アイヌの首長ハロウ（『津軽一統志』には「ひほく…狄おとな八郎右衛門」とある。八郎右衛門はハロウを発音の似ている日本名表記にしたものと思われる）は、松前藩の仲裁に同意しなかった。ハロウはシャクシャインと戦い続けるつもりだったようにみえるが、この時さるアイヌは仲裁に同意しシャクシャインと同様に証拠の品を渡していた。さるアイヌはハロウに同調していなかったのである。

シャクシャインの戦いを鎮めたあとの松前藩は、亡きオニビシに代わる役割をハロウに求めようとはせず、さるアイヌを重視する方針をとるよう

になった。「シャクシャイン退治」以後は東蝦夷地の「仕置」（しおき）（支配というような意味）をさるの大蔵に任せていた（大蔵はダイソウとも記されており、これに近い漢字表記と思われる）。大蔵には鉄砲まで預けていたといい、松前藩が信頼感を示していたものらしいが大蔵は松前へ出頭するよう伝えられると断然、拒否していた。和人と一緒に行動しては同族のうらみをかうことになるというのが理由であった（『寛文拾年狄蜂起集書』）。松前藩を後ろ盾にしてさるアイヌの勢力が安定あるいは拡大できるという考え方がとれない状況、松前藩、和人への不信感が続く事態もまぬがれなかったのである。

しかし、元禄五（一七〇二）年の『松前主水廣時日記』の年代になると、東西蝦夷地の各地から松前藩主へ「御目見」（おめみえ）にくる記録が多く見られるようになる。

「五月」九日、すつ、おたすつ、石狩の夷御目見に罷登、すつ、おたすつ献上物、御太刀被下。尤、すつ乙名きいく犬継目御礼申上候

というような記事である。御目見のアイヌ首長たちが「献上物」を差出し、「御太刀」を下されていること、すつ乙名のきいく犬（きいくいん、差別視が犬という字にあらわされている）は、「継目御礼」を申上げている。「継目」とは、乙名（おとな）の位置を引き継いだことを意味して使われており、アイヌ社会各地の首長、乙名が、松前藩主の認可が必要とされる位置づけとなっている様子が見られる。「継目御礼」のかたちでの御目見であることが記されている例が、この日記には、ほかに、いくつも見られる。前述しているところであるが、松前藩主が幕府に対して蝦夷地各地に頭にあたるものがあるが、そのすべての上に立つ「惣頭」にあたるものはおらず、すべてに「下知」しているのは松前藩主であると報告（『正徳五年 松前志摩守差出候書付』）するようになる様子が示されているのである。

なお、しこつ場所についても「松前主水廣時日記」には、次の程度の記事があり、前出しているが少し付記を加えると次のとおりである。

厚谷又左衛門、大久保幸助商場しこつの夷御目見。差上物、被_レ下物。(元禄五年五月二十三日)

今井孫七郎支配所しこつより夷御目見罷登、差出物、被_レ下物有_レ之。(同年六月五日)

享保時代の『松前東西地所附 全』によれば、厚谷六左衛門―まこまひ、大久保宗次郎―あつ石、今井孫七郎―いちやり、とそれぞれの知行所が記されているので、これらの地域の乙名たちが御目見に松前まで出て来ていたのだと思われる。

これよりややのちの元禄九〜十(一六九六〜七)年になると、次のような「ニイカッフ」アイヌと「サル」アイヌの争いの記録がみられるようになる。「ニイカッフ」の知行主である工藤瀬兵衛が、「ニイカッフ」アイヌが隣場所の「サル」アイヌに不法な難題を言いかけられて難儀していると城下の町奉行に書面をもつて訴え出たのである(『工藤家年々秘録』)。

昨年、「ニイカッフ」へ行つた折にアイヌたちが訴えて言うには「サル」アイヌが押しかけて来て「つくない」の品をよこせと言う、二〇年前にメナシクルと争つた時に加勢に出て仲間が何人か死んでしまった、よい「道具三百品」を「つくない」によこせ、さもないと子供を捕まえて「家来」にするとおどす。同じようなことが先年にもあつて、その時に松前の侍がやつて来て和談が成立しているのに最近になって何度も難題を言いかけてくる。「サル」アイヌは多人数なのでおどされると大変困っている。すでに和談は成立しているのであり、「つくない」を出す理由はない、松前に訴えて松前から「つくない」を出すようにと指示されれば出すので、それまで待つようと「サル」アイヌには伝えてある、このようなことが続け

ばニイカッフに住んでいらなくなってしまうと言うのであった。

そこで、知行主の工藤瀬兵衛が町奉行へ願い出て、商船、通詞へでも命じてそのようなことはしないように「サル」アイヌに指示してほしいと言つたのである。瀬兵衛は、あわせて次のようなことを加えて述べている。ニイカッフはアイヌ人口も少ないところなのに「サル」アイヌにおどされてちりぢりに何処かへ移つてしまわれては知行主も大変困ることになる、産物も少ない所なので「ニイカッフ」アイヌはシコツ方面に出稼ぎに行つてゐるのだが、「サル」アイヌと争う状態ではシコツ方面へ行けないことになる、「通行自由」になるように指示してほしいと。

町奉行からは、元禄十年八月二日付で次のように「シコツ船惣中」から「サル夷惣中」へ指示を出させることにしたとの連絡があつた。来年、松前藩主かまたは商場知行主の工藤家から仲裁を行うので、それまで「つくない」ことなど一言も申し出ることのないようにトヒタケに厳しく申し付けるとのことであつた。トヒタケは『蝦夷談筆記』(宝永七(一七一〇)年)で「国の支配申付」けられてゐるとされており、「松前蝦夷記」(享保二(一七一七)年)では、しこつの「頭人」だったと記されている人物である。「サル夷惣中」あるいはしこつアイヌ全体を代表するような位置にいたのであろう。

「シコツ船惣中」とは、「志古津十六ヶ所」(前出『松前随商録』)というような各商場の知行主が派遣する商船の仲間を指すものと思われる。「サル」アイヌにとつてもシコツ場所のうちの千歳川での鮭漁は重要な出稼ぎであつたので(『東蝦夷地各場所様子大概書』)、シコツへの商船の影響力は「サル」アイヌに対しても大きかつたのである。

この仲裁での結果は不明なのであるが、工藤瀬兵衛は元禄十二(一六九九)年にはニイカッフ場所の返上を申し出て認められなかったが、宝永七

(一七一〇)年には、夏の交易船を出さず、秋だけ出すことを出願して認められている。工藤家はニイカッフ商場の経営に困難を感じていたことがわかる。「ニイカッフ」アイヌと「サル」アイヌの争いなど、アイヌ社会の困難が知行主の難儀につながっていることが知られるのである。

第四項 場所請負制と蝦夷地

享保年代の松前藩財政事情

シャクシャインの戦いを鎮めて直後の不安定な時期を過ぎると、松前藩の蝦夷地支配は蝦夷地全体を「下知」と自負するようになってくる(前述「正徳五年 松前志摩守差出候書付」)。享保四(一七一九)年、藩主松前矩廣は嗣子邦廣とともに「月次御礼格式」は一万石以上に準ずると指示されて、大名家の格式に準ずるようになった。蝦夷地交易を基盤とする財政規模も大きくなってきているはずであるが一方で支出のかさむ事情も目立っている。城下の人口は増大し、城下町の整備が進められなければならなかったし、格式にふさわしい江戸藩邸の経営や参勤交代の経費も増大する。そして貨幣経済の進展するなかで消費生活上の商品流通も拡大し、消費支出も増大してきていた。

幕府の許可を得て参勤を中止することもあったし(元禄十(一六九七)年、同十五年)、宝永七(一七一〇)年の参勤にあたっては家臣に金を出金させるようなことも起きていた。享保年代には、家臣に「分限不相応」な屋敷を許可しないと令したり(享保九(一七二四)年)、法事や婚礼にあつての節約、絹の着物の禁止などを触れる儉約令が出されたり(同年)、財政支出の緊縮のため支出書類点検を強化する、台所入用も「つまやか」にする、「こまかなる物迄」通帳に印判をして管理するなどの厳しい「達」が出されていた(『松前町史』通説編第一巻上)。

この財政難の理由は、次のようにとらえられていた。以下は、享保四(一七一九)年十一月、松前志摩守(五代藩主矩廣)から、旗本として江戸に居た同族の松前伊豆守嘉廣にあてて「困窮」に付、徴税について相談のために送られた「口上書」(『松前年々記』『松前町史』史料編第一巻)の内容である。

蝦夷地の産物は段々減少して来た。以前は一年に鷹の売上が三〇〇〇両前後もあったのだが、最近鷹はあまり売れなくなった。砂金の産出もすっかり無くなってしまった。大風による破船の被害も大きかったし、出費の嵩む件も多かった。江戸屋敷の火災、松前城下の火災、大坂へ材木を廻す藩船、津軽から米を取り寄せる藩船の破船でも多くの積荷を失った。他国からくる商船も今年は例年の半数もなく、大風のため畑作なども悪くなつて今年は悪いことが重なり、財政事情は甚だ困難となっている。役人共がいろいろ相談しているのだが、金山の見込もなく財源の見込がほとんどない。そこで当地の百姓(ここでは農民の意味ではなく、松前藩の庶民一般、多くは漁民である人々を指している)への課税を考えて、いくらかの財源としたいと検討している。ただ新規の課税であるように思われて(藩の内外から)問題とされるようではまずいので、よく検討して考えを聞かせて欲しい。

百姓への課税策としてあげられたのは、次のようなものであった。

昆布浜役 許可をうけずに勝手に昆布漁をしているものがあるのでよく調べて課税する。

薪役 百姓、他国者と申合せ、勝手に薪切りを商売とし山を伐り荒すものがあるので二五分の一税を課す。

鱈取役 無断で鱈漁をするものがあるので調べて課税する。

鱒取役 無断で鱒漁をするものが大分いるとのことなので調べて課税す

る。

鮫取役

塩首から東蝦夷地にかけて鮫漁に無断で出漁しているものが多いので少しずつ課税する。

魚油役

魚油は移出禁止となっていたが、近年は蝦夷地産の鯨油、鮫油が多くなって来たので、魚油の移出税を課すことにしたい。

鯡取雇役

鯡取雇で働くものが多く入込むようになり、鯡取雇の名のまま夏秋冬とつづけて稼いでいるものが多い。年季の稼ぎでないことにして年季役をのがれるものが多いので、鯡取雇役の名目で課税する。

他国商人役

他国から来た商人で、松前や近在に住みつき、地元で妻や子を得ているものが多くなっているが、百姓としての負担をしておらず、地元出身の妻までも百姓の役をのがれているので商人役を課する。

入酒役

近年樽酒の移入が増えて、酒のための失費が増えている。一〇分一役を課せば、酒の移入が減り、かわりに米の移入が増して有益と思われる。

この「口上書」の記述では、蝦夷地の産物減少と難船、火災などの被害を財政難の理由としてあげている。特に鷹、砂金という価値の高い特産物による収入の減少、という点を重要視しているとおり、稀少な特産物の移出に、財政収入の重要部分を依拠するような藩財政のあり方は成り立たなくなってきたことがわかる。

のちに蝦夷地産の大量な漁業製品（特に鯨魚肥）が、藩財政の基盤を支えるものとなってくるが、この享保時代（一八世紀はじめ頃）では蝦夷地の漁業生産は、まだ大きいものではなかった。「近年蝦夷地より鯡並煎海鼠出候得共干鯨之半分には及不申候」（蝦夷地より産出する鯨やいりこが

あるが、干鯨の半分にも足りない）と記す史料もあり（『福山秘府』公用之巻下のうち「公儀へ差出候下書」）、蝦夷地漁業は、これから活発になるところであった。

従って徴税の強化は、松前近在（和人地）の漁業に関するものが目立ち、昆布、鱈、鱧、鮫の漁を「勝手次第」に「無断」で行うものを調べて課税しようというのであった。「鯨取雇」で稼ぐものが増大しているので課税しようというのも、鯨漁が盛んになって来ている様子を示している。「口上書」では触れられていない鯨漁への課税は、この「口上書」（享保四年十一月）の頃、すでに改定されていた。従来は鯨漁を行うものは一軒あたり一律に七束（一束は二〇〇疋）とされていたものを漁獲量の一五分の一と改めていた。一軒で二・三艘の漁船で漁をするものもいるというように鯨漁は大規模になりつつあり、一律の課税では不公平なため享保四年一月に改定したのだとされている（宝暦十一年「御巡見使応答申合書」）。

本州方面での商品作物栽培（綿、藍など）の活発化、魚肥需要の増大の動きにつれて鯨漁は拡大しつつあり、従来より大規模な操業がみられることに対応して、一律課税ではなく漁獲量による課税という考え方をとったのである。昆布、鱈、鱧などの漁についても「勝手次第」に拡大しつつある状況に応じた課税を行おうというものであった。

拡大しつつある商品流通への課税も注意されていた。松前、江差、箱館へ毎年入港する船は、大小あわせて一二〇〇艘にもなってきた（『松前蝦夷記』）。この年代より四、五〇年前の寛文十年頃、渡来する商人、年々三〇〇〜四〇〇人ほどと比べると、全く異なる規模の商業活動が行われていることがわかる。出入する人あるいは船に、一人当りあるいは一艘当りに課税する旅人役銭や、船役とは質の異なる課税が考えられるようになる。商品の取引量に応じた課税が行われるようになるのである。「口上書」で魚

油一樽いくら、酒一樽いくらというように課税したいとしているのである。享保五（一七二〇）年に定められた入酒役（税）、魚油湊出役は、ともに二斗樽一個につき「金三分」（砂金〇・三匁一八〇文）であった。

この商品への課税は、酒、魚油だけでなく、すべての商品へと拡大され、享保二十年三月には、すべての移入商品への課税（価格の四分^二四^三）が定められた（西川伝右衛門家文書『萬永代覚帳』）。しかし、この時は、「町百姓」の反対運動が拡大し、大きな騒動となつてしまい、城下有力商人の組織「西浜組」に協力を得ようとした試みも奏効せず、この課税「入品役」は、同年七月には「赦免」（廃止）となつてしまう（『福山秘府』古今訴状部）。

拡大して来ていた商品流通への課税の強化は成功しなかった。一律四^三という税率は当時としては高率すぎたようであつたし（のち定着する沖之口御口銭は二^三であつた）、有力な近江商人の組織「両浜組」の経済基盤も、まだ松前、江差近在の鯨漁を重点とするものであつた。近在の漁民からの徴税は、前述のように強化されつつあつた。その上に加わる流通過程を通しての重い課税が「騒動」をまねくほどになつていたので「両浜組」の商人たちも、近在漁民の動向を考えると藩の徴税強化政策に協力的な態度をとれなかつたのである。

松前、江差、箱館の近在での漁業のほか、広大な蝦夷地各地での漁業が拡大し、「鯨鯨之大場所」（シクヅイシーのちのタカシマ場所―『蝦夷商賈聞書』）と言われるような場所がみられるようになるのは、享保年代の次の年代になつてからなのであつた。蝦夷地漁業の拡大、それにともなう流通経済の拡大が藩財政の基盤を大きく変化させていくようになるのである。

場所請負制のはじまり

商人の資力によって資源の開発、産業の拡大をすすめ、その利権を与えた商人から運上金を上納させるという仕組みが請負制である。一七世紀前

半の砂金採取について次のように記す史料がある。砂金の採れそうな川筋を見付けて、その川筋の長さに応じた砂金を上納することを約束して「松前の殿」から砂金採取の許可を得る。実際に上納を約束した以上に砂金が採れなくても、その上納は果さなければならぬので、利益があるのは「松前の殿」ばかりである（『カルワリユの旅行記』）。と。砂金採取も上納金を約束する「団体」に利権を認めて採掘させる請負のかたちで行われることもあつたらしいのである。

伐木、造材という林業の分野でも、運上金上納による「請伐」という方法が十七世紀後半には行われていたらしい。厚沢部方面の森林を山師にまかせて伐り出させていたらしく、他国より山師がやって来て山を見て「金子にて仕切、伐出」（一定の上納金を決めて材木を伐り出す）という方法がとられていたらしい（『松前蝦夷記』）。これらの記録は、和人地、江差方面の檜山（蝦夷檜^ニえぞまつの森林地帯）に関係してのものであるが、元禄年代（一六八八―一七〇三年）には、蝦夷地で蝦夷檜を伐り出す事業がはじまる。本州方面の森林資源が乏しくなってくる年代となっており、本州方面の大規模な業者が蝦夷地の森林開発にのりだしてくるのである。資源の状況からして、遠隔の蝦夷地から運び出す材木が、江戸、大坂方面の材木取引で採算がとれる状況となつて来て、大きな資本が蝦夷地の林業に投入されるようになるのである。江戸の大材木商栖原屋の資力を背景に持つ飛騨屋は南部大畑に店を構えて南部の森林で稼いでいたが、元禄十五（一七〇二）年には「東蝦夷地志利別二到り唐檜山ヲ開ク」（『武川家系図』四代飛騨屋久兵衛倍行の項）ようになっていく。「志利別」は、尻別川の流域を指し、この流域は西蝦夷地（後志支庁の管内）であるが、上流域は長流川の上流域とかさなる地域なので材木は長流川を流下して（川口は東蝦夷地にあたる現在の伊達市域となる）搬出していたもので、「東蝦夷地志利

別」と記されているのである。この蝦夷地の木材伐出しは、のちの飛騨屋の林業経営と同じく運上金上納による請負制によったものと思われるのだが、詳しくは知ることができない。同じ頃の和人地知内の「雑木山」については「他国商人内海理左衛門」の運上金不納問題が記録されていて、請負が行われていたことが知られる。

これら砂金や木材に関する請負稼業は、和人の資本、和人の労働力で行われるもので、のちの漁業労働にアイヌの人々を使役する場所請負のあり方とは異質なところがあった。アイヌ社会には、河川を荒してしまふ砂金採取に経済的意味を見る伝統はなかったし、材木を大量に伐り出して売却する稼業の伝統もなかった。アイヌの人々は一向に「山方^{かせぎ}拵」（伐木稼業）はできず、道具なども持っていないので働き手としてはもっぱら南部大畑近在の「杣」（杣夫、きこり）を蝦夷地へ連れて来ているのであるとされており（『蝦夷国私記』）、アイヌの人々を伐木業に使役することはなかったらしい。

このかたちの請負経営ではアイヌの人々の使役を苛酷の度を強めて、利益を上げ続けるという方法はまだとれないでいる。資源をとりつくすにつれて、その分野の産業が衰えていくことになる。

漁業関係の請負経営ではかなり異質のことがおこってくる。漁業生産物の商品価値が高まるにつれて蝦夷地漁業の意味は大きくなって、特に鯨の魚肥としての生産が重要となってくるが、まず目立ったのは鮭であった。元禄時代のはじめには、「宮之腰屋」という商人が「石狩秋網地御運上之証文」を差し出し、それが藩主に披露されたという記録がある（松前主水廣時日記「元禄五年十月一日の項」）。石狩川の秋味鮭を運上金として上納して請負っている様子が示されているのである。「宮之腰」は加賀の地名であり（現在は金沢市のうち）、北陸方面の商人が石狩川まで船をまわして秋

味鮭を積み出していたのである。「宮之腰屋」の船には目付の役人が同乗していた。秋味商いの状況を点検していたのだと思われるが、この目付役、柴善十郎は、帰路は「宮之腰屋」の船に同乗しないで陸路で帰って来たり、そのことで彼は登城禁止の処分をうけている。松前藩が蝦夷地での商人の活動を厳しく点検しようとしている面と、商人に任せる請負のかたちの活動が点検を不十分にさせる面と、両面があらわれているのである。

秋味鮭の請負が早くからはじまるのは、アイヌ社会に古くから鮭漁の伝統があり、重要な自給食料として多くの鮭が捕られており、保存用に加工された干鮭^{からしき}は、蝦夷地出産物として重要なものとなっていたという実状がすでにあったこと、そしてアイヌ社会伝統の干鮭ではなく、和人の蝦夷地鮭漁やアイヌの人々からの生鮭を買い上げて塩引鮭に加工して移出する稼業の有利さが次第に目立ってくるようになることという事情によるものである。ややのちの年代の史料であるが「蝦夷商賈聞書」（元文年代〈一七三六〜四〇年〉の記録と思われる）には、秋味鮭の請負の有利さがあらわれている。この記録には、各場所の夏商や秋味（あるいは生鮭）商の取扱石高（年産にあたるもの）、そして、それに対する運上金の上納額を示している部分がある。「一、マシケト申所秋生鮭之出所也、千五百石積運上金三年二千七拾両、跡買ト申六百石積式艘千両三ヶ年ニ志摩守様^上上ル、同所夏荷物之義下国齋宮殿御知行トシテ八百石積之船参ル、出物鮫油、串貝、爰元之串貝大蓮貝^{マミ}ト申名物、干鰯、夏塩鮭、右之運上金三ヶ年ニ二百四拾両程齋宮殿^上上ル」というような書き方である。この記録をマシケ場所の秋生鮭の年産は一五〇〇石、運上金年額は三五六両余、跡買（漁期の遅い秋味鮭商）は一二〇〇石、三三三両余―以上は藩主へ上納の分、夏商（串貝、鰯など）八〇〇石、八〇両―これは知行主下国齋宮家への上納というように産物量と運上金額の概略を読みとれば、秋味鮭の商売

が夏商に比べて大きな運上金を負担していることを知ることができる。このような数値のわかる場所の例を「蝦夷商賈聞書」からひろって計算すると、産物一〇〇石あたりで夏商の運上金は八両余、秋味関係では二四両余となる。秋味鮭の商売が、夏商より三倍の運上金を負担できるほどの利益が見込まれている様子を見ることができ、商人は、まとまった運上金を上納してこの商売を請負うことがしやすかったのだと思われる。

この生鮭を扱う商売は、干鮭を買い集める商売とはかなり異質であった。干鮭は、アイヌ社会伝統の保存食料であり、その余剰部分があれば、和人に売り渡すというのがもともとのあり様であったと思われるが、生鮭を塩引加工の原料として和人に売り渡す稼業は、和人に売り渡すことを主目的とする商品生産の性質をはっきり示しているものであった。干鮭加工には中々上流域へのぼって来て脂肪分の少なくなった鮭が適当なものとされるが、塩引原料としての生鮭は下流あるいは河口でまだ脂肪分の多い体質の鮭を捕る必要がある。和人の好む風味の塩引をつくるために鮭漁をすることになるのである。このような性質の漁業が蝦夷地でさかんになるということは、それだけアイヌ社会への和人の経済活動の影響力が大きくなるということであった。アイヌの人々も、和人が蝦夷地でも鮭漁をするようになると、我々の捕った鮭を買い上げるようにして欲しいと要求していたのであるから（「津軽一統志」巻第十 しりふかアイヌの場合）、和人に鮭を売ることへの関心は強かったのである。

こうして鮭漁だけではなく広く蝦夷地の場所経営一般が請負制のもとにおかれる時期が迫ってくるのである。

享保年代（一七一六―三五年）のはじめには、場所請負制のはじまりを意味していると思われる史料が見られるようになる。「近年、出物蝦夷地不漁ゆへに少く、舟数を遣し候へても損毛斗出来申す故、家中申合せ少々

宛寄合船にて差遣し申し候。尤商人船に運上取、其場所相渡し申も有之候」（「松前蝦夷記」）という記録がそれである。家臣たちに知行地として宛行^{あてが}われている蝦夷地の商場（場所）は不漁で、出産物が少なくなってきたので、交易船をまわしても損失が目立つようになってしまっている。それで家臣たちが共同で交易船を送るようになっていくが、なかには商場の交易権を商人に渡ししてしまって（場所を渡ししてしまつてと書いている）、かわりに運上金をうけとっている家臣も見られるようになったといっているのである。

商場の交易は家臣が自ら交易にあたったり（元禄年代の「松前主水廣時日記」には、家臣が「商場御暇」の許可を得て、蝦夷地の商場に赴く様子が記されている）、家臣の従者が交易を担当したりしていたもののようであるが、シャクシャインの蜂起の折に蝦夷地で犠牲になったものの多くが商人だったように（「津軽一統志」巻第十）、商場交易を商人が代行する例も多くなっていたらしい。不漁などの事情で赤字交易が続くと交易権のすべてを商人にまかせてしまい、知行主は運上金をうけとるだけの立場となるというわけである。商人は知行主とは異質の利益追及の商略で商場交易における利益をあげる工夫をして、運上金を上納した上に利益をも確保するような経営を行うことになるのである。この頃から商場を場所と記すようになるらしいことは「松前蝦夷記」の記述で知られるところである。

元文年代（一七三六―四〇年）になると蝦夷地の場所五三カ所のうち運上金の設定されていない場所は、藩主の「御手船場所」（藩主の船が直接に交易している場所）がソウヤ、クスリ、アツケシ、キイタツツの四カ所、「地頭手船参ル」（知行主の交易船が渡航しているの意味）とされている場所が、利尻、サル、三ツ石の三カ所、あわせて七カ所だけで、これら以外の四六場所は運上金の設定されている、場所請負のかたちで商人の交易船

が、場所交易のすべてを担当している状況になっているのである。享保初年にはじまった場所請負の仕組は、二〇年ほどのうちにほとんどの場所に拡大していったのである。

初期の請負契約は、次にあげる証文の内容のようなものであった。

預置候金子之覚

一、小判貳拾三両 上金也

右者元利共ニ預申所実正候、皆済来亥ノ年拾壹兩遣可申候、残而拾貳兩者来々子之年相渡可申候、品ニヨリ亥ノ年中ニ済申候者貳拾貳兩ニ而急度相渡可申候、若シ金子分実ニ者曰夏売場壹年相渡可申候、尤売場之儀者上乗金指荷毎々之通仕相談可致候、依而証文如件

享保拾五年戌ノ十一月廿六日

新井田五郎左衛門 印

武川 久兵衛殿

場所が商人に渡されるという状態の初期の頃の様子がこの証文によくあらわれている（北海道史研究協議会『会報』第一号）。借用証文の形をとっており、享保十五（一七三〇）年十一月、元利あわせて二三兩を預り（借り）、来年一二兩、再来年一二兩を返済する予定、ただし来年返済済みに出来るときは二三兩の返済でよいこととする。そして実際には、現金で返済するのではなく「曰夏売場」（ウス場所の夏商の利権）を渡すのだと書いてある（高倉新一郎「古文書の手引」〈前出『会報』一一号〉）。この「手引」では、若し飛騨屋（武川久兵衛）が望むならば二三兩の返済のかわりに「曰夏売場」を一年間渡してもよいの意ではないかとしている。運上金という表現も、請負という表現もないし、請負年限も一年限りのような書き方となっている。しかし、上乗金や指荷について「毎々之通」（いつもの通り）と記しているところを見ると前から場所を渡しているような関係を

続けていたように見えるのである。

「上乗金」は、請負人の商船に同乗して蝦夷地に渡航し、その交易の状態を監督する係の手当金のことであり、「指荷」は、交易を請負った商人が、場所の産物の一部を知行主の家の賄料として現物で（あるいは金額で）上納するもので、「上乗金」、「指荷」とも場所請負の関係のなかで使われることになる語だからである。享保十五年より以前から知行主新井田五郎左衛門家は、場所を商人に渡している関係をはじめていたのである。請負人にあたるのは飛騨屋武川久兵衛だったと思われる。その請負人からの借財の返済にあてて場所（知行地）を渡すという状況がこの証文にあらわれているのである。享保年代の初年の「松前蝦夷記」が蝦夷地の不漁で利益ががらず、場所（知行地）を商人に渡す知行主があらわれてきたと記していたのと一致する状況であった。なお、ほぼこの証文の年代にあたる「蝦夷商賈聞書」では「曰」場所について次のように触れている。

町奉行の新井田五郎左衛門の預り地で、鯨、昆布、干鰯、オットセイ、煎海鼠、生鮭などを産し、運上金は一年四〇兩、蝦夷地で一番よい湊。善光寺という阿弥陀堂があり、参詣のものが廻つてくると。

場所請負制のひろがり

享保初年～元文年代の間に、場所請負制はほとんどの場所にひろがった。前述したように、元文年代（一七三六～四〇年）には、藩主直領である奥地の大場所と、極く一部の藩士の知行所が請負制をとっていなかっただけで、多くの場所は運上金の設定されている請負場所となっていた（「蝦夷商賈聞書」）。その後、請負制のもとで場所はさまざまな面で従来にない展開をみせることとなる。

（一）運上金のひきあげ

元文年代（「蝦夷商賈聞書」）と天明年代（「蝦夷草紙 別録」）の史料（此

の間五〇年ほど)で夏商の運上金額の比較ができる場所がいくつかあるの
で、それを比較すると次のようなことが知られる。

比較できるのは東西蝦夷地あわせて一五場所(全場所数の四分の一強)
だけであるが、これらの場所の夏商運上金は合計で八〇四両から一四九〇
両に増額となっている。西蝦夷地イワナイ・リシリなど八場所で五三〇両
から一二一〇両へ(一場所平均六六・二五両→一五一・二五両)と目立っ
た増額がみられる一方、東蝦夷地カヤベ・ウラカワなど七場所は二七〇両
から二八〇両(一場所平均三八・六両→四〇・〇両)と増額が目立たない
様子である。増額が目立つ、ヲシヨロ(二〇→一六〇両)、シクヅシ(六
〇両→一五〇両)、マシケ(八〇両→二〇〇両)などについては漁業生産
の拡大が著しかったようである。

(二) 漁業生産の拡大

元文年代でも「蝦夷商賈聞書」が「鯨油物数子沢山」(フルヒラ)、「鯨
数子沢山」(ヨイチ)、「鯨之大場所」(シクヅシ)と記すように西蝦夷地
の場所で鯨漁のさかんな様子が知られるが、天明年代(一七八一―一八八
年)の「蝦夷草紙 別録」では、鯨漁の「鯨舟」三〇〇艘、一艘あたりの漁
獲額は中漁で二〇両、総計では六万両(大漁ならその三倍)というほどに
なっている。同史料で、昆布の年産額一万七〇〇両余、塩引鮭は二万九
〇〇両余としていたので、鯨漁の重要度の大きさがわかる。なお天明年
代では松前、江差近在など和人地の鯨漁が衰え、皆無状態とさえ言われ
るほどであったから鯨産額六万両とみられるものの大部分は蝦夷地各場所
の鯨漁によるのだと思われる。

鯨漁の拡大ばかりではなく、場所では請負人の才覚で様々な漁が見立つ
ようになってくる。

シクヅシ場所は「鯨之大場所」であるが鯨以外の産物がないので運上

金は低額であるとされていた(「蝦夷商賈聞書」)。その後住吉屋西川伝右衛
門の請負のもとで鯨漁がはじめられ(宝暦八(一七五八)年)運上金三〇
両を上納するようになっており、「秋味切廻御場所」(明和七(一七七〇)
年より、運上金五〇両)、「海単引御場所」(安永元(一七七二)年より運
上金三両、御礼金二三両)と、種々の漁業をはじめている。

ヲシヨロ場所でも、住吉屋の請負のもとで「鯨御場所」(寛保元(一七
四一)年より、運上金一五両)がはじまっている。

マシケ場所は元文の頃では鯨漁のない場所であった。伊達林右衛門の請
負がはじまる頃、寛政年代(一七八九―一八〇〇年)のはじめには鯨漁が
はじまっていた。伊達屋の請負がはじまる前は、マシケ場所の運上金は秋
味二〇〇両、夏場所四〇〇両あわせて六〇〇両だったが、伊達屋請負と
なって寛政八年には一四四五両、十一年には二三一七両となった。それ
については「稼方も勝手次第差下シ場所之内新規漁場等見立成丈切開キ漁
業出精致すべし」(伊達家文書「文化四年 諸用留」ということになったの
だと言う。「稼方」は漁夫を自由に何人でも場所へ送り、新しい漁場も開い
たりして漁獲を増大させることについて許可を得ることで運上金の引上げ
に応じていることがわかる。

ルルモツへについても「天明六年十月旅人稼方勝手次第差下シ又夷人
へも申含め漁業出精仕るべし」右網其外仕法相立て候二付き産物も出増」
(同前 諸用留)とされている。和人の漁夫を自由に増加させるほか、「夷
人」はアイヌの人々にも「出精」させて(アイヌ使役の強化ということだ
る)運上金の増額に応じていた。

場所領域の争い

商場は古くは、交易をおこなう地点を意味している程度で境界を明確に
した一定の領域を意味するものではなかった。しかし、請負人のもとで漁

場開発がさかんになると、漁業を行う領域の問題が生じる。

スツキ場所、シマコマキ場所の境界争論の史料のなかには次のような記録がある。「蝦夷地之儀は夷と夷と之境にて従公儀急度堺と申儀ニは御座無く候様承伝候：運上取候者何れより何方迄と申渡候儀ニ御座候」―蝦夷地の場所にはアイヌ社会のとりきめでの境があるだけで、松前藩がきちんと定めた境界線があるわけではないのだと聞いている。アイヌが住んでいない様なところでは、場所請負人に対して漁業の領域を何処から何処までであると指示しているのである（海保嶺夫編『松前藩知行関係史料』のうち、湊平左衛門の「口上之覚」〈宝暦二年十一月十八日付〉―これは、スツキ場所知行主湊家側の主張のうちで述べられていることである。蝦夷地の場所には藩で定める境界はなく、蝦夷次第の習慣的な境があるだけなので場所請負人に対して漁場の領域を指示しており、そのため境界の領域には、シマコマキ側からは、鯨漁場を拡張してきており、スツキ側からは鯨漁の漁場を新開して来るというようにして境界を争う状況となっているのであった。一〇年ほども係争が続いているが藩の裁定は争いの境界の地、「とこ前、白糸、かり場」は藩が没収することであった。

「福山秘府」の古今訴状部には、このような境界争論がいくつか載せられている。

ヲタスツ、イソヤの間ではイソヤ側は「秋味跡買」というかたちで、鮭漁の漁期延長の漁業生産拡大をはかる。遅い時期にイソヤの商船が渡来してくるのでヲタスツアイヌもその商船に産物を売ってしまう、翌年、ヲタスツ側の買取るべき産物がなくなってしまうとの訴えがあったのである。境界の線引は困難だがヲタスツアイヌの荷物はヲタスツ場所、イソヤアイヌの荷物はイソヤ場所であうという裁定となっている（享保十五（一七三〇）年）。

アツタ、ハママシケの間では境界地域の「ヒシヤンヘツ、コキヘル」の所属をめぐる争いがくりかえされていた。何が直接の理由での争いなのか不明であるが、「夷地ノ義ハ夷次第ニ致シ然ベシ」という意味の裁定をその都度出している（明和三〇（一七六六）年）。

アイヌ社会の伝統的な境界に従って、「夷地ノ義ハ夷次第」という裁定が目立つが、場所請負人のもとで拡大される漁場はアイヌ社会の習慣に従うものとは限らないので、藩の裁定を求めるような争いになるのである。

藩主直領の請負化

場所請負が藩士の知行地の大部分に拡大していた元文年代でも藩主の直領の大部分は「志摩守様御手船之地」（「蝦夷商賈聞書」）藩主直営の商船が交易しており請負商人にまかされている状態ではなかった。直領の大場所は、蝦夷地の奥地に拡がっており、それだけ蝦夷地特有の産物を確保できる利点があった。千島列島産のラッコの毛皮などが入手できるクナシリ、アツケシ場所、カラフトの産物やカラフト経由で大陸製の織物などが流入するソウヤ場所が、その特徴をよく示していた。一方で奥地の大場所には、次のように言われる条件があった。「蝦夷大勢故所々エソヲ背、其故人間ニモ折々背、悪キエソノ心息也。近年御手船モ不遣レ、今二人間方ヨリ油断不致所也」（「蝦夷商賈聞書」クスリの項）、とか「然共蝦夷ノ心悪シ」（同 アツケシの項）と記されるように、これらの地域には自律的なアイヌの大勢力が存在し、「人間」（和人を意味して使われている語）に対しても服従的ではなかった。「御手船」（藩主の派遣する商船）を送ることができないということも起きていた。和人の商人が「勝手次第」の商売を行うことは困難な条件があったのである。また「タイイカノ蝦夷カラフト蝦夷、唐物共積来ル、依之運上船不叶」（同 ソウヤの項）と言われる地域もあった。カラフト経由で中国産の商品がもたらされるソウヤ場所は、鎖国

政策との関係から商人にまかせきりの請負制をとるわけにいかず、藩主の直接、監理する交易体制が必要と考えられていたわけである。

このような藩主直領の場所が請負化される背景には藩財政の困難があった。明和（安永年代（一七六四）八〇年）は財政支出の嵩むことが多くなっていた。城内の角櫓などの造営（明和二年）、城下町の大火（罹災家蔵四〇〇戸余（明和四年）、藩主道廣、花山院家息女との婚礼（同八年）、江戸藩邸、大火で類焼（安永元（一七七二）年）、明和二年、八年には参観の出費が嵩んでいた。

このような事情のもとでは、商人からの借財も大きくなっている。山請負で蝦夷地の山林からの材木伐出しの利権を一手に掌握するようになっていた飛騨屋武川久兵衛家からの借財が特に重大であった。しかし、飛騨屋に上納させる山請負の運上金額を引上げて収入を増すという安易な方法とはり難くなっていた。「材木不景気にて迷惑至極」（飛騨屋山請負関係之書 明和四年の「口上之覚」という材木値下りの状況があり、一方材木搬出の運賃は値上りするという景況にあったからである（武川家文書「惣元立差引目録」）。

藩は「蝦夷檜山」の飛騨屋独占を認める約束を無視して「蝦夷檜類木」という名目で別の商人に伐木の権利を認め、新しく別の運上金を上納させるという方法までとうとうとした。飛騨屋が、独占的な営業でなければ採算がとれないと山請負の返上と、それまでの藩への貸金四七九五両余の返済を求めると、藩はそれを認め、山請負の運上金を一〇〇〇両から一二五〇両に引き上げて新宮屋久左衛門に請負させた。しかし、新宮屋の経営は不調で運上金上納は不能という有様となった。飛騨屋への返済もされなかった。藩はまた飛騨屋の財力を頼りにして、借財返納は果さないまま更に借財をかさねて、安永二（一七七三）年には八一八三両にもなってしまうて

いた。

この借財が藩主直領を手放して、飛騨屋の場所請負にまかせざるを得なくなる理由であった。借財返済の用途はまったく立たなくなっていたので、エトモ、アツケシ、キイタツフ、クナシリの四場所を運上金年額五四〇〇両を飛騨屋が前納したことにして、この四場所は飛騨屋にまかされることとなった（飛騨屋武川家文書 訴訟書留帳）。

ソウヤ場所は、また別件での飛騨屋よりの借財二八五〇両余の引当てに、これは、一五年間、飛騨屋の請負となった（同前 安永四年）。

クスリも天明年間には飛騨屋の請負場所として記録されている（「蝦夷草紙 別録」）ので、一八八〇年代までに松前藩主直領の奥地の大場所もすべて飛騨屋の請負にまかされてしまったわけである。

天明六（一七八六）年の「蝦夷地収納運上金帳」（最上徳内「蝦夷草紙 別録」）に載せられている東西蝦夷地、八四カ所の場所はすべて場所請負人にまかされているかたちとなっている。

漁川の流送

飛騨屋久兵衛は、蝦夷地の材木を一手に請負った江戸時代の豪商である。寛延三（一七五〇）年から五カ年の期間で厚岸山林を請け負ったが、厚岸山は伐採跡地のため良木がなく、事業二カ年にして宝暦二（一七五二）年石狩山林への移転の許可を得て残り三カ年事業を続けた。そしてこの期限切れの宝暦五年から八年間、引き続き事業請負を継続している。

恵庭市の漁川の上流、空沼岳の東麓地帯からエゾマツが切り出された。取引されたのは寸甫すんぽと称する長さ六尺、木口九寸の角材だった。

伐木は夏秋の頃から始められた。伐出現場の「小屋ノ沢」には、鍛冶小屋、持子小屋、杣小屋、釜小屋、元小屋などが寄り合うように建てられていた。材木は谷近くに搬出しておき、春の雪解け水を利用して流送によつ

て漁川からシコツ川（千歳川）、石狩川を流送して石狩まで運び、集積された材木は手船、仕入船などで福山（松前）、南部、津軽の港に移出し、さらに雇船で江戸や大坂に積み出された。

石狩川口には山方運上屋と木場があり、中州には「此所イカダ繫場所」があったといわれる。毎年の伐採高は一万二〇〇〇石で当初運上金は六〇〇両だった（『恵庭市史』）。

場所請負制のあり方の変化

場所請負のあり方は、運上金額の引上げ、請負人の漁業開発のあり方、利益追求の経営方法というような点で次第に変化していく。年代の異なる請負証文の内容から、その変化の様子に触れてみる。

A 宝暦二（一七五二）年の請負証文

商場証文之事

一、手前支配所上夷地志くつし来西ノ年ヨリ壹ケ年ニ付小判四拾五両宛二丑年迄五ケ年之間相定前年八月中二運上金壹ケ年分不残請取申所実正明白也、然上者酉年ヨリ其元勝手次第船相立可申、夷人ニ非道成義不申掛商可致候、差荷之儀者別紙書付之通請取可申候、為後日証文仍如件

宝暦二申年七月廿六日

蠣崎 蔀 印

本人 西川傳太郎 殿

請人 岡田長九郎 殿

右運上金四拾五両之内拾五両者岡田方^江御渡可被下候。残而三拾両者拙者方^江請取可申候以上

B 天明七（一七八七）年の請負証文

支配所志く津し運上相渡候証文之事

一、支配所志く津し夏商場来申年ヨリ巳之年迄拾ケ年之間此運上金千両但し

一ケ年ニ小判百両宛五月九月両度ニ差出候筈相究運上相渡候処無相違候

一、於蝦夷地御法度之趣急度相守可申事

一、蝦夷共二たいし難儀相掛申間敷事

一、差荷等随分入念是迄之通差出可申事
右之通急度相心得可申候。随分蝦夷介抱能非道成儀無之惣而場所猥ニ相成不申様急度可被相心得候。仍而約条之証文如件

天明七丁未年

九月廿七日

蠣崎三吾 印

西川傳右衛門殿

代住吉屋市兵衛殿

同 甚助殿

A、Bの証文ともに「志つくし」（のちのタカシマ）夏商場について知行主の蠣崎家から場所請負人の住吉屋西川家に宛てられた請負証文であるが、この両証文の間には三五五年の経過があり、次のような違いを見ることができる。

（一）運上金額と引上げと請負年限の延長

運上金年額は四五両から一〇〇両に引上げられ、請負年限は五カ年から一〇カ年に延長されている。この背景には次のような事情があった。

西川伝右衛門家文書のうちの『萬永代覚帳』の宝暦七（一七五七）年十月の項に「志くずし商場之儀御地頭御相続難ニ付相極メ置歳賦運上拝借くれ候様達つて仰せられこれに依り相極メ申候趣、寅ノ年ヨリ亥ノ年迄十ケ年御運上金六百五拾両相定メ一ケ年ニ金六拾五両づつ五月八月両度二前年ニ相渡し申筈、尤御取替金百廿両有之右之分末五ケ年おくり一ケ年ニ廿六両宛運上ニ指引致し申筈也」と記されている。Aの証文による請負契約の

年限が宝暦七年に終わったあとは、宝暦八年から五年間、運上金年額四八両という契約を決めてあったのだが、「地頭」（知行主蠣崎家）から「御相続難」（財政難、生活難）なので運上金の前借りを頼むと強いて言われたので、次のような契約に改めた。宝暦八（寅年）年からの契約を五カ年ではなく一〇カ年とし、運上金も四八両から六五両に引上げる。但し一三〇両の「取替金」（立替えている金、貸金）があるので、この返済にあてるため後半五カ年の運上金年額六五両上納のところが年々二六両ずつ減らして上納し、二六両×五年＝一三〇両を返済するかたちとするのである。前から決めてあった運上金（年額四八両）から借金を返済したのでは、知行主の収入が大きく減ってしまうので、運上金を引き上げ年額六五両ということにし、請負年限を長くして運上金上納額から返済分を差し引くことで借財を整理しようというのである。

同じようなことはくりかえされていたようで、安永六（一七七七）年九月の「志くすし夏商場」の「御場所證文之事」にも一〇カ年、年額一五〇両のところ用立金五五〇両の返済をうけるため年々五五両を差引いて上納するということが書きこまれている。

知行主家の財政は、すべて請負人を頼っているもので運上金収入を超える支出は請負人からの借財でまかなっている様子があらわれているのである。伊達屋（伊達林右衛門家）がマシケ場所を請負っていた下国豊前家との関係では次のような状況が知られる。下国家へ「金銭諸品ニテ納ル」額は、寛政八（享和元）（一七九六―一八〇一）年の六年間で六三・一三両余となっていた。運上金は年額七〇〇両だったので六年分四二〇〇両、差引二一・一三両余が下国家の借財となっている。伊達屋の方では、「御世話」もきりが無く、「御屋敷」のためにもならない、「御勝手向」を「私方へ御任せ下しおかれる」ようにと願い出、あわせて手代一人を「御屋敷」へまわ

して年々五〇〇両ずつで、家政を運営するようにしたいと申し出ていた（伊達家文書「諸證文控帳」）。

場所請負人が知行主の家政のすべてを直接的にとりしめるような状況があったようなのである。大原左金吾の「地北寓談」も、知行主はすべてを商人に頼っているもので、商人は一〇のものを一〇〇の価にして記しておいて年末に精算するが武士はきちんと調べることもしないので借財が増えるばかりである。「采地の運上」より大きな借財ができてしまうと記している。

このような借財の返済は、当該請負人を頼って運上金を引上げて、運上金から差引いて行うということがくりかえされることで知行主と請負人の関係が継続される。武士の寄生的な位置と、商人が貸付金で場所請負の利権を確保できるという関係が成立しているわけである。

（二）漁業生産の拡大とアイヌの人々

場所請負人は、このような運上金の引上げに漁業生産の拡大で応じている様子は前述したとおりである。「志くつし」場所は鯨漁だけといわれるような場所から鱒漁や秋味切きりがこい圍や海軍引を行う場所になっていた。この漁業生産の拡大は、アイヌの人々を使役して行う漁業労働の強化をともなわざるを得なかったものであり、場所請負制のもつ大きな問題性の側面をなすのであった。

Bの證文では、「蝦夷地御法度之趣」を守ること、蝦夷に「難儀」をかけないようにせよ、「介抱」をよく行うように、「非道」なことのないようにとくりかえし触れられていて、Aの證文の書き方とは目立って異なっているところである。これは、Aの年代よりBの年代で「難儀」や「非道」の問題が大きくなって来ていたことのあらわれと思われる。「夷人へも申し含め漁業出精仕るべし」―アイヌの人々に漁業を一生懸命させるように

すること、運上金の引き上げに應ずる様子がみられたように（マシケ場所の例、前述）蝦夷地漁業の拡大、運上金の引き上げにはこの「漁業出精」が欠かせなかった。そしてこの「漁業出精」に大変な「非道」がともなうことになっていくことでクナシリ・メナシの戦いというような問題も起きてくるのであった。

第二節 第一次蝦夷地幕領時代

第一項 クナシリ・メナシの戦い

クナシリ・メナシの大蜂起

「惣て東蝦夷は剛強にしてや、もすれば松前の令をないがしろにせり。キイタツフ、アツケシ、クスリのあたりは別て取扱むつかしきとなり、去々年もキイタツフに事有りて去年は商船行事やめられたり」（『北海随筆』）東蝦夷地の「剛強」なアイヌ勢は、松前藩の命令に従わないことも多く、特に問題の多いのはキイタツフ、アツケシ、クスリあたりで去年は商船を送ることが出来なかったという。「北海随筆」は元文四（一七三九）年に成立の史料とされているから元文二年に何か問題を生じ、翌三年には商船の派遣ができないことになっていたのである。このころキイタツフは松前藩の直営の商船が派遣される東端の地域であり、これより先には和人の商船が行くことはなく、クナシリアイヌも、このキイタツフまで来て交易していたという年代のことであり（『蝦夷商賈聞書』、松前藩の威令の及ばないところがあったのである。宝暦八（一七五八）年には、ノシヤプのシクフが二〇〇〇〜三〇〇〇人を率いて、ソウヤのアイヌ勢を攻撃、六〇人余を殺害し、二〇〇余人を傷つけるといふ大事件が起きたり（『北海道史』第一巻）、安永元（二七七二）年のキイタツフからは、アイヌ勢がラツコ島（ウルツプ島）の「異国人」（ロシア人）を襲って二〇人を殺害、残りの七〇人余は島を退散していったとの報告があった（和田本『福山秘府』年歴部全）。「大下も」（おおしもーしもは東の意、東の果てという程の意味で使われる「北海随筆」）では「剛強」なアイヌ勢の動きがさまざまに見られたのであった。

飛騨屋武川久兵衛が、松前藩への貸金の返済にあてためクナシリ場所

をうけとったのはこの安永の年代であった。飛驒屋の商船がはじめてクナシリへ派遣されたのは、安永三（一七七四）年のことであった。

しかし、クナシリのツキノエの「乱妨」で交易ははじめられなかった。運上屋へ揚げて置いた商品や船に積んである荷物まで奪いとられる有様だったという（飛驒屋武川家文書「寛政元年二年場所交易之儀二付公訴一件」）。

何が理由で「乱妨」事件が起きたのかははっきりしない。クナシリ場所への商船の派遣は、この頃より二〇年も前の宝暦四（一七五四）年からのことだと言われる（「休明光記」附録一件物巻三）。そうだとするとツキノエの「乱妨」事件までの間に、かなりの年月、クナシリアイヌは和人との交易を経験していたことになる。アイヌ側から見て飛驒屋の交易が前例と異なる問題点をもつものと思われたのかも知れないが、正確なことは知ることができない。クナシリ場所での交易は天明二（一七八二）年に再開されるまでは途絶の状態が続くのであった。

天明三～四年頃の蝦夷地の様子を伝える平秩東作^{へいつとうさく}の「東遊記」は、「東の蝦夷は豪強なり、拙く愚なる様なれど死を極めぬれば甚だ心剛なりといへり、あしく取扱なば、後々心ひがみて害あるべしと思はる」とクナシリ・メナシの戦いの予見の如き見方を示していた。

寛政元（一七八九）年五月はじめクナシリの蜂起がはじまり、次いで対岸の北海道側、メナシ地方でも蜂起がはじまり、これらの地方の各地で多くの和人が殺害されることとなってしまった（蜂起の理由については後述）。クナシリ島内では、トマリの運上屋で五人（うち一人は目付竹田勘平）、ほかにヘトカ、マメキラエ、チフカルヘツ、フルカマフの四カ所、あわせて五カ所で二人、メナシ地方ではシベツ、チウルイ、コタヌカ、クンネヘツ、サキムイ、ウエンヘツの六カ所で三八人、ほかにチウルイに滞船していた飛驒屋の船、大通丸の船中で一人、両地方あわせて七一人

が犠牲となっている。

「蜂起」の概況がはじめて松前城下に伝えられたのは六月一日のことであった。飛驒屋の助右衛門がアツケシ、キイタフ方面の見廻りにいった時、ノツケまで行くと危険な状況だから帰るように言われ、それでもノツケアイヌ二〇人ほどと一緒にシベツまでいってみると犠牲者の遺体が放置されている状況だった、五月十五日のことだったという。その後、急いでもどり、松前に着いたのが六月一日で、直ちに届け出たのだった。「騒動」の理由として、クナシリで松前藩の足軽があたえた薬をのんで死亡した蝦夷人がいて、「毒害」されたとの「遺恨」から「騒動」になったのだという「風聞」があわせて伝えられていた。

この第一報のあと、松前藩はすぐに鎮撫の兵力の派遣を決めて、鉄砲のほか、大砲まで用意した総勢二六〇人余が、六月十一～十九日の間に陣していった。鎮撫隊の総責任者、番頭の新井田孫三郎の記した「寛政蝦夷乱取調日記」（『日本庶民生活史料集成』第四巻所収）には、「蝦夷共申口」として、取調べで聴取した蜂起の理由が次のように記されている。

「めなし夷共申口」―メ粕の製造で働かされているが手当が少なすぎる、長人で米一俵とたばこ一把、ウタリではたばこ半把とマキリ一丁だけであった。アツケシでは行われている粕メ割合手当（粕はすべて和人に渡すが、魚油の半分はアイヌ側の取り分とする）もなく、毎日、暇なく働かされるので「自分働」ができず、越冬用に備える食料の準備も困難であった。アイヌの女房らとの「密夫」がひどく、「ツクナイ」を求めれば逆に打ちたたかれたりしている。番人たちの言動は乱暴で「不働」のものは殺すといつて、犬を縄でしばって川へ投げこんでみせたり、子供を背負ったメノコを釜へ投げこみそうにしてみせたりしていた。薪でたたかれて死んだメノコがいたり、無理に薬をのまされて死んだものもいた。この様な有様だっ

たので止むを得ず、大勢で申合せ、和人を「討殺」すこととなった。

「くなしり蝦夷共申口」―支配人、番人らの「密夫」がひどい、子供を生ませているものもいる。「ツクナイ」を求めてもかえって「非分」な扱いを受けるのであきらめているものが多い。手当は少く（長人で米糶三俵、ウタレは一―二俵、メノコはたばこ一―三把とマキリ一丁）、「自分働」のひまがないほどに働かされている。支配人は、働きがよくなければアイヌは殺してしまい、和人をたくさんつれて来て「シャモ地」にしてしまうと云っていた。そして四月中、メナシから来た支配人から「蝦乞の酒」と言われた酒を呑んだクナシリ総長人のサンキチが死ぬということが起きた。運上屋の飯を食べて死んだメノコもいた。怪しいものを入れた餅をついて、それをアイヌに振舞うという運上屋からの使いのものがまわって来たが、誰もが毒殺をおそれて運上屋へ行こうとはしなかった。こんな有様なので、止むを得ず「シャモ人」を「討殺」すことになった。

この「申口」を得るための取調べは、アツケシ長人イコトイ、ノカマフ長人シヨンコ、クナシリ長人ツキノエが担当していたのであるが、ほかにオサツヘ長人ネチカネ、シトウケンも立合っている。オサツヘは新井田孫三郎の知行所であり、日本語も出来るこの長人たちを「問者」のように働かせるために、鎮撫隊の出陣以前から蜂起の現地へ向けて派遣していたのである（『蝦夷騷擾一件取計始末覚』函館市中央図書館所蔵）。このオサツヘアイヌ立合のもとでの「申口」であるだけに、蜂起に直接関係したクナシリ、メナシアイヌの語ったところが、ほぼ正確に記されているのだろうと思われる。

飛驒屋のアツケシ場所支配人だった伝七もほとんど前出の「蝦夷人共申口」と同じことを述べている。理不尽な「密夫」のこと、アツケシでおこなわれているメ粕割合手当がクナシリにはないこと、主だったアイヌを殺

して和人を移して「シャモ地同様」にするという風聞のあったことなどを伝七も述べていたのである（『寛政蝦夷乱取調日記』の伝七・吉兵衛申口）。

幕府の「問者」として松前に来ていた青嶋俊蔵も「夷五拾三人」を招いて尋ね聞いたところを報告するなかで、「商人共交易方非分」のことや、領主の家来も「威服」ばかりを考え「教化」を心得ていないので自然と背くことになってしまふ、「商人共不法」がひどいのでやむなく殺害に及んだのであり「不埒之儀」を行ったとは思っていないように、「償ひ」の品で処分は済むと考えていたらしいということを述べていた（『蝦夷地一件』（五））。

飛驒屋側には前出の「蝦夷共申口」を否定する「風説」が伝えられている。もともと悪意をもっていた三右衛門が通辞頭となって新井田孫三郎らと同道、現地のアイヌたちに内通して様々に飛驒屋を悪く言うように仕向けたというのである。三右衛門はもとは飛驒屋の通詞であったが、私欲の不都合で罷免されていた者だったという。飛驒屋の通辞がアイヌたちと懸合おうとすると飛驒屋側のものは「蝦夷共へ懸合ひ相成らず」と大いに怒ったという（『飛驒屋文書』『根室市史』史料編）。この「風説」より、「蝦夷共申口」の方が真実味のはつきりしていることは前述のとおりであるが、飛驒屋の側には「商人共不法」と見られるような方法をとっても利益を追及しなければならぬ事情があった。

松前藩への莫大な貸付金を引当にエトモ、アツケシ、キイタツフ、クナシリ、ソウヤの五場所を請負うことになった飛驒屋であったが、伐木業の経営と同じほどの経営上の経験が漁場経営、漁獲物取引を中心とした場所経営についてはもっておらず、「未だ仕馴れざる儀ニ候得共御証文請取商売仕り候」（馴れない商売を行うことになった）としていたのである（『飛驒屋武川家文書』のうち「寛政元年二年 御場所交易之儀ニ付公訴一件」に所収、

寛政元年十一月十九日提出の訴状)。奥地の大場所を請負うことになって大きな商売ができるはずのところ、エトモは大津屋へ、キイタツフは材木屋へ、ソウヤは阿部屋へそれぞれ下請けに出してしまっているのも資金面や経営経験上の問題が考えられていたのであろう。なおキイタツフについては「讓金」の名目で運上金にあたるものを請取っているようなので一時的な経営権の譲渡だったのだと思われる(『飛騨屋旧記』のうち「萬覚帳」の抜書 北海道立図書館所蔵)。

クナシリでは前述のようにツキノエの「乱妨」で場所経営は天明二(一七八二)年まで途絶していたし、ツキノエが「遠蝦夷」を連れてキイタツフやアツケシに渡来する事件では安永七(一七八七)年、この両場所の交易が成立しなかった。「遠蝦夷」の一件は、実はツキノエが案内して来たロシア人の渡来のことである。ロシア人は大砲を打ちながら近づいて来たし、交易要求の交渉のため兩年とも五月(八月の間、滞在しており、この間、松前藩の役人が往来することも頻繁で漁業、交易は兩年とも成り立たなかったという(飛騨屋武川家文書「安永七戊戌年同八己亥年松前・蝦夷地飛騨国湯之島村久兵衛請負場所^江魯西亜船始て渡来之記」)。

天明五(六年)には、幕府の「御試交易」が行なわれてアツケシ、キイタツフ、クナシリの出産物は、飛騨屋が扱えないこととされた。ロシア接近の情勢下に幕府の東蝦夷地への関心は強められ、蝦夷地の実情を交易の実際まで調査することだった。請負人は一年くらい交易が絶えても損失というほどのことはない筈だという態度で、幕府の蝦夷地調査が実施されたのであった(「蝦夷地一件」(二)、(五))。

飛騨屋の場所請負の経営は、「強剛」アイヌの影響、ロシア接近の情勢、幕府の蝦夷地調査の影響などで非常に不利な状況のもとにおかれた。苛酷なアイヌ使役、「交易方非分」、「商人共不法」といわれるような性急

な収益追及の経営が行われることになったのである。

松前藩の「交易方非分」や「商人共不法」を監督、指導する体制も甚だ不十分なものであった。藩主の名において行われている交易なので商船は年に一度だけ送られ、役人も同乗して厳しく監督していると松前藩の役人は報告していたが実態は全く相違していた。商船は毎年二(三)度も派遣され、一場所一艘とも限らず、請負人次第で派遣されているし、商船に同乗する役人は夏船一艘についてだけであとは同乗なしであった(「蝦夷地一件」(二)の佐藤玄六郎の報告)。寛政元年の蜂起の折に殺害された七一人のうち、監督の任にあたるものは竹田勘平ただ一人だけだったし、チウルイで襲撃された大通丸にも同乗の役人はいなかったのだから佐藤玄六郎の報告のとおり、松前藩の監督の体制はほとんど機能していなかったことが知られる。

こうして、「止むを得ざる事数多申合せ仕り」、多くの和人が「討殺」されるという事態となってしまうているのである。

「蜂起」への松前藩の対応

「蜂起」の報が伝えられると、松前藩の鎮撫隊が急いで派遣されたことは前述した。六月一日の報知のあと間もなく、六月十一(十九)日の間に総勢二六〇人余が出陣していったのだった。「蜂起」の現地に近いノカマツフ(現在の根室市内)に七月八日になって到着、この年は閏六月のある年だったので二ヵ月ほども日数を要しての到着であった。

各地で情報を集め、各地の「長人共」を引きつけるかたちで行軍を続けていた。「長人共」四四人は各地のアイヌ勢が鎮撫隊へ服従したしるしでもあり、鎮撫隊の背後で反抗の動きをとらせないようにするための人質の意味もあったらしい。また各地に緊急連絡のための烽火台の設置をさせるなどの行軍の沿道で鎮撫の活動を慎重にすすめるがらの行軍に日数をかけ

ていたのである。

これらの動きのなかで各地の「長人」たち、特に蜂起の現地にあたる地域の「長人」たちが、鎮撫軍への協力につとめていることは重要であった。アツケシ長人、ノカマツフ長人はクナシリへ、ノカマツフ長人らはメナシ方面へも出張して、蜂起に関係したアイヌの人々を呼び集め、鎮撫軍の前へ連れてくることに働いていた。

七月十五日までにはメナシの一八三人、同十六日にはクナシリの一三一人がノカマツフに着いており、このメナシアイヌ、クナシリアイヌの取調べにも長人たちがあたっていたことは前述のとおりである。取調べの結果、クナシリではマメキリら五人が「頭取」で、直接殺害行為に加わったもの九人、その他二七人とあわせて四一人が「徒党の者」とされ、メナシ方面ではホロエメキら三人が「頭取」、直接の加害者二一人、その他六五人、あわせて八九人が「徒党の者」とされた。両地方合計で一三〇人の名前があげられた。そのうちには、クナシリのツキノエの息子セツハヤフも直接の加害者としてあげられていた。ツキノエが我が子といえども、「徒党の者」として出頭させて「毛頭別心なく御味方」であるという態度の証拠としたのである。

七月二十日には「徒党之内重立候蝦夷共」（直接加害のもの）をよびあつめて、あらかじめ調べてあった書付をもとに問いただし、「申口」を整理、記録している。書付は長人たちが調べて来たことを聞いて「通辞」のものが書きとめておいたものだった。こうして整理された「蝦夷共申口」の概略は、前述したとおりで、待遇の劣悪さ、支配人、番人らの「密夫」、暴言、暴行のひどさからやむなく殺害に及んだという事情が記録されている。

事情は糺^{ただ}したうえでも、多人数を殺害した「重罪通かたなき者共」であ

るというので三七人全員を入牢させた。三八人のところ、メナシのイエカレが逃亡してしまったのだった。

入牢させたあとに評議があったが、多人数を殺害したものであり斬罪であるということが直ちに決定されている。支配人、番人らの行状のひどさを考えて情状酌量するかどうかを検討した様子を示す史料は見られず、斬罪と決定したからにはすぐ執行することになれ、翌七月二十一日には斬罪が行われる。

牢内からひとりずつ連れ出して来て、死罪の申渡しを行い、「爪印」をさせて斬罪を行うという死罪執行を五人まで行くと、牢内が大騒ぎとなり牢は破られそうであった。牢外、「陣門」の外には多くのアイヌが集められているのであり、状況によっては長人たちが態度をかえて面倒なことになるそうであった。

「陣門」では大砲に装薬し、鉄砲をもった手勢で周辺を警備する体制をとったが、牢内の騒動はおさまらず、夜になつては面倒なことになると牢内へ鉄砲を打ちこみ、あるいは鎗^銃で突き、最後は牢舎を引き倒して入牢のもの全員を殺害してしまった。首は塩漬^{しほづけ}けにして箱に入れ、「死罪之胴」は筵^{むしろ}に包んで「大穴」に埋めたという。

夜になるとメナシ関係のものはすべて逃げ去ってしまった。クナシリ関係のものの間でも「怪事」があったが、ツキノエらの働きもあって大事にならずに済んでいた。侍たちは甲冑をつけたまま夜も寝ないで警備体制をとるという状態を何日か続けなければならなかった。

このような状況になつてもツキノエ、シヨンコ、イコトエたち長人の協力の態度は変らなかつた。「めなし徒党之者共」が全員逃亡するとは不届きだ、我らの手で「打絶やし申すべし」と申し出るほどであった。ツキノエの子セツハヤフはすでに殺され、その首は塩漬^{しほづけ}けにされているという時

になっても彼らの「忠節」の態度は変らなかつた。松前藩鎮撫軍の当面の成功は、長人たちの協力なしには考えられなかつた。

七月二十三日には警備体制も緩和、引きあげの準備もはじまる。

二十六日にはツキノエ、シヨンコ、イコトイに申し渡しをおこなっている。此度の「騒動」は、支配人、番人らの取扱いが常々よくなかつたのでやもう得ず起されたものとは思うが、今後は城下へ申し出て訴えれば取調べも行うので大事にならぬようつとめること、「夷人にも痛不出」―アイヌ側の犠牲もなしにすむことになるので「一統ウタレ共」へよく伝えておくように指示した。

二十七日には鎮撫軍はノカマツツを出発、「御目見蝦夷」男女三九人を伴っていた。ツキノエの子イコリカヤニ、シヨンコの子カネマキ、イコトイの母オツケニらが、御目見得のためとして（人質としての意味があつたと思われる）松前まで赴いたのである。

城下へもどると、九月五日には城下をねりあるく凱旋の大行列がおこなわれた。最上徳内は、その様子を「生涯之内再見不可有之事」（生涯に二度と見られない）ほどのものとして、「身方^{（味）}之蝦夷四十余人不残蝦夷錦着用アツケシ場所長夷シモチ赤地之錦着用して身之丈高く髭長く天晴なる容体ニ相見得、其次同所乙名イコツイの母当時クナシリ嶋乙名ツキノイ妾ニ而此度執鎮第一ニ働候…」というように描写していた（『最上徳内自記』北大図書館所蔵）。「御目見」が行われ、「御酒」を下されるなどのことがあり、そのあと仮小屋での休息が指示されていた。

九月七日には郊外の立石野で「首改」が行われ、張本のもの八人については「獄門」の扱いとなつた。

鎮撫軍の当初の方針は「全以攻戦のみ平均可致儀には無之、誠に潔白^{（断力）}の理談を専らとして執鎮候」とされていた。合戦して平定するのではなく、

公平に理非を糺してとりしずめるということである。

「潔白の理談」を以つてとりしずめたと云えるかどうかは問題であるが、現地のアイヌ首長層の協力があつて本格的な「攻戦」のかわりの鉄砲や大砲を装備した大規模な軍事出動による威圧、死刑による威圧で鎮撫が成り立ったのである。

松前藩のこの大蜂起を幕府へどのように報告したらよいか、状況を見ながら検討していたようである。松前への第一報（六月一日）のあと四五日を経て、閏六月十六日付で江戸藩邸から幕府への報告が行われている。それも幕府側から催促されて簡単な報告をしたのが藩からの最初の報告であつた。最上徳内によるとその間の事情は次のようなものであつた。徳内は南部にいて、蜂起のことが大畑に伝えられたのを知つた。一夜の内に八人が殺害され、そのうち八〇人は大畑のものだとのこと、ロシア人が徒党に加わっているかもしれないという風説のことを聞いたので急いで江戸の青嶋俊蔵への報知の書状を送つた。それは閏六月十二日には俊蔵に届き、翌日その書状はそのまま俊蔵から幕府へ提出された。同月十四日には松平定信は「松前家来」を呼び出して「書付」を一覧したが、あまりに簡単なので詳しい報告を今晚中に提出せよと指示した（『最上徳内自記』）。

この最初の簡単な報告（松前藩横井関左衛門の口上書）には、クナシリで口論から四人が殺害されたとの訴えがあつたので役人を派遣している。「世上之風聞」では「大騒」であるが、そのようなことではないと松前から伝えられている。詳しいことはまだわかっていないという内容である（寛政元年『蝦夷騒動記』函館市中央図書館所蔵）。より詳しくと指示されて提出したのも六月一日の第一報を伝えた助右衛門らの見聞の報告（六月三日付）の内容だったらしい（同前）。ノツケまで行くと蜂起の風聞を知り、ノツケアイヌと一緒にチシネまで行くと四人の死体を見つけて驚いて急いで逃

げ戻った。チシネの先々の地域やクナシリのものからの連絡は途絶えていて心配しているという程度の内容である。

閏六月十六日改めて松前志摩守の名前で初めて提出された「御届」は、クナシリで殺害されたものが四人いたとアッケシから戻ったものが申し出たので仕置きのため家来を差遣している。遠隔の地のことであり「実否」は不明である。家来が戻ってきたら改めて申し上げるというだけのものであった(「蝦夷騒擾ニ付松前様御隣国より御届並御達書」北海道大学図書館所蔵)。

何十人も殺害されるという大きな蜂起であったことは松前では早くから知られていたと思われる。六月一日の助右衛門の報告には、七五名程(名前も記してある)が生死「不訳」(わからず)と付記されており(飛騨屋武川家文書「国後騒動関係書類控(仮題)」岐阜県歴史資料館所蔵)、同じ頃、大畑へもかなり詳しい状況が伝わっていた。五月二十九日付の田名部役所から盛岡の御勘定御役所への報告には、犠牲者を大畑、正津川、下風呂、安渡などの出身地別に名前をあげ犠牲者数を示し、その他松前のもの、大通丸乗組のもの、松前藩から出張していた目付の役人竹田勘兵衛などすべてでは七、八〇人が殺害されたと記しているのである(「蝦夷小録」のうち「蝦夷地騒動の写書及風聞書」函館市中央図書館所蔵)。

大事件であることはわかっているからこそ第一報の後、急いで銃・砲を装備する鎮撫軍を派遣するという対処をしていた松前藩であるが、対外的にはなるべく目立たないですませるようにと考えていたものと思われ、幕府への報告の時期や内容にその対応策の様子がうかがわれるのである。

幕府が重大視していることは閏六月中旬にはよくわかったはずで、そのことは七月上旬までには松前にも伝わっていると思われる。七月中旬頃からは松前から、すでにフルカマツフに到着している鎮撫軍へあてて、繰り返し連絡している内容は幕府の態度を考え合わせてのことか、慎重な処理

を指示するものであった。「御公儀にて甚重く」みられているので十分配慮せよ(七月十六日付)。徒党の主なものは、はりつけ、斬首を現地で行い、罪の軽いものはひげを切る程度でよい、アイヌの「口書」をとり幕府へ提出することになるので、発端は飛騨屋の支配人が毒殺すると言っていたからだということ、請負人の「土産」が不十分で不満があったことと、長人をウタレ同様に扱ったということは書かないこと、証拠のないようなこと(「密夫」のことか?)は書かないこと、死罪は少なくすること(七月二十五日付)。現地での処刑を指示したが、他領のものを殺害していることでもあり、幕府の指示によって仕置きすることになるのでとらえたものは松前まで連れてくるようにせよ(八月六日付)。これらの指示が鎮撫軍に届くのは、七月十六日付の連絡でも、八月十日のことであった。鎮撫軍は、現地での処刑などすべてを終えて帰陣の途上、すでに「とうふひ」(トカチ場所のうち)に着いていた。松前からの慎重な扱いを指示する連絡は、すべて間に合わなかったのであった。「口書」の書き方の具体的な指示まで行われていたが、最終的な処刑まですべて鎮撫軍の現地に於ける判断で執行された。その経過、状況は前述したとおりである。

江戸幕府の対応

幕府が重大視していたのは、ロシア勢加担の風聞に注意したからであった。最上徳内の報告は、松前藩の報告より先に幕府へ伝えられたようであるが、そのなかでは「魯齋重人共加徒党も難斗趣相聞兼而私存心・適中」とロシア人が蜂起に加わっているのかも知れないと聞いており、私の心配が適中してしまっていることを述べていたし(前出『最上徳内自記』)、「御城御評判以外の大騒」となっている。「ムスコヒヤより宗谷を切取、東蝦夷地ハ赤蝦夷ヨリ押□松前侍九十三人討死致候など」の大げさな取沙汰もある(河野常吉資料『寛政蝦夷乱叢書』のうち「和田郡司日記 抜書」と伝え

られたりしていたからである。

松前藩の報告では、ロシア人は一人だけがエトロフ島に「寄食」しているだけで、ウルツプ島にもいない「騒動」は「私領内蝦夷人」だけのことで「赤人等異邦之者」が入りまじっているようなことはないということであったし、「問者」青嶋俊蔵の報告でも、最近ではロシア人はウルツプ島にも来ていない、エトロフに一人だけ「寄食」しているが、「夷人共一統不相好」アイヌは一人のロシア人でも嫌っている、「此度の一件え混し赤人等加り候儀には無之」と、ロシア人の加担は否定していた（「蝦夷地一件」(五)）。

にもかかわらず、松平定信は「赤人近年ラツコ島にもおり不申段は必ず偽りかと存候」と言ってロシア人の動向についての情報に強い疑念を持っていた。「問者」俊蔵が、「松前役人」の相談にに応じている様子が知られ、その報告は信頼できないと思われていたのである。

松前藩の遅すぎた報告を受けるとすぐ、閏六月二十六日に幕府は南部、津軽、八戸の三藩に対して、松前藩から要請があったら、すぐに支援の出兵をするように指示していた。松前藩で考えられていたより、はるかに重大視する動きを幕府が示していたのである（「丙辰刺綴」下『日本財政経済史料』巻十）。

対外関係上の緊張は、この時点では、松前藩や青嶋俊蔵の報告どおりであって、急を要する程にはなっていなかったのであるが、間もなくロシア使節ラクスマンの来航（寛政四（一七九二）年）など重要な対外関係上の問題が目立つ時代に入るのであった。

対外関係のほか、重要な関心が持たれたのは、場所請負制の問題点であった。「飛騨屋久兵衛とか申候者」が蝦夷地交易を請け負っていて「不正の姦計蝦夷交易品不宜事共有之、兼々蝦夷人不快に存候故、此度の儀も出来

いたし候、諸商射利不正の筋はそれぞれ御咎も有之候：ことに外国の隙を生じ候当り不一通不届に候」という問題点が意識されていた。

「姦計」の交易が大きな蜂起の理由と思われ、不正な利益追求の商人は処罰されるべきであるが、特に対外関係で問題を生じるとは一方ならぬ不届きというのである。この書付「飛騨屋吟味の下知」は松平定信が自ら久世丹後守（勘定奉行）に指示したものだ（「蝦夷地一件」(五)）、寛政元年九月二日付の書付）。定信は、更に十月十日には、「蝦夷の騒乱」は専ら飛騨屋の不正な商いの故のようである、「富豪のよしに付金銀分散致し候ては不可然：家蔵など封印付け可然」悪事がはつきりしたら財産が分散されないうちに「封印」すべきだとさえ言っていた（同前十月十日付「久世え可渡書付」）。

天明年代の蝦夷地調査のときから蝦夷地の場所が運上金と引き換えに商人に渡されてしまい、商人は「心次第」自分の思うままに商売して「蝦夷を掠め候儀を専一と仕候」アイヌの人々をだますことを専らとして商売しているようであると見られていた（「蝦夷地一件」(二) 天明六年佐藤玄六郎の報告）。

幕府は蝦夷地管理についてどのような改善策を考えているか松前藩に問わざるを得なかったのだ。松前藩は、それに答えて「蝦夷地改正」について述べている。

①「蝦夷地場末の地」については請負制を止めて藩直営の交易、介抱とする。

②「蝦夷地交易稼方」は、「領分百姓」だけに行わせ、他藩のものにまかせるとは止める。

③アツケシとソウヤに番所を設け、番頭足輕を配して取締を厳しくする。

④ほかの場所にも番所を設けるほか、家臣に給与してあるそれぞれの知行地についても制度を整える。

⑤外国に備えて武備を整える、烽火による緊急連絡の体制を整備する。寛政二（一七九〇）年八月になると、それまでの取調べ、報告、「改正」の方針などを検討して松前藩に対する幕府の態度が示された。

異国に接する地域を町人に任せるという「等閑」―なおざりな政治で「騒動」をまねいたのは問題であるが、直ちに手勢を派遣して鎮撫につとめたのは行届いたことであつた。蝦夷地の取扱いについて「くせ」のよくない点にも気づいて「取締の主旨」も「改正」することとされている。よって「御咎之御沙汰」はなしとされた。

一方で松前左膳（家老）ら松前藩の重役三人については「問者」青嶋俊蔵となれあいとの関係で、幕府への報告の書き方、飛騨屋への処分の仕方を相談してすすめるという「不束^{ふさ}」があり、三〇日間の「押込」（門を閉じ外出を禁じ自宅に蟄居させる）処分が申渡された。

同じ八月に飛騨屋が公訴で松前藩に対して請負場所のとりあげをやめてもとにもどすこと、藩の「百姓同様の蝦夷共」に使用人を殺害され、財産を奪われたのだから弁償せよということを求めていた件について幕府の裁定が下された。飛騨屋に「不埒之儀」はなかったが、異国に接する地域は他藩のものへはまかせられないということを「御領主」（松前藩）が決定しているので幕府からは場所とりあげのことについては何も言えない。運上金の先納の分、用立金（ソウヤ場所運上金の先納分二〇〇両と年賦返済予定の残額一〇八〇両）は返済を受けるべきであるという裁定であつた。飛騨屋の「不正の姦計」、「射利不正の筋」を重視して財産の「封印」が考えられていた（前述）ことと比べると大きな差違があり、「不埒之儀」はなかったことにされている。しかし場所とりあげについては何も言えない

というのである。

松前藩に対して、「騒動」に關係して「御咎」なしとしたのと同じように飛騨屋の場所経営、アイヌの人々の取扱いなどに何の問題もなかったことにしたのである。藩の蝦夷地管理の問題点（場所を商人にまかせて、運上金を上納させ多額の借財を重ねて返済要求の訴訟も起されている等々）も、飛騨屋の場所経営の問題点（「蝦夷共申口」（前掲）に示されていたこと、松前商人の間でも飛騨屋のやり方ではいずれ問題が起きるとみられていた様子―西川伝右衛門家文書『萬永代覚帳』滋賀大学経済学部史料館所蔵―などで飛騨屋経営の問題はよく知られていた）は幕府でよく把握していたことであつたが、「御咎めなし、不埒なことなし」という判断を幕府は示したのであつた。

ロシア接近の危険性、対外問題の緊張度に大きな問題がなさそうだとすれば、松前藩にまかせている蝦夷地管理のあり方を大きく動揺させない方がよい、場所請負制の問題点も松前藩の示した「改正」程度でよいこととされ、飛騨屋のあとは藩の直支配のはずであつたが、阿部屋村山伝兵衛の請負に替えられただけで終わっている。蝦夷地をめぐる政治・経済の体制の現状維持が意識されていることであろう。

幕府が蝦夷地幕領化に踏み切るようになるには、アイヌ民族の厳しい抵抗（のちにクナシリ・メナシの戦いと呼ばれるようになる）に加えて、対外関係上の緊張度の高まりに促迫されるような条件が必要だった。

夷酋^{いしゅ}列像

鎮撫軍凱旋の行進が城下で行われたが、その様子の華々しさは次のとおりであつた（『寛政元年蝦夷騒動記』）。

まず早打の騎馬武者三騎が先駆けでやってくる。次いで先払いのものが四人、そして先頭の武将は騎乗の軍目附松前平角、白鉢巻に陣羽織の姿

で、馬前に鉄砲、弓、具足を持つ若党を配し、馬の口取も二人、後ろにも鎗持、草履取の若党を従えていた。これに続く騎馬武者、副将の松井茂兵衛も、同様の供ぞろえで進む。

そのあとが、「首級入箱」七箱、一列に行進する。この箱に三七級の首級がおさめられており、各箱は二人の担手で運ばれていた。

そのあとは、蠣崎久吾、秋山角左衛門ら数騎の騎馬武者、いずれも白鉢巻に陣羽織の姿で、馬前に鉄砲、具足などを配し、槍持らを従える供ぞろえである。

次は陣羽織姿の通辞二人が率いるかたちで「酋長」九人が一列で、「ウタレ、メノコ」は三四人二列で行進、「四拾三人皆蝦夷錦十徳并衣小袖類」で着飾っていた。なかでも「赤地之錦着用」の丈高い、髭の立派なシモチ（アツケシの「長夷」）の天晴れな姿が目立っていた（前述、最上徳内の記録）。

この後尾には、足軽を前に配した大通辞三右衛門が徒歩ではあるが、白鉢巻に陣羽織の姿でついていた。

最後が騎乗の大将 新井田孫三郎である。「小手、脚当、騎矢笠、陣太刀、猩々緋陣羽織」という姿であった。後ろには「種子ヶ島持、半弓持、鎗持、草履取」のほか、医師や薬箱持も従えていた。「騎士笠」（流鏑馬で騎射の武者がかぶる綾蘭笠のような笠と思われる）、「猩々緋陣羽織」（深紅色の舶来の毛織物の陣羽織）は、他の騎馬武者の白鉢巻、陣羽織の姿とも異なつて特別な威容を示すものであった。

この華々しい凱旋行進が、政治的演出のひとつだったことはもちろんである。鎮撫軍の一行が、松前近く、吉岡（松前の東一五〇一六〇の地）に滞在中のうちに、副将松前平角らは、松前に入って打ち合わせをしていた。「物而軍乱之取扱致度段」（罪人を処分したというのではなく、合戦に勝利したという扱いにしてみたい）という相談であった。死罪を申し渡し

て斬罪を執行したものは罪人を成敗したものであるが、牢内で騒動し、槍や鉄砲で殺害しなければならなかったものは、「征戦」し「打捕」つたものののだとする記録もある（前出「寛政元年蝦夷騒動記」の「風聞」の項）。「以攻戦のみ平均可致儀には無之、誠に潔白の理談を専として執鎮事」（合戦で平定するのでなく道理にあう談判で鎮める）としていた鎮撫軍出動当初の「法令」（新井田孫三郎「寛政蝦夷乱取調日記」）で示していた考え方とは大いに違って、合戦の勝利を目立たせようということになっていたのである。

「見物群衆之目を驚」かせた「蝦夷錦之十徳」（大陸から渡来の錦の外套）で着飾った「蝦夷人」たち行進の姿も、「御貸下被成不残夷共二為着美々敷列行」、「蝦夷人」たち全員に貸し与えて着せ、華々しく行進させたのであった。

高価な錦を貸し与えて「祭礼遷物之様」（祭礼で引き廻す屋台の様）に見せてまわるなど「美々敷」のみで「政事」というほどのものでもなく、古来例もないという批評があったり、運んできた首級の「首実検」についても異論があったらしい。「蝦夷人は当島之百姓」なのに「首実検」は合戦で討ちとった敵の首級を大将が点検して討ちとったものの功をはかることであり、儀礼の様式や装束など一定の格式があるもので、罪因にあたる「百姓」の首級を改めるというのはおかしいのである。「首実検」は「軽く」行われることになったという（前出「寛政元年蝦夷騒動記」の「風聞」の項）。

このような批評、異論があったらしいことは、そのまま華々しい行列「首実検」のことなどが特別な工夫をしての演出だったことをよく示しているのである。

「夷酋列像」も、この行列と同様の性質でつくられたものである。百年

来の華々しい「盛事」（凱旋、その行列）が「夷酋列像」制作のきっかけとなったようにもとれる書き方の史料もあるという。松前廣長「毛夷掌観図自序」に「可謂百年己來之盛事矣。於斯藩臣蠣崎廣年画忠勞之夷人真像」とあるのがそれである（谷沢尚一「『夷酋列像』成立の要件について」『三十七本のイナウ』）。百年來（シヤクシャインの戦い鎮静以來）の「盛事」というべき凱旋の事があつて蠣崎廣年（波響）が「忠勞之夷人」の「真像」を画くことになったと読める文章である。

「夷酋列像」に付されている「夷酋列像序」（寛政二年十月松前廣長撰）は、「毛夷掌観図自序」とは異なる書き方が次のようになっている。

（前略）狄之広莫於我為鎮、今秋八月公辱懸官之賞命公喜可知亦惟以服畔無常即命臣廣年図彼者有功十二人以置左右俾夷人見之者勸懲云廣年本善画精妙殊絶今之所図英姿雄相服飾器械悉不逼其真方足以適君公深遠之盛意、其功不亦偉乎（後略）。

文意を逐語的に正確に読み取ることの難しい文章であるが意味は次のとおりであろう。広大な蝦夷地も我が松前藩の力で鎮静に帰した。寛政二年八月には藩主松前道廣公は、早急に鎮静させたことについて幕府より賞書をいただいた。道廣公の喜びが知られよう。惟に反抗、服従の定まらない蝦夷地の情勢を考えて家臣の蠣崎廣年（波響）に命じて功績のあつた一二人の姿を画かせた。これを身近に置き、これを「夷人」に見せしめる（俾夷人見之者）のは勸善懲惡の意味からである。云にあげた廣年は画業に優れ精妙殊絶の筆力を持つもので、ここに描かれた肖像も姿、服装、諸道具など真に迫らないものはない。道廣公の深慮によくかなうところであり、廣年の功績は偉大である。

ここでは、凱旋行列中の華麗な蝦夷錦姿の「夷人」首長たちの様子に触発されて廣年が絵筆を執ったというのではなく藩主道廣が「夷人」に見せ

て「勸懲」を示すために廣年に描かせたとなっている。反逆のものには斬首、さらし首というような嚴重な懲罰が行われるが、忠節に働くものは、その立派な姿が肖像に描かれて広く世に知られることになるということである。

廣年の美術的関心からか、道廣の勸懲の深意からか、どちらに比重をおいて「夷酋列像」をみるべきかを明らかにすることは困難である。

ここでは、その政治的な意味の方に重点をおいて考えてみる。

（一）論功行賞のこと

「夷酋列像序」に「有功」の業績については、松前廣長の『夷酋列像附録』に二人のそれぞれについて書かれている。抗戦を止め降伏するよう説得したこと、退路を防いで降伏せざるを得なくさせたこと、捕らえられた和人の釈放に力を尽くしたことなどが触れられている。もつとも詳しく書かれているのはクナシリの首長ツキノエについてであり、次のごとくである。ツキノエは「北島騒動」の時はエトロフに出張していたがクナシリへもどつてみると我子セツハヤフら親族も加わつて徒党をなし、すでに深山に堀をめぐらし壘を築き「血戦」の構えとなっていた。「勇弁」なるものを選んで徒党のものを説得した。和人の「雑人」らが不法な行いをしたとしても彼らの長に訴えて処理すべきで猥りに害してはならない、天道に背き人倫を軽んずることになる。古来、我々は松前の殿様の「恩顧」で米酒衣服を賜り、煙草鉄器などで生活をうるおしてこられた。天道に背くものは我子なりとも悪徒であり俱に天を戴くことはできない。親子親族の情もこれまでである。我一人の骸を砂上にさらしても汚名を残さないつもりである。もし善道に帰するつもりがあれば我、将士に発端の主意を建白するであろう。これを聴くと数百の悪徒は忽ち前非を悔い、深山を出てノカマツの陣場へ出頭してきた。これはツキノエの「勇智」のなすところであ

あり、「其功最モ大」である。

「血戦」の構えをとるアイヌ勢を説得して鎮撫軍の前へ降伏のかたちで出頭させたことが、最大の功績だったのである。ツキノエの説得が前述の文章のとおりであったとは思われない。幕府に伝えられていた「風聞」ではあるが次のような内容のものがある。松前藩の鎮撫軍はツキノエを呼び出して「蝦夷人共をスカシ寄せ召参り候様」（だまして連れてくるように）、そうすれば「命は助け遣し申すべし」と指示したのでツキノエは走りまわって連れてきた。実際には死罪、獄門のものが三〇人以上もあって「不法の致方」だと「相残候蝦夷共以外の外憤り月ノ井を相殺可申と徒党いたし、月の井をねらい候ニ付諸所逃げ廻り」ツキノエは難儀している（『蝦夷地一件（五）』）というのである。ツキノエは偽りの助命を条件に降伏をすすめたという風聞であった。

松前の殿の「恩顧」、天道、人倫をもつての降伏説得よりも、定かなことではないが偽りの助命条件の方が真実味がありそうに見える。偽りの助命をそのまま功績としてあげるのは無理があり、「勇弁」、「勇智」、「恩顧」、「天道」、「人倫」をあげて功績を叙することになっているわけである。「夷酋列像」に描かれた「英姿雄相」も同様に、貸し与えた蝦夷錦などで飾られた演出だったのである。

（二）写生ではない「英姿雄相」

「夷酋列像」に描かれているのは、ウラヤシベツのマウタラケ、同チヨウサマ、クナシリのツキノエ、ノツカマフのシヨシコ、アツケシのイコトイ、同シモチ、アツケシバラサンのイニシカリ、シャモコタンのノチクサ、ベツカイのポロヤ、クナシリのイコリカヤニ、アツケシのニシコマツケ、イコトイ母のチキリアシカイの二人である（『夷酋列像附録』のあげる順序による）。

このうち、寛政元年九月の凱旋行進や御目見得に姿を見せたのは、シモチ、イニシカリ、イコリカヤニ、ニシコマツケ、チキリアシカイの五名だけである。

寛政二年四月五日には、ツキノエ、イコトイ、シヨシコ、ポロヤ、ノチクサほか松前へ来て「褒美」を与えられているという記録があるとの説が示されたことがあるが（前出 谷沢尚一論文）、それを示すとされた史料は、寛政元年九月の「褒美」の折の報告が江戸で幕府へ向けに行われたときの記録であって、ツキノエほか寛政二年四月に松前を訪れた証拠にはならないという論証が菊池勇夫によって示され（『味方』アイヌの御目見―「夷酋列像」成立の背景―）、寛政二年四月の御目見が確定できないこととなっている。

したがって、蠣崎廣年（波響）が確実に本人をモデルに写生できたとと言えるのは、寛政元年九月御目見の五人だけということになる。「夷酋列像」は、寛政二年十月に完成しているもので、この間に第二次のアイヌ首長たちの御目見がなかったとすれば、七人の首長たちを写生する機会はなかったことになり、誰かをモデルにそれぞれの肖像をつくったのかもしれないということになる。第二次御目見がなかったという確実な論証も困難なのでこの推論も不確実である。

しかし、「アイヌ絵屏風」（芹沢銈介美術工芸館）、「夷酋列像」の「粉本」（下書―函館市中央図書館）の画像を比較して、高齢者から壮年者の風貌へと変えられて描かれるツキノエ、容貌や衣裳が全く異なったかたちで仕上げられているシヨシコの例のように（前出 谷沢尚一論文）、「夷酋列像」が本人を正確に写生した画像であるとは言えないところを含んでいることは確かであろう。谷沢論文には、松浦静山が蝦夷調査に自ら参加した松平信濃守（忠明）に聞いたこととして「夷酋列像」は「専文彩シテ遂失其真、

如其真ハ卑陋醜穢イカニモ不能描」(専ら装飾をつよめて真実を失っている、実は醜いもので画像とすることもできないようなものである)と書いていることが紹介されている。

「雄相」の風貌、豪華な衣裳などは、自らが掌握しているアイヌ首長を豪壮に見せることで、蝦夷地支配者としての松前藩主の権威のほどを示すところのものであった。

(三)「夷酋列像」の天覧

早急に鎮静化したことについて幕府から賞書をいただいて藩主道廣は大変喜んだと序文に記されているが(前述)、喜んでばかりいられる状況ではなかった。幕府は松前藩の失政について詳しく掌握しており、賞書が下されたのと同じ頃に老中松平定信は勘定奉行に対して、松前藩に次のような意を達するように指示していた。異国境にあたる重要な地域を請負商人にまかせ切りにしているようなことであるから「騷擾」が起る。「御咎」を命ずるところであるが、直ちに鎮圧の手を打って早急に鎮めており、以後は「取締之主法」も嚴重なものに改めるということであるから「御宥恕」とする。「取締」の状況は、幕府が「見分」するので心得ておくように(寛政二年八月六日付「蝦夷地一件」(五))。

松前藩としては、重要な地点への勤番所設置、武備の強化、烽火台の整備、国境地域は請負制を止め藩の直支配とするなどの「改正」の方針をすでに幕府へも示していたのだが、幕府は直接それを「見分」とするというのであった(実際に寛政三年、四年幕府普請役最上徳内らが派遣されている)。

勤番体制の整備などのほか、「夷酋列像」などを生かした文化政策というような面での松前藩への風評改善策とでもいえるべき動きもとられていた。

蠣崎廣年(波響)は完成した「夷酋列像」をもって寛政二年十一月には京都へ向けて出発する。藩主の指示によってのことであるが、「夷酋列像」を京都の文人や公卿の間に広布することが目的であった。「天覧」の実現も最初から意図されていたかもしれない。廣年(波響)は、大原呑響や高山彦九郎らに会っているが、なかでも彦九郎は「夷酋列像」一二枚を公卿諸家の間に持ち廻り歩いて「天覧」への手筈をすすめてくれたようである。盈仁法親王の天覧を経て、光格天皇の天覧を得ることができたのであった。この頃には「夷酋列像」は文人墨客の間で評判となっていたようで多くの閲覧希望がある状況となっていて、波響という名も広く知られるようになったらしい。彦九郎との関係で閲覧の機会があった慈円(平安和歌四天王のうちに数えられていた僧)は、波響が京都をはなれる寛政三年七月頃、送別の辞や歌を贈っていたが、それに添えられた若槻敬(幾斎、子寅)の歌に、「雲るにもきこえあけければ海のみ々々ならぬ波の響は」とある(石狩市個人蔵の史料)。

松前廣英(羊蹄)も藩主の指示で上京し、「夷酋列像」の各首長像のそれぞれに著名な学者たちの讃を求める動きにつとめていた。序を井上四明、跋を結城印南でまとめられた「夷酋列像」讃には佐々木長秀(法親王に近い人物で「天覧」のはこびをすすめてくれた)、大原翼(呑響のち松前藩に招かれる)など一二人の名がある(谷沢尚一「夷酋列像図 成立とその周辺」)。

廣英は、この讃のほか、松前藩が城に備えた巨大な木砲の由緒書を名士に書いてもらう活動もしていた。皆川漢園が執筆してくれた「松前侯新製大砲記」などがその成果である。御目見に来たアイヌ首長たちに、この巨大木砲を見せ恐怖せしめたというのであるが、武備の充実で「騷擾」など起こさせない体制ができていることを世に広めさせる工作の意味をもって

いたに違いないものである。

廣年（波響）、廣英（羊蹄）らの京都や江戸でのこのような性質の運動は、「夷酋列像」への関心、「英姿雄相」のアイヌ首長を配下とする松前藩のイメージを広め松前失政の欠を補う役割を期待されたものであろう。

第二項 幕府の蝦夷地政策

ロシアの極東進出と対日接近

一七世紀中頃までに、シベリアを東進して領土の拡張を続けていたロシアはオホーツク海沿岸に達して、この地域の拠点都市オホーツクを建設するにいたった（一六四九年）。この頃までにロシアの勢力は黒龍江（アムール河）流域地方にも及んでいたので清国との衝突もくり返されていたが、一六八九年ネルチンスク条約がロシア・清国間で締結されて、外興安嶺をもつて両国の国境とすることが確定した。ロシアは黒龍江を越えて清国領を南下することはできなくなった。ロシアの勢力はオホーツク海を越えて東方へ向かうこととなったのである。

一八世紀はじめのベーリングの探検は、デジニョフ岬（ユーラシア大陸の東端 一六四八年、シモン・デジニョフによって発見されていた）より東方の海を越えてアラスカに及んだ（ベーリング海峡の発見 一七二八年）。ロシアの東進はアラスカ方面にまですすんだのであった。

この頃、カムチャツカ半島の東岸、コマンドル諸島周辺の海域でラッコ猟を発売に行い、ロシアの利益は大きくなっており、カムチャツカを拠点にした毛皮猟の活動は、アラスカ、北アメリカ大陸北西岸にまで及ぶようになるし、カムチャツカから千島列島沿いに南下、千島列島の中ほどまでを活動領域とするようになる。一八世紀半ばすぎの頃からカムチャツカ東岸海域では、ラッコが激減し、ロシアの毛皮猟は千島列島沿いに日本列島

に近づく様子を目立たせてくる。

一八世紀中頃（宝暦年代）には松前藩でもロシアの接近する様相を知ることになる。河野常吉「安永以前松前藩と露人との関係」（『史学雑誌』二七編六号）が紹介している宝暦九（一七五九）年の松前藩吏の報告は次のような内容である（河野論文ではこの報告は「蝦夷地一件」のうちに載せられているとしているが、現存の「蝦夷地一件」にはこの部分が欠けているようである）。

前年キイタフアイヌがソウヤアイヌを襲撃して多人数が殺傷されたという事件があり、その鎮静化と、軽物（毛皮、鷹羽など）のとりまとめのためにアッケシに出張していた湊覺之進は報告書で次のように書いていた。

子年（宝暦六年）牧田伴内アッケシ之上乗奉行に参候節、滞船の内同所沖の島え唐人船一艘懸り申候。人数百人程も乗組候体に相見え候由。アッケシ蝦夷共参り様子を見候処、商人船の体に相見え申候。蝦夷の婦人三人理不尽に連行候由。三日程滞船いたし候由。出船の節、石火矢を放ち候処、昼過には相見不申候由。牧田伴内此事を深くかくし是迄承不申候処、アッケシ参り承り候。

牧田伴内という藩士が上乗役（交易の監督などにあたる役人）として一七五六年にアッケシに派遣された。アッケシの「沖の島」（大黒島と思われる）に「唐人船」（異国船）が一艘滞船していた。アッケシアイヌたちは「商人船」の様だといっていた。「蝦夷の婦人」を無理に連れ去っていた。出帆にあたって大砲を発射していた。伴内が秘密にしていたので、このことはアッケシに来てから聞いたことであるというのであった。この「唐人船」はロシア船に違いはない、一〇〇人乗りのというような大船を太平洋に送る国は、この時期ではロシア以外を考えるとできないと河野常吉は書いている。

河野論文は、さらに湊覚之進の報告で触れられている「あかき衣類を着し候唐人」についても紹介している。

十九日（宝暦九年七月）おみやげ例年の通相渡候。其節カツコロ申候は一昨年（一七五七年か）クルムセコタンと申処に私一家有之参候処、あかき衣類を着し候唐人大勢居、カムイトノコタンの通り成様子にて番所有之候。町を見度候故私の家え申候えは若しとがめ有之候ては如何に候間、山え上り見おろし候処余程家数御座候由。カツコロ着し候衣類は猩々緋衣に御座候。鎧も持参致候処甚宜敷細工に御座候。斧も持参致候。其節島々の名申聞候。

覚之進がアッケシに滞在中にエトロフ乙名のカツコロ、クナシリ乙名のサヌシテカが渡来して一昨年（一七五七（宝暦七）年）クルムセコタンに行つた時の様子をカツコロが話した。赤い衣類を着た「唐人」が大勢いて、その「町」は、「カムイトノコタン」（松前侯の城下町）と同じようにつくられ、「番所」（警備の施設）もつくられていたし、家数もかなりのものであったという。カツコロ自身も「猩々緋衣」（赤い外国製毛織物の衣）を着ており、持っていた槍も立派な細工のものであった。島々の名称もいろいろ聞かせてくれたというのである。

松前藩はクルムセ（北千島）における「唐人」の動きを、その拠点となっているところの様子をある程度把握していることになるのだが、このような情報は藩内でも「深くかくし」ておかれたものらしい。

クルミセ島とその辺りの島々をラッコ島という（「正徳五年松前志摩守差出候書付」）、千島の極東にラッコ島、一名クルムセという大きな島がある（『三国通覧図説』）、ウルップは鱒のような魚を指す語で、周りでこの魚が獲れるのでウルップ島といい、またラッコ島ともいわれる（最上徳内『蝦夷草紙』などクルムセ、ラッコ島についての説明がいくつもみられるが、千島列島のうちでも遠隔の島々、ラッコを獲ることができる島々、特にウ

ルップ島がクルムセあるいはクルミセにあたる代表的な島ということになるようである。

エトロフ乙名のカツコロが見てきたという城下町のように整っている「唐人」たちの基地もウルップ島にあったのであろう。『三国通覧図説』（天明六年）でも、「千島ノ極東ニラッコ島一名クルムセト云一大嶋在：此島も彼ガ手ニ入タリト覚ヘテ近頃ハコノ島ニ莫斯科未重人多ク居住スル由ナリ」と記すようになるのである。

のちに松前藩は、幕府から東蝦夷地を支配していた頃のエトロフ、クナシリの交易、撫育について報告を求められた時に、次のように答えていた。「エトロフ蝦夷人」との交易、介抱の為に船を派遣していないが、「エトロフ撫育の為の船を宝暦四（一七五四）年から派遣していた（『休明光記附録』一件物 卷三）。一八世紀中頃、湊覚之進の報告があった頃、エトロフ、クナシリからはアッケシに渡来し、松前藩役人とも接触し交易を行うアイヌの人々がいて、クナシリへは藩の船が直接、交易に渡航しはじめていたというのであるからロシア人の動向を知る機会が増えてきていたはずである。

エトロフ乙名のカツコロが「猩々緋衣」を着ていたと記されているのは、エトロフアイヌのロシア人との交流、交易の一端を示していると思われる。『三国通覧図説』は次のように書いて「蝦夷人」とロシア人の親密な関係を説明している。「ソノ服ハ阿蘭陀ノ服ニ似テ色ハ悉ク赤キヲ用ユ、然ルユヘニ蝦夷人等コレヲホリ、シイ、シャモト称スルナリ、一統ニ赤色ノ服ヲ用ルコトモ彼ノ女帝ノ制令也、夷語ニ赤キヲ、ホリと云、善ヲ、シイト云、人ヲ、シャモト云。ホリシイシャモハ赤色ノヨキ人ト云意ニテ彼ノ赤色ノ人ニ親附タル詞ナリ」（ロシア人を赤色の善い人とよんで親しん

でいる」というのである。カツコロの「猩々緋衣」もロシア人との親しい交流、交易のなかで入手したものであろう。カツコロはロシア人をおそれ、警戒しているような口吻で語ったように報告されているが、実際はどうだったのだろうか。松前藩役人たちがロシア人を警戒する態度をとるので、それに応じての素振りや答えていたとも思われるのである。

赤蝦夷とアイヌ

松前藩は、幕府への報告で「赤蝦夷」というものは存在しないとして次のように述べていたことがある。「町人共之請負申付置候東下蝦夷地くなりしりと申候所より海上隔、獵虎島有之、先年右島之遠蝦夷の島々より罷越、獵虎をとり候故、前々より獵業いたし来候蝦夷共の障に罷成候趣申出候に付、志摩守家来差遣之、重て参間敷旨申渡早速相帰し、其以来は罷越不申、尤右のもの共何方の島より参候哉難相知、風俗も少々相替候に付、場所の蝦夷共其節夫を赤蝦夷と申候儀にて一体赤蝦夷と申もの無之、勿論為交易罷越候儀にては無之候由（「蝦夷地一件」）（一）天明四（一七八四）年八月の答書写）ーラッコ島へ「遠蝦夷」（アイヌ民族と同系の人々の意味か）の島々からラッコ獵にくるものがあつて従前からラッコ島で獵をしていた「蝦夷」たちの妨げになると訴えがあつたので、家来を遣して「遠蝦夷」のものを追い返した。何処から来たものかわからないがやや変わった風俗のものたちであり、こちらの「蝦夷」はそのものを「赤蝦夷」と呼んでいたが、もともと「赤蝦夷」というものが存在しているわけではない。以後、獵にも来ていないし、勿論交易に来るようなこともないというのである。この報告は天明四（一七八四）年のことであるからロシア人の動向を松前藩はよく知っていたはずで、「赤蝦夷」と呼ばれていたものが「遠蝦夷」などではなく「異国」の人たちであることは十分知っていたことと思われる。

天明年代の整理と思われる「舊紀抄録」では、ラッコ島で鉄砲、網によ

るラッコ獵で、「夷人」たちの獵を妨げるものたちを「北地異国赤人」と記している。「異国赤人」と争いになっていた「夷人」（エトロフアイヌ）たちが、松前藩に「御加勢」を求めて連絡してきていることを記録しているのである。しかし、松前藩が「家来」を派遣して「遠蝦夷」＝「異国赤人」を帰国させ、二度と来ないように指示したとする「蝦夷地一件」（二）の報告の内容を確かめられる史料は見当たらない。ロシア接近の状況を目立たなくしておきたい松前藩の情報管理の様子が示されているのかと思われる。

のちの史料、「休明光記」などによると、このラッコ獵妨害の勢力は「ロシア」と明記されるようになり、エトロフアイヌと「ヲロシア」との激しい抗争の様子が、かなり詳しく知られる。「休明光記」巻之六及び「休明光記遺稿」巻之四に載せられている明和七（一七七〇）安永三（一七七〇）七四（一七七四）年という時期のウルップ島のラッコ獵をめぐる抗争の経過は次のとおりである。

エトロフ惣小使の髭助（改名前はスシトロシ）は、この抗争のことをよく覚えていて詳しく話してくれた。その当時、ウルップ島に渡航していたからである。

明和七（一七七〇）年春、例年通りにエトロフアイヌは大勢でウルップ島に渡り、東海岸でラッコ獵を行い、そのうちモシホウという所へ上陸すると「魯西亞人大勢」が居て、獲ってきたラッコを出せ、さもなくば人質を出せと「不法之義」を言いかけてきた。その場合は「詭言」を述べて、すきを見て逃げて来たのだが、翌日、エトロフアイヌたちが「止宿」しているところへ「魯西亞人大勢」が「皮船」に乗ってやって来た。急いで舟を出して逃げようとしたが干潮のため手間取っているうちに、近づいてきたので刀や弓矢を構えていると、魯西亞人は数挺の鉄砲で射撃してきた。「女

子」などを逃がして「長夷や大丈夫」のものは残って毒矢を射かけたが矢も尽き、舟を出して逃げようとするところを乙名二人が鉄砲で「打殺」されてしまった。ウルップ島に来ていたエトロフアイヌはすべてエトロフへもどらなければならなかった。

翌年（明和八（一七七二）年）春、エトロフアイヌたちは種々評議したが、ウルップ島でのラッコ猟をしなければ「松前家運上家」との交易もできないことになり「嶋中一同難儀」となるので、ウルップ島へ渡り魯西亜人の動向を見ることがになった。「大勢之もの夷舟数十艘^{乗組}」んでワカイワタラというところへ着き、「小家掛」した。四、五人を留守番に残して皆で猟に出たあとへ「魯西亜人数十人」が「皮船」でやって来て数挺の鉄砲を発射しながら上陸し、「居小家」へ押し入り「品々」を奪い、砂に埋めておいた「重器類」も見つけ出して奪いとり、不用なものは海中へ捨て帰っていった。

東海岸のワニナウには「魯西亜大船」も滞留、大勢の魯西亜人が居て鉄砲を撃ち、猟の妨害をするので、恐ろしくなって皆、ワカイワタラの「居小家」へもどって来たが、ワカイワタラでも前述のような魯西亜人乱妨の跡に接するのであった。昨年は惣乙名らを殺され、今年も「重器」を奪われるなどの乱妨にあい、「一同無念骨髓ニ徹し」てエトロフ中のアイヌがどうなってもかまわない、魯西亜人を残らず殺害しようと決意するのであった。以前から魯西亜人の横暴にうらみをもっていたラシヨワ島の「夷人」たちも同調した。僅かの間に「毒矢数百本」をつくり、太刀に長い柄をつけて「大小之鎗^銃数十本」を用意して「戦争」の準備をした。

魯西亜人を探すとソウカチマフに八人が居た。その他の大勢はマカンル島へトド^{トド}島に行っているとのことであった。計画していたとおりに、魯西亜人に丁寧^{丁寧}に接し、食物なども与えた。彼らは安心して、ここに「止宿」

するといので、「居小家」をつくってやるとそのなかで休み寝入るのであった。魯西亜人の寝入るのを見すまして、その「居小家」のなかの「鉄砲」、刀などを盗み出しておいて、大勢で魯西亜人八人を殺害した。

それからマカンル島へ渡ってみると、魯西亜人一七人が「白木綿」の「丸小屋」に居てトドの肉を干したり、油をとったりしていた。丁寧^{丁寧}に挨拶して、近くに「居小家」をつくって泊り、前と同じように鉄砲や刃物をとり出しておいて大勢で襲撃、一挙に一七人を殺害した。

この上は、大船でやって来てワニナウに大勢で「住居」している魯西亜人も襲撃しようということになり、改めて「毒矢其外を十分に用意」して、ひそかに忍びよって魯西亜人住居を探り一気に攻めこむ体勢をとって踏みこみ「男女数十人」を殺害した。陸にあげていた大船をあわてて海におろそうとするところをさらに襲撃して大勢を殺害したが、船中へ逃げ込んだものが鉄砲を撃ちかけてきたので、すべての魯西亜人を殺害することはできなかった。エトロフアイヌ二人が手や足を撃ち抜かれたが死ぬほどの怪我ではなかった。

ワカイワタラへもどると、魯西亜人に使われていたラシヨワアイヌたちが来ていたので魯西亜人の様子を尋ねると、全部で何人いたのかはわからないが「存命」で帰帆したものは七人、うち三人は傷を負っているが四人は無事だったとのことであった。大部分を殺害することができたのだと思い「心地能くエトロフ嶋江帰帆」したのであった。なお、ズナメンスキー著秋月俊幸訳『ロシア人の日本発見』は一行のうち一八人が帰り、二一人が殺害されたように書かれているが、原住民が自らの勝利を誇張したのであると記している。

この「戦争」の翌年（安永元（一七七二）年）エトロフアイヌは大勢でウルップ島に渡ったが魯西亜人は来ていなかった。一同喜んで「十分ニラッ

コ猟いたし」帰ることができた。

そのまた翌年もウルップで早春から猟をしていると魯西亜の大船がやって来た。一同でにわかに「戦争之用意」をして待ち構えていると、大勢が小舟に乗り込んで近づいて来たが「数百人何れも鎗弓矢を持」ち構えているのを見ると「元船」へもどって行った。先年の報復のため本国から大勢で来ているのであろうから敵対は無理であろうということになり、エトロフ島へもどった。

この年の秋は大荒れ続きの天候だったので、魯西亜船がウルップに停泊していたとすれば「必定破船」に違いないと察しがついたので、次の年（安永三年）もウルップ島へ渡ってみると、昨年来ていた大船はやはり嵐で「難破」しており、魯西亜人は帰帆できずに「居小家」をつくって滞在していた。様子を見てみると鉄砲を持たずに出てきて「エトロフ嶋蝦夷人」に対しては「隔意」なく「和談」して交易もしたいと言って「煙草并食物等」を贈ってくれるのであった。安心してラッコ猟が出来て帰ってきた。

このあと四年ほど魯西亜の船はこなかったもので、その間魯西亜人はウルップのアタットイに滞在しており、エトロフアイヌたちはウルップで猟をして、ラッコや狐の毛皮で魯西亜人と交易をしていた。

安永六（一七七七）年秋、ロシアの大船がウルップのワニナウに渡来するとアタットイに居た魯西亜人たちはワニナウへ移っていった。

「休明光記」、「休明光記遺稿」で知られるのは以上の程度であるが、ロシア側の記録によると、この頃は、ロシアの南千島調査が次の新しい段階に入る境目の時期であった。ポロンスキー『千島誌』は、一七七五年南千島へ向けて派遣され、同年八月ウルップで難破したニコライ号による調査のスタートを「クリル島検査第二期」のはじまりであるとしている（魯西亜の大船の難破を安永二（一七七三）年としている「休明光記」の記事の

年次が、不正確なのかと思われる）。ニコライ号のアンチーピンにはプロトジャコフ社中の掠奪のような行為（ウルップで「戦争」状態をまねき多くのロシア人が殺害されるような抵抗を受けた）を禁じ、「土人を虐使せし如き振舞あるべからず。犯す者は死刑に処す」というカムチャッカ総指揮官の指令状が渡されていたのである（『千島誌』）。

一七六六―六九年、コサック百人長イワン・チョールヌイを中心とする調査隊が、ロシア人の支配を嫌ってカムチャッカに近い島々から逃散した北千島の「クリル人」を連れもどし、毛皮税を貢納させるなど、ロシア支配をさらに拡大させようとして行われる乱暴な行為は「クリル人」の帰順を妨げるだけであった。エトロフアイヌの激しい実力行使の抵抗も加わって、ロシアの千島列島南進の様子は変わってきたのである。

シャバーリンの来航と松前藩

一七七五年、ウルップ島に渡航して来たニコライ号のアンチーピンには暴虐な行為を「死刑」をもって禁ずる指令状が渡されており、「クリル人」、「毛人」の帰服をはかる目的が示されていたが、加えて日本との交易の実現につとめ、できれば松前まで行って交渉することも指示されていた。同年八月ニコライ号はウルップ島で難破となってしまうので、アンチーピン支援のために一七七六年にはシャバーリン一行の「皮船」二艘が食料その他の物資を積んでウルップ島へ派遣され、翌年にはオホーツクから派遣された「ブリガンチン船ナタリヤ」も同年秋ウルップに着いた。

一七七八年夏にはシャバーリン一行は、ナタリヤ号と乗組員の一部をウルップ島に残し、三艘の「皮船」でエトロフ島北岸へ渡り、そこに「宿営所」を設けた。ここでは「クリル人」四七人を「帰属」させ、のちクナシリへも渡りやはり「クリル人」を「帰属」させたという（前出『ロシア人の日本発見』）。

一七七九年夏（日本旧暦で六月九日）夕刻、シャバーリンらは蝦夷地ノツカマフ（現在の根室市内）に現われた。エトロフアイヌの船一艘を水先案内としてロシア人も蝦夷船様の船二艘（あるいは三艘とも）に乗って来ていた。ナタリヤ号でノツカマフに渡来したと記す例もあるが、ナタリヤ号はウルップに碇船させていたのである。

飛騨屋武州家文書の「異船舶来漂民帰朝紀事」によると次のような様子であった。

安永七（一七七八）年六月二十二日、沖合のもやの中で雷のような響きが聞こえ「石火矢」（大砲）の音だとわかった。家、小屋は震動し、「蝦夷地開闢以来例も無之珍事」と恐れをなしていると「異国人」いずれも「赤き服」を着た三四〜三五人が上陸して来た。支配人が会って様子を尋ねようとしたが言葉が全くわからないのでためらっていると、異国人の一人がすすみ出て「ニウンジン」（日本人か？）と言うので、こちらは「蝦夷辞」で「ヤニ・コタン・子コナ・レアナ 汝ノ国何ト言名カ有ル」と尋ねると「ムシクバ」また「ヲロシヤ」と答えた。「クルミセ嶋之蝦夷」一人を通訊として連れてきており、この通訊が言うには、日本との交易をしたいという「心願」で来ており、「松前領主」へ出願したいのだということであった。上乘役の新井田大八という役人が、近辺まで来ていたので急いで連絡した。

『通航一覧』は六月九日、異国人が現われたとし、新井田大八が対応した様子を伝える史料について次のように載せている。

何かと手間どるうちに夜になったので新井田は「異国人」との対面は明朝にすると伝えると、「遠海」から「不案内」のところに着いたばかりで早く「対面」を済ませないと安心できないと強いて求めるので「対面」し、すぐ仮小屋へもどっていった。仮小屋では四〜五人の「赤人」が鉄砲を

もって警備していた。

翌朝、「赤人」が申し出たことは「日本之産物交易仕度候二付、少々仕入荷物御座候間、望之通御承引被下候様」（日本の産物と交易したので少し荷物を持って来ている。交易を認めて欲しい）ということであった。新井田は「異国人交易」については自分の考えで返事はできない、松前にもどり「主人」へ申し上げたうえ、来年夏、エトロフ島で返事を伝えるので、今はすぐ立ち去るようにと話した。「赤人ども」は「松前領主」への「音物書翰」―贈物、手紙を差し出したので新井田は受け取っていた。六月十二日にはノツカマフから去っていた。

翌安永八年四月二十九日には松前藩役人浅利幸兵衛、松井茂兵衛らが、松前を出帆していたが、順風が無くて八月四日まで佐井に滞船となつてしまい、アッケシに着いたのは八月七日であった。「赤人」はエトロフで待ち、クナシリで待ち、ノツカマフまで来て待つてみても「何之沙汰も」無いのでアッケシのチクシコイまで来ていた。

チクシコイで「掛役人」が全員で「対面」して、「異国貿易之場所は長崎港一ヶ所限り、其外は国法ニ而禁制之儀ニ付何程候而も出来不申候間已来渡来可為無用」―異国貿易は長崎港のみと国法で定められているので、交易は絶対にできない、以後、渡来しないようにと申し渡して、前年受け取っていた「音物書翰」はそのまま返した。「帰帆用意」のため、米一五俵、酒、煙草などを渡したところ、返戻に砂糖をさし出したので「船中為給料」―船中での食用として受納した。

シャバーリン一行は、前年の接渉のあとウルップへもどりナタリヤ号でオホーツクへ帰港、打合せをしてすぐウルップまで来ていたのであり、交易のための「和蘭羅紗、天鵝絨、繻子、絹切、麦粉、挽割麦、油、砂糖、塩、肉等都合一万八千ルーブルの品物」を積んで来ていた。新井田との接

渉で、この次は「完全な合意をもって交易を実現する」交渉ができるものと思っていたのである。日本語を十分に理解できなかったためであると思われる。また彼らはアッケシで松前藩役人を待っている間に、日本人商船がもって来ていた「松前藩主の書翰」を読み聞かされていた。悪天候で役人を派遣することができない。しかし松前へ渡来してはならない。アッケシへ来ることも拒絶する。必要なものがあれば「クリール人」を仲介する交易で入手するように、という内容であった（この「書翰」のあと間もなく役人たちがアッケシに着いて前述の交易拒否の申渡しが行われている）。この交渉の「功績」の価値はいちじるしく低い物となってしまう（前出『ロシア人の日本発見』）。

松前藩は、このロシア人との応接について幕府に全く報告しなかった。『福山秘府 年歴部 全』（和田本）には「是条江府江建白無し」（江戸へ報告しなかった）と記されている。

江戸幕府もロシアに関する情報を秘密にしていた。カムチャッカから流刑囚らと共に脱走しマカオに向かったベニヨフスキー（はんべんごろと誤記されていた）が、ロシアが日本へ向かう危険を警告する書翰をオランダ商館長宛に残していた年（明和八（一七七二）年）、幕府はすぐその内容を把握したが、この情報にもとづいて何らかの方策を講ずるということもなかった。後年、ベニヨフスキー書翰の情報を含め様々なロシア情報が次第に広まって工藤兵助の「赤蝦夷風説考」が知られるような状況となつて、幕府は蝦夷地調査に動き出すのである。

松前藩も明和（一七六〇）～七〇年代のロシア接近の情勢を秘密にしていただけで特別な対応策もとらないでいた。松前藩も、幕府も対外関係の情報は秘密のままにしておき、政治、社会の動揺を招くことを避けようとしていたと思われる。

松前藩は幕府がロシアの南下の情勢で蝦夷地に関心を持たざるを得なくなった時期には、幕府からさまざまな問い合わせを受けて、明和、安永年代のロシア接近の状況も報告している。そして、安永七（一七七八）年、八年のシャバーリン一行の渡来について報告しなかったことについて次のように答えている。幕府へ報告すべきかどうかを藩内で相談したのだが「交易相ならず」と申し渡して帰したのであり、「御届」するまでもないとの論もあつて態度を決められずに江戸の親類（松前氏の同族が旗本となっており、江戸に居た、この年代では松前誉廣か）に相談すると「事済候跡にて御届」したのでは難しいことになるのではないかとこのことで「御届」しなかった。年々ノツカマフ、アッケシ辺の様子を尋ねてみているが、以後「赤人」の渡来はないようである（「蝦夷地一件」二）佐藤玄六郎天明六（一七八六）年二月の報告。この報告の前にもシャバーリンの渡来、松前藩対応のことは天明四年の土山宗次郎の報告で「不取締」として触れられており（「蝦夷地一件」二）、密貿易の噂などとあわせて幕府の把握していた情報であつたと思われるが、松前藩への不信、蝦夷地調査の必要性を感じさせる一件であつたことに違いないのである。

このシャバーリン渡来にクナシリのツキノエが関係していたことは、この年代の「豪強」アイヌ（「豪強」は平秩東作『東遊記』の表現）の動きとして注意すべきである。シャバーリンをノツカマフへ案内して来たのは、ツキノエであつた。前出の「異舶航来漂流民帰朝紀事」には「ヲロシア」と一緒に「久奈尻くなしり嶋長夷ツキノエ」もウタレ共数十人を連れてやって来た」と記されている。この頃、飛騨屋の請負場所となつたクナシリで、ツキノエは交易船に「乱妨」を働き飛騨屋との交易を拒否しており、和人との交易関係が途絶えている状況だつた。この時は、日本・ロシアの間に立つて交易仲介の働きをすることが「余程之功」——かなりの功績として評価さ

れることを期待してロシア人を案内して来たのだらうと見られていた。しかし、ロシア人は「蝦夷人之儀は……心底も定らず、油断ならざるもの」を見ていた。ウルップにおいてエトロフアイヌに襲撃されたことなどが反映している見方だったのであろう。ロシア人は日本人との親交ばかりを重要視しているようであつたし、松前藩の役人も「異国人を連れ来り候段不届」と厳しく叱るので、ツキノエは早々にクナシリへもどらなければならなかった（前出「異船舶来漂流民帰朝紀事」）。アイヌ首長層がロシアと日本の間に立つて交易を仲介するという従来にない特別な位置につき得るような情勢にも見えたのであるが、両国の交易関係成立には「鎖国」、「国禁」というような大きな問題があり、アイヌ首長層が固有の役割をもって介入できる可能性はなかったのである。

幕府の蝦夷地調査・御試交易^{おためし}

「東遊記」の作者、平秩東作は蝦夷地で俵物の密貿易が「ヲロシヤ」を相手に行われているという様子を勘定奉行石谷淡路守へ「内々」に申し立てたことがある。淡路守は、はじめ取り合わなかったが調査をはじめようとしていた。しかし、松前藩の厳しい統制で調査はできなかったのだという（「蝦夷地一件」）（二）。淡路守の勘定奉行在任は宝暦九（一七五九）年（安永八（一七七九）年であったから、遅くとも安永年代のうちに密貿易の風聞は幕府の中枢部に伝わっていたことになる。田沼意次が「赤蝦夷風説考」を読んで蝦夷地に強い関心を示すようになった天明四（一七八四）年から数年以上前の時期にあたる。

田沼が「赤蝦夷風説考」に接するのは、作者の工藤平助がいろいろ手を尽くして田沼に提示することができたと見るのが一般的であるが、田沼の関係者がロシア、蝦夷地の情報を求めて工藤平助に接触し、平助が提供した資料が「赤蝦夷風説考」なのだとする見方もある（北門叢書版『東遊記』

解題）。

「赤蝦夷風説考」などの情報には、蝦夷地での金山の開発やロシア交易の財政上の利益に触れるものがあつた。諸国の凶作、特に東北地方の大飢饉、浅間山大噴火による災害など安永・天明年代に集中した幕府財政に困難をもたらしていた諸事情も、財政上の利益から蝦夷地への関心を強める理由になっていったようである。

勘定奉行松本伊豆守は、次のような手順で蝦夷地調査に着手する手筈を田沼に提示して許可を得ている。「隠密」の調査でいろいろの「風説」を聞いているのとして松前家の家来を伊豆守私宅へ呼び「内意」を伝えれば松前家から報告があるだろうから、それを受けてから蝦夷地調査を実施し、「金銀山取開方、ヲロシヤ交易」についてどう取り組むかを決定するようにすすめる。「内意」というのは「家名」にもかかわることなので松前藩が自ら調査を行い報告するの意であつた。

松前藩邸からは下国舎人と横井関左衛門が呼ばれて次のように伝えられた。松前の「御家中」では知られていないようなことも「御役筋」から聞いている。表立っては「迷惑」のこともあるかもしれないが、伊豆守が責任をもって「迷惑」にならないようにするので、「手輕に」ひと通りの報告を受けることとしたい、その上で密貿易の取締りなど幕府の役人と松前藩の役人で相談しながらすすめることになるであろう、密貿易の取締りができれば「志摩守殿勝手向甘きにも相成」——松前藩の財政上の利益にもなるのではないか（同前）。

下国舎人は急いで松前へもどって答えを準備し、松前からの返事は八月末に江戸に届き、九月はじめ、その内容は伊豆守に伝えられた。次のとおりである。

蝦夷地の各場所は年限を定めて町人に請け負わせているが、場所へ行く

船には「上乘」という監督の役人が乗っていて積入れ荷物の点検を行っている。「虫巢玉、真羽、其外蝦夷錦等」は異国の品であるが、それらはすべて「上乘」が運んでくるものである。蝦夷地は難所が多く年一度の往復も難しいほどで、船を廻せないところもある。遠隔の地は異国へも近いようであるが、渡海できない島々である。他藩の船などが渡航することは不可能で、「上乘」の役人や商船のものも、そのような他藩の船は見たことがないと言っている。町人請負としているクナシリより遠くに「狺虎島^{ラッコ}」というところがあり、どこからかは不明だが少々風俗の変ったものが狺に来ていて、「赤蝦夷」と呼ばれているが、もともと「赤蝦夷」というものたちがいるわけではなく、もちろん交易はしていない。クナシリは遠隔の島で運上金も「少分」の「手狭の場所」であり、交易の産物もないようなところである。異国船が来航したときは、その都度「御届」をして、「御差図」のとおりに対応している。商人が異国人と交易するというようなことはない（同前）。

松本伊豆守は、この「答書」の内容は「赤蝦夷風説書^マ等にも符合不在候」と見て信用しなかった。松前藩への問い合わせを繰り返しても「日数のみ相懸」り「分明」な答えも得られないと思われるとして、松前藩の一応の答えはそのまま受け取っておき、幕府が蝦夷地調査を実施することを松前藩に伝えることとする。普請役の者を派遣して島々の様子「金銀山」、「産物の品々」などを調べる、松前藩へは「海陸案内の者」、「通詞」、「渡船雇方」など万事差し支えないように手配し、協力せよと指示し、「異国道路の筋」や「難見届由の島々」——外国への道筋や見届けることは出来ないと言われている島々をも「見分」して「取締」の方法なども報告できるようにする、すぐに準備をはじめ、来年一月には調査の者が出発できるようにするという計画が田沼に示され、許可されている（同前、天明四年十月）。

調査隊の江戸出発は天明五（一七八五）年二月中旬となったが、三月中には松前に着き、一カ月ほどは松前藩との打合せ、準備で費やし、四月末に蝦夷地へ向け出発した。

山口鐵五郎、青嶋俊蔵らの一隊は東蝦夷地をアッケシからクナシリ島まで渡航し調査、この隊には「竿取」という下級の役目で最上徳内が加わっていた。別の一隊は庵原弥六、佐藤玄六郎らの隊で、西蝦夷地をソウヤまで行き、カラフトへも渡って調査している。

翌天明六年は、「赤人通路」の東蝦夷地に多くの人数を送りカラフトへも渡って調査している。

同年二月、佐藤玄六郎の中間報告は、次のような内容であり、ほぼ正確な松前・蝦夷地事情を伝えるものであった。

蝦夷地は広大で農地にできるところも多いのだが、商人の利益を考えて禁止されているので、農地はまったくない。松本伊豆守が同じ頃提出している別の申上書で触れられている玄六郎の調査では、蝦夷地の総面積の一分の一、一一六万六四〇〇町歩、石高にして五八三万二〇〇〇石は農地開発ができるとしていた。「蝦夷人共も農業相好み」いるようなので彼らの力を利用すれば「新開」もすすむであろうが「早速」には行かないと思われるので「穢多弾左衛門手下のもの」を使って「新開」の計画をすすめるため詳しい再調査をおこないたいとしていた。

松前、江差、箱館は整った港で大商人も活動している。蝦夷地の各場所には「質地」同様に（借金のかたにとられているのと同じように）商人にあずけられており、商人は一年に一度（と松前藩では言っているが）という制限には関わりなく何艘もの船を自分の請負場所へ往復させている。

松前の役人が言うにはアイヌは「強欲」、「無礼」なものである、近づくなどと言うことであつたが、直接、様子を見聞すると「恭敬、仁愛、礼儀等

も厚」い人々で「異形」には見えるが日本人と変わっているわけではない、商人どもが「掠め安きため」―だましやすくしておくために、「国風」（日本風）を伝えないようにしている故だと思われる。アッケシのイコトイやノツカマフのシヨンコは秘かに玄六郎の滞在するところを訪れて松前藩や場所請負商人の経営を非難して、「江戸の船」との交易を求め、また「赤人」が毎年ウルップへ来ていること、美しい絹、錦、さらさ、砂糖などを商っていることなどを伝えていた。「赤人」のもたらす商品はアイヌの人々を介してのもののように、小規模なものである。「赤人」は一度交易を求めてアッケシに来たことがあった。松前藩では交易は拒絶して帰国させたので幕府には報告しなかったと言っている。「赤人」はウルップ島ヘラッコ猟に来ているが、その後、交易を求めている渡来はなく、運上屋のものがウルップ島まで出向いて交易の様子もない。

天明六年閏十月の山口鐵五郎、佐藤玄六郎ら連名の報告書では「異国通路の筋」に注意して調査されていたことが記されている。

山口鐵五郎、最上徳内はエトロフへ渡り、ウルップへの渡り口シヤルシャムというところに滞在するロシア人三人に会った。「日本の地を一見」したいと言っていること、捕縛しておこうとも考えたがウルップ以北はすでにロシアがおさえている様子なので事を荒立てぬ方がよいということになり「本蝦夷地」（北海道本島のこと）には渡来しないよう申し渡して、そのままにしておいたことなどが記されている。（『蝦夷地一件』（三）天明六年閏十月の報告書）。最上徳内「蝦夷草子」の「カムサスカの事」、「チョウキチ国の事」、「勝右衛門漂流の事」などは、このエトロフで「赤人」から聞いたことだと思われる（時事新書版吉田常吉編『蝦夷草紙』解説）。

山口鐵五郎は（ウルップへ渡ったのは最上徳内との説もある）島谷良吉『最上徳内』、エトロフからウルップへ渡り「赤人居小屋等」を詳しく調べ、

さらにマカンル島、チリボイ島などへも渡ろうとしたのだが、食料も不足、年内の帰還も難しいことになるので、エトロフへ戻った。エトロフアイヌたちはウルップでラッコ猟をしているのだが、近年は「赤人」が大勢くるので猟ができず松前渡来の米、酒などを持って行ってウルップに来ている「遠島」の蝦夷の捕ったラッコを買って松前へ出している状況なのだと聞いていた（『蝦夷地一件』（三）同前）。

カラフトへは大石逸平らが渡っていた。オホトマリで「山丹人二十一人」が交易に来ているというので「総長」らを呼んで「山丹」の地理、風土について聞いた。樺太のナツコから大陸へ渡り海浜、山路、湖水の水行で一六日ほどのキンチバクから来ていること、マンチウに従属していること、物産は乏しく獣皮をもつてマンチウの絹布、青玉などを入手、カラフトへ持ってきて交易していることなどを知った（佐藤玄六郎「蝦夷拾遺」）。

以上のような「赤人」「ロシア人や「山丹人」との関係についての調査のほか蝦夷地産物の交易、その収益状況に関心が寄せられ、試験的な交易を実際に行ってみる「御試交易」が実施された。「蝦夷地一件」（二）（三）に整理されている史料でその概要を知ることができる。

蝦夷地交易にはかなりの資金を必要とすることになるので「交易筋試」と調査隊派遣のための派船を兼ねて苦屋久兵衛に請け負わせることとされた。造船経費、交易品仕入などのため三〇〇〇両が苦屋に貸し付けられた。交易と調査が終了のあとは造船実費の六割で船を苦屋へ払い下げることにし、交易の経理を正確に行い、利益を上納させ、損失となったら、その分は下付されるという契約であった。

神通丸、五社丸（いずれも八五〇石積、造船経費は二艘あわせて二二七八両余）は、天明五年四月末までに完成し、品川から出帆していった。船頭、水主手^{かこ}当、雑費三〇〇両、米、酒、煙草などの仕入品九九七両余、口

錢、運上金の一部負担一〇八両余、あわせて一四〇〇両余を支出して、塩引鮭など江戸での売上額一三七三両、魚油など松前で売上額八〇四両、江戸仕入品の一部松前売上額一二四両余、あわせて二三〇〇両余が売上総額だった（「蝦夷地一件」があげる数値に少しずつ相違あるものがあり、正確な経理状況は把握しにくいところがある）。天明五年の交易では、一四〇〇両余の支出、二三〇〇両余の売上だったので成績は良好だったと言える。ただし、これは場所請負商人飛騨屋の商売を一部停止させ、飛騨屋に負担をまわすかたちで行われていた交易であった。

五社丸は松前滞船となっていたので、天明六年も「御試交易」が続けられることになっており、この年は、アッケシ、キイタツフ、クナシリの飛騨屋請負場所の商売をすべて停止させて、苫屋の交易を行う計画とされた。これは必ずしも交易の利の大きさを求めているのではなく、飛騨屋の使用人は「蝦夷人氣請」（アイヌの人々の評判）がよくないので、飛騨屋の使用人のもとで幕府の調査活動をすすめることと「見分之差障」——調査に障害が生ずるおそれもあると思われたからであるとされていた。交易の規模は前年よりはるかに大きく計画され、諸入費も前年の二倍以上の三〇〇〇両以上が見積られていた。

しかし、この年の交易は大きな損失となった。御用船二艘がともに破船となってしまうたからである。五社丸は仕入れた交易品を積んだままニシベツで沈没し、積荷の大部分と船体そのものも失われた。神通丸は交易品は荷揚げしたが、塩引三万本を積んで破船となってしまうた。鮭漁には精を出し、雇船を使って移出しているが売上額は一〇〇〇両足らずのようであった。

田沼意次の失脚で「蝦夷地一件」の全体が中止となってしまったので、「御試交易」もこれ以上の試行をすすめることはできなかった。蝦夷地交

易の利益の大きさ（特に塩引鮭の大量移出の利益の大きさ）が目立ったが、同時に破船の危険の大きさもはっきりと示されるという試行結果だったのである。

これらの調査、試行を十分に検討してのことには見えないが、調査の報告をふまえた蝦夷地開発計画着手へ向けた動きは見られた。前述した佐藤玄六郎の報告をもとに「本蝦夷地」の農業開発をすすめようとするものであった。一一六万町歩五八〇万石の開発が可能な程の農業適地があり、「蝦夷人共も農業を相好み」おる様子なので「蝦夷人」だけでも開発はすすむと思われるが「早速」にはすすまないと思われるので全国から「非人」を集め七万人ほど送り込めば、あまり手間取らずにすすむと思われるので八〇九年の間に、この移住だけは完了させたいという計画であった。この計画をすすめるための調査について、勘定奉行松本伊豆守は田沼意次に上申して了解を得ていた（「蝦夷地一件」（二）天明六年二月 松本伊豆守「蝦夷地の儀二付申上候書付」）。

しかし、以上のような実情調査、試験交易、開発計画立案がすすめられようとしているなかで、これらのすべては「御差止」となった（天明六（一七八六）年十月）。將軍家治が歿すると（天明六年九月八日歿と発表されるが実際は八月二十五日歿であったという）田沼政権は急速に瓦解した。賄賂政治、専横政治への批判は強く、広いものであったので、支えの將軍が歿するとすぐに田沼意次は老中罷免となり（同年八月二十七日）、間もなく勘定奉行松本伊豆守ら田沼周辺のものも罷免されていた。田沼がすすめていた政策は「蝦夷地一件」だけでなく、印旛沼、手賀沼開拓などが次々と廃棄されていった。

第三項 幕府の蝦夷地直轄 松平定信とラクスマン来航

田沼意次のあと幕政の中心となった松平定信（天明七年六月老中となり老中首座に就く）は、田沼の積極的な蝦夷地政策を引き継がなかった。蝦夷地は開発することなく荒地の状態に放置しておいた方がロシアの関心を惹かないことになるだろうという非開発論の考えであったが、この年代に蝦夷地について何の策もとらないで済むことはあり得なかった。異国船の蝦夷地接近の情報はさまざまにあった。天明六（二七八六）年四月、ロシア船が松前周辺を乗り廻し、江良町村沖には一〇日も滞留し、その後シマコマキに碇船して「土人」に酒や饅頭を与えカラフト方面へ行き、カラフト周辺も乗り廻していたという。寛政元（一七八九）年八月には江差沖に異国船が現れ「土人」に日本語で「爰に王ある歟」と尋ねた、松前の方を指さして笑っていた、江差へ向けて藩士が派遣されるとか、松前では大砲を持ち出して備える騒ぎとなった、その後異国船は引続五、六艘も通っていった。エトロフに居たロシア人が最上徳内にロシア本国では大艘九艘を派遣して「日本之東洋」を廻らせ「検分」する計画だったと言っていたというが、その船が通っていたのではないかといわれていた（前出「異船航来漂民帰朝紀事」。異国船接近の情報はしきりに繰り返されていたし、「クナシリ・メナシの戦い」と呼ばれるようになる寛政元年の「蝦夷乱」では、アイヌ勢の背後にはロシアがついているのだという風説もあった。「蝦夷乱」後の蝦夷地の状況を伝える隠密の報告が「赤人」は近年ラッコ島にもいないとしているのに対して「必ず偽りかと存候」と松平定信は強い不信感をあらわにしているのも強い緊張感のあらわれだったのである（「蝦夷地一件」（五））。

幕府は蝦夷地調査、「御救交易」をすすめることになる。寛政元年「蝦

夷乱」後、幕府（特に松平定信）は「不束」（松前藩の失政）を厳しく取り調べる態度であったが、結局、早急な鎮静化を評価して「御咎の御沙汰」なしとした。ただし、蝦夷地の状況は幕府が直接「見分」するとの方針は松前藩にも伝えられていた（前述）。この「見分」にあたる調査が行われるのであった。

寛政三年一月中には最上徳内ほかの調査隊が松前に着き、調査と「御救交易」が着手される。最上徳内『蝦夷草紙』（後編）には、このときの様子が記されている。寛政三年、徳内は和田兵太夫とエトロフの北端まで行ってロシア人の様子を探ろうとするが、天明の調査のとき会ったイジユヨというロシア人が一昨日ウルップへ立ち去ったところだったのでロシア人からの情報は得られなかった。しかし、「来子年（寛政四年）赤人共日本の漂流人を送り渡来する由」という風聞に接することが出来た。この情報どおりに、寛政四年冬ラクスマンが漂流の大黒屋幸（光）太夫・磯吉を連れて渡来したのである。寛政四年の調査の関係では「山韃人ども夷人を買行く事」という記事を載せている。山丹人が「錦、青玉の類ひ」を持って来てカラフトアイヌに「売貸」して「金高かさみたる上は代りとして蝦夷人を山韃国へ連行くなり」と借財で身柄を連行されてしまうものが多くてクシユンナイから山韃への渡り口ノテトまでの一〇〇里ほどの間に「蝦夷住居」は二、三カ所しかなくなっている。「松前にて催促して、錦、青玉を買上る故なり」として松前藩のカラフト交易の問題点を指摘し、このような「不仁」なることを何十年も知らずにすごしているとは「不埒」なことであると憤慨している。

このほか調査のなかで知られたこととして島谷良吉『最上徳内』は次のように触れている。「各要所に在る緊急報知用の烽火設備やアイヌとの交易状況を見た。前者は旧のままで少しも改善が認められなかった。後者に

ついでには松前領主の直支配において交易することに決っていたのに実際は今なお改らずして村山伝兵衛差配で行われているという不履行の状況を見届けた」。

調査隊は「御救交易」も担当していた。最上徳内は「前々より仕来り通り」の交易をして「新法」によったわけではないが、^{ます}升、^{はかり}秤を正しくして、「品宜しき物」で交易し、老人、子供に飯をふるまい、貧しいものには手当を出したりしたので「蝦夷人悦び、歌を謡ひ、踊りを舞ひ」有難いことと受けとっていた。それでも「千両余御益金」を御金蔵へ納めることが出来たとしていた（前出『蝦夷草紙』後編）。

串原正峯「夷諺俗話」にはソウヤ場所で行われた「御救交易」の「海単引漁の事」がやや詳しく触れられている。煎海単^{いりこ}に加工したものの三〇〇本（六九〇〇貫匁）を集めることができたとなると、この買収金額五七六両余、松前までの運賃二八両余あわせて六〇四両余がかかって松前で「長崎俵物懸り」へすべて売り渡すと一七二五両になるので、一一二〇両余が利益となると大きな利益を算出している。煎海単三〇〇本が実際に買い集められた量なのか正確にはわからないが、この程度は漁獲されているようだとこの想定となっている。そして買取額が煎海単五〇〇個単位だと五〇〇個Ⅱ米一俵（八升）で計算し、一〇〇個単位だと一〇〇個Ⅱ七合五勺で計算して買い集めている。一〇〇個単位で売ると安くつくので五〇〇個まとまってから売るという方法をとっているものもいると記しており、加えて「前々より此振合にて交易なす事なり」としているので、最上徳内が述べていたように特に新しい価格や、買取方法を「御救交易」で行っていたのではないらしいこともわかる。

「御救交易」が、アイヌの人々によるこぼれ、しかも利益も大きいと最上徳内が言っていた状況がみられるが、それは場所請負人など周辺の関係

者に不利益を押しつけての交易ができるからであつたらしい。寛政四年の最上徳内が監督する交易について、木村謙次『北行日録』は次のような問題点を指摘している。「日ノ丸御用船」（幕府の交易御用の船）の荷役が済まないうちは他の商船の荷役は止められて商人たちが甚だ困っている。場所々々で「御用」の名で人足を集められるので各地で困っている。御用船の「カキ送り」（漕いで送る）に「蝦夷人」を使うのだが、前日から集められて、当日働く分の手当てしかもらえないので、皆が困っている。商品の分量に不足など問題があっても「官物」なので点検もできず、支払いは遅滞がまったく許されないなど不都合が多い…などである。徳内に「附属」して利益を得ているものだけが彼の仕事をほめているだけなのだとも記している。

これら調査などの様子からして蝦夷地問題の重要性はあきらかであった。非開港論の意見を持っていたと思われる松平定信も蝦夷地整備の問題には強い関心を持ち、寛政四（一七九二）年七月には神社奉行、江戸町奉行、勘定奉行に対して「御備向」（蝦夷地警備）についての「評議」を指示していた。しかし答申はなかなか出てこなかった（『栗翁公伝』）。

蝦夷地対策に定まった方針も出せないでいるうちに前年から風聞のあった漂流民帯同のロシア使節ラクスマンが寛政四年九月、エカテリーナ号で根室に來航するのであった。

天明二（一七八二）年、紀州藩の蔵米を積んだ神昌丸は伊勢白子を出帆、駿河沖で暴風雨にあい八カ月も漂流してアリューシャン列島のアムチトカ島に漂着、船頭の大黒屋光太夫らは、この島で、またカムチャッカへ移ってロシア人の保護のもとで過ごすこと数年に及んだ。キリール・ラクスマン（遣日使節アダム・ラクスマンの父）の尽力で帰国の嘆願運動がすすめられ、ペテルブルグまで行ってエカテリーナ二世に謁見することもでき

た。帰国嘆願は認められて光太夫、磯吉、小市の三人が遣日使節とともに蝦夷地ネモロ（根室）に着いたのは寛政四（一七九二）年九月、漂流から一〇年、この間に死亡したものの二人、帰化してロシアに残ったものの二人で三人だけが蝦夷地に着いたのだったが、そのうちのひとり小市は、ネモロで交渉、待機中に死亡してしまった。

わずか二人となってしまった漂流民であるがロシアの好意をもって送還されて来たのは、このころロシアにおいて日本交易の開始が強く望まれていたからであった。漂流民送還の機会に日本交易開始の交渉をまとめることが、遣日使節ラクスマンの使命であった。

寛政四年九月、根室に入津し、滞在していた松前藩士に藩主あての書簡を渡して交渉をはじめた。江戸へ直航して漂流民を江戸役人に渡したい、この冬は根室で越冬するので来春からの航行の安全についてお願いするということのような内容であった。

ロシア使節の根室来航、江戸直航の出願の報は幕府の緊張を呼んだ。松前藩へはロシア船を出帆させない措置をとるよう指示が出された（『北海道史』第二）。寛政四年十二月中には江戸から普請役田辺安蔵らが根室に到着してラクスマンとの交渉がはじめられた。江戸直航の件での交渉は難行したが結局は松前で交渉することになった。ラクスマンは、寛政五年六月には根室を出帆、箱館に上陸して陸路、松前に入った。

松前へは江戸から幕府の「宣諭使」の名で石川将監、村上大学が来ていた。鎖国の国法を論じて通交や交易を拒絶することを伝えるのがその任務であった。

「宣諭使」が「国法書」をもって論じたことは以下のとおりであった（『通航一覽』）。

国交のない異国からの船が渡来すれば海上にて打払うのが原則である

が、漂流民送還の労を思い特別な扱いとする。国書の往復は許されなし、王命故に江戸への直航を望むというが、我が国法では許すことができない。江戸でなければ漂流民を渡さないと云われれば国法を乱すことはできないので漂流民をうけることができない、そのことはよく考えてほしい。以後は漂流民送還のことも長崎以外では扱わない、通交、通商は許されないことなのであるが、それでも希望するということであれば長崎での交渉に任せることとする、これらのことをよく理解して速やかに帰帆するように。

ラクスマンは、これを了承した。

にっぽんのおん（脚国法）こくほう、おんかきつけおんわたし、くは（詳しく）しくおんときき
かせくだされ、かしこまり、ほんごくえかえり、そのとふりまうすべくそろ、
いじやう、
くわんせい（寛政）ごうしどしろくくわく（五）（廿年）（六月）

おろしやくく あだむらくくすまん

という書付を出し、「漂流人 幸太夫、磯吉を引き渡した（『通航一覽』）。

「宣諭使」は二人をうけとり、ラクスマンの「願により」長崎入港許可証にあたる「信牌」を与えた。それには次のようにあった（『楽翁公傳』）。

おろしやくの船一艘長崎にいたるためのしるしの事

爾等に論すむねを承諾して長崎にいたらんとす。抑々切支丹の教は我国の大禁なり。其像および器物・書冊等をも持来ることなかれ必ず害せらるゝことあらん。この旨をよく恪遵して長崎にいたり、この子細を告訴すべし。なを研究して上陸をもゆるすべきなり。それがために、此一張をあたふることしかり。

此度政府之指揮を奉してたまふ

石川将監 花押 此度
村上大学 花押

政府の指揮を奉じて

あだむ・らくすまん
わしれい・ろくちふ
に

給ふ。

寛政五年丑六月廿七日

(朱印)

(割印)

この文書をこのまま読めば、次のような意味になると思われる。汝らは、国法書で論したことをよく理解した上で長崎へ行こうとしているが、キリスト教は我国の大禁なので像や書物を持ちこむことは決して許されない、違反すれば身害うことになるだろう。このことをよく守って、長崎で希望のこと（通交、通商をさすのであろう）を願出るべし、「研究のうえ上陸がゆるされるであろう（交渉に応じるの意か）、そのためこの証を与えるものである。

「信牌御渡之節異国人共申候は、総而信牌と申ハ金銀銅鉄之板を以造り彫付候物ニ承居候、日本にては紙に認候而茂後年之證拠に相成候哉——信牌というものは金属に彫りつけたものと承知しているが日本では紙に書いたものでも後の証拠になるのか——というように不安を示したというが（前出「異船舶来漂民帰朝紀事」、ラクスマンはこれをうけとって帰途につくことになる。直ちに長崎へ向かうことはなくオホーツクへ帰航したのである。

そして「信牌」に書かれていることは、次のような内容であると理解していたのだった。長崎港に自由に入港し得る文言を認めて交付する、以後

長崎にくるときはこれを持つてくること、長崎には諸外国と交渉する為に係りの役人が出張しているので通商を欲するならば、長崎で条約を締結して条件をとり決めることができる。ただし、この入港許可証がなければ長崎に入港することはできない（露国最初の遣日使節アダム・ラクスマン日誌）播磨櫓吉訳註『史学雑誌』第三四卷第二号附録）。ロシア側は長崎で交渉を行えばすぐ通商条約の締結ができると受け取っていたらしいのである。

日本側も交易拒絶を絶対条件のように考えていたわけでもなかった。「宣諭使」は江戸を出発する前に「露使応接」について松平定信と相談しているが、定信は「先ずやわからかに」しておくのが「良策」とし、こちらの言うとおりに長崎に来て交易開始を要求されたときに、それを拒絶するのは「好んで隙を生じ」させるようなもので適切ではない、長崎か蝦夷地かにおいて交易を許可するように評議するのがよいとしていたのである（「楽翁公傳」）。

このあとすぐに長崎における日露交渉が続けられることになれば、日露交易の開始ということになったかもしれないのであるが、ヨーロッパ、ロシアの政情はフランス革命の影響で動揺し、エカテリーナ二世死去（一七九六年）のこともあって日露交渉重視の傾向は失われ、遣日使節派遣はしばらく見られないこととなった。

松平定信は「宣諭使」に弱味を見せるようなことになるがまずは「やはらか」な応接をするようにと指示していたころ、蝦夷地警備の構想をまとめていた。三奉行へ諮問していて答申を得られていない課題（前述）に自らの答えをまとめたのである（寛政四年十二月）。「弱を示し候とも」と言わねばならない状況を変えていこうとしたのであろう。その概要は次のとおりである。

蝦夷地の幕府直領化は困難なので松前藩に委任し支配させておくが、常

駐の警備や大砲の配備など警備の嚴重化を指示する。幕府は三〇五年ごとに防備体制、異国の状況を点検するための役人を派遣し監察する。その費用は「御救交易」の利益でまかなう。陸奥の北岸の要地に（候補地は三馬屋）北国郡代を配置して、船改めや俵物の集荷を担当させ、西洋流の軍艦を配備して北海の監視を行う。蝦夷地警備が松前藩の手にあまるようになったら東北諸藩への蝦夷地分領や幕府の直轄地の配置も考え蝦夷地開発につとめる、蝦夷地開発は望ましいことではないのだが、ロシアが開発するようになってから後悔するというようなことのないようにしなければならぬ。

異国船の接近は蝦夷地だけではなかったので、江戸湾はじめ各地で防備の強化が必要になっており、財政事情から蝦夷地警備体制の整備に「御救交易」の利益を財源にあてる計画を考えなければならなかった。蝦夷地幕領化や開発計画を当面先のばしにしておき、取り組みやすい計画で構想したもののようである。

以上のようにラクスマン来航への対応、日露関係の調整、また蝦夷地警備体制について構想をまとめた松平定信の政治は急に途絶する。「寛政の改革」といわれる緊張、緊縮の政治への批判、不満が諸方面に大きくなっていた、江戸市井の商人や大奥では特に不評だったといわれ、尊号問題で公武間の対立を生じたこと（光格天皇の父に太上天皇の尊号を宣下しようとする動きに定信が反対して実現しなかったことがあった）も影響していたように見られており、目立って政治的な反定信の運動があったわけではないが、辞職を願い出て寛政五年七月、老中、將軍補佐の位置から退いてしまった。日露通商関係の開始もあり得るとする日露関係調整の方向も、蝦夷地警備の構想も進展せずに終わったのである。

ロシア、イギリスの接近

松平定信が蝦夷地を開発することにも慎重で、蝦夷地や警備体制を強化することも、かえって軍事的対立を際立たせることになると注意していたことは前述したが、蝦夷地周辺での国際的緊張には引き続き注意が必要な状況がみられた。

寛政七（一七九五）年九月にはウルップにロシアの「大船」が来て女性を含む六〇人が家、倉をつくって住みついた。アッケシの乙名イコトイとは親しく交際し、イコトイは「赤人国王」にラッコ皮を献上したりしている。ロシア人は以前には「夷人」と争っていたが、最近では「親しみ丁寧を尽し」ている。エトロフアイヌがウルップへ行くと砂糖などを贈り、酒、煙草も与えたりしている。「夷人」がラッコを持っていつて売ろうとすると、「日本へ出すべき産物なれば」といつて買わず、「軽物は日本へ出すべき」などという。蝦夷地は日本人が沢山来ているようだから日本の産物が多くあるだろうから何でも持つてくるように、皮類はのぞんでいるようだが、日本の米を特に「珍重」し、米を持つていないかと、くりかえし言っている。

これは、『通航一覧』巻二百七十四の記事であるが、この頃、ロシア人がウルップに住みついて日本との交易を強く望んでいる様子があらわれている。

同じ頃、寛政八〇九年、イギリス船が日本近海を航海しており、蝦夷地に上陸していた。

松前藩は、幕府へ次のような報告をしている。寛政八年八月、異国船が東蝦夷地アブタ沖に現われた。何国の船かはわからなかったのだが、ロシア船であろうと思って工藤平右衛門、加藤肩吾らをアブタに遣した。彼らはラクスマン渡来の時に応接にあたり、加藤はロシア語も覚えていたので

ある。工藤、加藤らは異国船に乗り込んで「談判」をおこなった。「蛮人頭分」は「カビタン・フラツンヤツク」(プロートン)という「アングリア」(イギリス)の船(プロビデンス号)であった。ロシア人が一人いたので話を聞いた。カントンへ商売に行く途中で日本の南海で大荒に会い危くなり、薪水も不足となったので此所へ漂着した。薪水の補給が済み次第出帆する。乗組は一一〇人内女性一人、積荷は茶、砂糖、煙草、麦、皮類などと言っていた。二、三ヶ月滞留しないかと尋ねると商売に差支えるので三、四日のうちに出帆することであった。軍艦らしい様子ではなかった。いつもカントンへ商売に行くようでカントンの男女の服を着ているものがあったり、カントンの用具、カントンの文字がみられたりした。「石火矢」(大砲)二〇挺ほどが見られたが、ヨーロッパの船では普通のことと知られている。

イギリス船はアブタからエトモへまわり、工藤、加藤らもエトモで「勤番」していたが、この時はイギリス船へ乗り込むことはしなかった。無人のところへ上陸し、薪水の補給をおこなっていたようだが、そのまま見過ごしておいた。なるべく引き留めておこうと思ったからである。「北海紀聞」『北門叢書第三冊』の解説で所引)。「北門叢書」の解説では、幕府の役人が来て直接対応できるように時日をかせいでおくためではないかとしている。

翌寛政九年、また異国船がエトモにあらわれた。前年のプロートンが率いるイギリス船であったが、プロビデンス号ではなく小型のスクーナー船(三〇〇石位という)であった。やはりロシア人が乗っていて加藤肩吾といろいろ話をした。やはりカントンへ向かう途中で薪水不足となり、様子も分かっているところで補給しようと思って来たところだといっていた。イギリス人たちは諸国を見分すること一度といい、一枚の図面を見せ

た。「日本東海」の港の図が詳しく、仙台領松島も見分したらしく「御輿をかつき大勢通る絵図」も見せた。

松前藩では、連年続けて接近するとは問題であると見て軍勢三〇〇人を派遣、上陸し不法をなすようなら「討捨」にするよう指示していた。南部、津軽両藩にも状況を知らせてあるとされていた。しかし、軍勢が近づくと察知したものが、あわただしく出帆していったという。「蛮船」は七、八里先のものがよく見える「千里鏡」(望遠鏡)をもっていることで軍勢のくるのが見えたのではないかと言われていた。

この船は、エトモを出ると箱館の沖を通り過ぎ松前の方へ向っており、松前では城下警備のため藩主みずから陣頭にたって指揮しなければならぬ緊張状態となった。同船は松前に近づいたが沿岸警備の厳重さが見えたらしく急に進路を変えて北に向って去っていった。夜中も警備の緊張は続いたが異国船は姿を現さなかったという(『通航一覽』卷之二百五十四、『工藤家年々秘録』)。

松前藩の報告には、プロートンの著した『北太平洋探検の航海』(『室蘭港港湾資料第5集』所収)と比べると多くの相違点が見られる。目立ったところは次のとおりである。

松前藩はイギリス商船の「漂流」として扱っているが、プロートンのプロビデンス号(翌年は小型のスクーナー船)の任務はアジア沿岸の航海に必要な調査、気象観測など、加えて各地の産物、風俗、習慣、政府の状態も調査するというものであった。応接にあたった加藤肩吾らは、そのことは察知していたものと思われる。プロートンに「北日本の島々の大きな海図」を見せ、写しとることを許し、かわりに「クツク船長の世界大地図」を与えられている。日本近海の調査に協力して、早々に立ち去ってもらおうとしているように見える行為であった。勘定奉行の取調べにあたって

は、イギリス船をなるべく長く留めておくよう考えていたとしていたが、プロートンは「彼らの質問は：私たちが去ることを切望しているらしかった」、「近日出帆の予定を聞いて大満足そうであった」、「出船を望んで毎回それを強くすすめた」というような書き方をしている。

二度目のエトモ来航のときには「仙台松島之祭之画」や「長崎より江戸迄之町図」なども見せられており、日本の沿岸地域調査につとめている様子は明瞭だったのである（『工藤家年々録録』）。

アイヌの人々との交流もおこなっており、彼らが日本語をまじえて「おじけずいた態度」で話すこと、食料が乏しく不安らしいが、何も耕作していない、日本人は野菜を沢山つくっているのにと大変驚いたなどと記し、日本人がアイヌの人々との交流を妨げるので彼らの風俗、作法など知る機会がなかったと残念がっていた。

『虻田町史』（昭和三十七年版）によると、この異国船来航の様子を「ユーカラ」にして伝える口承があるという。遠島タネランケ姫の口承で概略は次のような内容である。日本の国を見るためにやって来たのだが、どこへ行っても追い払われていた。会所の役人が来ていうにはフレシサム（赤人）の船が来ている、戦争になるかも知れないとのことだった。村人たちは毒矢や大槍をもって集った。沖の赤人船をみると陸に向って手を合わせ泣いている様子がわかった。小舟で陸へあがってくると水をわけて欲しいと泣いて頼むのであった。沖の船へ乗り込んでみると日本の通訳がいて船長も水が欲しいだけだといっている、米や酒や菓子や布ととりかえて欲しいとのことだといっていた。小舟で浜に酒とか菓子とか山のように積んだので水を汲んでもよいこととし、村人たちも手伝ってやった。水を積み終わると出帆して東の方へ姿を消した。米や菓子を村人みんなでわけて、酒をつくり、楽しく歌や踊りをした。こういうことは、はじめてのことなのでユー

カラをつくったのだ。

二度目の来航のときには松前藩は軍勢をエトモへ派遣し、「打捨」のつもりというほどであったが、それを察知したものが向い風なのに急に出帆していった。最上徳内は、軍勢派遣のことも、急な出帆のことも加藤肩吾が手配してのことではなかったかと疑っている（『蝦夷草紙』後編）。

プロートンは商船を装っていたが、イギリスが対日国交、通商を求めているという様子は全く示さなかった。しかし、連年の蝦夷地来航は緊張感を招いた。松前を騒がせた船も遠江や安房で漁船と交流していた船もみなイギリスの船であり、これは「エゲレスの国の主より船を出し、赤人国の為に事を計る」（同前）―イギリス国王の派遣した船がロシアのために活動していると見られてもいたからであった。エトモに來航した異国船は、ロシア船にちがいないとする史料（『原始謾筆風土年表』）も見られるのであった。

幕府は、寛政九年九月十月には緊急の措置をとった。松前藩主章廣の参勤を中止させ、国元でロシア船に対する警備を厳重におこなうように指示し、あわせて隠居の前藩主大炊介道廣には出府を命じた。「身持等之事ニ付浮説」（遊女を身請けして妾とするようなことをくりかえしていた）のある道廣を江戸におくよう指示したのは、道廣には「反謀の志」があるらしいとの風説もあったからであった。「北門鎖鑰」をあずかる「北方の大王」なのだが、江戸へ出れば、諸侯の下での地位で、少しも重んぜられない。恩少なき「小国の日本」に属すよりは「大国」に通じて日本を併呑しようなどと思つてロシアに密書を送っているというような風説であった（『地北寓談』）。

南部、津軽両藩による蝦夷地警備の計画も検討されていた。松前藩や蝦夷地では異国船の来航を望むものもいるように聞えるので厳重な態度を示

す必要がある。南部、津軽両藩が交替で松前に軍勢を派遣、駐屯させて蝦夷地の急に備えるようにしてはどうかというのである（『癸卯雜記』）。そして寛政九年十月には、松前、箱館へ「番頭一組」を派遣駐屯させるよう両藩へ指示が出された（『通航一覽』）。津軽藩は、寛政十年一月には箱館に駐屯をはじめているが、南部藩は、交替警備の準備を指示されていたが、交替して箱館警備の任につくことはなかった（『南部史要』）。このあと幕府は東蝦夷地幕領化を決定し、両藩には改めて蝦夷地警備の出兵が指示されることになったからである。

幕府はイギリス船来航についての調査をするため「見分役」の派遣もこなっていた（寛政八年十二月十四日松前着）。調査の結果は、イギリス船は漂流に間違いなく、交易をおこなった様子もない。松前開港を望むものもいるようであるが松前藩にその意向はないというもので、イギリス船の漂着を特に危険な異国の接近というように見るものではなかった。しかし、藩政上の問題点（財政難のこと、場所請負制の問題点など）や、隠居道廣についての風聞（放蕩、好色など）、長崎倭物密売取締についての報告もされていて、蝦夷地幕領化へむかう前段の調査の意味もうかがえるのであった（本間修平「寛政八年派遣「松前見聞御用」大炊介風聞探索・長崎倭物取締りの二点について」『幕藩国家の法と支配』）。

蝦夷地幕領化・開国政策の変転

「開国」という言葉は蝦夷地、すなわち完全には統治下になっていない地域を内国化するという重要な政治性をふくむ言葉として使われていた。未開の地を開発、開拓することを意味するだけではなく諸侯を封ずる——国を開くという意味で使われる。小宮山楓軒「謏草小言」^{（けんそう）}（文政年代）の「開国といふ語」の項では、国というのは諸侯の封国をさす語であるとして徳川家康の祖、得川親氏が、嗣子のなかった三川松平氏の女子と結婚して、

その家督を嗣いだことをもって親氏を「開国」と記したことがあった。蝦夷地幕領化当初、この意味での「開国」を幕領化の趣意としており、箱館奉行羽太正養が編集した「休明光記」にも「開国」がくりかえし記されるのであった。

当時、老中首座についていて幕政の中心にいた松平定信が、蝦夷地政策に慎重、抑制的であったことはよく知られ、積極的な政策はロシアとの対立を深刻化させることになると考えられていた。定信政権のもとでは蝦夷地警備などについても慎重にあつかわれていたが、定信の老中退役（寛政五（一七九三）年）のあと異国船の日本近海での活動が目立ってくるなかで幕府は改めて蝦夷地調査を実施することになる。

プロートン渡来をめぐる状況を調査するため寛政八年、蝦夷地見分の役人が派遣された。渡来したイギリス船に関係することのほか、松前藩の内政、特に前述の隠居した前藩主松前道廣の動きについての風聞調査、長崎倭物に関する調査が見分の目的とされ、この時期から幕府が蝦夷地問題にとりくむ意図がはっきりして来たと見られる。翌年三月までかけて調査は行われているが、さらに寛政十年には一層大規模な調査がはじまるのであった。

この寛政十年にも蝦夷地には異国船の渡来がありそうなので、それへの対応のために幕吏を派遣しておくという出張がおこなわれたのであるが、異国船への対応のほか蝦夷地見分の任務をもっていた。番所設置場所の選定調査、蝦夷地交易による収納高、「新開」可能な地域の見分などを目的としており、蝦夷地幕領化を意識した準備作業がはじめられたものとみられている（藤田覚『近世後期政治史と対外関係』）。三橋藤右衛門一行は西蝦夷地をソウヤまで、大河内善兵衛一行は東蝦夷地をシヤマニまで調査し、東蝦夷地調査隊の別隊近藤重蔵、間宮林蔵、木村謙次、村上島之丞、最上

徳内らはエトロフまで渡って調査していた。この時の記録が、西蝦夷地関係では武藤勘蔵「蝦夷日記」（『日本庶民生活史料集成』第四巻）、中村小市郎「松前蝦夷地海辺盛衰書上」（『江差町史』資料編第二巻）など、東蝦夷地関係では木村謙次「蝦夷日記」（『醉古日札』とも）などとして残されている。

この調査などをもとにしての蝦夷地状況の判断は次のようなものであった。奥蝦夷地は広大で松前家の「教育」は行届いていない、国境もはつきりせず「制度も疎か」なのでウルップ、エトロフ辺にはロシア人が度々渡来しており、交易もしている様子である。次第に「口蝦夷地」までロシアが入り込んで来て「蝦夷人共」は「自然」とロシア人に従うようになってしまふと思われる。「後来之制度」――将来に備える体制――を整備しなければならぬという見方であった（『癸卯雜記』寛政十年十二月 若年寄堀田撰津守から老中戸田采女正への伺）。そこで堀田撰津守は次のように提起していた。

松前情実をも猶又とくと相探り候上相応之御役人をも彼地^江被差遣松前家来ともは勿論蝦夷人^江迄も万事差引仕重立取組候もの無御座候而ハ相成申ましく候処一通り之御役人少身之ものなど被遣候而ハ威権も薄く創業之力行届不申、始終之取締も十分ニ出来仕兼可申儀ニ付先年長崎表^江若年寄大目付等被遣候例も御座候得ハ此度ハ番頭之内ニて一人其器ニ当り候ものを撰ミ蝦夷地取締御用申渡彼地^江被差遣諸事取仕切相動候様仕候ハ、可然と申談候

（『癸卯雜記』同前の伺）

「威権」の十分な身分の高い人材を蝦夷地へ配置して松前藩のものや「蝦夷人」を取り仕切る体制をつくる必要があり、「蝦夷地取締御用」として「番頭」のうちから選んだ人材を用いることを提示し、具体的に「御書院番頭 松平信濃守」の名があげられていた（同前の伺）。御書院番頭は四〇〇石、従五位下という程の格式であり將軍の側近に仕える任務をもつ職

であった。

寛政十一（二七九九）年一月には、前記の松平信濃守忠明ほかに石川左近將監忠房（勘定奉行）、羽太庄左衛門正養（目付）、大河内善兵衛正寿（使番）、三橋藤右衛門成方（勘定吟味役）が蝦夷地取締御用に任じられ、東蝦夷地を当分の間の試みの上知とすることが松前藩に伝えられた。この時の上知の指示は東蝦夷地浦川・知床・東奥島々を七年間ということであったが、松前藩から、幕吏往来が繁頻となり困難が予想されるとのことでシリウチ川以东ウラカワまで追上知が内願され、それが認められたので、上知の範囲はシリウチ川から東へ箱館とその近在、東蝦夷地全域ということになった。その後の情勢で東蝦夷地は永上知とされ（享和二（一八〇二）年）、松前、西蝦夷地、カラフトも上知されることになり（文化四（一八〇七）年）、幕府が蝦夷地全域を統治する蝦夷地幕領期（第一次）は文政四（一八二一）年まで続くことになる。

幕府の蝦夷地統治の方針は「開国」をめざすものであった。東北地方が次第にひらけて陸奥国、出羽国が設定されたのと同じように蝦夷地に国を設けられるようにすることを目指すわけである。「夷人」は日本人化へむけて撫育、教化する、蝦夷地開発には経費を惜しまないでとりくむ、利益追求で行われている場所請負制は問題が多く、これは廃止して漁場経営や対アイヌ交易は直営でおこなうなど積極的な開発論が方針となったのであった。

蝦夷地取締御用を命じられた松平忠明、羽太正養らが「蝦夷地御取締並開国之儀相含取計方申上候書付」（『休明光記』附録卷之二）で示した着手当初の具体的な施策六十九箇条は次のような内容である。

「開国之御趣意」をふまえて、「蝦夷人服従」を第一に考え、^{とし}、「蝦夷人」教化の施策を強調している。「和語」（日本語）、文字を教え、「家屋」、

「服制」を日本風にし、「穀食」、「耕作」、「蓑笠之類」、「錢通用」をすすめる。「耳金等」は禁止して「本邦之風」に変えていく。

「蝦夷人」との交易では「升目」、「秤目」を正しくして、錢遣いも正しく行つて「誠実」な交易とする。

交易の拠点である施設―運上屋や番家は現在、小さな小屋程度のもので会所の取建てをおこなう。

陸、海路の整備をすすめる。「海岸難所」のところも多く、馬も通れず、荷物の運搬も難しい所があるので「新道開発」を行う。太平洋沿岸の航路を正確に定めるため「天文方」の調査をすすめる、「東洋之針路微細ニ相極メ」蝦夷地への「海路」が自由になるように図る。

漁業のほか新しい産業をさかんにする。漁業出稼で蝦夷地にくることを「勝手次第」とする、自由に入稼させ「運上」は免除とする、漁獲物は会所がすべて買いあげる。「鯨漁」、「材木」、「牛馬」の繁殖、養蚕、「木地挽」、「漆木」など種々の産業の試みを行う。

そして「遠大之御趣意ニ付不輕御入費有之候得共相厭難筋ハ取計、仮ニも利益之儀表江相顕候儀ハ不仕様ニと申合置候儀ニ御座候事」―遠大な目的なので経費は多くかかることになるだろうが解決しなければならぬことと（厭難）には出費もして、利益を目的とするようなことはないようにすると蝦夷地御用掛の面々は申合せたのであった。

「開国」は「蝦夷人」日本人化で実現されるように考えられていた。「今の仙台領宮城郡の辺よりしてことごとく蝦夷人なりしが、漸くに開けて今かくの如し」―今の仙台領も古くは「蝦夷人」の地であったが、だんだん開けて今のようになった、それと同じように「蝦夷地一円尽く本邦の如くならむ事」が「開国」であった（「休明光記」附録卷之二）。「上国よりの入百姓」―本州よりの百姓の移住も重要ではあったが困難なことと考えられ

ていたので（「休明光記」附録卷之二）、「蝦夷人」の日本人化は「開国」の要件となるのであった。

あわせて産業開発にも莫大な出費がされはじめていた「開国」の実施には着手の早々から異論が出てくる。それは無名の「箱訴」（投書 寛政十一年七月）として幕府の外から提起されたものであったが、蝦夷地御用担当の老中戸田采女正が羽太正養に伝え、この「箱訴」に対する蝦夷地御用掛一同の「了簡書」（意見書）をまとめるように指示するほどであったから（「休明光記」附録卷之二）、「開国」慎重論に注意が必要な幕府の内部事情が存在していたことがわかる。

「箱訴」の異論は次のようなものであった。凶作となれば騒動が起きそうな奥羽の状況など内なる荒廢に注意せず、莫大な経費をかけて外の心配をして、蝦夷地の国境を刺激することで「兵氣を生じ」―軍事的緊張を招く―おそれがある。蝦夷地は不毛の地のままにしておくのがよい。外国が蝦夷地へ侵入しても長く留ることが難しいことになるだろうから奥羽の兵を以て防ぐことができる。蝦夷地を開発するのは外国勢に「寄所足たまり」を与えるようなことになる。「蝦夷人教育」や「風俗替等」をしてにわか日本風俗にしても「実事之伏従」を得るのは難しいことで、「愚直之心」を失わせ「邪智」が増長するだけではないか。農業の見込も立たないのに「穀食」をすすめたのでは「本邦凶年」のときに人命にかかわる事態となるであろう。

羽太、石川忠房連名の「御答書」は「箱訴」の批判を「御趣意」を理解しないものの意見であるとして、特別問題のない巷間の風聞を伝える部分のほか、すべてについて反論し、「天下永久之御取締」ができることこそ「国益」であり、出費の大きさを問題にすべきではないとしていた。ただ穀食のすすめという点への批判だけはもつともな指摘と認めて「屈服」す

るとしていた。そして次第に「御趣意」が理解されるようになってくれば「蝦夷地開国之御催、此節之図をはずしがたきと申す訳」も納得されるようになるにつけ加えている（「休明光記」附録卷之二）。

「開国」、特に「蝦夷人」日本人化政策は是非とも必要なのだということは、次のように言われて推進されつつあった。家屋も「本邦の如く」に建ててやり、「耕耘の道も教え」百年後には「蝦夷地一円尽く本邦」の如くにする（「休明光記」卷之二）。

広大な蝦夷地に何カ所かの「堅城」をつくっても完全な警備は不能である。「夷人」を厚く「撫育」して外国に傾くことのないようにする「衆人を以堅城となす」の法を行う必要がある（同前）。

ロシアがすでにすすめている「蝦夷人」をロシア風俗にかえていような方法をとらずに、「夷人」を「是迄之姿」のままにしていれば、蝦夷地に多くの和人が入り込むようになって「赤人」は、蝦夷地が日本領になったとは見ないのではないか（「休明光記」附録卷之三）。

「蝦夷共都共本邦之風俗ニ相成」つてくれば、「本邦之人」が多く入り込んでいように具えて「取締」上、効果的である（「休明光記」附録卷之四）。

一方で「箱訴」で述べられていたような「開国」慎重論の影響も大きくなってくる。寛政十一（一七九九）年十一月には、將軍家斉の「思召」として「開国」という二字の使用禁止が指示されるのであった。「蝦夷地開国と申名目は相除候方と思召候」とされ、次のような理由もあげられていた。「開国」というような重大なことは、徳川家代々でも取り組まれたことがない（「箱訴」にも同じ表現のところがあった）。手違いでもあれば「御代々様」に対して不敬にあたる（徳川家の名を汚す）ことになる。蝦夷地に手をつけることだけでも前例のない重大なことで心配している。「開国」ということは年を重ねて自然と出来るようになることであって、「諸

書物」などに書き表しては「開国」が主なことになってしまふ。「一向帳面書付類江開国と申二字認不申様ニ」——書付などに「開国」の二字を書いてはならないのであった。ただ、末尾に「尤勢ニよつて土地開ケ候儀は誠に取扱候ものの心底に有之、不表立候事と心得可申事」と加えてある蝦夷地御用掛らの心掛けによつては、土地が開けて行く勢いとなることもあるかもしれないが、その心掛けは表立つことのないように心掛けよとある。表立たない程度の「開国」意欲は認めているような書き方である。

享和二（一八〇二）年三月には「開国之趣意」を明瞭に改める趣旨の「申渡書」が、老中戸田采女正から蝦夷地奉行羽太正養らへ示される。「開国之趣意」や「蝦夷人共衣服風俗を替候類之事」については以後、次のようにするという申渡しであった。

① 本州から渡つていった和人が夫々の在住場所で農耕を行うのは構わないが「蝦夷人江申勤メ耕作為致候事勿論先無用ニ可仕候」——「蝦夷人」に農耕を勧める事は禁止である。

② 和人の漁業は「蝦夷人渡世之妨」げにならないようにすべきである。

③ 「蝦夷人」の風俗を替えることも「勿論見合」——勿論中止——とする。

「蝦夷人」産業への「世話」は、従来より衰えない程度の「世話」ということにする。

エトロフについては「御取締第一之場所」なので、和風化を願ひ出るものがあれば「程よく」認めてもよい。

④ 「御普請御造船等」は新規のことはせず、また場所々々への「御仕入物」にも注意して「御入費」が嵩まないようにする。しかし「蝦夷人之介抱」や「支配人其外之手当」などを減じるといふ訳ではない「下々之氣請」を考え「御仁徳」を損なうことのないよう注意すること。

⑤ すべて財政上の「御利得」に響くようなこと、新規の思いつきなど

を行わないように努める。

「蝦夷地一円盡く本邦」の如くにするという「開国」の趣意は、はっきりと後退することになったのである（「休明光記」附録卷之九）。

ただし、エトロフでの和風化政策は認められていて、この「申渡書」のあと享和三年七月のエトロフ情勢についての報告では「本邦人風俗二相成もの七八分通座候」——二二〇〇人ほどのうち七〇八割方は、和人の風俗になつてゐる「髪迄も剃候もの」もいるとされている（「休明光記」附録卷之四 山田鯉兵衛の報告）。

文化二（一八〇五）年の東蝦夷地各場所の収益状況の報告では、ヤムクシナキ・エトロフの二〇場所の合計で「仕入物高」三万一一〇〇両余、「御払高」（産物売上額）二万八八〇〇両余となり「御損毛」が二三〇〇両ほどであつた。赤字ではあつたが「一体之御趣意は、唯蝦夷人を御撫育介抱之事にあらせ玉へば、少しの費二ハ不抱、又漁業之事なれば其年二寄て産物も大小出増も有事なれば苦しからずと有し」——「撫育介抱」を趣意として場所経営をすすめているのだから、この程度の損失は問題にしくなくともよいとされていた（「休明光記遺稿」卷之五）。

場所請負制の問題点はよく知られていたのであり、「開国」の方針が改められたのちでも「誠実」な交易など（前述）の場所経営のあり方は、松前藩時代の場所請負制下の状態を改善しようとする方向で続けられていたように見えるのである。ただ、この収益状況の報告の末尾には「御勘定ニ而は、兎角以前の如く町人共に請負させたる方こそ然るべしとの事にて色々掛合にぞ及ばれける」とあつて、箱館奉行所関係で「苦しからず」としても、幕府財政担当の勘定所関係では損失を問題として、「町人共」にまかせる請負制の方がよいという意見があつて様々に議論が行われているとしてゐるのであつた。

幕府の財政事情から蝦夷地政策が見直されようとする状況は日露関係の緊張という事情によつても一層、促進されることになる。レザノフの長崎来航（文化元（一八〇四）年）、その通商要求拒絶の後、日露関係の険悪化が明らかになると幕府は、それまでは松前藩にまかせていた西蝦夷地、カラフトも上知、松前家は陸奥の梁川に転封させて、蝦夷地全域を幕府が管理することになったのだが（文化四年）新たに上知した西蝦夷地、カラフトでは直営の場所経営を行うことはなく、松前藩政下に採用されていた場所請負人もそのまま認める形で場所請負制を継続した。文化四―五年にはカラフト、エトロフでのロシア艦の襲撃事件（のち文化露寇といわれるようになる）も起きて、蝦夷地の軍事的警備の財政負担も大きくなる。場所経営は商人の資力に依存する場所請負制による方が財政負担を軽減することができるのは明らかになつて見えた。直営の場所経営を続けていた東蝦夷地でも文化十（一八一三）年からは請負制が採用されるようになる。やや詳しい経過、幕府内部での議論などについては後述することとなる。

シコツ場所とユウフツ場所

（一）シコツ十六場所

『日本書紀』に出てゐる「肉入籠^{しりこ}」は「シ」・「シリ」・「コツ」『大いなる』・「陸地の」・「凹み」と読みとることの出来る地名であり、のちに「シリ」の部分落ちて「シコツ」という地名となつたとの説があるように（前述）、北海道の中央部石狩低地帯を代表する地名シコツは古くから知られていた。

江戸時代になると蝦夷地のうちでも、もっとも多くの戸数が存在する地域であること（「津軽」統志」巻第十）や干鮭、塩引鮭を産出する「大場所」として「志骨」（しこつ）を記録する史料があらわれたりしていることは前述した。

一八世紀末には「志古津十六場所」（『松前随商録』）というような表記でやや詳しい内容の記録がみられるようになる。「十六ヶ所」、「十六場所」という表記はいくつかの史料でみられるが、場所名が上・下に分割されたり、「十六」のうちに入れられたり、外されたりする場所もあり、さらに誤記と思われる書き方もあったりするので、「十六ヶ所」が必ずしも明瞭ではない。いくつかの史料によつて整理してみたまとめが『角川日本地名大辞典 北海道上巻 地名編』に載せられており、それによると、一八世紀末の『松前随商録』による「十六ヶ所」の知行主、場所請負人、運上金（運上金は「蝦夷草子別録」によるとされている）は次のようになってい

上ロサン	大久保宗次郎（上地となり藩主直領）	請負人不明
下ロサン	佐藤三郎兵衛	請負人不明
イサリ	今井善兵衛	近江屋利兵衛 一五両
モイサリ	佐藤三郎兵衛	萬屋新兵衛 四両
アツイシ	工藤清右衛門	山城屋太兵衛 一〇両
ヲサツ	小平勘左衛門	天満屋三四郎 一〇両
ヲセツコ	厚谷新下	中島屋兵右衛門 八両
チイカイ	岡口彦兵衛	萬屋新兵衛 三両
マス	牧田忠兵衛	村田屋七五郎 八両
上ママチ	松前監物	山田屋善兵衛 四両
下ママチ	木村又八	同前 三両
上ムカワ	麓 小平	萬屋新兵衛 三〇両
下ムカワ	佐藤東馬	山城屋忠兵衛 三五両
アツマ	厚谷伴蔵	中島屋兵右衛門 一二両
ホタナイ	蠣崎四郎左衛門	請負人なし

マコマイ 工藤平左衛門 請負人不明
 以上で一六場所であるが、「シコツ十六ヶ所」のうちに入れられることも多い「タルマイ」があげられていない。『松前随商録』では「因藤与惣治給所 天満屋専右衛門 同（運上金）三両」となっている。
 東蝦夷地が幕領となり、松前藩の商場知行制、場所請負制が廃されることになる寛政年代（一七八九～一八〇〇年）末の様子を記録したと思われる「東蝦夷地各場所様子大概書」（『新北海道史』第七巻史料一所収）によると「勇武津場所様子大概書」として次のように書かれる。なお、請負人名はなく、運上金額だけがあげられている。

ロウサン場所	元松前直領	四九兩二分
上武川場所	元麓小兵衛給地	六〇両
下武川場所	元佐藤東馬給地	六〇両
ムイサリ場所	元佐藤周左衛門給地	四両
アツイシ場所	元工藤清左衛門給地	三二兩二分
ヲサツ場所	元小平甚左衛門給地	三〇両
ヲセツコ場所	元厚谷新下給地	三〇両
アツマ場所	元厚谷平次郎給地	二二両
イサリ場所	元今井新右衛門給地	二七両
チイカイ場所	元岡口彦兵衛給地	五両
マス場所	元前田藤九郎給地	一八両
下ママツ場所	元松前鐵五郎給地	一五両
ホタンナイ場所	元蠣崎四郎左衛門給地	二両
タルマイ場所	元遠藤豊太郎給地	五両
上ママス場所	元小林嘉門給地	沙留場所持添 是は元運上金サル場所の内にあり

『松前随商録』と『東蝦夷地各場所様子大概書』の間には場所数、場所名に違いがある。前者では一六場所に整理されているが、後者では一五場所である。上・下ロサンがロウサン一カ所になっているのと、前者には「マコマイ」があり「タルマイ」がない（『志古津十六カ所』以外であげている）。後者には「マコマイ」はなく「タルマイ」はあげられている。「マコマイ」と「タルマイ」は入れ替わっているが、同じ場所が異なる表記となっているのではないらしい。工藤家の「マコマイ」、遠（因）藤家の「タルマイ」を両方あわせて載せている史料はいくつもあるからである（『子九月 東西蝦夷地場所附』、『松前国中記』など）。「上・下ロサン」が「ロウサン」一場所になっている。大久保家の「上ロサン」が藩主直領となったようであるが、佐藤三郎兵衛家（『大概書』では周左衛門）の「下ロサン」は残っていて、後者の記録に載せられてもよいはずだが載せられていない。どんな事情によるのか推定できない。『角川地名辞典』では『松前随商録』の記録を一六カ所に整理しているが、実はこの史料は前述の一六カ所のうち今井善兵衛家の「イサリ」は場所名を載せず「小サル」、「サル」、「ニイカフ」（ニイカップ）の三場所を含めて一八場所を「志古津十六カ所」のうちにあげているのであり、『角川地名辞典』は、「誤記」としているが、一六カ所の史料上の表記に錯雑したものがあつた事情は、はっきりさせることが困難であろう。

『松前随商録』と『東蝦夷地各場所様子大概書』の間には十数年の年月がある。この間に運上金額が増している。運上金が不明、あるいは「志古津十六カ所」のうちなのかどうかはつきりしないなどを考えて「ホタナイ」、「マコマイ」、「タルマイ」を除いた「ロウサン」・「アツマ」の運上金額を合計すると、「蝦夷草子 別録」では一五七両、『大概書』では三五三両である。二・二倍ほどになっているが、なかでも「ロウサン」、「アツ

イシ」、「ヲサツ」、「ヲセツコ」、「チイカイ」、「マス」、「ママツ」という現在の千歳市の市内の各地の運上金は、六一両から一八〇両へ三倍ほどにも増えている。シコツ場所のうちでも千歳川上流域を中心としたこの地域が、最も重要な地域だったことがわかるのである。

「ロウサン」・「ママツ」の現在地への比定は、『角川地名辞典』、『増補千歳市史』などによると、次のとおりである。

「ロウサン」 千歳神社・社会福祉協議会附近、足跡がそこから川へ出る所という意味にとれる地名で、千歳神社近くの沢から熊が現われたという伝承によるものという。

「アツイシ」 道央自動車道の橋梁下の千歳川を少しさかのぼったあたり、河流の直流改修で左岸になっている。

「ヲサツ」 現在の長都川・千歳川合流点より長都川を少しさかのぼったあたりが、ヲサツ川のヲサツ沼に流入する地点だったので、この周辺がヲサツ場所にあたる。オサットー、マオイトーなど大小の沼があつたが、大規模な排水工事で農地化され、現在、ヲサツ沼などは存在しない。

「ヲセツコ」 千歳川上流域、蘭越のさけますセンター千歳事業所の対岸あたりの地名。

「チイカイ」 ヲサツ沼の南東すぐ近くにあつたアンガリ沼へ流入する川（祝梅川の古い流路という）

「マス」 千歳川上流域、道道支笏湖線の烏棚舞橋の少し下流、右岸の地名。カモメ（マス）あるいは和人のますという女性がいたというような伝承があるという。

「ママス（ツ）」 千歳上流域を千歳川と平行して流れるママチ川は、市街地の千歳橋あたりで千歳川に合流しているが古くはヲサツ沼へ流入していたという。ママツ場所は、ママチ川沿いで、千歳川沿いのロウサ

ン場所に近い位置だったと思われる。

(二) ユウフツ場所の会所・番家

寛政十一（一七九九）年、東蝦夷地が幕領化されると、「志古津十六ヶ所」などをまとめた呼称でも表記されているのに、その範囲がやや不明確だった「志古津」とよばれていた「大場所」はユウフツ（勇武津）場所ということになり、その領域は、前出「勇武津場所様子大概書」にあげられていた「ロウサン場所」・「上ママス場所」の一五場所ということになった。

この「勇武津」―ユウフツ場所の概況を文化五（一八〇八）年頃、場所詰の役人がまとめて報告した資料と思われる前出の「勇武津場所様子大概書」の内容を中心にして紹介してみる。

会所及び附属の施設などについて

ユウフツ

- 一 会所 壱ヶ所 梁間 五間
桁行十八間
- 支配人 壱人 同手伝 壱人 通詞 貳人
- 番人 貳拾四人 馬牽 壱人
- 一 下宿舎 三ヶ所 一 板蔵 四ヶ所
- 一 荷物板蔵 三ヶ所 一 弁天社 壱ヶ所
- 一 会所附属蝦夷船 貳拾艘 一 会所附持府船 貳艘
- 一 会所附川船 四拾艘 一 会所附馬船 三艘
- 千歳川
- 一 売場買場会所 貳ヶ所
- 同売場 梁間 四間
桁行拾六間
- 買場 梁間 四間
桁行二拾四間

一 正一位稲荷社 壱ヶ所

一 弁天社 壱ヶ所

一 板蔵 四ヶ所

イサリフト

一 番家 壱ヶ所

一 番家 壱ヶ所（ムイサリカ）

ユウフツの会所、千年川（千歳川）の売場買場会所（売場、買場の各一カ所）、イサリフトの番屋、ムイサリの番屋、附属の倉庫や船、そして弁天社、稲荷社があげられている。

松前藩の場所請負制下では、請負人の場所経営のための施設として運上屋がおかれていて天明年代（一七八一―一八八八）では「六戸は海岸にあり、八戸はシコツ川の岸にあり、各境を極めて諸産を買ふ」（『蝦夷拾遺』天明六年）とあるようにユウフツと志古津（千歳）にあわせて一四戸の運上屋があり、各請負人が自分の請負場所の産物を買集めているように記されている。寛政年代（一七八九―一八〇〇年）では、勇払川と安平川の合流点あたりに「運上屋八ヶ所」が建っていた（谷元旦『蝦夷紀行』〈『市史』所引〉）ともされ、田草川伝次郎の『西蝦夷日記』（文化四年）は「千年川先年は十一軒運上家有之候」とユウフツでなく千年川の方に十一軒の運上家があったように記している。いずれも「様子大概書」ほどに詳しい書き方ではないので軒数を見ることができるといふ程度である。年代により、場所請負人の人数も変動があるし、同じ請負人が何カ所も請負うこともあって、運上屋（家）の軒数も、所在地も年代により変動していたらしいことがわかる。

幕府領となつて整理されたかたちが、「様子大概書」にあらわれているわけであるが、幕領化当初からは変遷してきたようので、「様子大概書」に

は次のように記された部分がある。

一 廻船入津 西 風 一同出帆 北風

右勇武津場所元運上家拾五ヶ所、寛政十二申年よりシコツ出張番屋四ヶ所に相成、壹ヶ所に通辞壹人番人四、五人宛にて勤、左の通場所割有之

ロウサン附 ヲセツコ ムイサリ タルマイ
アツイシ ヲサツ

上ム川附 アツマ、下マ、ツ、ホタンナイ

下ム川附 マス、チイカイ、イサリ

ママツ附 シコツ川 是はサル夷也
下アツマ

内 ママツ出張は沙留場所持添
享和元酉年よりユウフツ持になる

夫より文化子年五月よりシコツ出張四ヶ所相止め、売場、買場両会所と相成、銭交易始。勇武津川より東の方海岸に前々より有之十五ヶ所運上家改め、寛政十二年申年より会所壹ヶ所に相成候処、文化元子年海岸波受にて川より

移し、新規地形并四方土居 南北三拾間 御普請有り。
東西六拾式間

これによると、ユウフツ海岸の一五カ所の運上家は一カ所の会所にまとめられていたが、文化元年、波の被害で移転し（移転地は不明）土塁をめぐらした新しい建物となった。

幕領化当初、シコツ（千歳）の運上家は四カ所のシコツ出張番屋（ロウサン附、上ム川附、下ム川附、ママツ附の四カ所）にまとめられていたが、文化元年にそれを改め売場、買場両会所としたのだとしている。『千歳市史』は磯谷則吉の『蝦夷道中記』（享和元年）がロウサン会所、三ヶ

四町はなれてシコツ会所があるとしており、この両会所が、売場、買場両会所となったのであろうとしている。売場はアイヌの人々が求める商品を売渡す仕事をする会所で、買場は産物を買集める仕事をする会所である。いずれも銭をつかう取引きとしていたという。多く人、商品、産物が集中する取引の場を貨幣による取引で整理したものと思われる。

この売場、買場両会所も文化五年には改められたようで、荒井保恵『東行漫筆』（文化六年）には次のような記事がある。

一 私領之節ユウフツ十三ヶ場所ニ有之、千歳川駅あり御用地ニ成四地所ニ
なす……それより又売場買場と二ヶ所ニ成、魚払底ニ成ニ随ひ外入費も懸
り候間去年より売買打込一ヶ所ニ成候由

幕領化当初に千歳には四カ所の出張番屋がおかれるようになり、それから売場買場両会所となったが、産物が減ってきたので経費節減も考えて去年（文化五年）からは両会所をひとつにあわせて仕事をするようになったというのである。一カ所となった千年川会所（あるいはシコツ会所）は、ロウサンに近い下ママツにあったようである。前出の『西蝦夷地日記』に「今会所所有之所は元松前鐵五郎給地下ママツ場所之由」とあるからである。

運上屋（家）という呼称を会所と改めた理由を示した史料は見あたらないが、近藤重蔵が「此度会所□□義ハ、町在郷村之振合無之、一向ニ役所向之振合ニ相成候」（寛政十一年六月「東蝦夷地状況ニ付上申書草案」『大日本近世史料 近藤重蔵蝦夷地関係史料一』）と記しているように普通の町村とは異なる幕府の役所らしい機関となるのだということを示す意味を持たせたもののようである。町人の場所経営の施設だったのであるが運上屋（家）という呼称を使っていたのも藩あるいは知行主に運上金を上納するための仕事をしている面をあらわそうとしていたのだと思われる、蝦夷地での活動に政治的権威の背景が必要だったことが示されている。なお、東蝦夷地で

幕府の直営が場所請負制に戻され、さらに蝦夷地全体が松前藩に戻されても東蝦夷地各場所とも会所の呼称が使用され続けている。幕府の行っていた呼称を改めるのがはばかれたものかと思われるが正確な事情は不明である。

イザリフト番家については「様子大概書」では「イザリフト番家は泊所にて石狩より川筋通り也、是迄は同所夷小家にて旅人泊候所文化三寅年新規番家泊所相建」と簡単に記してある。石狩く千歳くユウフツの川筋通交路にあたるのに、「夷小家」に宿泊しなければならない状態だったので文化三年に「泊所」として番家を建てたというのである。「むいさり番家」の方は陸路で石狩に通ずる路にあたり「干鮭稼場」でもあるので前から番家があったのだとしている。

このイサリ、ムイサリについての『宗谷詰合山崎半蔵日誌』（文化四年）の記述は次のとおりである。

イチヤリフト千歳ヨリ是迄五里ト云フ会所アリ芦萱葺反リ屋根ニテ見事ナル
普請ナリ。

一 此所ヨリイチヤリフト川五里登リイチヤリムイチヤリノ夷村ニアリ、各
廿家内外一昼夜鮭魚八千尾ハ減セヌ所トテ越年所モアリ夫ヨリ陸行三里程
夫ヨリ舟行二里計ニテ千歳ヘイタル尤モ千歳ヘ押々陸行ナレトモ渥沼勝ニ
テ殆ント難儀ナリトソ。

イサリには幕府が新規に建てた「反り屋根」の立派な番家があったことや、イサリ、ムイサリのあたりが「干鮭稼」のさかんな所で、「一昼夜」の漁獲が八〇〇〇疋を下らないなどの様子が触れているのである。

この『山崎半蔵日誌』には、千歳の弁天社、稲荷社についても触れられている。

一 弁財天一社アリ五間四面ノ拜殿三間四面ノ奥院金具惣減金

日光上野ノ堂塔ヲ拜スルノ如シ 陰二正一位稲荷ノ堂アリ二間四方ノ拜殿
四尺方計ノ奥院山河清閑木石奇新風景深厚霊得云ン方ナシ去年マテニ成就
セシト云。

「惣減金」で飾られて東照宮や寛永寺を見るように立派な弁天社奥院、「山河清閑」の自然環境に「霊得云ン方ナシ」（霊氣を感じ得ること、言葉にあらわせない）としているのである。

（三）産物の状況

この頃の鮭の産出量などについては、前出の『東行漫筆』（文化六年）に次のように記されている（内訳の合計と数字が合わないが、原文のままあげた）。

去年（文化五年）一ケ年出高

一 干鮭 壹万八千四百三十九束
一 アタツ 貳千四百六十五束

ノ 貳万九百四束

内

干魚	壹万壹貳束	干魚川買上
アタツ	千五百八十五束	
干魚	千五百壹七束	サル出稼買上
干魚	貳百十五束	トカチ出稼買上

「サル出稼」、「トカチ出稼」については次のような説明がある。

沙留場所より千歳川出稼あり、飯料（三く四字不明）餘残魚サルとユウフツと半々ニ買上ル

トカチよりも右同様なり（二字不明）二分ユウフツ、壹分トカチにて買上収納ニなす。

サル場所のアイヌの人々は古くから千歳川流域に出稼ぎに来ていた。

「マ、ツ出張は沙留場所持添」（「勇武津場所様子大概書」とか、「ユウフツ場所内マ、ツと申所え佐留夷人毎年秋に至鮭漁致し来候処、文化元年よりマ、ツえは不参、ユウフツ附千歳川の内にて漁場受取今に至」（「佐留場所大概書」とされるようにサルアイヌはマ、ツ場所に専ら出稼ぎにきており、文化元年からはマ、ツではないほかの千歳川の漁場で稼ぐようになっていた。サルアイヌの漁獲のうち自家用食料にあてる分のほかをサル場所が半分、ユウフツ場所が半分を買い上げることになっている。トカチからの出稼ぎもあって、こちらは三分の二をユウフツ場所で購入上げ、三分の一をトカチ場所が買上げることになっているのであった。

文化五年の干鮭買上げは二万束余（一束二〇疋）であったことが知られるが、これは、薄漁にあたる数値らしいのであった。先に「魚払底」（ふつてい「漁獲が最低の様」）なので売場・買場所を一カ所にあわせ経費節減を図ったらしいことに触れておいたが、漁獲状況については前出の『西蝦夷地日記』（文化四年）に次のように記されている。

一 産物

干鮭 七万束 （万か） 五百束 二三万束又去々年は八千束位至而不同の由
アタツ （千脱か） 三四束位
椎茸 三四十本

但一本数五千入

この記録によれば、七万〜五万束位が普通の漁獲のようであるが、少ない八〇〇〇束というような年もあって「不同」の様子なのだという。文化五年の二万束も薄漁にあたるものだったらしく、『東行漫筆』には、「貳万束」の干鮭は「千両程の金高」にあたるが、「御仕入高」（ユウフツ場所への出金）は「千五六百両位」であったように記してある。この年はかなりの赤字決算だったように見える。文化二年の「場所々産物代御払高並仕入

物金高之事」（「休明光記遺稿」巻之五）では、

一 ユウフツ場所

（中略）

御払高 金千貳百貳拾六両永百九拾貳文貳分
御仕入高 金四百拾八両三分永七拾四文六分

となっていて、「御払高」（売上額）の方がずっと大きく、八〇七両永三六七文六分の黒字という計算になる（永は金一両を永一〇〇〇文として金の両単位の端数を表記するための単位として使われているものである。金一分は永二五〇文、金三分は永七五〇文である）。

この文化二年、ヤムクシナイからエトロフまでの全二〇場所の「御払高」の合計は二万八八〇八両余、「御仕入高」は三万一一二〇両余で、差引二三一二両余の赤字であった。黒字の場所は九場所だけであったのであり、この年のユウフツ場所の八〇〇両以上の黒字は、なかなかの好成績だったことになるのだが、鮭漁の漁況が「不同」で好成績が続いたわけではなさそうだったのは前述のとおりである。

経営経費について断片的ではあるが、『東行漫筆』に次のような記述がある。

産物の買い上げ価格については

一 鮭

椎茸

千歳川

千歳川買入

干鮭二十本二付

四五本 一本五千入

四十文買入 塩切なし皆干鮭にて仕上る

百二付五十六文の買入

産物の輸送費については、

一 ムイザリ千歳川出張千歳川迄壹東五文充賃銭

夫よりビビ迄出て又五文賃銭ノ十文ニ当ル外二五合ツ、一升

○千歳川にて取魚ハヒと迄出す斗二付五文外二五合

右二方共賃銭式文増充増七文ニして五合の介抱を止メ差引式万束と見て

銭百貫文の御益ニ成候由

夷人に都て当年より右之通断候旨

○ビ、よりユウフツ迄船下ヶ壺束二文五合是を壹文増三文ニし而五合の介抱を止候由

干鯉一束(二〇本)を四〇文で買上げれば二万束で八〇〇貫文、これは当時の一両〓六貫八〇〇文という相場で計算すれば(六八勘定とよばれ、金銭相場を變動させず、六貫八〇〇文に固定する勘定の仕方が松前、箱館では行われていた)一一七両余にあたるが、これが「千両ほどの金高」と見られていた(前述)ので大きな利益がありそうに見えるのだが、諸経費も大きくかかるので、前述の部分で輸送費の軽減を図っている様子が示されているのである。千歳ユウフツ間の輸送費は千歳ビ、間の陸送で一束について五文と米五合、ビ、ユウフツ間の川舟輸送で一束について二文と米五合と記されている。このほか千歳へ集荷する輸送費も一束について五文と米五合というようになっている。これを軽減するために、それぞれの区間の一束あたり輸送の手当を陸送の区間については二文、川舟の区間については一文ずつ増し、かわりに米五合の手当を廃止したとなっている。米五合が一文あるいは二文に換算されているような書き方であるが、米の相当額があまりに低額ということになり、そのままうけとることはできない。輸送業務に働いたものへの「介抱米」が五合(一日分か?従来から五里までの人足手当を米五合としていた「休明光記附録」)とされていたものをやめて、一束あたり一文〓二文の増額にしたということと思われる。これで一〇〇貫文の節約になったとしている。二万束なら一束につき五文ずつ減額できたということであろう。

買上価格の一束〓四〇文も低い価格であった。一升〓五六文(近藤重蔵寛政十一年六月四日付の上申書では半俵(四升)〓二二四文としている)とすれば〇・七升にしかあたらない価格だったのである。

寛文年代(二六六一〓七二年)では干鯉一束〓米四升から一・四升〓一・六升へと下げられ問題となっていた。「前々志摩守様御代には米式斗入の大俵にて干鯉五束宛御取替被成候、近年蔵人仕置に罷成、米七、八升にて干鯉五束宛御取替被成候得共、狄共の義御座候得は不及是悲其通に差上候」―米二斗で五束だった価格が七〓八升で五束とされた―一束が四升だったが、一束一・四升〓一・六升とされてしまった(しりふかの大將カンニシコルは訴えていた『津軽一統志』巻第十(下)の万聞書控)のはよく知られている。

寛政二(一七九〇)年では、一束〓一・一四升ほど。「米八升入壹俵にいたし:干鯉千鯉は七束に付米壹俵、生鯉は五束に付壹俵:」(『蝦夷地一件』(五)寛政二年七月松前藩家老らに対する吟味書)という史料がある。

寛政三年では一束〓一升。「産物、干鯉千束程、去年三千束出来壹束二ハ米にて壹升、酒なれば壹杯:」(『東蝦夷地道中記』上ムカワ場所の項)とされていた。

年代別の物価の比較には、その年代の経済状況の様々な要素を考える必要があるが、史料からは断片的な記事しか得られない、ここではこれらの史料にみられる数値だけでみておくこととして、文化五〓六年の『東行漫筆』の年代までに干鯉の売値は、アイヌの人々から見て引き下げがずっと続けられていたということになる。この年代に漁況低調で場所経営に困難が生じていたということであろうか、会所の人件費の軽減にもつとめていたらしく「支配人給金式拾八両善三郎式拾両、医師式拾三両、支配人助式拾三両、帳役拾七両、末ハ八両、メ三百両程、以前は式拾式人相勤候由

四百兩余出候由」とあって、四〇〇兩程から三〇〇兩程へ人件費を減じていたようである。別項で触れることになるが、直営の経営費負担を減じるために町人の資力に依存する場所請負制に戻そうとする議論が幕府内部で（特に勘定方より）さかんになってくるのもこの頃の事なのであった。

干鮭についてのみ触れてきたが、諸史料とも他の産物について詳しく記すものがない。「勇武津場所様子大概書」が記す産物は、「出荷物 鮫 椎茸 魚油 干鮭 秋味」とあるだけで産出状況などについて全く触れていない。なお、「秋味」とあるのは『松前随商録』の「凡例」に「鮭の秋味トイひ（へ）るハ腸ヲ去て塩に漬るなり」とあるように塩引鮭のことである。干鮭については「乾鮭といへるハ肉を去て薄くし炉の上へ揚て能干」としている。

シコツ場所が鷹の産地として重要だったことは前述してあるが、この年代までに蝦夷地の各場所とも鷹が捕れなくなっていたらしく、この年代のユウフツ場所でも産物としてあげられなくなっている。

元文年代（一七三六～四〇年）の「蝦夷商賈聞書」があげていたシナ縄、「鹿皮沢山」や「熊皮相応二出る」もあげられていない。

天明年代（一七八一～八八年）の『松前国中記』の次にあげる部分は「シコツ十六場所」の「秋味」（塩引鮭）が色の濃い「甚タ下鮭」であるなど注意を引かれる内容となっている。

以上地頭所十六ヶ所口ウサン共十七ヶ所惣而上蝦夷地下蝦夷地共二秋味の運上金一統公儀持分之所此シコツ十六ヶ所の内秋味場所所共あり然共十六ヶ所地頭へ一統二従公儀近キ頃秋味□金十六ヶ所の地頭江配分なし被下今ハ多分秋味名代今場所二寄五兩七兩ト地頭江納るなり、尤秋味かね小廻し二而積取甚タ下鮭也、百石積位より以下の荷物之有様二而幾座も小廻し船立る也。：荷物山より浜二下置也、塩引杯ハ甚黒し。

山中の各場所から荷物（干鮭、塩引などの産物）をユウフツの浜（の運上屋のもと）へ運んでおいて一〇〇石位の船（蝦夷地へ往來する船としては小型の船）で運び出しているのだが、塩引は色の黒い品質の良いものであるとしている。そのほかにシコツの「秋味場所」（塩引鮭についての漁業、産物取引の権利）の特質に触れている点が目立つが、その点については後の部分で検討する。

『松前国中記』（天明年代）で触れられていた塩引鮭は『東行漫筆』ではなくなっている。「塩切なし皆干鮭ニて仕上る」とあるとおり、「甚タ下鮭」といわれて商品価値が低かった塩引鮭の加工をやめてしまったらしく「皆干鮭」として出荷していた様子が示されている。「下鮭」の価値が低かった状況はシコツの鮭塩引運上金の額にあらわれていた。「蝦夷商賈聞書」でシコツでは「七百石程ノ荷積リ運上金三ヶ年二二百兩」とされている。年々七〇〇石位の塩引が産出されるとして運上金は三年で二〇〇兩、一〇〇石について一年の運上金九・五兩という計算になる。この「聞書」で同様の数値があげてある場所について鮭塩引一〇〇石あたり運上金年額を計算してみると、ヨイチ―二二・〇兩、マシケ―二三・七兩、トマイ―二〇・六兩というように二〇～三〇兩ということになる。数値があるのが西蝦夷地ばかりであるが、これらと比べるとシコツの鮭塩引の運上金は二分の一～三分の一という程度にしかならなかったのである。上流域まで昇って来た鮭を材料としての塩引鮭は、下流域で漁獲、加工される塩引に比べ、品質が劣るのは当然で低運上金となるのはやむを得なかったのである。上流域の鮭は脂肪分が抜けて乾燥保存には適するものとされ干鮭加工には好適で、この干鮭の生産に集中する場所経営を行って収支改善を図ろうとしていたと見られる。

「様子大概書」には鹿皮、熊皮という獣皮が産物としてあげられていな

いが、同時期にあたる『東行漫筆』は「毛皮類 狐 かろうそ ほいぬ千歳川ニ有島鼠なり」とあって、小型の獣皮が産出されていたらしい。なお「ほいぬ」「島鼠」はリスのことである。

熊膽も「東蝦夷地ヲシヤマンベ、シコツ辺より多分出産」(『休明光記附録』卷之五―寛政十二年一月の松前藩からの伺書―)と記され、シコツ辺では「多分」―沢山に産出していたようであるが、「様子大概書」にはあげられていない、熊皮があげられないのと同様で、狩猟に重点が置かれない事情が生じてきていた様子がうかがわれる。

シコツの浜、ユウフツでの海漁は活発ではなかった。「様子大概書」も「海漁無数」―海漁は数えるほどのものはないとか、「海漁もなき故に…」というような書き方をしており、産物に鮫、魚油があげられているのが海漁と関係するかと思われるが、特別に説明も付されておらず、詳しくは不明である。『東行漫筆』が「タラ カスヘ 夷人飯料ニなす」と記しているのも産物として移出するための漁ではなく「夷人」の食料とするためにタラ漁などが行われていたことが知られる。会所附属の船が「蝦夷船 式拾艘 持府船式艘 川船四拾艘 馬船三艘」とされているのも会所が海漁ではなく、ユウフツ川などを利用して行う運送に重点をおいていた様子うかがわれる。『東行漫筆』は「図合 モチフなし、夷船斗リ也 会所に十五艘有」としている。「図合」は船幅六〇七尺位、八〇九人乗、一〇〇石積位の近海運送につかう船、「持府」(モチフ―アイヌ語「小さい船」の意)は船幅三〇四尺位、三〇四人乗の鯨漁など前浜漁につかう船である(『文政五年公儀ヨリ御引継諸役御収納廉書』など参照)。「様子大概書」とちがう書き方であるがやはり会所の海漁との関係の少なさはよくあらわれている。海漁がなく近辺に山もなく薪も不自由なので、ユウフツには「夷人」の住居もなく「夷人」の住居は三〇一〇里も内陸に入った所にあると記し

て「様子大概書」はアイヌの人々の稼業などについて次のように触れている。

一 夷人食物は四季共に魚釣にて取続候得共、海漁無数故川漁をして夫食とす。初秋よりは千年川にて鮭漁有、是を重の食にし産物に出す也。場所に寄、粟、稗、大豆、小豆少し作れども、千年川場所は先年タルマイ山焼、右の焼砂にて作物生立難く所多く有、うはゆり、ふくしや等を取糧にもする也。

一 男は春の内椎茸を取、其外稼なし。三月末より夏まで男女共千年川場所より冬稼の産物干鮭式里程の山中を背負運び、夫より五里余川船にてユウフツ迄積下、船積の手伝等にて、是迄海漁もなき故に御用地になり春夏の内海漁試稼を始、秋より冬は千年川にて鮭漁のみ稼也。女の場所より作物をも少々仕付、又うはゆり、ふくしやの類取食物の糧に致し、^{あし}厚子を織、男女着用にする也。

春(旧暦の一―三月)は椎茸をとることしか稼ぎがなかったが、幕領となつて海猟が試みられるようになったという、前述のタラ、カスベが食用になつているとあつたのもそのことをあらわしているのかも知れない。

夏は、前年の秋冬につくつておいた干鮭を千年川周辺から背負つて二里ほど(ビビ川の上流までと思われる)運び、そこから川船でユウフツまで五里ほど運ぶ。さらにユウフツで海上を移出するための船積み作業をする。これら運送の業務で働くのであつた。

秋より冬は、鮭漁で稼ぐ、イサリ、ムイサリには「越年所」があつたというが(前出『山崎半蔵日誌』)、秋おそくまでの鮭漁、そして干鮭に加工する作業は「越年」が必要なほどであつたらしい。

女性には場所によつては農耕ができる所があつて少しづつ作物がとれていた、粟、稗、大豆、小豆などがあげられている作物であつた。うばゆりや

ふくしゃ（ギョウジャンニク）の類を採取し食用にあてるのも女性の仕事であった。厚子を織って「男女着用」にあてる仕事もしていたが、産物とし移出するために織るのではなかったようである（サル場所のように「厚し」が産物としてあげられている場合もある——「佐留場所大概書」文化五年頃）。

ユウフツ浜は集落の形成には不利なところで「夷人」「住居」もないような所であったし、遠浅の地形で大型の船が着ける「掛瀬」がない所であった。『東行漫筆』は「荒浜ニ付懸り濶なし、沖懸り迄也、さのみ難破船もなし、大体二三百石廻るよし」としている。大型船は「沖懸り」（沖に碇船）して荷役作業をしなければならないので小型の二（三）〇〇石ほどの船が「廻船」としてやってくる。「三百石積より以下の廻船を浜え揚船に致置」——小型の「廻船」を浜に引きあげておいて産物積出しに使っているのだとされている（「様子大概書」）。

（四）交通の要衝

いかにも不便そうなユウフツ浜であったがここに会所が設けられていた。干鮭などの産物が大量に搬出され「廻船出入」がさかんなところだったこと、そして「奥地えの道筋」にあたる重要な地点だったからであると「様子大概書」は記している。七万束もの干鮭が産出されることがあるのは前述した。これは三五〇〇石ほどにあたるもので「廻船出入」は活発であったにちがいないのである。

「奥地えの道筋」として重要な地点であることもよく知られている。蝦夷地御用掛（のちの箱館奉行の役割をもつ）の享和元（一八〇一）年蝦夷地検分のとき、同掛の松平忠明、同羽太正養は箱館―サハラ（海路）―エトモ経由でユウフツへ。同石川忠房はヲシヤマンベ経由の陸路でユウフツへ。勇払で落合ったのち忠明はシコツ（千歳）経由で西蝦夷地の検分へ。

忠房は東蝦夷地を検分してシレットコまで、正養はクナシリまでの検分を行っている。蝦夷地御用の最重要の位置にいる三有司の蝦夷地検分でも、勇払は中継点として特別の意味を持っていたのである。

文化四年のいわゆる露寇に対応して緊急の出兵が津軽藩に指示されたときも「ユウフツ通り両度にソウヤ^江差立候事」とユウフツ・シコツ経由の行程でソウヤへ出兵するように指示されていた（「休明光記附録」別巻一）。この時、津軽から箱館そしてソウヤへと向かった山崎半蔵の日記は、この時の行路途次の蝦夷地各場所が異国船情報に混乱していた様子をよく伝えている。山崎半蔵は部下を率いてユウフツ、シコツに宿泊してソウヤに向っているのだ、当時のユウフツ、シコツの騒然とした様子もよく記している。

箱館も異国船に襲われて「東西ヲ失フ如ク大崩ニテ騒動」という誤報が伝えられて各地で避難の騒動が起きている状況を見ながら山崎半蔵ら津軽勢の一行はユウフツについた。ユウフツ詰め^江の河西祐助のもとには箱館の連絡があり、異国船は去り箱館は無事ということであった。しかし、ユウフツも混乱していた。各地の詰合役人、支配人などの家族の妻妾、使用人の女性、子供が集まって来ており、内陸の千歳に避難しようとしていた。「晴レ着ノ帯衣装」が泥まみれになるのにも気をつかうこともできず「足血ニ染ミテ急キ舟々へ」乗り移って千歳へ向おうとする様子は「戦国時代」を思わせるものであった。ソウヤへ向うための人足の手配は頼んであったのだが不可能で、ソウヤへ急行中の津軽勢であったが千歳へ向かうのは一日遅れになってしまった。千歳では女性たちが集まってきて、浜のほうは無事かどうかと泣きながら尋ね、津軽勢が泊まってくれば安心なので一日二日も滞在してほしいと頼むのであった。半蔵たちは一泊しただけで石狩へむかって出発していった。

(五) ユウフツ会所の詰合役人

このユウフツ会所詰合の役人の名が『増補千歳市史』によると次のように知られる。

寛政十二年(一八〇〇)

御小人目付 高橋次太夫

八王子千人同心 原 新助

医師 月輪 安済

大司馬伊織

享和元年(一八〇一)

八王子千人同心 河西 裕助

同 原 新助

在住 河田甚太郎

医師 望月 三作

このうち文化年代のユウフツ関係の資料によく見られる河西裕助(祐助)については『休明光記』に次のような記事がみられ、その箱館奉行所内の位置が分かる。

箱館奉行^江

八王子千人頭

山本橋次郎組同心

仙右衛門倅

同見習

河西 祐助

右何も支配調役下役^江可^レ被^二抱入^一候。御

宛行三拾俵三人扶持、役扶持三人扶持被^レ下

候間、可^レ被^二得其意^一候。

〔休明光記〕附録(一件物巻二) 文化四年四月の書付

八王子千人同心の見習だった祐助が、この時、箱館奉行所の支配調役下役に取り立てられたのである。祐助は、妻子とともにユウフツに在住していたが、勇払詰めの際に妻を亡くし、その菩提を弔うために建てた石碑が今も残されていること(『東海参譚』の補註『日本庶民生活史料集成第四巻』)やイザリ・モイザリウラエ訴願一件(後述)に関係していること(『市史』、『増補』)などが紹介されている。

享和元年の詰合名の典拠は磯谷則吉『蝦夷道中記』(享和元年)と思われるが、これに載せられている東蝦夷地各場所の「会所詰合」名は、二名をあげているのは「母衣泉(ホロイズミ)」、「クスリ」の二場所、あとは一名の名をあげるか、「詰合」とだけ記して名前をあげてない場所が多い。「勇武津(ユウフツ)」だけが四名の名前をあげているのである。記録の脱漏もあると思われるが、この「詰合」の人数で見ると「勇武津」が東蝦夷地の要地と見られていたことが知られる。

文化六(一八〇九)年では「東行漫筆」によって龍崎八郎右衛門「御雇医師」臼杵長益の名前が知られる外、支配人甚右衛門、この人は去冬死去、帳役だった善三郎が代りをつとめていることや、「支配人助」嘉五郎の名があげられている。「以前は式拾式人相勤候」とあるので会所で働く人数が大体知られる。なお、支配人代の善三郎について「至而利口なれど奸佞^{かんぱう}ものニミゆる、ずるき様子也」と記してあり興味深い。「自分稼ぎもなし」とあって会所に雇われて働くもののほか、出稼ぎなどのかたちで独立して稼いでいる和人がいないという様子を示している。ムカワに和助という和人が「在住」^江していて畑作をしており、大豆五〇〇六〇俵をとったりしているが和助は麴をつくる「稼方」として働いているものであると説明がある。「稼方」とは会所に雇われて働いているもので支配人、帳役…などの

外の「末」のものとしてあげられている働き手のことである。

ムカワは寛政十二（一八〇〇）年より八王子千人同心が入植し、警備と農業開拓を兼ねて「開発畑場」、「村形」がはじめられたところである。文化年代の初め頃の『毛夷東環記』には次のように記されている。

申五月六日（寛政十二年）、是より開発畑地あり、且此処千人同心在住、酉年（享和元年）始て村形を作、御雇同心とも入加、家数十三軒、いづれも玄関形を仕付たる家作也、是まで夷家も無曠野なるに一旦夕に格別の村となりたり、田畑作物色々。

此武川在住千人同心、本書の如くなりしか、何れも水土不伏故か多分病死し、残たる者も是を怖れて、事に寄せて脇場所へ移、或ハ箱館辺へ引越、頭役原新助を初、各所へ移住して今は家一軒もなく、元の曠野、平野と荒果、狐狸の棲家となりて只築地、屋敷形のミ残れり。

最初、五〇人ほど入植（シラヌカとあわせて一〇〇人ほど）してはじめて屯田警備の開発も数年ほどで「元の曠野」、「狐狸の棲家」にもどってしまったとされているのである。

文化四年四～五月、前年の樺太におけるロシア艦襲撃事件、つづいて当年のエトロフにおける襲撃事件の報知があいついで箱館に届くとき、箱館在勤中の奉行は羽太正養であった。南部藩、津軽藩には増兵を、秋田藩、荘内藩には新たに出兵を指令して事態に対応していた。この指示にもとづいて各藩とも急処出兵しているが、先に触れた山崎半蔵の日記は、この時増派された津軽勢の指揮にあたる半蔵が残したものであった。この文化露寇とよばれるようになる大事件をめぐる日露関係の問題点などは後に触れることとする。

（六）シコツの改名

羽太正養は箱館から江戸にもどると蝦夷地取締の不十分さについて責任

を問われ逼塞の処分をうけているが、蝦夷地幕領化初めの頃、蝦夷地関係の行政上特に目立って活動していた箱館奉行であった。ここでは「千とせ川の事」（シコツ川の改名）と「蝦夷地三ヶ寺」創建のことだけを紹介しておこう。

「休明光記」巻之五には「千とせ川の事」について次の記事がある。

文化二丑年七飯村常盤木橋をかくる。其辺冬木を多く植附たるゆへ名とす。ユウブツの内シコツ川といふ川有。此川の名唱へあしければ改度よし、其所を受持たる山田鯉兵衛よりいふ。彼川は鶴のあまた居る所なれば則千とせ川と改む。是も同年の事なり。

箱館近在の七重村の橋名について冬木（ふゆきまたはふゆぎ、常緑樹のこと）が多い所なので常盤橋としたという名付けの理由を述べたのと、同じ性格の事柄なので続けてシコツ川の改名のことに触れている。シコツというのは聞えの悪い名なので改めたいと、この地域の担当役人（ユウフツ詰か）山田鯉兵衛がいうので鶴の多いところだから「千とせ川」と改めた。

文化二年のことであるというのである。シコツは「志骨」（「蝦夷商賈聞書」）、「支骨」（松浦武四郎『夕張日誌』）という字をあてて書かれたことがあった。これらの表記をさして「となへあし」（唱え悪し）と言ったのだろうと思われる、鶴にちなむ「千とせ」の語を使って川の名を改めたわけである。なお館野瑞元「宗谷よりの書状」（『犀川会資料 全』所収文化四年）では「シコツに至る、前に川あり、千歳川と名く、両地続て死骨有仏の音通悪て戸川家此地を千歳川と易たり」としてシコツユウブツの音がよくないとして箱館奉行戸川安論が改名したとしている。しかし、「休明光記」のほかの史料もあって羽太正養改名の方が確実と思われる。

正養は前記のとおり「千歳」の文字を使っていなかった。釜加神社の弁財天をまつる厨子の裏に書かれた改名の由来書「文化五年三月」（市

史」も『休明光記』で触れているのと同じ趣旨の文章を羽太正養が書いたものとされるが「そは鶴のあまたをり居る所なれば千とせ河ともいいうべきやなど」と嘉充（山田鯉兵衛嘉充）がそれはとてもよいといつて弁財天を勧請して社を建てたのだとしている。「末ひろきめくみもしるし河の名の千とせをかけてしむる宮居は」といううたも付してある。やはり「千歳」の表記がない。

この頃、文化四年八月蝦夷地の地名について次のような幕府の達しが出されている（『丙辰剩綴』）。

「蝦夷地の地名、是迄各さまざまに文字を認め候得共、不宣候間、仮名又は片仮名ニ而認可申——いろいろな宛字が使われているがひらがなかカタカナで書くようにという達しである。しかし、文化五～八年に各場所詰の役人から報告書と思われる「東蝦夷地各場所様子大概書」も場所名が夫々様々な漢字表記を使って表記なされている。勇武津（ユウブツ）の如くである。達しが徹底しなかったということか、どうかは明らかではない。この年代の日記などの記事でもいろいろあるが漢字表記では「千歳」『山崎半蔵日記』—文化四年、館野瑞元「宗谷よりの書状」同年、『東行漫筆』—同六年、「千年」『西蝦夷地日記』—同四年、「勇武津場所様子大概書」同五年）がみられる。多くの諸記録を見なければはつきり言えないが、「千歳」の方が目立つようである。幕末期の松浦武四郎の記録でも「千歳」がよくつかわれるようになっていた（『夕張日誌』など）。

なお堀田正敦「松前紀行」（文化四年）に「亀田川を越え万年橋を渡るこのあたりは志こつといひしが、ゆゆしき名なりとて近頃改めしとぞ」とあり、亀田川最下流の低地をしこつといっていたのを亀田と改めたという説があるが信じがたいものだという。亀田という地名は寛文年代（一六六一～七二）の「津軽一統志」巻之十にすでに見られる古い地名であり、亀

田への改名について記した明治以前の史料が見当たらないのが理由とされている（『函館市史』別巻亀田市史編）。推測に過ぎないがシコツ→千歳改名のことを聞き知っていた堀田正敦が亀田のシコツという地域名を聞いて、それは近年改名されていると記したのであろう。そうだとすれば蝦夷地の地名としてシコツがよく知られ、その千歳への改名のこともかなり多くの人々に知られていたことになりそうである。

（七） 類似等澍院とユウフツ

次に蝦夷地三ヶ寺創建のことに触れておく。幕府は蝦夷地政策が財政上の事情もあつて緊縮の方向へ向うなかで正養の政治力を持つて実現したのである。精力的に老中、勘定奉行、寺社奉行などと交渉する経過は「休明光記」附録別巻 一件物（『新撰北海道史』第五巻史料）に詳しい。三ヶ寺の内様似等澍院が「檀役」をつとめる場所を「ゆうふつよりほろいつみ迄」としていたのでユウフツ会所とも関係があり、等澍院文書でのうちにはユウフツ詰め役人と連絡をとる様子が出てくるので、後に触れることになる。

北千島ではロシアの影響でキリスト教が拡がりつつあった。箱館奉行は蝦夷地で亡くなる幕吏や諸藩の藩士たちも増えてきているなかで葬儀、供養のため、あわせて「邪宗門等之糺」—キリスト教取締のため寺院が必要と訴えていた。「蝦夷人」の教化については主張することはできなかった。幕府の方針が「蝦夷人」の和風化を抑制する方向を明示するようになっていたからである（後述）。

「本邦葬埋之風を慕ひ相願候者」がいる場合は、それをみとめるという程度に触れていた（享和二年十一月の老中への伺書「休明光記」附録別巻 一件物）。

新寺院の建立禁止は、キリスト教禁令との関係で厳しく令されていると

ころであった。しかし、蝦夷地には特別な事情があるときとめられ新寺院の建立がおこなわれることとなった。文化元（一八〇四）年、次の三寺院建立が決定され、住職（等澗院初代住職は秀暁）ほかも赴任することになった。

ウス 善光寺 浄土宗

持場 ヤマコシナイ／シラライ

シヤマニ 等澗院 天台宗

持場 ユウフツ／ホロイヅミ

アツケシ 国泰寺 禅宗五山派

持場 トカチ／エトロフ

三寺院とも檀家を持つていないことになるので、夫々一カ年米一〇〇俵、金四八両、扶持方一二扶持が幕府から給される。幕府に直接的に維持される特別な寺院とされ、「官寺」の表記は国泰寺の仏舍利塔銘に「国泰官寺」と書かれる例があるが国泰寺や等澗院が伝える史料には「蝦夷地三ヶ寺」あるいは「三ヶ寺」というような書き方で「官寺」は見られないようである（国泰寺「二代萬全日鑑記」、等澗院「等澗院住職記」など）。「等澗院住職記」には松前蝦夷地が松前家に還与される時期に江戸の寛永寺支院東漸院に等澗院を松前家へ紹介する文書を書いてもらっている様子が記録されており、そのなかで「等澗院儀は近來三ヶ寺御取建御座候内 上席仕候」―三ヶ寺のうちの「上席」の格式であると書いてもらって居る所があり（文政五年四月二十三日）、興味を惹かれるところである。

シヤマニに会所詰の役人が配置されない時期もあって、その時期には等澗院は「ユウフツ詰合持」となっていて、松前奉行への出願などをユウフツ詰合を介しておこなっており、関係する記録が等澗院文書のうちにいくつも見られる。

等澗院文書「御用向留扣」より

西四月朔日 箱館御役所へ願書如左

（文化十年） 書付を以奉願候

等澗院申上候 去文化元子年 寺院御取建之砌、被仰出候は、玄米百俵は永代被下置、御手当金四拾八両に拾式人扶持之儀は、寺院收納出来取続相成候迄、先拾ヶ年之間被下置候様被仰付候処、当酉年拾ヶ年限に相成候得共、今以、外に格別收納と申儀も無御座候二付、右御手当之儀、当年限に相成候ては此上相続差支難洪仕候間、何卒御憐愍を以、是迄之通、被下置候様奉願候。右願之通被仰付被下置候はば難有仕合奉存候。以上

文化十年酉年四月

等澗院 印

箱館

御役所

右之通り、ユウフツ詰合重松熊五郎迄差立候

御手当金と扶持方は創建より一〇年間と定められていた。その間に寺院が独自に收納を得られるようになっていく見込みということであったが丁度一〇年になる文化十年になっても独自の收納の見込みは無いままなので、御手当金、扶持方を継続してもらいたいという寺院存続にかかわる重大な出願をユウフツ詰め合い役人経由で「箱館御役所」へ提出したのである。この出願の答え「柑本兵五郎殿達書」もユウフツ詰合から等澗院に伝えられる。同年十月になって未だに「寺納出来不致」―寺院独自の收納は実現していない―ので、続いて拾ヶ年は迄どおり支給する、江戸からの老中の指示があつたので「請書」^{うけがき}を提出するようという「急御用状」がユウフツ詰合から届いたのである。箱館には東蝦夷地を管轄する吟味役を配置して行政を行っていたから（『新撰北海道史』第二巻通説一）その役所の責

任者柑本兵五郎から請書提出の達しが出されたものである。

等澍院文書「御用留」より

文化十一年戊辰四月廿七日入院ニ付、届書当所詰合無之、ユウフツ詰合持にて御座候間、半紙へ相認差出、左之通

一簡致啓上候。然ば等澍院儀一昨廿七日到着仕候ニ付、翌廿八日、寺院并御道具等引渡、無滞相済、寺務之様子等申贈仕候、此段、御届申上候。以上

四月廿九日

前等澍院 印

ユウフツ

御詰合中

追て拙僧儀、支度等出来次第出立仕度候旨、御承知可被下候。

これは文化十一年四月に新しく三世にあたる恵統という住職がシヤマニ等澍院に「入院」(着任)したこと、寺院、諸道具、寺務の引継ぎも済んだことを前住職二世慈順がユウフツ詰合に報告したもので、用意が出来次第、慈順はシヤマニをはなれることになるとつけ加えている。

同前「御用留」より

(文政五年)

七月廿七日 ユウフツ詰合より申来如左。

一地役御雇同心、ユウフツ、アツマ、ムカワにおゐて寛政西より文化寅迄、都合十五人病死之者、姓名切附、石塔造立に付場所御入用之内より 為回向料金五百疋送り来り候。受取書左之通(受取書は省略した)。

ユウフツ場所関係の役人の病死者回向について一五名の名を刻んだ石塔をたて、その回向料をユウフツ詰めの高麗林平がおくって来たので受取書が記録されているのである。役人でなくても死者の回向をおこなうのは寺院のつとめであり、等澍院の「霊簿」には千年川買場帳役見習 大助、千

年川稼方 甚四郎、千年川番人 巳之松という千歳関係の死者名が記載されているという(『増補』)。

このほか等澍院文書のなかには、住職の交替や寺院の移転、修覆、熊害に悩まされる有様、寺録、手当、扶持をめぐる松前藩との接渉など貴重な記録がみられ、多くはユウフツ詰、シヤマニ詰役人を経由しての連絡、出願などがおこなわれていたと思われるが、必ずしもそのことを明記していない。

なお、ここで触れた等澍院文書は「蝦夷三官寺善光寺・等澍院・国泰寺関係資料」として平成十七(二〇〇五)年国指定重要文化財とされているものである。等澍院文書の多くの部分は、影印版、その解説文を載せる形で刊行されている(等澍院文書編さん委員会編、様似町教育委員会発行、全一冊、平成十二〜十五年)。

(八) ウラエ一件

ツイシカリ・イサリ・モイサリ、ウラエ一件は幕領期のユウフツ場所・イシカリ場所間での漁業権問題として特に関係するアイヌの一族では死活問題として重大視された係争であった。

寛政十二(一八〇〇)年、東蝦夷地が幕府領となると、東蝦夷地のユウフツ場所と松前藩領として残っていた西蝦夷地のイシカリ場所の境界が明確にされることになってイサリ、ムイサリまでは東蝦夷地ユウフツ場所のうちとされ、その北側シママツプまではイシカリ場所のうちとされた。

しかし、境界周辺のアイヌ社会の習慣上の漁業権は複雑に入りこんでいて明確な境界線で区分するのは難しいのであった。イシカリ場所のうちのツイシカリアイヌ、シレマウカの一族がイサリに二カ所、モイサリに一カ所のウラエ漁(鮭の梁場)の権利を持っていて数代以前の先祖からこの三カ所のウラエで漁をしていた。松前藩領のアイヌが幕府領内で鮭漁をする

ことになるのを嫌って、寛政十二年当時のユウフツ詰め役人の高橋次太夫、河西祐助が指示してイサリのウラエ一カ所をシレマウカからとりあげ、その後文化三（一八〇六）年、遠山金四郎の西蝦夷地検分の際にイサリフトに通行家を建て、その番人にあたるユウフツ側アイヌの食料にあてるのだとして、シレマウカのモイサリのウラエをとりあげた。

シレマウカは最初のウラエとりあげのときからイシカリ場所の通辞に苦情を伝えていたが、幕府領の役人を相手に争っても見込みはない、そのうち西蝦夷地も幕府領になるだろうから時節を待つのがよいと言われただけで泣き寝入りの状態であった。

文化四年、西蝦夷地も幕府領とされたのでシレマウカはイシカリ場所支配人儀兵衛を通してイシカリ詰めの役人井上喜左衛門に訴えたのだが認められなかった。イシカリ場所は幕府領となったが場所請負人にまかされている請負場所だったということもあり話はまったく進まなかったらしい。

文化十年、東蝦夷地でも直営廃止となり、西蝦夷地と一緒に請負場所同志ということになったのである。松前藩領だった頃シレマウカの三カ所のウラエからはイシカリ運上所へ干鮭二〇〇〇束も出していたとのこと、この回復には場所請負人としても強い関心を寄せていたので、老衰のシリマウカが、この年六月またイシカリ詰合役人に訴えると、イシカリ元小家支配人や上ツイシリの支配人もウラエ回復の願書を提出するのであった。

特に上ツイシカリ支配人幸助の願書にはシレマウカのウラエから出る干鮭がないので請負人米屋孫兵衛も「難渋」となっている。「御請負礼金」――運上金上納にも響くことになると請負人としての事情が強調されていた。上ツイシカリ通詞らの願書にはシレマウカのウラエがイサリフトの一カ所になってしまってから「上ツイシカリ蝦夷人」は生活が困難となり四散してしまい、三七軒一四八人いた上ツイシカリも今では「蝦夷人居住不在」

――誰も住んでいないという状態を記していた。イシカリ詰め役人はユウフツ詰め役人と「掛合」をおこなっていたが進展はなかった。

文政二（一八一九）年、イシカリ詰の長川仲右衛門、上原熊次郎がツイシカリまで出かけて調査、上原や通辞やシリコノエ（シレマウカは亡くなり、その息子が上ツイシカリ惣乙名となっていた）らはユウフツまで出て交渉していたが、ユウフツアイヌ側が承諾せず、このときは入会で双方のアイヌが漁をしてムイサリウラエの収穫を折半するというにしたのだったがシリコノエ等はこれを不満として出漁しなかった（『札幌区史』）。

文政五年三月シリコノエは今度は松前藩のイシカリ詰役人にウラエ回復の願書を提出した。前年に松前蝦夷地はすべて松前家にもどされ、イシカリ、ユウフツとも松前藩領ということになった機会をとらえてイシカリ支配人源右衛門、同通辞平八が奥書しての訴願であった。松前藩は重要な訴願として願書などを幕府からまわされていたのであったから速やかに結論を出して願書は「願之通り」と認めた。イサリ、モイサリのウラエは元どおりにもどされることになった。実際の受け渡し方は双方の熟談によるととされ、ウラエの所有は亡きシレマウカ、その妻、妹、子ということにし、シリコノエも親類なので漁をしてもよいなどを定め、そして食用以上に漁獲があった場合はイシカリ、ユウフツの運上屋に半々に出荷することと申し合わせがおこなわれた（「上ツイシカリ・イザリ・ムイザリ蝦夷人ウラエ一件写書」、『札幌区史』、松浦武四郎「東西蝦夷場所境調書 参」）。

十数年の訴願のくりかえしでツイシカリアイヌのウラエ漁業権がほぼもとどおりに回復されたわけであるが、四散状態になってしまったという上ツイシカリアイヌの人々がもとの生活にもどったわけではなかった。イシカリ場所には石狩川流域の全域について夏商、秋味場所をすべて一括請負

うという大規模な利権が設定される時代になっていた。

幕府は財政事情からして運上金を入札でせりあげる方法をとるなどの施策をすすめており、大資本の商人が大規模な場所の利権を獲得、有利な漁場へアイヌ労働力を移動集中させて利益をあげやすい漁業経営を行うという事態が生じていた。イシカリ川筋では塩引鮭漁のために有利な下流域に労働力を集めていた。中上流域のアイヌ集落は重大な打撃をうけるようになってくるのであった。

レザノフ来航からゴロヴニン事件まで

ロシアの遣日使節ラクスマンが寛政四（一七九二）年九月ネモロに來航、次の年には松前まで來航して幕府の役人と交渉しているが、この時は長崎入港を許可する旨の「信牌」を受領しただけで帰路に就いた。この「信牌」をロシア側では長崎に行き、そこで交渉すれば通商条約締結が可能なのだと受けとっていたし、日本側も、その頃は、対ロシア交易の開始についても検討しなければならぬことは意識していた（前述）。ラクスマン來航に引き続いて、すぐに日露交渉が継続されていれば、交易開始へ向う情勢であったと思われる。レザノフは、のちの『日本滞在記』のなかで通訳の庄三衛門から聞いた「秘密」の話を次のように記しており、日露交易開始の可能性が大きいと思われることを伝えている。

ラクスマンが來航時に受けとったものはまぎれもなく貿易許可書だったという。しかし、その許可書はどっちでもとれるような内容になっていた。その時幕府のなかでは多くの意見があった。しかし、当時幕府の中で、権力を持っていた二人の幕僚が、ロシアとの通商が日本にとって有益であると強く主張した。そして多くの人がその意見を支持するようになった。あれから六年、すくなくとも八年後に私たちが日本に来ていれば、間違ひなく歓迎されていただろう。しかし、六年後にロシアとの通商を主張

していたひとりが亡くなり、八年後にはもうひとりの支持者が死んでしまった。今はそれに反対していた者たちが権力を握っている。私たちが日本に來たとき、彼らにとつても以前に決められた意見を覆すのは大変困難なことであった。なぜなら將軍自身ロシアに対して好意を抱いていたからだ（大島幹雄訳 岩波文庫。なお、ここに出てくる親露的な意見の「幕僚」たちの名前は訳者註でも不明とされている）。

しかし、その後のヨーロッパ、ロシアの政情から、ロシアの対日交渉重視の動向は弱まり、使節派遣のことなどが、しばらくは行われなかったのである。

その後、ロシアの北太平洋地域での活動が活発になり、一七九九（寛政十一）年には、この方面に於ける植民地経営に独占的な特権を持つ露米会社が発足しており、その活動の活発化のためには、広東、日本との交易関係が重要であると考えられるようになった。広東での毛皮交易がアメリカ、イギリスの交易船の活動で盛んになって來ていた。ロシアの対清毛皮交易は、内陸のキヤフタで行われるように協定されており、北太平洋方面から毛皮類をキヤフタへ運ぶ交易は、海路、広東へ行く交易と較べると明らかに不利であった。

北太平洋地域から広東へ向かう航路の途中にあたる日本への寄港、交易は強く望まれていた。ロシアの北太平洋方面での植民地経営は、諸物資の補給、特に食料補給の困難に悩まされており、植民地周辺地域との交易で食料を安定して確保することは特に重要であった。カムチャツカで一年余（二七八七年八月～翌年六月まで）をすごした大黒屋光太夫一行九人は、食料不足に苦しめられた。光太夫は特別扱いで飢餓に悩まされることはなかったらしいというが、その他のものは冬になると小麦の配給をとめられて小麦の皮袋を刻んで煮て食べるという有様になっていた。この飢餓

状況と壊血病で三人が死亡する惨状になったのだという（山下恒夫『大黒屋光太夫』）。

一八〇五年、アラスカのシトカ島へ着いたレザノフは食料不足で病人や死者が多数出る状況に驚いて、スペインの根拠地サンフランシスコへ行つて食料を手してシスカ島へ戻ってみると、この間の四ヵ月だけでも更に一七人の死者が出たという状況であった。この状況を改善するために対日交易は有効に思われた。日本で入手できるものとして「コメ（これはアメリカ領の住民だけでなく、シベリヤ北部の辺境にも必要なものである）、銅の延べ棒、絹織物、銀、漆など」があげられていたが、筆頭にあげられるのが「コメ」だったのである。長崎で交渉中にもレザノフは、「コメ」への関心を強くしめしていた。「私が持っているお金で、カムチャツカとアメリカのために（レザノフは露米会社の総支配人であり、基地が置かれた北アメリカ、カムチャツカ地区の慢性的な食糧難を解決する使命をもっていた）五千ブード（約八一・九^ト）購入できる計算になる」と記しているところである（前出『日本滞在日記』）。

文化元（一八〇四）年九月、露米会社のニコライ・レザノフが皇帝アレクサンドル一世の親書を携えて遣日使節として長崎へ来航した。ラクスマンが持ち帰った「信牌」を持つての長崎来航であった。漂流民（仙台の若宮丸、光太夫ら四人）も連れて、その送還とあわせて通商開始の交渉をおこなうために渡来したのである。

シベリヤ総督の書簡を持って来日したラクスマンより格式の高い皇帝の親書を携えての全権使節レザノフの来日であったが、日本側の態度はラクスマン来日後、十二年程のうちに厳しいものに変わっていた。

イギリスのプロートンが日本近海を回航、蝦夷地では上陸するというような動きをしていることについて「エゲレス国の主より船を出し、赤人国

の為に事を計る」（最上徳内『蝦夷草紙 後編』）—イギリス船はロシアのために活動していると見られたり、エトモに來航した異国船（プロートンの英船）はロシア船にちがいないとする見方もあった（『原始漫筆風土年表』）。千島列島の北半は、ロシアの影響下におかれ、ロシアは更に南下してウルツプ、エトロフに接近、ロシア人と交易するアイヌ民族の動きも知られていた。

ロシアの動きは、日本領土をうかがう危険な動きと見なされ、幕府は蝦夷地を直轄化、警備体制を強化する動きをとっていた（一七九九年）のであり、レザノフの長崎來航の前年には、ウルツプに滞在するロシア人の動きに対応してエトロフアイヌのウルツプ出稼ぎを禁止、幕吏を派遣してエトロフの監視を強めている（松田伝十郎「北夷談」という状況になっていた）のである。レザノフの來航、入港中の長崎へは、筑前、肥前から動員された「総人数二萬四千九百三十人、加子^{かこ}六千人」が詰める状況となったのである（『通航一覽』 卷二百七十六）。

交渉は、翌年三月まで六ヵ月程かけて行われたが、長崎奉行・江戸幕府の態度は、ラクスマン來航のとき、松平定信が弱みを見せるようなことにもなるうが「やわらかに」対応すると考えていたのとは大きく変わって厳しい拒絶の態度であった。漂流民を受けとただけで、皇帝親書も、進物も受け取らず、ラクスマンに渡してあった「信牌^{しんはい}」もとりあげてしまうという対応で、通商要求は厳しく拒絶されたのである。

交渉の雰囲気は険悪であった。このような交渉拒絶のときは、ロシアの法では戦争ということになるのかと通訳が質問するとか、長崎市中では戦争は避けられそうもないという噂が流れるほどであった（前出『日本滞在日記』）。

冷酷に、非礼な扱いを受けたとしてレザノフは憤慨しながら帰途につい

た。レザノフの兄だというカムチャツカ代官は「立腹」の様子をあらさまにしていたが、レザノフはそれほど「立腹の様子」ではなかった（『文化丙寅北辺騒動都下風聞』『視聴草』とも噂されていたが、レザノフの『日本滞在日記』には「私は：激烈な調子で言った」、通訳がそれを翻訳するのを聞くと、長崎奉行は急に態度をかえて、会見の打ち切りを提起したというようなレザノフ本人の「激烈」な憤慨の様子が記されている。

レザノフらロシア側の激しい憤慨の様子から改めてロシア緊張感を強めた幕府は、この頃、まだ松前藩領であった西蝦夷地を幕領化すべく、その調査に着手、文化二年閏八月には、目付遠山金四郎ら一行が江戸を出発、翌年には西蝦夷地をソウヤまで見分して、山道開設が必要と思われる場所を点検、遂次に江差の姥神社に掲げられていた「降福孔夷」の額について調査したのはこの時のことであった。

「降福孔夷」御額一件とは次のような事件であった。松前藩主道廣（文化三年当時は隠居となっていた）が揮毫したと伝えられる篇額「降福孔夷」が、幕府の調査隊の一行の目にとまった。「降福紅夷」（福を紅夷に降す）と読んで、松前藩が赤人・ロシアに加担する意図を持っているかと疑って篇額をはずして持ち帰ったのである。後に、それは誤読であり「福を降ろすこと、はなはだ大なり」と読むものだということが明らかにされたのであるが、松前藩主道廣については、ロシアと密通関係の噂や女性関係の素行の問題などとり沙汰の多かったこともあって、御額一件のようなことも起り、松前藩転封のことにもつながったのではないとも言われた事件であった（『降福孔夷御額一件関係資料 解題』『江差町史』資料編第三巻）。

文化四年三月には、幕府は松前、西蝦夷地、カラフトをすべて上知、松前家には新規に九〇〇〇石をあたえることが申し渡された。申し渡しには「西蝦夷地之儀も非常之備等、其方手限難行届段申立、外国之境不容易被

思召候間、此度西蝦夷地一円被召上候」——西蝦夷地の警備も松前藩の力だけでは行き届かないとの申立であるので外国に接する地域の重要性を考慮して、すべて、とりあげて幕府領とすると書かれていた。文化二年四月、参府していた藩主章廣は、幕府から西蝦夷地も外国に近い島々があり、「からふと嶋杯^な」へは外国人も時々来ている、すべての嶋々に「辺備手厚ニ可相成取計方十分ニ了簡いたし：存念之趣承候上ニ而尚又追々申達候筋も可有之」——辺境の警備が十分に出来るかどうか、松前藩の考えを聞いてから、申達することがあると、警備体制について尋ねられたことがあったが、この時、すぐに「シヤリ、ソウヤ、カラフト三ヶ所上地ニいたし、テシホより進退仕度旨相願之」という答書を提出している。奥地には警備の手がまわらないので、幕領地に上地、テシホより南の地域だけを松前藩領として支配、警備するようにしたい、と自ら一部の上地を申し出ていたのであった。松前藩からの「申立」でも「行届」かないとのことなので「一円」——カラフト、西蝦夷地のすべてを幕領地とすると、申達したのである（阿部家文書「蝦夷地御用内密留」）。

松前家は陸奥国伊達郡梁川^{やながわ}（ほかに上野などに飛地）へ移封、一万石格を失って九〇〇〇石の家格となった。梁川領のほかの飛地の石高をあわせれば、一万八〇〇〇石余の知行高となっていたが、九〇〇〇石余は「込高^{こみだか}」として加えられた分であって、家格としては九〇〇〇石が基準とされるのである。「込高」は転封で実収入が減る分を補う意味の石高を加えるものなので家格の基準とされないわけであった。

こうして、蝦夷地の全域が幕領化、松前家の移封が決定された直後に、前年秋のカラフトに於けるロシア艦の襲撃事件が江戸まで伝えられて来た。文化三年九月、レザノフの部下、フヴォストフのフリゲート艦がカラフト、クシユンコタンに現れ、運上屋を襲撃した。番人四人を捕えて連行

し、米、酒などの諸品を略奪、更に運上屋、弁天社などを焼いて退去していったのであった。

長崎での交渉の経過、そしてその結果について憤慨していたレザノフは、武力的威嚇で日本の態度を変えさせようと考えて部下に襲撃を指示していた。この指示は、のちに取り消されたのだったが、明確には伝わらなかったらしいという（前出『日本滞在日記』の解説）。フヴォストフは翌年にもエトロフへ現れて、ナイボやシヤナを襲撃し、会所、倉庫などを焼き、米、衣類、諸品を掠奪している。幕吏や南部、津軽の藩兵が警備していたシヤナでの防戦の様子を記す『北地日記』（久保田見達）によれば、その戦いぶりは甚だなさない体のものであった。

「大筒」を打つものが誰もいない。医師の見達が自分で「百匁筒」の打役となって山上で打とうとしたら弾の大きさが合わないので打つことができなかった。南部陣屋の「壱メ七百匁」の大筒は打つ準備もしていなかった。南部藩の「火業師」治五平は火薬がないといって一発も打たずに逃げていった。鉄砲は打つものがいたが、一発打つては弾の行先をながめているような打方で、相手の速やかな射撃に対抗できない、それでも一日目の戦闘で船へ引き上げていった。その夜、種々の作戦などが議論されたが、何も決まらなかった。しかし、退却のはなしが出ると「直に相談決着」となってその夜のうちに退却となった。

フヴォストフの艦は、そのあともしりしり島で商船などを襲撃して掠奪し、船を焼却するなどの暴行を行ってもどつていったのであった。

のちに「文化露寇」とよばれるようになる大事件であった。

幕府はロシア艦の襲来の報に接すると直ちに、津軽、南部両藩に警備兵増派を、秋田、庄内両藩に臨時の出兵を命じた。緊急の動員で、装備も不十分なまま、文化四年の越冬警備にあたった諸藩兵はもともと困難な、犠

牲の多い任務についたのであった。この時、シヤリに越冬した津軽藩兵一〇〇人のうち七二人は、この地で死亡したほどであった（斉藤勝利『松前詰合日記』）。

文化五年からは、津軽、南部、仙台、会津の諸藩の兵力を動員し、エトロフ、クナシリ、カラフトを重点に地域を分担させ、蝦夷地の要地や松前、箱館の警備を固め、ほかに秋田、富山両藩には状況に応じて出兵できるように準備が指令されていた。

日本側のこの厳戒態勢がとられているなかで、ロシアの南千島沿岸調査は続けられていた。文化八年五月、ゴロヴニンの率いるディアナ号は測量のためクナシリ沿岸を航海しており、薪水補給のためにゴロヴニンらは上陸、クナシリ・トマリの会所で日本側の役人と交渉をおこなったが、その折、交渉の行き違いからゴロヴニンら八人は捕縛されてしまった。幕府は放還せずに留置することとした。フヴォストフらの襲撃事件に対する報復的な扱いであった。さらに、ロシア船が接近すれば、漂流船といえども用捨なく打ち払うという方針がとられることになった（『通航一覽』巻之三百五）。ゴロヴニンらは、松前に一年以上も監禁されることになったのである。

ロシア側も、翌文化九年、クナシリ近海の洋上で高田屋嘉兵衛らを捕えてカムチャツカに連行するという行動に出た。嘉兵衛は町人であったが、幕府の蝦夷地経営、特にエトロフ経営に直接関係している人物であった。捕えられた時もエトロフから産物を積み出し、箱館へ向かう途上だったのである。嘉兵衛はその立場上、ゴロヴニンがどのように扱われているかを承知しており、ゴロヴニンらはすでに殺害されているなどの誤報も伝えられるなかでは、貴重な情報の持主であった。

一方、幕府ではゴロヴニンが、フヴォストフらの襲撃事件はロシア政府

とは無関係の海賊の行為だったのだと説明するのをうけて次のような意味の「諭書」を用意していた。ゴロヴニンらから海賊の行為だったと言われているにもかかわらず信じ難い、海賊に違いないのであれば、謝罪を申越すべきである。謝罪があれば、そのことを江戸に伝えて、捕えているものを釈放することもあるであろう、という「諭書」であった。

文化十年五月、リコルドが嘉兵衛を連れてデアアナ号でクナシリに渡来した。嘉兵衛がまず上陸し詰合役人と交渉、松前から吟味役高橋三平らがくるのを待つて、更に交渉が行われ、前記の趣旨の「説諭」がリコルドに渡された。ロシア語に翻訳した文書も添えてあった。

リコルドは、オホーツクへもどつて、オホーツク長官の書とシベリア総督の書を持ってエトモへ来航、箱館へは、同年九月十七日に入港して交渉が行われ、長官、総督の書が呈された。これらの書簡には、フヴォストフらの乱暴は「帝王の公事」とは全く無関係だったこと、「一己の了簡」による「我儘」の乱妨だったことの弁明、前任のオホーツク長官はフヴォストフの帯剣を奪い禁獄していたが、逃亡、後にはその罪で軍役にまわされていたが、敵と戦ううちに川に落ちて死んでしまったこと、掠奪して来た品物は、フヴォストフの会社で保管していたが、管理が不十分で散失しており、どうなったか知る者もない状態となっている。前任のオホーツク長官は、そのような管理責任を問われ、帝都へ移され禁獄されていること、などなどが記されていた（『通行一覧』之卷三百十三）。

交渉のなかでは、書簡の文言についての疑義が論ぜられたこともあったが、ロシア側の説明もあって、松前奉行はフヴォストフの襲撃事件についてのロシア側の弁明を了解することになった。文化十年九月二十六日、ゴロヴニンらはリコルドに引渡され、この事件は解決となった。

この解決で日露間の緊張は緩和された。ロシア側は、この交渉のなかで

通商要求のことなどを持出さなかった。ゴロヴニンらの釈放を専らとして交渉をすすめる、日本側にとっても厳戒体制維持の負担から解放される緊張緩和は有意義なものであった。

幕府はこの翌年から警備体制の縮小をはじめており、津軽、南部両藩による箱館、松前の警備を継続するほかは、諸藩による警備は廃して、その兵力はすべて帰藩とされた。

蝦夷地をめぐる国際的な情勢も安定的に見えていたし、松前家が復讐をめざしておこなっている政治工作も活発になって、幕府はこのあと間もなく蝦夷地直轄を終えることになる。文政四（一八二一）年十二月、松前・蝦夷地一円を松前家にもどし、それまでの梁川領など九〇〇〇石の領地は返上させる指示が出される。警備の津軽、南部両藩兵も撤退を指示されるのであった。

直営と場所請負制度

幕府は東蝦夷地を幕領化すると直ちに場所請負制度を廃して直営の場所経営をはじめていた。商人の資力に依存する松前藩政、利益追求を中心とする場所経営を行う請負商人の経営手法の問題など場所請負制の問題点は幕府も承知していて、苦しめている「蝦夷人」たちは接近してきているロシアへなびいてしまうおそれがあると考えられていたからである。

しかし、幕府内部には蝦夷地幕領化の当初から「開国」の趣意をもってする蝦夷地経営について批判的な考え方が存在していて「開国」の文字の使用禁止が支持されるし、幕領化して四年目の享和二（一八〇二）年には「開国」の趣意をはっきり改める「申渡書」が蝦夷地奉行（のちの箱館奉行）へ向けて出されていた（前述）。

同じ頃、蝦夷地奉行は「蝦夷地御用御入費」——蝦夷地経営予算——の削減を求められて悩む状態になっていた。東蝦夷地飯上知の当初、毎年五万両

ずつの「蝦夷地御用御入費」が出金されることに決まっていたのだが「御勘定所」からは予算削減の方法として「町人引請」のことが主張されていた。「身厚なる」――資力のある――町人に交易はまかせ、手当てや使用人の給料などは出してやり、「官吏」は監督だけをおこなう、廻船の建造などの諸経費は町人負担になるし、「管理」の人数も少なくて済む、「御入費」削減にはこの方法がよいというのである。場所経営のすべてをまかせる形の場所請負ではなく交易の分野に商人の資力を利用するというものであった。

蝦夷奉行は次のように反論して「町人引請」の不可を言っている。交易の「町人引請」は場所請負と同じことになる。松前藩の時に運上金収納を増やそうとして「夷人を充分に虐げてさへ一ヶ年収納五千両に過ぎず」、「相応の利潤」を得て、更に使用人の給料なども出すということになれば大きな収納は見込むことは出来ない。町人交易では不正も多くなりそうで監督の「官吏」は今迄よりも増やさなければならぬであろう。「南部家、津軽家杯へ莫大な物入りをかけ」て御用をつとめさせているのに幕府は商人の手を借りて出金を減じ、まずくすれば「仕損じ」て「騒動」をまねき「嘲られんは口惜き次第」としていた（『休明光記』巻之四）。

結局、この時は「町人引請」は行われなかったが、毎年五万両ずつ出金の予定と決まっていた「蝦夷地御用御入費」は大幅に減額された。毎年の予算総額を半減、二万五〇〇〇両で済ますこととし、そのうち二万両は産物売上代でまかない、幕府の出金は年額五〇〇〇両だけということになったのである（同前 巻之五）。

この頃、幕府財政の全体が悪化の傾向にあり、出金削減は厳しく求められていたのである。東蝦夷地の場所経営が実施された寛政十一（一七九九）年に引き続き数年間は支出過剰で赤字が目立っていた。寛政元～十年の

間、いわゆる寛政改革の縮減財政下に「御金蔵有高」を増加させていた。この十年間には日光東照宮修復などの大きな支出があったにもかかわらず、累計で二万六〇〇〇両余が黒字でこの分が幕府御金蔵へ貯えられたという（大口勇次郎「寛政―文化期の幕府財政―松平信明政権の性格」『日本近世史論叢』下巻）。このような時期を経過してきたあと寛政十一～文化二（一八〇五）年の間、七年間では河川修復、蝦夷地の入用などで毎年三万両ほどの支出過剰が続いていた（同前）。この財政事情では蝦夷地への出金は特に目立ち、削減を求められることになったのである。

文化二年、ロシア使節レザノフの長崎来航、通商要求の交渉は陰悪な雰囲気で終わった。幕府はレザノフがもって来た「信牌」を没収し、通商は拒絶するという強硬な態度をとったので武力衝突が懸念されるほどであった。「信牌」はラクスマン来航のときに与えたもので、ロシア側はこれを貿易許可書と思っていたらしいので、ロシア側の憤慨が目立った状態となったのである（詳しくは後述）。

このあと、ロシア艦がカラフト、エトロフで襲撃事件を起こすが、その報知が江戸まで達しないうちに、幕府は松前・西蝦夷地一円（カラフトも含む）の上知、松前家の転封を決定、松前藩主への申渡しもおこなわれている（文化四年三月）。

蝦夷地全域が幕領化された時に、西蝦夷地では松前藩が施行していた場所請負制がそのまま継続された。東蝦夷地では実施していた直営を西蝦夷地でもおこなうべきか、どうかを種々議論したと思われる史料は「休明光記」などに見当たらない。文化二年には勘定所関係で「町人請負」主張していたようであるから（前述）、西蝦夷地場所の直営はほとんど議論にはならなかったであろう。「奥三ヶ所（カラフト、ソウヤ、シャリ）については議論があり、そのことは後述する」。

西蝦夷地の場所請負制度継続は、上知・転封が決定されると間もなく、文化四年四月には決定、通達されている。「漁獵請負など」すべて従来通りとすることが松前藩主に伝えられ、場所請負人や名主たちにも「場所請負」や「鯡昆布出稼等」これまで通りと通達されている（同年九月）。このあと、「年季明之分」——請負年限の満了——となる請負人は請負継続の意願をするようにとの通達もあったから場所請負制の継続が、上知当初の経過措置ではないことも明らかにされていたわけである（「休明光記」附録一件物 卷三）。

「奥三ヶ所」（カラフト、ソウヤ、シャリ）については松前藩が直営で管理していたので箱館奉行も直営を考えていたが、老中からの指示は、直営は経費負担が大きくなる。この節「費用多端之事」なのだから直営はやめよとのことであった。松前藩直営といわれているが実は請負制とかわらないとの風聞もあったので調査も行われ、直営であったとの実状も判明するのだが（同前）、「奥三ヶ所」の請負化は実施される。それも入札によって運上金を引揚げることが考えられたらしく「ソウヤシャリカラフト請負落札金高千八百両二候処、カラフト千両、ソウヤシャリ五百両二取極候」（「丙辰雜綴五」廿二東蝦夷地場所々定金高のうち）という落札の記録もある。こうして、松前藩政下では請負制が及んでいなかった広大な地域を含めて場所請負制がとられることになった。このような動きは東蝦夷地の直営にも影響するようになる。

文化四（一八〇七）年、東蝦夷地各場所に「定金高」を設定し、合計で一萬七六二〇両の「全御収納」（純利益の意）という目標額をあげて、各場所の「定金高」を五〇両以上「出増」となった場合には褒賞金を支配人、番人らに与えるという制度が考えられたことがあった。実施されたものかどうかは不明なのであるが箱館奉行所の大嶋栄次郎が調査した文化三年の

様子をもとにして考えられたもののように付記がある（同前）。前述の文化三年の記録では東蝦夷地各場所か全体でマイナス二三一二両余だったのであるから、それと比べるといい切つて高額の収益を期待する考え方が箱館奉行所のなかにもあらわれてきたことになる。「聊御損毛」は「苦しからず」という考え方が退いてきていることがわかる。

文化五（一八〇八）年十一月の内密の報告には、次のように記されるようになる。「蝦夷地御用立合」として江戸から派遣されて来ていた普請役松本又右衛門が東蝦夷地の様子を報告したものである（阿部家文書「蝦夷地御用内密留」のうち一五同人差出候松前表御役所向并東地之儀二付申上書）。東蝦夷地「御手捌」——直営の場所経営——は前時代の請負制による運上金収入より収益が少なく損失も目立つ、請負にすれば、「御役人半減」もできるし、「御手当等五千両余」も節減できる。東西蝦夷地がともに請負制をとった方が「御取締も宜敷」、「御益も出来」となるであろう。東蝦夷地一〇年間の「御手捌」は「夷人共別而難儀」——直営は「夷人」にとって特別に難儀——となつていとも加えている。役人の越年、通行、御用状の継送りは「獵業之時節」にも「夷人」を使役するものであるし、役人は下々のものと一緒になつて「メノコを犯し候」という状態なので「夷人」たちは伏従していないのだが、米、酒、たばこなどが手に入らなくなるのをおそれて伏従しているという様子なのである。役人は立派な会所を建てて「花美をつくし」て生活できるので場所詰を好んでおり、場所越年もしている。場所の支配人や番人は越年などしないのが通常となつている場所でも役人が越年するのでやむなく越年するが、役人と同じような手当が行われるわけではないので「越年二而死亡」、「妻子路頭二迷」のような例も少なくない。請負制にして役人が巡視、監督を行うくらいのことになれば、「夷人」も喜び、漁業に出精できるので運上金も増して「御益」も大きくなる

であろうというのであった。

ロシア艦襲撃事件の余烟が残っているような時期、文化五年に、もう蝦夷地経営の収益に強くこだわる考え方があらわれてくるのもこの頃の蝦夷地警衛経費などが嵩む財政負担上の問題があったからである。

享和二（一八〇二）年の経営方針の転換で、幕府の蝦夷地関係の税金は大きく減じて年額五万両が五〇〇〇両に定められたが、東蝦夷地産物の増産などで産物売上が伸びて、幕府の税金年額五〇〇〇両は、享和三、文化元の二年だけで済まされ、その後は幕府からの税金なしで蝦夷地経営は維持されていた（『休明光記』巻之五）。しかし、ロシア艦襲撃事件後の「蝦夷地御入用金」は、文化四年―五万五〇〇〇両余、文化五年―三万両余という大きな金額にのぼったのである（『江戸実情誠斎雜記』のうち「御繰合之儀ニ付取調候趣申上候書付」『江戸叢書』巻の九）。蝦夷地経営について収益重視の考え方が出てくると商人の資力に依存する場所請負制が強く意識されるようになるのである。

文化八（一八一）年六月には老中牧野備前守は、東蝦夷地の「年々御不益」の状態は問題であるとして勘定奉行小笠原伊勢守、勘定吟味役柳生主膳正へ次のような指示をしていた。

東蝦夷地交易筋之儀御用地以来御直捌ニ取扱来、兎角御入用不足相立候ニ付西地同様町人共請負ニ主法替之積兼々松前奉行^五も相達置候得共俄ニ改正者難相成先只今迄之姿ニ取斗候得共此度御勝手向取調も有之ニ付而は年々御不益有之儀を其俣可被捨置筋ニも無之候間松前奉行^五も懸合最初より年々之御收納并御入用辻共巨細ニ取調以来之取斗方勘弁いたし可被申聞候事

東蝦夷地の「直捌」は「年々御不益」でこのままでは済まされない。西蝦夷地のような「町人共請負」に変更することを松前奉行には伝えているのだが、急に変更はし難くてそのままになっている。年々の収支状態をよ

く調べて今後、どうしたらよいかを考えよというのである。東蝦夷地の「直捌」は止めて「町人共請負」に変更するように検討せよという意味なのである（阿部家文書「蝦夷地御用中一件留」のうち「五十八 文化八年六月 東蝦夷地御直捌ニ而は年々御不益相立其俣可被捨置筋ニも無之松前奉行^五も懸合以来取斗方勘弁可致旨御勘定奉行同吟味役^五御渡之御書付」）。

この指示を受けていた勘定奉行小笠原伊勢守長幸は、このあと文化九年二月には松前奉行兼帯となり、同年六月には松前在勤となる。そして、その八月には、東蝦夷地各場所の請負のための入札を行うことが触れられたのである。

こうして東蝦夷地でも場所請負制が採用されることになり、文化九（一八一）年九月には入札が行われ、ヤマコシナイからクナシリまでの一九場所、運上金合計は一万七―三八両余となった。エトロフは享和三年から高田屋の請負となっており、運上金年額一〇〇〇両とされていたから総計は一万八―三八両余ということになる（阿部家文書「蝦夷地御用中一件留」のうち「六十九 東蝦夷地一体請負ニ成入札之儀ニ付落札の金高 小野半弥高村勇藏へ申遣書状并場所々金高落札人名前書付」及び「寛政十年ヨリ高田屋嘉兵衛及二代金兵衛儀幕府蝦夷地御用且松前家御用相勤書内抜書」）。

この時、ユウフツ場所は六一―一両二分の運上金で松前の阿部仁兵衛が落札している。他の入札者は松前の白幡屋庄三郎―五一―二両一分、松前の中田屋利兵―三八六両一分だったという（増補）。幕領期となる直前のシコツ場所の運上金は三五九両二分であったのだから（『勇武津場所様子大概書』）、運上金は一・七倍に増えたことになる。東蝦夷地全体の幕領期直前頃の運上金は、藩主直領の一五〇〇両、家臣知行の分一七二―一両一分、あわせて三二二―一両一分だったのであるから入札結果の合計では一万七―三八両余（エトロフを含まず）と五・三倍ほどになったのである。

直営による文化六八年の年平均収益は、四七四六両とみられていたのであるから（阿部家文書「蝦夷地御用見合書物類」のうち「二十東蝦夷地御直捌御收納辻と請負運上金高差引」、東蝦夷地「直捌」の収益不足は、請負制の採用で一挙に改善されたように見える）。

入札で運上金をせり上げる方法は、西蝦夷地で先に採用されていた。文化四（一八〇七）年、カラフト、ソウヤ、シャリで請負制を採用したときに入札が行われ（前述）、文化九年、西蝦夷地の請負年限更新のときにも入札にしたら運上金が「格別」にすすんだという。同じ請負人が続けた方が場所の「蝦夷人」との関係に慣れているので好都合と言われていたが、他国出身の請負人が何についても自国出身のものをつかい、利益も本国へ送ってしまうので地元の商売がすまない。入札で高額の運上金を出すものを採用した方がよいという考え方だったのである（阿部家文書「蝦夷地御用立合御勘定方帰府之上差出候書面類留」のうち「富村勇藏差出候書面四通」文化九年六月）。

運上金せりあげの請負ではすぐに「蝦夷人撫育」に問題を生じていた。「利潤を蒙り商売相続」のためとにかく産物出荷を増して利益をと考えるのは「請負之人情」で「撫育之趣意」を専らとしていたのでは運上金も上納できないとして「夷人介抱方」はなおざりにしているという報告が寄せられるようになるのである（阿部家文書「文化九年六月諸何物廻銘書留扣」のうち「文化十一年十一月十日河久保中兵衛差出候書面」）。

しかし、直営に戻すという考え方はとれなかった。資力が十分にある商人を請負人を選ぶこと、請負年限を長めに七〜一〇年ほどに設定して不漁の年の損失を回復しやすくすること、請負人への融資のことなど、場所請負人の経営の安定を考えるのが、「蝦夷人」に対する撫育、介抱の問題点に関する対応策なのであった（阿部家文書「文政二年卯正月松前御処置御主

法替一件留」）。

こうして蝦夷地幕領化の時期を通して場所請負制は次のような特徴を加えることになったのである。

(一) 場所請負制はエトロフ、カラフトという国境地帯へまで採用されるようになった。松前藩が、クナシリ・メナシの戦いの後、「東西蝦夷地場末之地」では請負制はとらず、藩の直営で交易し、交易業務を担当する商人も他領のものは使わず地元のものによることとする立前（実際は請負と変わらない方法がとられていたが）を「蝦夷地改正」として示していたのとは異なつて、高田屋が請負うエトロフ、栖原屋・伊達屋が請負う北蝦夷地（カラフト）という状況があらわれるようになった。

(二) 大商人による広大な地域の一手請負が広がることになった。入札による請負人の選定で資力の大きな大商人の進出が一層目立つようになった。イシカリ場所では夏商の一三場所と秋味場所とを何人もの商人が請負っていたが、文化十二年には秋味場所のすべてと夏商場所の五カ所を阿部屋が請負うようになり、文化元（一八〇四）年にはさらに夏商場所八カ所も加えてイシカリ場所のすべてを一括請負うことになっている。請負人にとっては、上流域を含むイシカリ川流域全体からアイヌ労働力を集めて下流域での鮭漁や、周辺諸場所の鯨漁への出稼に使うことがやりやすくなる。漁期に集められたアイヌの人々は、疱瘡流行の状況となつても山奥などへ立退いて疱瘡を避けることが許されず働くことになったので、文化十四（一八一七）年二月から翌年にかけての疱瘡流行時に二一三七人のうち九二六人が罹病、八三三人が死亡という惨状となった。この時は幕府の老中も、請負人は漁のことだけ大事に考えて「夷人」たちを立退かせないという扱いをしているようだが、そのような場合は「急度咎」――厳しい処罰を行うべきではないかと言っていた（阿部家文書「文

化十二年蝦夷地御用見合書面類」のうち「廿六イシカリ夷人共流行病救方之儀ニ付御渡し書面」。後年、流域一帯のアイヌ人口の多くが川口部分の小屋に集められ使役されるようになり、中・上流域のアイヌ集落が壊滅的な打撃を受けている状況を松浦武四郎が報告するようになるが、それは、この時代にできた場所経営の条件によるところが大きかったのである。

(三) 場所請負制は蝦夷地全域について松前奉行がすべてを掌握して管理する体制となっていた。松前藩の商場知行制のもとでの請負制では、藩主直領の場所、各藩士知行所の場所それぞれが、藩主あるいは各藩士と場所請負人との関係で管理されていたのとは異なる仕組みである。請負年季の切替、継続出願の取扱いでも江戸詰奉行へ伺書を送って評議するのであった(阿部家文書「蝦夷地御用立合松前在勤御用留」文化十五、文政二年)。この方式が、東蝦夷地各場所の一斉入札、それによる運上金のせりあげに力があつたようにみえる。松前家が松前・蝦夷地に戻って来たとき、松前藩ではもとの商場知行制はとらず、すべて藩主のもとに収納し、家臣への宛行は現金で給与するかたちとしたことへもつながっている。藩主の家臣団統率のうえでは大きな意味があつたと言われる。

第四項 松前家の復領 復領と万石格

参勤で江戸にいた松前章廣は登城を命じられて、復領の申渡しを受けた。文政四(一八二二)年十二月七日のことであつたが、その内容は次のとおりであつた。

其方儀、最前蝦夷地之手当行届兼難被捨置様子ニ付、東西蝦夷地追々上地ニ被仰出、年来従公儀御所置被仰付候処、奥地島々迄連々御取締相整、夷

人撫育産物取捌等万端居合御安緒之事ニ候、其方儀、彼地草創之家柄數百年之所領ニ候得者、旧家格別之儀を被思召、此度松前蝦夷地一円如前々可被返下旨被仰出候、彼地是迄之御主法無遺失相守異国境御要害之儀嚴重可被取計旨御沙汰ニ候

一、此度松前蝦夷地被返下候ニ付而者、取来知行九千石者上り候、蝦夷地之儀異国界御太切之事ニ候得者、津軽越中守、南部吉次郎警固之儀者如是迄相心得、以来人数松前箱館^五不及差渡、銘々領分渡海口ニ備置、万一非常之儀有之節者、従其方案内次第早々渡海手合候様可致旨被仰出候間、兼々示合御備向之儀無隔意可被申談候、尤両家之警固を頼ニ心得、自国之備不等閑様被心懸候、且又彼地之御主法取斗方之儀、得^与松前奉行へ承合、入念可被申付候

(「湯浅此治日記」『松前町史』史料編第二卷)

松前家の蝦夷地についての取扱は宜しくないので蝦夷地全域を幕領として統治して来た。それで、アイヌの撫育や産業の扱いも行き届くようになって来たので、蝦夷地とは関係の深い旧家の松前家に「格別」計いで蝦夷地全域をもどすことにする。異国境の重要な地であるので、これまでの主法を守って、警備も嚴重に行うようにせよ。

津軽、南部両藩は、松前、箱館の警備からも退き、それぞれの藩の「渡海口」で非常の際に備えるという体制となるので、松前家としては両藩とよく相談して蝦夷地警備に十分注意するようにせよ。なお、津軽、南部両藩を頼りにして松前家としての警備体制に怠りがあつてはならない。松前奉行ともよく打合せて十分に手配するようにせよ。

蝦夷地の警備やアイヌ撫育も整って来たので、松前家にまかせるかたちにもどす。幕領時代と同じように整ったかたちでの統治につとめるようにしたのであつた。

この頃の蝦夷地をめぐる緊張の緩和を背景にしての措置だったと思われる。ゴロウニン放還のときの交渉では、ロシア側は通商開始の要望を持ち出さなかったが、国境の確定、修好の必要性は述べて、翌年には日本側の返答を求めるとして帰帆していった。しかし、引き続きロシア側から接近してくることはなかった。国境問題などを交渉する機会は、この年代には無いままとなったのであった。ナポレオン後のヨーロッパ情勢からして、ロシアの関心が極東方面に向う余裕がなくなっていて、日本近海での動きも目立たなくなってきたのである。

しかし、松前家復領は、国際情勢の安定という事情だけを背景にしているとは思われていない。老中水野出羽守忠成（文政元年老中就任）が賄賂政治というような政情をもたらしており、大名家の格式などが賄賂で左右されるといわれるなかで松前家の復領運動も関係方面へ「金銀莫大」に贈るかたちで活発におこなわれていたらしいのである。親しい関係にあったといわれる一橋家を頼りに、出羽守に申入れをもらい「出羽守へも松前家より金銀莫大贈り申候故…御返しに相成候歟」（「水戸烈公上書」、『新撰北海道史』第二巻通説一）、あるいは「世ノ取沙汰内実ハ松前家ノ賄賂ヨリ御仁恵ニテ復領ニナリタルコト」（『東湖見聞偶筆』）と記されるように松前家の「金銀」による政治工作は知られていたようである。

九〇〇〇石高とされての梁川への移封は、享保年代に一万石格をまとめられていた松前家にとって、格下げの政治的処分であった。特に財政上の収納は、松前、蝦夷地を領していた時より大きく減退していた。家臣多数に「御暇」を命じて（解雇して）の転封となっていたのであり、復領は松前家の悲願ともいえるべきことであった。

復領とあわせて、家格の復旧も松前家の重要な政治的課題と考えられていた。

松前家は享保四（二七一）年以来、梁川への移封前まで一万石格であったが、復領となって松前へもどっても「万石以上並」（松前藩江戸日記）という家格であった。参勤交代をおこない、柳之間に詰めるという家格であり、大名並の扱いをうけるのではあるが、御礼席（将軍に拝謁する時の席次）は「柳之間万石以上当主之次、嫡子之上席」、すなわち一万石格の大名家と同列ではなく、その次席にあたる万石並といわれる位置なのであった。

松前家は「万石以上之御取扱」、「陣屋を城^と相唱候」ことをもともとて出願をくりかえしていた。文政九年十二月、天保元年十二月、いずれも参勤交代で藩主章廣出府の折に、前出の老中水野出羽守忠成へあてて出願していた。「身分を相飾」るためではなく、「異国御要害」「蝦夷人仕置」等を嚴重に行届かせるため、「愚昧之百姓、蝦夷人共」に軽く見られないように、幕府の松前奉行が治めていたときの「余光」を守り權威を維持するために出願しているのであるとしていた。

くりかえしの出願にも何の返答も得られなかった松前家としては、二度目の出願のあとに幕府への一万両献金をおこないたいの出願を加えて、やはり前出の出羽守あてに提出した。

去る文政四巳年松前蝦夷地一円御戻被下置、御仁恵之程冥加至極難有仕合奉存候、其節被仰渡候御書付之御趣意茂重々別而難有仕合奉存候、暫之内御領ニ相成候儀ニ御座候間、奥地嶋々迄御威光相残、一同静謐ニ相納り、其上打開ケ候場所茂有之、旧料之節より収納取増ニ相成、重々難有仕合奉存候、右ニ付何卒奉報御厚恩度朝暮心掛候得共、在所ニ罷在異国御要害手配仕候者第一之御報公ニ御座候而、五六ヶ年目参府仕候節者於当地一切御奉公之品無之、可奉報御厚恩様無御座心配至極仕罷有候、右ニ付奉願候者如何之儀ニ可被思召候得共、為冥加金壹万両差上申度奉存候、尤万石以下之身分ニ而者右

様之願意申上候茂奉恐入候得共、御礼席之儀者柳之間万石以上当主之次、嫡子之上席^江罷出、其外万石以上並之家格茂御座候間、奉対御仁恵二候而者聊之儀二御座候得共、右上金之儀御聞濟被成下候者難有仕合奉存候、乍去此度身分之心願書差上置候二付、上金之儀奉願上候儀二而者無御座、旧復被仰付候節より相心掛候儀二御座候得者何卒御憐察被下置宜御差図被成下度奉願候、尤願上候通御聞濟被成下候者、来卯年中差上候様可仕候、右之趣御内恵^意相伺候而茂不苦儀二御座候哉、御内々奉伺候

十二月十六日

御名

松前志摩守

〔松前藩江戸日記〕『松前町史』史料編第一卷

「万石以上之身分」のものが出願するのは恐多いことなのだが、「万石以上並」の家格でもあるので…として一万両献金の申し出を内々に伺うという形での出願であった。幕府領だった時代に開発が進んだ場所も多くなり、旧領時代よりも収納も増すことになっている。それで復領いただいた当初より、復領への御礼として献金を考えていたことであり何卒みとめていただきたい。「身分之心願書」（一万石格への昇格出願書）を提出しているがそのために献金を申し出ているのではないとわざわざ付け加えている。

勿論、「身分之心願」のために申し出ている献金であったことは、誰の目にも明らかであった。

この献金出願は、二ヵ月後の天保二（一八三一）年二月にはみとめられて、老中水野出羽守から老中列座の場に於いて「上納金」を申し渡された。ただし、この時は、出願をくりかえしていた身分の件については、何の沙汰もなかった（同前「江戸日記」）。

高額の献金を申し出ていたのではあるが、一万両の準備ができていたわけではなかった。蝦夷地警備の経費は嵩んでいたし、大きくなった家臣団を維持するための支出も増大しており、財政上の余裕はなかったのである。急いで大金を用意するには有力商人たちからの借入れを考えるしかなかった。松前、江差、箱館の「分限相応之者」（かなりの資産を持つもの）、特に場所請負人に命じて借入れ策を進めた。家老松前内蔵が自ら借入金調達の掛りをつとめて数千両は集めたと見られている（『松前町史』通説編第二巻下）。

何故、大金の献上を申し出たのか、種々噂が広まったり、幕府が、事情探索のため隠密を派遣したりするかも知れないなどの心配があったが（前出「江戸日記」）、一万両は準備できて天保二年十月には「上納」を済ますことができている。なお、借上げの命令に応ぜざるを得なかった商人たちのほとんどは、返済を受けずに、そのまま藩への献金としたのだったから松前家の家格問題での商人たちの負担は莫大だったのである。

「上納金」（一万両の献金）を済ませた、同年十月のうちに藩主代理のものが登城するようにとの指示があり、「御名代」のもの（池田隼人）が登城すると、老中列座の「波之間」で「一万石格」をみとめる申し渡しがあった。「工藤家年々秘録」によれば、次の通りであった。

松前蝦夷地之儀一旦従公儀御処置候処、萬端居合殊二其方儀彼地草創之家柄数百年之所領二候得は旧家格別之儀を思召先達而彼地一円如前々被返下候二付御用地中之御守法是迄之身分二而は難計義も有之候間格別之思召を以向後一万石格可被成下旨被仰出候、弥彼地之御守法無遺失相守異国境御要害致嚴重二可被取計候

御名

是迄五ヶ年参府二候得共向後は二月御暇翌十月中参府之心得二可有之候、

家族共も当地へ可被差出候

一、其方参府中嫡子有之節は代り御暇可被下、嫡子無之節は名代ニ相成候程之家老共差置蝦夷地手当之儀ゆるかせニ無之様可被申付候、尤嫡子御暇并家老共差置儀は其時々可被申聞候

一、三季献上物万石以上之通可被差上、尤御内書向後可被下候

〔「工藤家年々秘録」〕

幕領時代と同じ統治をおこなうには、今迄の身分ではまずいこともあるから格別に「一万石格」を認めることとする。参勤交代は是迄五年ごとの参府であったが以後は隔年参府とする（十月参府、二月御暇）。家族は皆、在府のこと、藩主が在府中は、嫡子あるいは家老が国元に居て蝦夷地の統治をゆるがせにしないようつとめること、献上物は、「万石以上之通」とすることが申し渡され、「御書取」が渡された。松前家は、一万石格の大名家となったのである。なお、松前の館を城と称することについては何の沙汰もなく、みとめられていなかったのだ。

同年十一月にも藩主代理の登城が指示され、このときは、「上納金」について「御鞍鐙」が下された。「御拝領之御鞍鐙」は、松前へ運ばれて、大広間上段に飾られ、殿様が拝見されたあと、一統のものへも拝見が許された。藩主章廣は、「御祝儀」として家老、用人らへ招いて「御手前」の「御茶」を振舞い、「御自詠之御句」を「御染筆」下されたという（「工藤家年々秘録」）。

松前家にとつての家格の上昇は喜ぶべきことに違いなかったのであるが、これにともなう財政上の負担増という問題もあった。隔年参府で参勤交代の経費は大幅に増えることになる。贈答品の経費も嵩むことになる。これらの負担増は、商人、漁民など領民の負担の問題となるのであり、藩政上の対応策も必要となるのである。

知行制の改訂

松前家は復領となり梁川から戻ると旧松前藩時代におこなっていた知行制を大きく改めた。もとの松前藩では商場知行制をとっていた。主な家臣へは知行地として商場を宛行い、その商場に於ける対アイヌ交易の利益が知行主である家臣の收納となるという制度であった。十八世紀中頃までには、多くの知行主は、この商場の経営を商人に請負わせ、請負人が上納する運上金を收納にするようになる。場所請負制とよばれる制度である。この請負関係は、知行主と商人との間の契約によって成立しているもので、藩主は直接的には関係を持たず、運上金は商人から知行主へ上納されるのである。ただし、それは、アイヌの提供する産物（商品）と商人のもたらす商品との交換のかたちでおこなわれる交易の請負関係であった。鮭漁、鱒漁、海鼠漁などがおこなわれると、それは藩主の権限のもとで管理される。鮭・鱒漁などについての請負関係は、知行主との契約とは別に藩主と商人の間の契約をもって成立するもので運上金も藩主へ上納されるのであった。しかし、この鮭・鱒漁なども知行主の知行地の領域でおこなわれることも多いので、知行主は、これらの漁について藩主への運上金のほかに冥加金、御礼金というような名目で商人から課金を徴収することも起きてくる。

茂入商場：御地頭より被仰出辰年より丑ノ年迄十ヶ年之内相改申様ニ相成則商場百三拾両、鱒場御礼金四拾両、都合百七拾両、又殿様へ鱒場運上金拾六両外二御上乘金三両、惣合百八拾九両ニ相成候

（西川傳右衛門家文書『萬永代覚帳』明和八卯（一七七二）年九月十九日状の項）

これは、茂入商場（のちのヲシヨロ場所）の知行主（古田家）が請負人の西川家（住吉屋）に対して、鱒場御礼金四〇両をはじめて課した時の記

録である。住吉屋の茂入鱒場の請負は、この頃より三〇年ほど前の寛保元（一七四一）年よりはじまっていた、殿様（藩主）へ運上金一五〇二五兩ほどと上乗金を上納してきていたが、この時になって鱒場御礼金四〇兩を新しく上納させるということがはじまっているのである。藩主の徴税権へ割り込んで知行主が自己の收納への増大を図っているかたちであり、知行主の知行地（商場）、その請負人に対する支配、統制力の強さがよくあらわれているのである。

復領となった松前藩は、この知行主の力が強いかたちの商場知行制をとることはしなかった。家臣に知行地（商場）を宛行うことはせず、蝦夷地全域を藩主の直領としたのである。家臣の宛行は、何石、何人扶持と表記されていたが、すべて藩主の收納のうちから給与する現金とされた。知行石高一〇〇石について金二〇兩、一人扶持は金二兩という換算で給与されるようになったのである。

梁川へ移封となっていた時期も家臣への宛行は、何石、何人扶持と称されてはいたが、現金、現米の給与とされていた。石高表示での宛行は最上級の家臣一〇人足らずだけで現金一八〇二兩ほどと現米四〇〇四八俵ほどであとの諸士以下は扶持の給与で七〇二兩ほど（大体半額にあたる分は現米とされていた）であり、換算は一〇〇石につき二〇兩余、一人扶持は二兩という金額になるような給与であった（『松前町史』通史編第一巻下）。全收納を藩主のもとへ集約して、そのうちから家臣への給与を行うかたちだったのである。

蝦夷地全域を藩主直領としたので全ての場所の請負契約を藩主のもとで一括して管理することになる。幕領期に松前奉行のもとで実施されていた方法と同一のかたちである。

このようにして藩主また藩政の中核にいる家老職などの権限が強化され

たことになる。場所請負人への統制力は、藩主のもとへ一元化されただけに場所請負にかかわる大商人の資力を利用する便宜も大きくなる。復領にあたって驚くほどに莫大な借入金（伊達屋、栖原へ強請^{ごうせい}）することができ、強力さを藩主が持つようになったのである。

伊達林右衛門家（伊達屋）の「日記」によって、その松前家復領決定直後の様子をみると次の如くであった（『松前町史』史料編第三巻）。

文政四（一八二一）年十二月、復領のことを知るとすぐに伊達屋の江戸本店（伊達浅之助）より松前藩邸へ「御肴献上」を行ったが差戻しとなっていた。すぐに池徳院に訴えてとりなしを願っている。梁川へ転封以後は松前家の御用を勤めもせず疎遠にすごしたことを謝して、出入差止めとなつては店の奉公人も甚だ困難なことになると訴えたのであった。池徳院は芝の増上寺（徳川家の菩提寺）の子院のうちのひとつと思われ諸大名家へのとりなしなどに働くことの出来る寺院だったと思われるが、伊達屋（伊達浅之助）とどのような関係にあったのかは明らかにできなかった。

翌年一月七日になって「献上聞済」——献上を認めるという連絡が池徳院あてに届いた。この時の「日記」には「両家献上物聞済」とあり、栖原屋も伊達屋とともに献上物差戻し、出入差止めの警告を受けていたことがわかる。この「聞済」の連絡を受けるとすぐ翌日、殿様、若殿様はじめ、家老、諸役人への献上を済ませた。

一月十三日には、伊達屋、栖原屋に対して「請持場所之儀者前来之通引受可被申候」——請負場所はこれまでの通りに請負わせることにする——との「申達」があった。出入差止などにはいたらず、従来どおりに場所請負人として経営を続けられることになり一安心というところであるが、この「申達」とあわせて驚くべき巨額の借入金「頼入」の「口達」があったのである。

口達覚

伊達浅之助

栖原角兵衛

一、金貳万三千両

右者此度松前表引越勝手向入用ニ付借入之儀頼入候、尤右之内金壹万両者当月廿日より追々差出候様、残金之儀者於松前表追而可申談候、且返済方之儀者来年より同辰年迄拾ヶ年ニ割合元利返済之積候、利足之儀者金百両ニ付五分之割合を以可及返済候

午正月十三日

松前への「引越」の入用金を両家に対して一万一五〇〇両ずつの借入要請があった。そのうち一万両だけは一月二十日過ぎには差出すようにというのであった。伊達屋の負担は、一月二十日過ぎまでの分五〇〇〇両とその後に分六五〇〇両あわせて一万一五〇〇両ということになる。「日記」には、このあと減額あるいは延納の出願を繰り返していた様子が記されているが、当面の五〇〇〇両については減額は認められず、六月中までの分割上納の出願が行われている。

以書附奉申上候

一、金五千両者

内

金千五百両者 正月廿日上納

金千両者 閏正月四日上納可仕候

金千両者 二月中上納可仕候

金千両者 四月五月中上納可仕候

金五百両 六月中上納可仕候

メ

右者此度御入用金之内調達被仰付奉畏候、書面之内金五百両者正月廿日相納、残金三千五百両之所当月中旬頃迄ニ上納仕候様被仰付奉畏候、然ル処兼御内々奉申上候通近來浅之助不手操ニ付御沙汰速上納行届兼奉恐入候得共、前条之通御聞済被下置候様奉願候、将又乍恐御下ケ金之義者当午年より卯年迄十ヶ年御運上金^江御差継年々御割合御下ケ金被成候様奉願上候 以上

伊達屋 庄兵衛

江戸店支配人

祐助

文政五年壬正月

藤倉官吾様

資金繰りがよくないのでといって六月中までの分割上納と、返済について十年の間、「御運上金^江御差継年々御割合御下ケ金」を出願している。年々の返済額を運上金から差引いて上納する（運上金の減額上納）かたちで返済を受けたいということをあわせて出願したのである。この出願の記事のあとには、朱書きで「右式通壬正月二日庄兵衛藤倉様^江持参之由、御聞済之由」とあるので式通の願書が、願い通りに認められたということであった。一通は、前記の五〇〇〇両の分割上納の出願であり、もう一通は、幕領期以前の松前藩への貸付金の未返済分二口三三三八両三分についてすぐに返済を求めるわけではないが、追々に何らかの沙汰をいただきたいという出願であった。

こうして、伊達屋よりの五〇〇〇両出金は確定してしまった。松前家の梁川時代の年間収納額は「四千八百九拾壹両余」だったとの記録もあるの（松前御所置御主法替一件書物」文政二年、『松前町史』通説編第一巻下所引）、この頃の五〇〇〇両が一大名家の年収に相当する程の金額だったことがわかるのである。

一方で大金の拠出を強いられた伊達屋からみても、運上金からの差引というもつとも確実な返済方法を認められ、あわせて十年賦を確認することで請負契約が一〇年間は変更されないという見通しを得たことになる。残りの六五〇〇両借入要求の分が、この後どうなったのかについて「日記」には出てこないのが不明である。

なお、このあと閏一月十一日、伊達浅之助、栖原忠三郎、萬屋弥兵衛という場所請負人として代表的な面々がそろって藩邸によび出される。大広間に列座していると「志摩守様御直古転国以来疎遠御用金高減少諸々掛廻相^な睨并松前奉行相頼候段不宜^{よろしからざるよし}由被仰渡」――藩主章廣が自らの仰せ渡しがあった。梁川転封以後疎遠に過ぎたこと、此度の「御用金」(借入金)について減額のため方々へ睨(泣)きついたこと、幕府の松前奉行にまで依頼していたことについて「不宜由」――よくないことだと譴責の仰せを聞かされたのだった。

このような「御用金」の申渡しは、この時期に多くの場所請負人へ向けで行われたと思われる。伊達屋、栖原屋とあわせて萬屋もよび出されて譴責の仰せを聞かされている様子はそのことをあらわしているであろう。

蝦夷地全域の全場所を掌握し、すべての場所請負人に対し、運上金差継による返済や年賦返済のかたちで請負契約継続の示唆ができれば、巨額の「御用金」調達も進みやすかったのであろう。このようにして藩主、藩庁の権力強化、その場所請負人との密着の体制が確立していくのである。

松前藩の蝦夷地警備体制

松前家は復領の申渡しをうけるなかで、それまで幕府が蝦夷地で行って来た「御主法」を守るように「入念」に申付けられた。その「御主法」とは、「奥地島々迄連々御取締」を整えること、「夷人撫育産物取捌」――アイヌの撫育や蝦夷地産物の扱い――をすべて上手く進めることであった。幕府

のこの「御主法」をすべて整え「安堵」したので松前家にもどすことにしたのでたとして、「御主法」を「入念」に申付けたのである。ここでは異国接近の様子、警備体制の問題を中心に触れることとする。

前述のゴロヴニン事件の解決でロシアとの緊張関係が緩和されたのは確かであった。ゴロヴニン放還の機会にロシア側が提起していた国境画定問題について日本側が返書を渡すための接触の予定は、すぐ翌年(文化十一(一八二四年))択捉島においてとされていたのであるが、同年、日本側の応接係がエトロフ島へ渡航してもロシア側の来航がなかった。この頃のヨーロッパ方面の政治情勢もあって、ロシアの極東方面における動きは活発でなくなっていたのである。幕府は東北諸藩を動員する警戒体制を緩めて、南部藩の箱館、津軽藩の松前警備のほか、蝦夷地各地の諸藩の軍勢はすべて撤退させていたが(文化十一)、その後の松前家復領(文政四(一八二一年))にあわせて南部、津軽両藩の警備もすべて撤収させた。

蝦夷地近海でのロシアの動きは目立たなくなっていたが、異国船の日本接近の情勢には警戒を要するところがあった。特にイギリスの動きは積極的であった。オランダ船拿捕を狙って長崎港に軍艦を侵入させる事件(文化五年、フェートン号事件)の後も長崎や琉球、浦賀への来航を繰り返して、文政七(一八二四)年には薩摩の宝島に上陸して牛を掠奪する事件を起こすほどであった。宝島の事件は文政八年の異国船打払令(無二念打払令)が全国へ向けて発令される直接の理由となったものとされる。

蝦夷地周辺の異国船(何国の船とも確認されていない例)の動きも目立っていた。文政六年、ホロイツミ沖へ異国船一艘来航、二〇人ほど上陸、松前藩軍勢を派遣。八年六月、ユウフツ沖に異国船一艘現れる。九年六月、サル沖を異国船一艘去る。同年七月、ユウフツ沖に異国船二艘現れる。十一年六月、サル沖に異国船一艘現れる、などの記録が「松前家記」(『松前

町史』史料編第一巻) ほかに見られる。いずれも詳しい状況は記されておらず、重大な衝突はなかったと思われる。

文政九(一八二六)年十一月、松前の町年寄が内々に報告したという「書付」に異国船接近の様子に触れるところがあるが、次のような内容である(『桜庭為四郎文書』)。

最近ではエトロフ・クナシリ方面での異国船の動きは無く静謐のようである。

今年六月、ユウフツ沖に異国船が見えたが、これは鯨漁の「通り船」であった。鯨油を採るためと思われる火を焚く様子が見えたり、「切鯨から」が流れ着いたりしているので、ロシア船ではなく、捕鯨船であると知られる。ユウフツ沖を通る商船のものから聞くと、沖から見れば、ユウフツ警備の人数は多くはないのだが幕を張りめぐらしている様子が大人数の警備に見えていふることである。この報告では、蝦夷地に現れる異国船が目立っても、面倒な問題になりそうなロシア船ではないので心配はないと記しているのである。

松前藩が蝦夷地各地に配備した兵力は次の程度であった。

勤番所	勤番人数	在住足軽人数
ヤムクシナイ	五人	一五人
エトモ(台場)	一三人	一五人
ユウフツ	六人	二五人
シヤマニ	八人	二五人
クスリ	六人	一八人
アツケシ(台場)	一一人	四五人
ネモロ(台場)	一七人	四〇人
クナシリ(台場)	三六人	二九人
エトロフ(台場)	四四人	五〇人

イシカリ	九人	不明
ソウヤ(台場)	一六人	不明
北蝦夷地(台場)	一九人	一〇人
合計	一九〇人	二七二人余

(『新撰北海道史』第二巻通説二)

当然ではあるが、幕府が東北諸藩の軍勢を動員して行っていた警備体制には遠く及ばないもので、前出の松前町年寄の報告が「ユウフツ詰合少人数」としていたように松前藩が常備することのできた勤番兵の規模は小さなものであり、それも東蝦夷地ではやや多い勤番所の配備があつたが、西蝦夷地では二カ所だけという配置であつた。

「台場」(砲台)を設けている勤番所が七カ所あるが、三〇〇匁筒(重さ一一・一_キ余、直径五_六の砲丸を発射する小型の砲)を一_二門備えているという程度のところが大部分である。「在住足軽」がやや多い人数でみられるが、これは場所請負人がアイヌ交易や漁場の仕事のために各地に派している「番人」、「稼方」などと呼ばれていた働き手たちであり、松前藩の常備兵力に当たるようなものではなかった。蝦夷地警備という面でも場所請負人に依存することなしでは、その体裁を保つことだけでも困難であつた。広大な蝦夷地全体を警備する財政負担などは大規模なものであり、松前藩だけで責任を負うことは難しかったのである。

この体制で異国船と銃撃戦を行わなければならない事態も生じるようになる。

天保二(一八三一)年二月、アツケシ場所のウラヤコタン沖に異国船があらわれ、アツケシ詰勤番の手勢がすぐ出張した。小舟で銃を発射しながら上陸しようとするのを銃撃で応戦して一度は本船へ追い戻した。しかし、翌々日の二月二十六日、四艘の舟でウラヤコタン(現在の浜中町羨古

丹・浜中湾の北岸）に上陸、岬の山上から銃撃してきた。「半時」ばかり（二時間ほど）打合いが続くうちに「夷人共五拾人余」や「番人七八人」は山中へ逃げてしまい防戦できずアッケシへ退去してしまった。ウラヤコタンとキイタツプの漁小屋が焼き払われたり、「和人、夷人」各一人が連れ去られたりしたが（彼らは間もなく戻されている）、その後はアッケシまで押し寄せてくることもなく、三月四日にはウラヤコタンから出帆していった。松前からは一番手、二番手と軍勢が派遣されていたが、アッケシに着いたのは異国船退帆のあとになってからであった。

このときアッケシ勤番所に詰めていたのは医師も入れて数人だけであった。国泰寺の「異国船渡来中日艦記」には五人の名前があり、ほかに勤番藩士付の「小者」がいたことも記されているが、前掲したアッケシ場所の勤番人数一人には足りないようである。勤番所重役の谷梯小左衛門が率いた手勢の大部分は「平日持前弓馬達者」の「夷人」四〇人・五〇人と「番人」のうち鉄砲に慣れている七・八人（「鉄砲打組」とされていた）であった。その他「兵糧運送」などに多くの「夷人」そして和人が動員されていた。

松前藩は、江戸の藩邸からこの事件について幕府へ報告しているが、現場から伝えられる実況に手を加えての報告であった。書きかえた箇所には紙をして書きかえた理由などを記している史料によると、次のことが知られる（『東蝦夷地アツケシ領字ウラヤコタン江異国船渡来之節打合都度々注進御用状并公儀江御届書写』藤枝家文書）。

一、味方の「夷人」五〇人余が逃げ散ったということは除いた。正式の警備兵が逃げ去ったのではないので省略したと説明してあるが、「夷人」の動員が必要であるような警備体制の弱体な点を目立たなくするための工夫に違いないのである。

二、勤番のものが現場から一〇里余（四〇^{キロ}以上）も離れたアッケシまで退去してしまったことには触れず、ノコヘリベツで警備体制をとったことにした。アッケシでは遠距離過ぎて説明に困るからであると記されている。

三、一番手、二番手と松前から派兵をおこなったが、そのあとの「後詰」の派兵準備もしているとしておいた。松前から江戸への連絡に「後詰」のこととは触れられていなかったが、「公辺江被対：御行届被成候ト御響ニモ可相成」幕府が行届いているとうけとるようになって「後詰」も準備しているように書き加えたのだと説明してある。

この異国船はロシア船と思われていて『通航一覽続輯』でも「露西亞^{ろしあ}部」に関係する記録を載せているが、昭和年代末になってシドニーを拠点として活動する捕鯨船レディー・ロウエナ号であることが明らかにされた。その航海日誌には、薪などを得るために上陸しようとしたが、銃撃されたので部下二五人とともに戦ったこと、攻撃されたことへの罰として建物焼いたのだということなどが記されているという（遠藤雅子『謎の異国船―眠っていた日豪交流のルーツを求めて』）。

松前藩の警備隊は異国の軍艦、海軍に破れたのではなく捕鯨船の乗組員に敗れたのであった。そして、その敗れ方、警備体制の不十分さが目立たないように幕府へ報告されるという問題点を示している事件だったのである。

この天保二年には、六月、箱館領磯谷沖で異国船に乗せられて、戻されてきたものがいた。七月、エトモ近海に異国船があらわれ、銃撃すると退去していった。八月、ワシベツ沖で異国船に攻撃された船があった。小舟で本船から逃れたが、あとで本船へ戻ると米、網などが奪われていた。八月、ウスのラビルネツに異国人が上陸、薪水をとっていた。銃撃すると

船へ戻り、大砲を数発、発射して退去していった（いずれも『通航一覧続輯』第四）というように異国船に悩まされたのであった。

翌天保三年二月、松前藩は「蝦夷地勤番心得向」を勤番の家臣へ向けて発令している。文政八年の異国船打払令（無一念打払令）の趣旨を述べて、前年の異国船との銃撃戦の経験を踏まえて嚴重な「打払」を指示したものであった。東蝦夷地の勤番人数を増員したこともあるし（具体的な増員数などは不明）、「未鍊之働」などないように、「一図ニ打払」うように。去年エトモで三関勇藏が戦ったように打払うのがよいとしていた。勇藏個人の奮戦を伝える史料が見当たらないのだが、次のように、その時の様子が記録されている。

天保七年七月、ウスのヲビルネツプに上陸した異国人に対し、エトモから派遣された勤番兵は、草原のなかを忍んで近寄り、小舟で逃げようとする異国人を「迅速ニ押寄」せて銃撃、小舟のうちに倒れるものも見えた。本船に対して銃撃を加え、百匁玉ニ発は命中している。異国船は大砲を打って来たが、そのまま退去していった（『通航一覧続輯』第四）。

三関勇藏はこのエトモ勤番兵のうちのひとりだったのであろう。

ほかにも「夷人」らを異国人に近づけないこと、「書付」など何物もうけとらず「一図ニ打払」うこと、何事も包み隠さず注進すること、稽古で弾薬を使いすぎないようにすること、勤番に連れて行く「小者」、「家来」はよく人物をえらぶこと、「恐怖」の様子であつたら銃撃戦の現場へは連れて行かないこと（これはウライネコタンで異国人に捕らえられて間もなく戻されて来た利三吉がアツケシ詰「重役」谷梯小左衛門の「小者」だったということに關係しているらしい『通航一覧続輯』第三）など、警備上の留意点が触れられているし、場所出入の商船からも異国船の情報を正確に入手しておくこと、「蝦夷人」介抱に注意すること、軽物の密売に注意

すること、「持場」の地図をつくること、一里を二寸位の縮尺で正確につくることが指示され、明春には提出のこととされていた。警備のほか、場所管理の要点も触れられていたのである。

松前藩としては、警備体制に注意していたわけであるが、財政上の措置は十分にはできなかったようで蝦夷地勤番を命ぜられた家臣が「支度入用并留守中手当ニ而過分の借金」を頼まなければならないという様子もみられたのである（『湯浅比治日記』天保十五年三月十一日の項、『松前町史』史料編第二巻）。

勤番の家臣が場所請負人からの祝儀、見舞金などを様々にねだり受ける風潮は一般的であつて、そのような収入が多い場所をあててもらうために「権家」（家老など権力のあるもの）への進物などとして内願するのだという。エトロフのように警備上、重要な場所でも収入が少ないので誰も希望しない。エトロフ勤番にあてられると「権家」を恨んでいる有様なので警備上の力にならないようだ、とみられているのであつた（松浦武四郎「海防策」嘉永元年、『松前町史』通説編第一巻下所引）。

嘉永・安政年代（一八四八～一八六〇年）、アメリカ、ロシアの日本接近が積極的となり、国境問題、和親、交易のことが提起されるようになってくると、また蝦夷地をめぐる国際的緊張も高まり、蝦夷地幕領化の必要が考えられるようになるのであつた。

経済の発展と藩政

（一）漁業経済の発展

天明年代（一七八一～一八八八）には松前、江差近在の鯨漁が皆無の状態になり、極端な不漁の時期が続いて、この地域では漁獲鯨からの徴税も廃されていたのだったが、文化年代（一八〇四～一七七年）から江差方面では文化十年には大漁といわれる漁況回復となつて、この地方では従前行われ

ていた鯨漁船への課税も復活していた。このあと、松前家の復讐間もない年代になって松前方面の漁況回復が目立ってきて文政九（一八二六）年からは、やはり鯨漁船への課税が始まっていた。「町年寄日記抜書」（『松前町史』史料編第二巻）によると、この頃の松前城下前浜とその近在の鯨漁獲量は次のようであった。

文政十一（一八二八）年 一三万二九五一束（三九一〇両余）

天保 四（一八三三）年 一九万一九〇五束（金額不明）

と、この地域の鯨漁獲量の増大傾向が表されている。

蝦夷地では笊網、起し網という大網による規模の大きな漁法が広がり始めていた。濫獲による漁業資源の消耗、零細漁民の生業保護の意味をもつて大網漁は禁止されているものであったが、厳しい監視が行われることもなかった。場所請負人たちの漁場では漁獲量をあげるために使用され始めていたのである。零細漁民が大網禁止の訴えを起こすことがしばしばあったが、厳しい禁止はなかなか実施されなかった。天保十四（一八四三）年にも大網禁止の訴願があったが、藩庁ではさまざまな議論があった。大網を禁止すると請負人の出産物が減少して「国益」にひびくおそれがあるのではないか、いまのところ大網の漁獲は請負人の漁獲の一〇分の一位のものらしい、ヲタルナイ以北では全く使われていないという、厳禁しても大きな影響はないのではないか。減産がそれほど大きくないならば、厳禁して零細漁民の生活を安定させるのはよいことだ…などなどであった。「国益」を重視して手加減した禁令とするか、小漁民の保護を重視するか、議論のようであるが、結局は手加減した禁令ということになる、雑魚漁に使用する大網なら許可、鯨漁での使用は禁止を厳しく伝えることとし、雑魚網だといって密かに使う位のことであってもかまわないことにするというのが結論だったようで大網禁止は一応、厳達されることとなった。

る。しかし翌弘化元年、請負人の出願があつて出稼漁民が入つてこない漁場、小漁民の使う差網漁が出来ない漁場では大網を使用してもよいと禁令の施行は決められている（『西蝦夷地網切騒動并建網冥加之覚』『松前町史』史料編第二巻）。

大網禁止は、実効性の薄い施行状況になるのであり、蝦夷地の鯨漁が大網によって大規模化して行く様子があらわれているのである。

出稼漁の様子も変わって来ている。漁獲量の二割を場所請負人に上納して、請負人の場所で鯨漁を許可されている漁民を「二八取」とよぶことがあるが、多くは零細な漁民の出稼ぎであった。この頃になると「二八取」ではあるが二〇人〜三〇人もの漁民を雇って笊網で漁業をするものも現れていた。

この「二八取」の出漁地域にも規則があつて天明年代（一七八一〜八八）年にはイシカリ、アツタまでは出稼許可となるが、それ以北は禁止であった。天保十一（一八四〇）年には、浜マシケ以北への出稼ぎも許可されるようになった。場所請負人が、「二八取」の受入れを出願したのであった。

出稼の希望が多いこと、一方アイヌ人口は減少して労働力不足の状態であること、出稼漁民を入れれば産物も多く出せるようになることなどが出願理由であり、この出願は直ちに認められたのである（増田伝左衛門家文書の嘆願者、『松前町史』史料編第二巻）。

「二八取」の出稼漁民の活動が活発となると、その漁獲物の輸送の規模も大きくなってくる。鯨輸送の船の大きさも規制があつて、七〇〜八〇石の「中遣船」といわれていた船の使用が仕来りとされていた。天保年代の蝦夷地出稼漁の活発化で船が小さくては積残しができてしまうので仕来りに反した大型船もつかわれるようになってくる。天保十二年には江差百姓の持船に限りという条件付であったが二〇〇石積までの大型船が「間尺

中遣船なかつりせん」の名で許可されるようになる。

出稼漁が活発化するなかで蝦夷地への出稼漁民が家族ともども蝦夷地へ出かけて、そのまま定住してしまっている例が次第に出てくる。シマコマキ・フルウの間の諸場所には、その例がよくみられ、積丹半島以南のいわゆる口蝦夷地には松前近在の小漁民の移住そして定住の状況があらわれるのである。小漁民の生活状況を見て、現地に勤番の役人がいても黙認するようになっていたというのである（小林真人「蝦夷地における和人の定住過程について」）。

鯨漁のほか鮭漁の規模も大きくなっている。阿部屋の請負でイシカリ川の鮭漁にアイヌ労働力が大規模に動員されるようになったことは先述したが、疱瘡の流行などで人口減が目立つようになると、各地の場所請負人が派遣してくるアイヌ労働力を出稼として受け入れるなどの方法で漁獲量の拡大が続けられていた。嘉永五（一八五二）年には、フルヒラ、エトモ、ホロヘツ、ヨイチ、ヲシヨロ、タカシマ、サル、ユウフツ、ウスからの「夷人」二五〇〇二六〇人を受け入れている様子が記録されるのである。こうして文化十二文政四（一八一五〇二）年の平均年産量四八〇〇石のところ、天保七十三（一八三六〇四二）年では五五〇〇石、嘉永三安政三（一八五〇〇五六）年では八〇〇〇石というように、漁獲量が増大していったのであった（村山家資料『石狩鮭漁年間漁獲高』北海道開拓記念館蔵）。

その他の漁業にも多様な海産物の漁場が開発されるようになっていたがユウフツ・タルマイの鰯漁は目立っていた。タルマイへの鰯漁出稼者は五〇軒以上もあり、大きければ一〇〇人もの人を雇い、小さくても二〇〇三〇人を雇い漁をするほどになっていた（松浦武四郎『校訂蝦夷日誌 一編』秋葉実編）。

このような経済活動の拡大は、城下町の全体に拡張の様相をもたらして

いる。文政十三（一八三〇）年頃、西は生符町、東は泊川町、この間二五町二〇間（二・五キほど）が城下町と定められていたが、幕府直轄期を経て町並は東西へ延長して行き、西は生符町から化粧川を越えて惣社堂へ、東は泊川町、伝治沢を越えて寅向方面へ拡張して行き、天保元（一八三〇）年には土地利用の便があった寅向町周辺には、妙見町など一三カ所が新しく町立てされたという（『松前町史』通説編第一巻下）。城下町の人口は天明年代（一七八一〇八八年）で六〇〇〇人を越える規模であったが、文政十二（一八二九）年では八五〇〇人、天保四（一八三三）年では一万人以上と拡大していたのである。

城下町だけではなく、箱館、江差や周辺漁村地域を含めた地域の和人口も天明年代の二万六〇〇〇人ほどから嘉永年代（一八四八〇五四年）の五万九〇〇〇人以上へと大きく増加していたのである（同前）。

（二）藩政改革

知行制を改めて蝦夷地全域を藩主直領とする体制をとって藩主権力の強化で復領後の藩政を整えて来た松前藩であったが、梁川時代、復領後とも藩政の中心にいた第九代藩主章廣が天保四（一八三三）年に亡くなると、第一〇代良廣、第一一代昌廣と幼年の藩主が続く状態となったこともあって、藩政の実権は有力な家老の掌握するところとなって松前内蔵、蠣崎主水らが恣意的な政策を行いやすくなってきた。

経済活動は前述のとおり、従前より大規模に活発化しており、特に蝦夷地の利権をめぐり、場所請人との関係で醜聞の伝えが目立つようになったのである。

高田屋金兵衛がロシアとの密貿易を疑われて捕われて幕府の取調べを受ける状況の時に高田屋の請負場所のうちネモロは柏屋藤野喜兵衛の請負となった。この請負人交替の背景には、柏屋と家老松前内蔵の画策があった

のだという。密貿易の疑を言い触らしたのは柏屋の使用人友吉というものであった。根拠のないことだったというので友吉の主筋の藤野喜兵衛は本籍村の江州枝村所払という処罰をうけた。しかし、松前内蔵とは用達金なども出して懇意の間柄となっていた喜兵衛は内蔵のあっせんでネモロの請負人となったのだった。藩への上納七〇〇両、内蔵への謝礼一五〇両などを、その折に出していた。いわゆる賄賂で場所請負の利権を得ていたわけである。

さまざまな利権が松前内蔵など有力者への賄賂で動く様子は、山田三川や松浦武四郎が記している。

山田三川「示後貽謀録」には、松前内蔵の妻に触れて次のように記してある。梁川への移封の時代に福島^の妓を身受けして妻にしていたが、「万客ヲヨリ取扱フ業ニ長シ」——人を巧みに選び扱うことに慣れた女だったので、「藩中、市中ノ内願」を取次ぎするようになり、彼女に「賂スレバ何事も心ノ俣」——妻への賄賂をおくれば何事も思いのままになる。

同じ三川の「三川雜記」には、次のような醜聞がいくつも記されている。家老松前内蔵は「無尽」といって松前・箱館・江差で一〇〇両も集めて「取切り」にしている（「無尽」というのは出金した仲間が集った資金を交替で借りあう仕組みのはずの所、集めた金をただ自分のものにしていう意味である）。同じことを家老監物も行っている。

照公の時（章廣公の時代）には「街商」から「十二条願」があつても許可となるものがなかったのに今では「為十三条所用也」——十三条もの出願もみな採用となっている（どんな出願も賄賂次第で採用となっている）。

今は「上」より請負人を貪るので請負人は止むなく「夷人ヲ骨ノ碎クルマデモ精ヲモマセ使ヘバ、人数段々減ズル也」——酷使でアイヌ人口は減っている。クナシリには一〇〇〇人も人口があつたのに今は四〇〇人しかない

くなった。

松浦武四郎の「転ぬさきの杖」にも同様の記事がみられる。

高田屋の請負以来、エトロフの産物はもっぱら箱館に集荷されていたが、天保十三（一八四二）年請負人が伊達屋・栖原屋にかわった折に家老松前内蔵と沖之口奉行藤田六（陸）郎が画策してエトロフ産物を松前に集荷するように変更しようとしたので箱館町人が集って「一揆」を企て松前へ押し寄せる動きをはじめた。箱館の奉行工藤茂五郎がなんとか押えた。「奸徒相噓^{はぐろ}之時は必ず乱を催さずんばあらじ」と武四郎は見ていたのだった。

近習頭として側近にいた山田三川が、若年ながら「伶俐」さ（賢さ）を認めていた藩主昌廣は政治に私曲の多いことに気付いており、「深く憤り時々切齒落涙シ…奮激」していた。三川は諫めて権臣を抑えるには機会を待たねばならないと伝えていたという（前出「示後貽謀録」）。

その機会が来たと言うべきか、松前内蔵の専横の噂は江戸城内にまで広まり、藩主昌廣は内蔵の手で毒殺されたという噂にまでなっていた。松前藩内の様子は幕府の「問牒」の働きで知られていたものが「妄言」のかたちで広まっていたのである。藩内の問題点が広く知られるようになっては何らかの手をうたなくてはならなかった。内蔵の勢力は藩内に大きく根を張っていたので若年藩主の手が出し難いところもあったが、「親類ノ松平泉州侯ヨリ君ヲ召セラレ内蔵ノ事御内談アリシ模様」であった。当時奏者番という職にあった松平和泉守から内蔵の措置について示唆をうけていたと思われる昌廣は、天保十三年十二月、松前内蔵に対して退役、蟄居のうえ家禄半分召上げの処分を申し渡した。翌年には沖之口奉行藤田陸郎の免職などを実行し、一方で山田三川を側用人兼表用人に任じ、松前監物を家老から家老格に据えるなどの人事をおこない改革の体制をとることとなつ

た。

天保十四年四月には「御改革掛り」が任命された。家老蠣崎将監廣伴、中老小林三左衛門、用人兼寺社町奉行蠣崎四郎左衛門、側用人山田三郎(山田三川)らであった。同年五月には「国政改革」の申し渡しが行なわれる(『湯浅此治日記』『松前町史』史料編第二卷)。主として当時、幕府の「天保改革」とよばれるようになる幕政改革の趣意にあわせた形でいくつもの触書が出される。

奢侈禁止・風俗取締 家臣、領民に対して、身分に応じた生活規律を求めるものであった。家臣の身分ごとの着服、居宅普請、年忌、葬式、諸振舞にいたるまで具体的に、平日はすべて綿服、諸士の居宅は玄関付は禁止、振舞の料理は一汁三菜まで……などを示して規定している。領民に対しても盆踊りの禁止、博奕の禁止、婦人夜行の禁止など風俗矯正を意識したような庶民生活の規制が示されたほか、特に売女の取締りを強め、茶屋の営業は蔵町、中川原町の二町限りとする、隠し売女の厳禁などがしめされた。その他、町人が用もなく役人宅に出入すること、役人の町家への出入への注意もあげられ、家臣と商人らとの関係に規制がしめされていた(『御俵御触書留メ』『松前町史』史料編第一巻他)。

上書箱 天保十四年五月、上書箱を設けて「御扶持家并町在下々二至迄」―家臣、領民一般の意見を投書で把握し改革に生かす趣旨が触れ出されている。「御直覧ニ相成候間、書付ハ堅ク封じ可申候」―藩主が自ら封を開き目を通すので厳封して投書することとされていた。役人の私曲のこゝと、訴訟がとりあげられない場合などに「上書」すべきこととされていたが、特に目立つ項目に「蝦夷地勤番之者共御固所へ相越候義ニ付別而御取締向相守可申処場所表ニおゐて非分不当之ふるまひ有之候ハ、可申上事」(「場所ニ罷在候支配人、番人共、蝦夷人に対して不法之義有之候ハ、

可申上事」と触れたものがある。とりわけ謹厳に警備にあたるべき蝦夷地詰の勤番役人の不当な行為を、また蝦夷人撫育を担当している請負人運上屋の支配人、番人が蝦夷人に不法を働いているような場合を訴え出るようにとされていた。「国政改革」に関係する触書が多様に出されているなかで、ひろく知られていたはずの蝦夷地、場所請負制の問題点に触れている箇所はこの「上書」に関係してあげられているところだけである(前出「湯浅此治日記」)。

物価政策 物価の騰貴で「小前之百姓共」が難儀しているのを改善するため、「店借賃」の引下げや、日常生活の諸品にいたるまでの価格統制による引下げを触れ出している。有力な町人が用地を買い集め、それを高い店賃で貸しているのも、そこで商いするものが「不相当之価」で利をかせがなければならぬと物価が騰がっているものとみられていた。町別に坪単位の貸賃を「大抵十ヶ年以前」の価にもどすかたちで統制価格を具体的に明示した触書を出しており、物価はすべて「式割直下^直ケ」も触れ出している。金剛、縹子などの高級品はもとより、下駄(一足上三三〇文、次二〇〇文)、皿(一枚上二〇〇文、中一五〇文、下四五文)、とうふ(一丁二二文)、そば(一束四〇〇文)、風呂銭(大人七文、子供五文)などなどの細かいものの価格まで公定価格を明示して物価引下げを指示したのである(「市中地面・借家賃値下げ御触出し并諸色売物直段式割直下ケ被仰付候御触出し留メ書」『松前町史』史料編第一巻)。

以上のような「国政改革」の意図は商人との癒着で醜聞の絶えない、賄賂政治という状態の改革、領民生活への注意、蝦夷地の警備や場所経営、蝦夷人撫育の問題も配慮するというように藩政改革にふさわしい内容を示している。

改革の主導者は、近習頭として側近にあり昌廣への影響力の大きかった

山田三川であったと思われる。三川は伊勢の出身で、幕府の昌平黌に学び、諸藩の子弟が入る書生寮で舎長をつとめていた秀才であった。昌廣がまだ世子（藩主の後継者）であった天保九年末に世子につく師範の役割で松前藩に召抱えられていた。天保十年八月、良廣が亡くなると、一五歳だった昌廣は後を嗣いで藩主となった。「政ノ非僻ニ心付クモノハ君独リニテアリケル」と三川は見ており、若年ではあるが賢明な世子昌廣に期待していたのである。

親類松平和泉守の力を借りるかたちであったが専横で知られていた松前内蔵らの処分も昌廣のもとで実行され（前述）、三川も側用人、表用人、寺社町奉行出役というように要職をまかされるようになって改革が進められたのである。

しかし、改革が大いに進んだかどうかはわかっていない。改革の触書のうちに「兎角当座同様ニ心得」―改革・儉約も当座一時期のことだけと思っ
てすぐにもとにもどってしまうとか、昨年触れたのに守られていないなど
と書かれているように「国政改革」は進めにくいものだったようである。

藩主昌廣、側近の山田三川主導で「奸徒」の処分ができたとみるのでは
なく「或^{（家老）}□□よりの差図」によって行われたようにも言われ（前出「転ぬ
さきの杖」、藩政を左右する諸勢力の存在もうかがわれるのである。藩外
から招かれて来た三川の攻勢には限界があったのであろう。三川は天保十
四年七月に寺社町奉行出役を命ぜられながら、わずか三ヵ月後には辞職を
申出て罷めている。松前内蔵のもとにいた徒士の婦女暴行の不行跡をとり
あげることができず、昌廣さえ関係しないようにと言うので、とても役目
を果せぬといって辞職を申出たのだと「示後貽謀録」に記されている。

この頃にはもう「国政改革」の動きも低下しはじめたと見られている（『松
前町史』通説編第一巻下）。

加えて藩主昌廣の病状は進んで来た。藩主を嗣いで一二年のうちに
「鬱々トシテ心胞ヲトゾル症」を病むようになっていたが（「示後貽謀録」、
病状は次第に進んで弘化二（一八四五）年には藩主名代に松前廣茂（江戸
の松前家）を立てて藩政を担当させなければならなくなっていた（「松前
家記」）。

松前内蔵の「御咎」も弘化二年九月には許され、四〇〇石もどされて
もとの八〇〇石にされており、翌年には婦人夜行のことなどの諸取締の緩
和が令されて、あわせて「御改革掛一同」も解任されている（『湯浅此治日
記』。「国政改革」の成果ははっきりしないままに終わったように見えるの
である。

昌廣の病状は、乱心、狂気の様子となり、特に酒を呑むと刀を降りまわ
す乱行が見られ、三川はこれを諫めるのに身の危険を感じるほどであつ
た。三川は嘉永元（一八四八）年三月、江戸藩邸詰を命じられ、江戸へ移
ると間もなく、同年六月、罷免、退邸を命ぜられた。何の理由も示される
ところがなかったという（山田三川略伝『三川雑記』富村登編）。この頃、
松前では「藩風」はすっかり壊れてしまい、藩の要職のものは請負人方へ
呼ばれて饗応を受け、土分の風儀は「不行跡」となってしまうといった
い、三川は「コノ末イカガナリ行モノニヤ」と記していた（『三川雑記』残
稿其二）。

（三）ユウフツ場所

一九世紀前半期の松前藩領時代の千歳、ユウフツ場所の概略をやや詳し
く伝えているのは松浦武四郎の『蝦夷日誌』である。武四郎は弘化二（一
八四五）年、蝦夷地見聞のため渡来し、はじめ西蝦夷地のセタナイあたり
まで行ったが旅人の行旅は厳しく止められ先へは進めず江差へ戻り、さら
に箱館へ移って町年寄の白鳥新十郎の世話になって和賀屋の手代というこ

とにしてもらって東蝦夷地をシレットコまで見聞して廻っており、その時、ユウフツを通っていた。この年は江戸へもどっているが、翌弘化三年も蝦夷地へ渡来して、今度は松前藩の西川春庵がカラフト詰となったというのでその僕ということにもらって西蝦夷地を通り、ソウヤそしてカラフトを見聞、帰りはソウヤからオホーツク沿岸をシレットコまで行き、ソウヤへ戻り、西蝦夷地をイシカリまで南下した。イシカリからは川沿いにツイシカリへ千歳へユウフツを廻って江差へ戻っている。この年は江差で越年、江差では頼三樹三郎に会い、一日百印百詩の催しを行ったりしていた。この頃、前出の山田三川との交流があったようで、『簡約松浦武四郎伝』には三川宅へ止宿などのことが記されている。

この見聞のときの千歳、ユウフツの概況がのちにまとめて刊行された『蝦夷日誌』のうちに記されている。ここでは、秋葉實編『校訂蝦夷日誌 二編』の引用で示すこととする。

千歳川をさかのぼって、武四郎がユウフツ領へ入るのは弘化三年九月のことであった。

シユママップの項の前に此所が東部西部の境目で此所の下流域はイシカリ運上屋支配で上流域は東部のユウフツ運上屋支配であると記している。

シユマ、ツプ 従ツイシカリ六里。上陸す。此処番屋有、中飯す。側ニ弁天社有。尤雨天の時等又は短日には多く此処にて止宿す。又別にユウフツ運上屋元より之出稼番屋有。惣而此場所へ多くユウフツより出稼家を立て猟漁する也。又此処より枝川処々之有、何れニも出稼する由なり。夷人小屋三四軒有。土地肥沃にして野菜よく出来たり。李多し

シユマ、ツプ番屋運上金

一、金四十両 上納

別金五両 差荷物代

土産 前二志るす如し

産物は前と同じとしてあるのは、ナイヲロ（ナイボカ）の項の「土産 鮭一切 其外鷺の尻羽、狐皮、獺皮、鼬、鹿皮、熊皮、樺皮」とあるのをさしている。

なおシユママップは、イシカリ十三場所のうちにふくまれていたものであったが、「先公料の時」（第一次幕領期）からシユママップはユウフツ領のうちにされている。

「此境目の事に附ては、相互に勝手を談ずる事有ども」（松浦武四郎『丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌』）と言われるようにユウフツ、イシカリ双方にそれぞれの主張があった。武四郎の「東西蝦夷場所境調書」によると以下の如くであった。

ユウフツ側の主張 千歳川筋のエベツからシユママップ川口までは「往古」（年代不明）より千歳領で「チトセ土人」が所々に住んでいて、鮭、鱒などを捕り「飯料」として生活していた。「中古」（年代不明）よりエベツへシユママップ間の陸地はイシカリ領とされたが川筋の「水面」は千歳領のままであり、「イシカリ土人」も、イシカリの請負人も古くからこの川筋で鮭漁をしてはいない。

イシカリ側の主張 イサリ、ムイサリにも元来、イシカリ領の上ツイシカリ乙名の漁場があった（シユママップより南、千歳へよったイサリにもイシカリ側のアイヌが漁場を持っていたのであるからシユママップは当然イシカリ領のうちであるの意味）。ユウフツの方が先に幕府領となったので、幕府の権威で上ツイシカリアイヌは「追払」われてしまった。イサリ、ムイサリには「ユウハリ土人」も住んでいたのに（シユママップ、イサリ、ムイサリの地域は、イシカリアイヌの領域であるの意味）、いまでは「先公料」の時に決められたとおりにシユママップはユウフツ領になってし

まっている。

なお、ユウフツ側ではユウハリもユウフツ領のうちである、その証拠にユウハリ岳の本尊は「チトセ弁天社」にあると言っていた。

イサリ、ムイサリのウラエ一件の訴願の経過（前述）で述べられているのと同じような内容となっている。ウラエ一件については、上ツイシカリアイヌのウラエ漁の復活がみとめられる形で訴願の処理が終っているが（前述）、それは、イシカリ側の上ツイシカリアイヌがユウフツ領内での鮭漁を認められたということで、領域の境界を変更したのではなく、シユママップ、イサリ、ムイサリはユウフツ領のうちと「先公料」の時に決められたままだったのである。

この地域をユウフツ領としたのは、千歳―イシカリ間の通行上の中継地点としてイサリフトの通行屋を整備し、その維持のためにユウフツアイヌを配置、その飯料確保にあてて上ツイシカリアイヌのウラエをとりあげたというような経過（前述）が関係していたものと思われる。

イサリフト 従ツイシカリ十一里。此処漠々たる曠野にして処々沼有、又枝川も網を曳けり。沼は左右に有て到而湿深きところ也。此処二到り四面とも山と云は少しも見るることなし。蔵の屋根え上らばシコツ山見ゆる也。番屋大きく建たり。弁天社、蔵々有。チトセ支配所也。夷人小屋五六軒。此辺皆隠元豆、豆、稗、粟、黍、ジャガタ芋等を多く作りたり。土肥沃にして甚よく豊熟せり。夷人ども熊、鷲を多く飼えり。又鶴多きよし。夷人毎々白にて沼菱を搗て、是を平日の食料とす。又鹿皮を多く着料ニせり。尤肉を干して是も平日の食に当るよし

土産 鮭一切

其外熊・鷲の羽・鹿皮・藻魚・比目魚・鱒・沼菱・樺皮等なり

扱此処より、公料のせつはチトセ迄陸道有し由なれども、今は其道絶たり。

実ニおしきものぞと思ふなり。凡陸にて五里半と聞り

この頃のイサリフトには「夷人小屋五六軒」があつて農耕をよく行っている。隠元豆、稗、粟、ジャガタ芋など、土地が肥沃で豊かに収穫しているところ。

「公料のせつ」―幕領の時にはイサリフト―チトセ間の陸道があつたのに、松前藩時代になって廃されてしまったのを残念がっている。松前藩が各地の陸道維持に消極的、あるいは積極的に廃道にしていたことは河野常吉『北海道道路誌』（『河野常吉著作集Ⅲ』）にも触れられており、クシロのシヨロロから阿寒湖西岸を経て網走川に沿って下り新栗履（網走市内）へ出る「網走越新道」（文化七年開道）は松前家復領以来、「新道通行法度」―通行禁止と定められ、入口を示す高札も廃棄された（『東蝦夷日誌』久摺の項）というような例があげられている。

扱 少し計蘆荻の中を行て

ヲサツフト 越て又五六丁にして

ヲサツ沼 此処へ出るや湖水にして凡向の果とては見通し難く、夷人ども二聞ニ、此通る処は東の一隅にして、此沼は凡中程にて幅二里、長七里も有。又此沼の奥ニ大沼有。是は三里に十里も有と申ける。実ニ此辺は目も届かざる野原故ニ其位の沼も湖水も有る様ニ覚えける也。少し行蘆間を分て棹さし行ば、又向方より夷船に棹さし、其船先ニ直佇立して括槍を携え来る様は水許塞の阮家の三人共かとも思わる。其風趣実ニよく図さばおもしろかるべし。先其荒増を前ニ举置もの也。扱此沼は海を隔ること三十里計也。其に此処にて多きものは此目魚也。如何なることやらん。珍しとせば志るし置もの也。是より沼の傍を凡式里半計蘆を分て行やうくの事ニ而又

ホンベツ と云沼の入口ニ来る。此処小川にして是よりまた川に入るなり。此川をシコツベツと云也。漁屋有。急流也。夷人小屋二三軒有。此処よ

リチトセえ陸道有りと聞り。此辺にて鹿を多く見たり。又沼の中ニは鶴と雁と鴨を見たり。夷人共の申けるに七月の中旬より八月下旬迄は此辺り実二つの多しと。最早此頃ニ而は少し計りの由申ける。川を上りて

マ、ツフト 枝川有。兩岸雜木多し。またきしは蘆荻生しげりたり。是よりまた少し計行

番屋へ着也

排水事業が進んで農地化され、姿を消したヲサツ沼が幅八^キ、長さ二八^キもの大沼だったことが記され、この沼で漁をするアイヌの丸木舟では、その先端にもりをかまえて直立する姿が見られ水滸伝に出てくる漁者を見る趣がある。これを絵にしたら面白いだろうとしており、『多気志楼蝦夷日誌集』の「夕張日誌」には、ほぼこれにあたる挿絵が載せられている。広い沼の蘆原のなかを行く舟の先端に「佇立^{ちよりつ}」する人物が描かれており、「えそ人のこさふくすがた ひきかへて 魚とるさまの たけくも有けれ」の歌が添えてある(図2-2)。

海から隔たること三〇里(一二〇^キ)のこの沼に比目魚が多いと驚いて記しているのも興味深い。

マ、ツフトから少しばかり進むと番

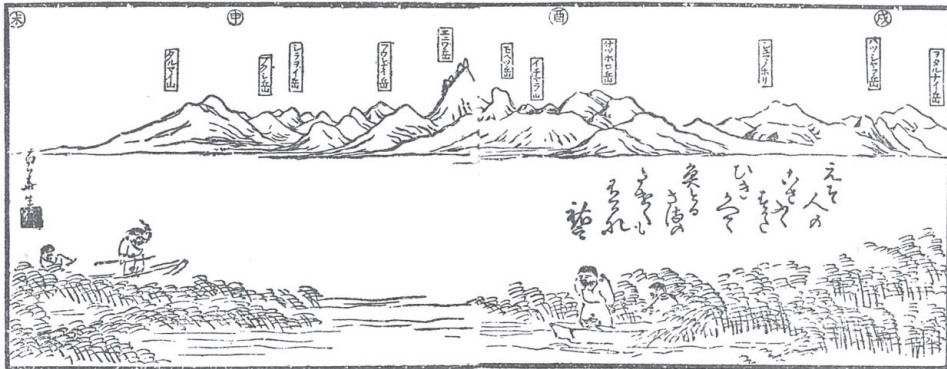


図2-2 「夕張日誌」のヲサツ沼の挿絵(『多気志楼蝦夷日誌集第二』)

屋へ着くとしてゐる番屋はチトセの番屋であり、次の部分では「運上屋と云」とされている。

此処ユウフツ支配番屋有

チトセ 従イサリプト六里。此間寛政度ニは陸道有し由。今は纔に存せる計也。夷人共は是を往来す。願ハくば此道筋を開き置度事ぞ此地川有。四面皆曠野ニして雜樹陰森として、其西北南とも二十丁、十五丁を隔て、沼多し。川中此処ニ而十五間。石川にして流れ急也

本名シコツ 訳而 此川上にシコツ山と云山有。又麓にシコツ沼と云沼有より流れ来るが故ニ、此処をシコツと云し也。然るを

休明光記(卷之五)

此処シコツ川と云たりしが、其名悪ければとて其処受持たる山田鯉兵衛(嘉充)の云ふによりて、彼川は鶴も多く居ればとてチトセと以後号くべし。(文化二丑年の事なり)

とかや、其よりし而今はチトセと号る也

扱此処番屋より一丁半計南ニ弁天社有。少し高き山にして石階数段を上る。此処上より見る時はシコツタケ、タルマイ獄西ニ見え、ユウバリ東北の天末ニ望む計、目ニさわるもの無。前二橋有、舟板の古きをもて架り。川の向にも夷人小屋有。

惣而夷人十余軒。皆隠元豆・馬鈴芋・粟・黍・稗を作る。土地肥沃也

番屋 運上屋と云、大きなるもの也。蔵々多し。又此処ニ馬有る也。又車をもてビッ迄運送する也。扱此川源へ是より上る時は夷人多く部落すると聞り。其場所之名はトヘトマリ六軒、アツイシ三軒、カマケ五軒、ニセトク十六軒等也。何れも酋長有て皆此処へ出来る也。鮭漁のミして其余は前ニも云ごとく此目魚、鱒の類は皆我が糧(かて)計也か。又沼菱、鹿肉、干鮭等をまた四時の食ニ当ると聞り

衣服はより奥多く鹿皮也。尚前ニ志るせしかば爰に略しぬ。此処の夷人も石カリ川上の夷人の様子と同じ事にて、人間（シヤモ）を見ざるもの多しと聞り。然れどもタルマイ辺え却而近き故ニ、其辺へ時として出るもの有りと聞。

扱弁天社の辺り夷人小屋、熊、狐、鶯、鵬（おおわし）、鶺鴒等を飼えり。実に此処又大ニ風土ことなりたり

当場所は東部ユウフツ支配なるが故運上屋略之

土産 鮭 一切

其外 熊皮・椎茸・鹿皮・軽物・矢羽等出候由也

又此辺り沼ニ而は潜竜沙魚・鱒・比目魚等有。然りといへども是また纔の事なるが故ニ、荷物ニなる程の事ニもあらず

扱 此場所是如何なるものに而東部ニ附候哉。惣而此川源皆石カリニ落るが故ニ惣而石カリ支配所ニ有べき処なりとぞ思ひけるに

チトセは「東部ユウフツ支配なるが故運上屋略之」―ユウフツの運上屋が支配する領域になっているので運上屋は置かれず番屋の名称が使われているのだとされているが「番屋 運上屋と云 大きなもの也」とあるとおり、ユウフツ場所の中心的な地域、もともとアイヌ人口の多い地域を管理する重要な施設であったから運上屋ともよばれていたのである。

蔵も多く、馬、馬車が備えられていた。あとの部分には馬は二七―二八頭、馬車は二〇輜ばかりあって秋味の時期には、皆、馬車でミミ（ビビ）までの二里（八^キ）ほどを往来している。この道は六〇年前（天明年代）に、山田文右衛門が開いたもので、この道路によってチトセ、ユウフツは大いに繁盛するようになったとしている。

チトセからシコツ湖へ向って千歳川をさかのぼる川沿いの地域には、「夷人多く部落する」と記していてトヘトマリ六軒、アツイシ三軒、カマケ五軒、ニセトク六軒などの集落などの集落をあげているが、ランコウシ、

ヲサクマイなどのよく知られる集落があげられてないので実際にはより多くの集落、人口がみられた地域と思われる。

このチトセ番屋の項の末尾には、アイヌの農耕について『蝦夷常用集』から引用した長文が付されている。武四郎はアイヌの農耕についての自らの知見の浅かったことを反省してこの長文を引用したのであった。特に蝦夷稗についての詳しい説明に敬服している様子が記されている。シユマツプでも、イサリフトでも、チトセでも「土地肥沃」のこと、多くの作物の種類があげられているのである。アイヌ社会における農耕の意味の大きさを改めて考える必要があるであろう。

鮭が主要産物であることはよく知られていることであるが、沼の漁業として潜竜沙魚^{ちやうざめ}、鱒、比目魚などをあげ産物として出荷するほどの漁獲はないとされている。熊皮、矢羽など軽物と言われる物の産出状況は記されていない。

引用した最後の行にチトセあたりの地域は石狩川へ流入する川の上流域なのだからイシカリ場所に属するのが当然なのに、東蝦夷地のユウフツに属しているのはどうしてなのかと記している。イサリ、モイサリのウラエ漁をめぐる紛争、シユマツプの所属をめぐる意見の対立などを考えての武四郎の感想というところであろう。

しかし、その理由は、ほぼ想像がつくものである。江戸時代初期から主として川筋を利用した通路がイシカリからユウフツへと通じていたことはよく知られている。寛文年代の「津軽一統志」でユウフツを「いふつ是迄三里計奥にしこつ」と紹介しているところがあるように、しこつ＝チトセとユウフツの浜はつながって意識される地域だったのである。従って産物積出しの通路も開かれるようになること、チトセと「東部」のユウフツとのつながりは緊密となるのである。

ミ、 従チトセ番屋山道式里といへども近きやニ覚ゆ。此処小憩所有。うらに夷人小屋二軒有。此山中ニ而焼たる炭を皆此処へ出す。是より皆ユウフツに送る也。又秋味も此処迄馬車にて積来り是より小船に而送る。此処より上(乗) 船す。其船石カリ川の如く皆苦屋根を作り是より蘆葦深き中を行ことしばしニして

バンケビッ 扱此処惣而ミ、なれどもビッと訛る也。枝川有。此辺り沼とも陸とも不附して蘆葦深く生繁る。しばし此中を行て

ヒホイカリ 并て同じく中を行て

ヲハニケウ 此処兩岸樹木一株もなし。只蘆葦の高き事凡一丈二も及ぶ中を行て

ベンケナイ 枝川有。并て

バンケナイ 并てまた小憩所ニ到る

ミ、ブト 小休所有。従ビッ式里半と云り。此処蘆葦の中計にして少しも異ることなし。此処へ上陸して昼飯す。ユウフツより此処へ迎ニ番人壱人来る。則昼飯もユウフツより持来り居る也

此処番屋壱軒、夷人小屋式軒有。何れも蘆ふき也。并ニ長屋有り。此処ユウバリ、シコツ岳の二ツ前ニ見ゆ。其外目ニさわるもの少しもなし。只茫々たる蘆葦原にして何もなし。此処より又上船して五六丁にして

沼 ニ出る。此処をウツナイと云也。此幅広くして限りしがたし。只目の及ぶ丈は沼ニして其片はしを行こと也。蘆葦深し。行ことしばし

ウツナイ原 と云、雑樹の立木原ニ出る。此中をまた棹さし行ことしばらくしてまた沼ニ出る。此辺りえ来るや桃花魚(ウグヒニ原注) 多しと聞けり
ユフル 此沼へ又落来る小川有。曠原広沼渺々として目のかぎりなし。并て

ヲタケシ 此処ユウフツ運上屋のうらに当る。沼の中、鱒、鮭、桃花魚、

比目魚等多しと聞り。岸ニそうて行ことしばしニ而

アヒラフト 等越てまた蘆葦の中を過てしばしニして

運上屋 ユウフツなり 元に着しける 扱此処に来りしニ未だ此場所は鮭

漁のうわさ少しもなし。如何なることやらんと聞しに、此処は石カリより六十日も遅き由を語りけり

己上東部領分境より十五里と聞り

チトセから馬車も通ることのできる道路を二里ほど南へ行くと「ミ、」に着く、正しくは「ミ、」なのだが訛ってビビと言われているとある。ここで人も荷物も小舟に乗りかえてユウフツへ向うのである。途中のミミブトには「小休所」がある。ウツナイの沼などを経てユウフツの運上屋元にいたるのである。

ユウフツ運上屋のあたりでは、この年の鮭漁の様子が全く話題になつていなかった。武四郎がチトセユウフツの辺りを通つたのは弘化三年九月のことで鮭漁のさかんな時期と思つていたのである。ここである鮭漁のこととはチトセのことではなく、ユウフツ浜近辺のことらしいが、この辺は鮭漁の時期が遅くてイシカリに比べれば、六〇日も遅れるのだと聞いている。なお、ここで引用した『校訂 蝦夷日誌』二編には多くの編者註がついており、ここで触れた武四郎の行程にも弘化三年五月の日付を何カ所も附してある。武四郎が記した本書の凡例にも九月頃、この辺を通つたことは明記されている。鮭漁との関係をみても編者註の五月は誤りと思われる。

運上屋元のユウフツの様子は『校訂 蝦夷日誌』一編に詳しい。

ユウブツ 従白老場所九里。享和三改、九里余。此地南向当嶋第一の暖気なる処といへり。うしろ北の方沼多く前は砂浜にし而、左タルマイ、東サル辺の土地対し而、此辺り少し湾をなしたり。又山遠くし而薪ニはとばしけれ

ども、チトセは此附場所故此沼迄冬出し置、其自由もまた妙也。裏の方沼多くし而船通用至極よろし

運上屋 南向。前二土手を築、玄閑座敷美々敷建たり。勤番上下とも止宿所二なる。又西部ソウヤ、唐太両場所勤番并石カリ勤番半分程も此処へ川通りを来り、止宿し而馬継立二相成事。馬多し。水わろし

非常備蔵 有。并二

勤番所 運上屋の東二立たり。前二蔵多し。又櫓を高く築而、此上二上り魚の群来るを見る。夷人小屋二十余軒、会所の向ふ浜二有る也。にぎやかなる所也。

船潤 運上屋前凡五六丁より十丁位沖にかゝる。砂浜二而錠(碇)懸りわろし。

鎮守社 運上屋の西タナシリの前二有。往来より少し傍二よる也

天保^(十一)□□年改

ユウフツ御場所運上金

一、金貳百五十両 上納 請負人松前唐津内メ一印 山田屋文右衛門

秋味二千七百石目見込、其上百石二付十七両冥加金上納之事。切開

二相成節は十七両三ツ割上納

文化九年改

土産 鮭・アタツ・楯縄・干鮭・椎茸・寒塩引・紫根 等也

弘日、是は昔之事二而、当時二而は干粕を第一と致し候事は、則タルマイの所ニも志るしたることし

ユウフツ運上屋のあたりは蝦夷地でもともと「暖気」な処、近くに山がないが舟運の便利なチトセ方面の山から薪をとりよせるので困ることはない。内陸へ向けての「船運用」は大変よいのでイシカリ、ソウヤ、カラフ

トへ往復する勤番の関係者は往復とも此処を通り、運上屋に止宿する。運上屋の玄閑、座敷は「美々敷」でできているとある。

「土産」として鮭などをあげたあとに、これは昔のことで現在はタルマイの項で示したように「干粕」が第一の産物となっているとある。「干粕」は肥料に使われる鰯粕のことであり、タルマイの項では、ユウフツ領の海漁で鰯漁が盛んになっていることが記されている。タルマイから東へかけて鰯魚屋が軒をつらねてしばらくの間、市町の如くになっている。鰯魚出稼の大なるものは八〇〇〜一〇〇〇人もの人を雇って漁をしており、六尺釜で鰯を煮て干粕とし、搬出している様子は筆に記し難いほどのものだと思われている。

鮭の産出量について二七〇〇石見込でユウフツ場所の運上金が算出されていることがあげられている。一石Ⅱ三束(六〇疋)が普通の換算であるから(松前産物大概鑑)など二七〇〇石は八一〇〇束に当るようである。文化四(一八〇七)年の『西蝦夷地日記』が、ユウフツ場所の干鮭産出量を七万束Ⅱ二・三万束Ⅱ八〇〇〇石位の不同の様子として紹介しているのを参考にすれば、いちばん少ないレベルの産出を目途に運上金を算出する状態になっていると見える。この頃、イシカリの鮭漁獲量が増大しつつあることは前述のとおりで、文政年代の年産四八〇〇石平均が、天保年代では五五〇〇石平均と増大しているようである。ユウフツ場所の鮭漁の中心はチトセ周辺なので、下流域のイシカリで漁獲量が大きくなれば、上流域にあたるチトセ方面での漁獲量が伸び悩むのは当然であった。

ユウフツの警備体制については、『校訂 蝦夷日誌』一編の方で触れている。

勤番の人数は、目付代上下四人、徒士上下二人、足軽二人、合計八人。大砲などの配備は一〇〇匁一挺、五〇匁一挺、一〇匁五挺とあり、このう

ち一〇匁の小銃五挺は運上屋に置いてあるとなっている。勤番所は運上屋の東側に別棟で建てられているのに小銃は運上屋に備えているのである。

実は運上屋で働く番人が「在住足軽」という名目で警備も担当することになっている仕組みがある故と思われる。ユウフツには二五人の「在住足軽」が配備されていることになっている(前述)。小銃を扱うのが「在住足軽」だった例は他場所でも見られた。この体制でシラライ〜三ツ石の範圍の警備を担当していたのであった。

勤番藩士の収入について目付代一カ年の「物成」は一三〇兩余、徒士は一二〇兩位、足軽は一〇〇兩位、小者は四〇兩位ずつと記されている。「物成」とは勤番の藩士が勤務場所の場所請負人からねだり受ける祝儀、見舞金などを指している(前出 松浦武四郎『海防策』)。このような大金を場所請負人から受けとる勤番が、場所請負人の不法行為などに十分な監視を行うことは無理なことだったのである。

第三節 幕府の蝦夷地再直轄

第一項 開港と再直轄

アメリカ・ロシアの接近

日本近海に異国船が繰り返し現われ、時に上陸し紛争を生じる様子もあったことは前述のとおりであり、アヘン戦争(一八四〇〜四二年)で清国がイギリスの軍事力に圧倒され屈服した様子も伝えられてきて、無二念打払令を廃して薪水令として異国船への対応を緩和しなければならぬ情勢ともなってきた(天保十三(一八四二)年)。

欧米列強のアジア進出が目立ってくるなかで、アメリカの対日接近が積極化してきた。アメリカの東部、太平洋沿岸地域の開発が進んで太平洋航路の開発、特に中国市場への進出、そのための中継港の必要性から日本への接近が必要となっていた。アメリカの捕鯨船の北太平洋での活動も活発な時期であり、海難を受けての避難や薪水補給で日本沿岸への寄港が必要とされていたのである。

嘉永六(一八五三)年六月、アメリカの遣日特使ペリーは軍艦四艘を率いて浦賀に来航し、国書の受理を要求した。ペリーの艦隊は江戸湾へ深く進入し、江戸小柴沖に姿を見せて、威嚇の態度を示すなかで幕府は国書の受理を認めざるを得なかった。ペリーは久里浜に上陸して国書手交のことを果したのであった。ペリーは日本の鎖国という対外政策の頑なさを承知しており(弘化三(一八四六)年アメリカ東インド艦隊司令官ピッドルが浦賀へ入港、通交通商を求めたが拒絶されて退去した経験などが知られていた)、国書を受理させることができれば第一段階は成功と考えていたようである、この時は、国書に対する返答は来年、受けるということを約して退去していった。

アメリカ大統領フィルモアの国書には、次のようなことが書かれていた。①日本沿海で遭難のアメリカ船、その乗員の保護について日本政府と恒久的なとりきめを行うこと、②薪水補給や修理のため入港許可、貯炭場設置の許可を得ること、③交易の目的で入港できる港を確保すること。最も重視していたのは、①の遭難の際の生命・財産の保護に関することだったという。蝦夷地沿岸に接近してくる捕鯨船なども遭難、薪水補給を理由としていたことが多かったのであり、太平洋航海上、最も緊要のことだったのである。

ペリーが退去したあと一ヵ月ほどしか経たないうちにロシアの遣日使節プチャーチンがやはり軍艦四艘を率いて長崎に来航、国書を呈した。その内容は、①相互和睦のために国境を明確にする。日本領の北端を確定し、カラフト南岸の所属も決めたい。②交易のため、また艦船の必要品補給のために日本の港へ入港することの許可を求める。③以上のことを定める条約を取り結ぶたいというものであった（『通航一覧 続編』）。

アメリカ、ロシアとも艦隊をもって国書を伝えてくるという厳しい接近の仕方をとってきたことで、日本側はかつて無い緊張を余儀なくされた。特に緊張を呼んだのは、ロシアが日本北辺の国境画定の要求を示したことであった。

この頃、ロシアの動きは、アメリカの対日接近の動向に刺激されて極東方面で活発化していた。プチャーチンの長崎来航と同じ頃（同年九月）、ロシアの陸戦隊がカラフト南部のクシユンコタンに上陸、柵をめぐらし、望楼も備えるような兵営を構築し（ムラビヨフ哨所と呼ばれるものだった）、カラフト占拠の構えまで見せていたので、日本にとっての北方問題は、非常に厳しいものとなった。国境問題の日露交渉は直ちにはじめなければならなかった。

アイヌ民族は日本所属の人民であるとして、その居住する地域を日本領とすること、したがって千島列島ではエトロフ島までを日本領とし、カラフトについては二分割もあり得るといのが日本側の示した態度であったが、ロシア側は、エトロフ島については認める態度であったがカラフトにおける日本領は南端のアニワ港だけという考えであった。プチャーチンとの最初の交渉は、この意見の応酬までであった（安政元（一八五四）年一月）。

このあと安政元年三月、ペリーが再来航して日米の条約交渉が持たれた。日本側は強硬に開国拒否の態度をとることはできず、開港、和親のことは認めることとした。そして下田、箱館二港を開港し、交易はおこなわないが、薪水食料の補給や救難など和親の関係を定める日米和親条約が締結されることとなった（安政元年三月）。

蝦夷地での開港地としてペリーは松前を考えていたようであるが、大名家の城下町にあたる港を開港地にすることを避けた幕府の考えがあつて箱館が選ばれた。ペリーは箱館を視察することを求めて同年四月には艦隊を率いて箱館へ渡航している。箱館ではペリーは松前藩の家老松前勘解由と会談して、箱館での遊歩区域（外国人が自由に行動できる範囲）の設定を求めたが、勘解由は幕府の指示が未達であることを理由に拒絶してまともになかった。この交渉は不調だったのであるが、箱館港が港として極めて良好なところであることは認めてほぼ満足して箱館から去っていったという（『ペリー提督日本遠征記』）。

このあと、安政元年十一月には、下田でプチャーチンとの日露交渉がはじめられた。大地震でプチャーチンの乗艦ディアナ号が大破、沈没してしまふ事件があつたが、交渉は続けられて同年十二月、日露和親条約が締結された。やはり交易のことを定めず、和親の関係を定めた条約となったが、

国境についての条項があつて、この時点での国境問題のまとめとなつてゐる。すなわち、第二条に次の通りの国境が明記された。

第二条 今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルツプ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルツプ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕來の通たるへし

（『日本外交年表並主要文書』上）

カラフトについては、日露間の意見の調整はつかず、この頃のヨーロッパ情勢の影響もあつてロシアの強硬なカラフト占拠の動きもとれなくなつていたという事情の反映が、この「界を分たす」というまとめとなつたのである。

ヨーロッパ方面での列強の対立が、トルコ、イギリス、フランスのロシアに対する宣戦布告という事態にまでなつていたのであり（クリミア戦争一八五四年三月～五六年三月）、カラフトのクシユンコタンに駐屯していたロシア陸戦隊も安政元（一八五四）年五月には撤退して、兵營も撤去された。

しかし、日露和親条約で北辺の緊張緩和とはならなかった。ロシアが撤退すると、そのあとへイギリス船、フランス船が相次いでクシユンコタンに入港し、上陸して調査をはじめたのである（安政二年五月）。事後になつてイギリスとの折衝が行われたが、イギリスの説明は次のようなものであった。カラフトが日本領だとは知らなかった。ロシアの陣營があるというので調査に行つたのであるが、ロシアがいまいちとあればイギリス船がカラフトへ行くことはないであろう（『幕末外国関係文書』安政二年五月晦日）。

この事態はカラフトの国境問題、領有問題にイギリスが介入してくる恐れ

を示していたのである。

クリミア戦争が終結すると、ロシアの極東における動きはまた活発になつてくる。カラフト西海岸のオツチシにはロシア人八〇人余が移住して来て石炭採掘を行つており（安政三年八月『維新史料綱要』）、同じく西海岸ナヨロにロシア軍艦アメリカ号が渡来して十七名の乗組員を残して去つていった（安政四年六月 同前）。カラフト進出の実績をつくりながらカラフトにおける国境交渉を始めるのであった。

安政六年七月には、ロシア使節ムラヴィヨフが軍艦六隻を率いて品川に來航し、カラフトにおける国境問題の交渉を始めるが、その主張はカラフト全島をロシア領とするというものであった。日本側は北緯五〇度あたりまでは「蝦夷人居住」の地域であり、日本領とすべきだと主張するのであったが調整はつかなかった。ロシア側は、弱体な日本が領有する部分が少しでもカラフトに残っていれば、それをねらつて侵略しようとする国があらわれて混乱することになるといふような主張で全島領有を強調するのであった。

国境交渉は文久二（一八六二）年の遣欧使節派遣の折、訪露の機会に行われた交渉を経て、慶応三（一八六七）年、遣露使節小出秀実が調印してまとめたのが樺太島仮規則であつたが、日露両属状態をみると、両国人の全島往來自由、移住、建築なども自由としたものであった。「島中の土民」も自由で両国人に雇われて働くのもよいこととされている。カラフトアイヌは日本に属する民であることが否定されているかたちである。

こうして、カラフトにおける国境問題は保留のままで、ロシアの自由なカラフト開発などを抑制する交渉は進まなかったことになる。

幕府の北方政策は、緊張し続ける状態を抜け出すことができなかった。

幕府の蝦夷地再直轄と六藩分領

安政元年のはじめ幕府は、アメリカ、次いでロシアとの接触を通して開港が避けられない事態となるなかで松前、蝦夷地へ向けて堀利熙、村垣範正らの調査隊を送ることとした（同年三月江戸を出発）。調査隊は蝦夷地そして北蝦夷地（カラフト）まで渡って調査し、その結果を、蝦夷地上知の必要性を説く「松前並蝦夷地惣体見分仕候見込之趣大意申上候書付」（同年九月）として報告する（詳しくは後述）。

この間に、日米和親条約が締結、調印され、箱館が開港地と定められ、ペリーの艦隊は見聞のため箱館に向うことになるので、幕府は急ぎ箱館及び同所近在の五〜六里四方を上知、幕府領として箱館奉行を配置する体制をとった（同年六月）。

松前藩もすでに蝦夷地警備の強化を幕府から指示されており、新城もその指示のもとに安政元年十月、竣功していた。松前の地での築城では海上からの砲撃で「弾指を待たずして微塵とならん」一瞬にして粉碎されてしまう。築城するなら「東部庄司山か、又は西部上の国北村辺」がよい（松浦武四郎「秘めおくべし」という意見も多かった。築城の設計を依頼された高崎藩の兵学者市川一学も松前ではなく箱館方面が適地であるとしていた）のであるが、松前藩関係者あげて移城に反対であった。長く松前藩の中心として城下町も大きくなって来ており、城下町共々に移転が必要となる移城の計画は立てることができずに、松前で既存の城地を改修強化することになったのである。それでも築城の負担は容易なことではなく領民からの寄附、大商人からのまとまった寄附、そして沖之口口銭（関税にあたる徴税）を従価二割から三割への引上げで工面しなければならなかった。一五万両に及ぶ建築費がかかったものといわれている（『松前町史』通説編第一巻下）。

砲台の整備、勤番体制の強化にもつとめて前出のロシア陸戦がカラフト、クシユンコタンに駐屯することになったときも、ただちに藩兵を派遣するなど種々の努力を松前藩も重ねてきていたのではあるが、広大な蝦夷地を十分に警備する体制をとるのは無理なのであった。

安政元年秋までの間にカラフトへも渡航し、松前築城の点検も行い、調査を終えて江戸へもどった堀利熙、村垣範正は以下のように蝦夷地上知の必要性を報告した。松前城下とその近在には砲台一三カ所も設けてあり、異国船への対応策が小藩としては、よく備えていると言える。しかし、蝦夷地各地の備えは貧弱で大砲は少ないし、勤番も各地七〜八人ほどが配備されているだけである。蝦夷地の各場所はすべて商人にまかされており、その使用人らが「夷人」を苛酷に扱い、「賃米」などもごまかし、「メノコを奪」って妾にするなど「惨刻の扱ひ方」をしており、「夷人」は外国人に「手懐け」^{てなす}られて「帰服」してしまうおそれがある。「大藩」に蝦夷地を分割して与え、警備、開発を任せる考えもあるが、異国への通路が得やすい地域が私領となつては心配も大きいので不適當である。幕府直領として警備体制を強化し、「夷人」の「教育」を進める必要がある。財政上の負担も「漁利」を生かし、「新田開墾」、「産物取立」につとめれば、蝦夷地地元の収納だけで済ませることができると思われる。松前藩に対しては、城下と江差近在を残してやることとして、乙部村以北、木古内村以東を上知することにすれば、大きな不満をまねくこともないであろう。

安政二年二月、幕府は、この報告どおりに蝦夷地上知を実施し、箱館奉行がこれを管理することとなった。蝦夷地全域（カラフト、エトロフ、クナシリを含む）の警備は、南部、津軽、仙台、秋田の諸藩が分担することとされ、松前藩も箱館近在の警備を分担することになっている。

第一次幕領期に引き続いて重い負担を強いられることとなって、東北諸

藩の間には負担忌避の様子もみられた。幕府の蝦夷地警備指令（安政元年三月）のあと間もなく、仙台藩は蝦夷地警備担当の地域（シラライからシレトコの各地、クナシリ、エトロフ）を「預地」^{あずかり}にしてくれるように出願した（同年七月、松本覚『北に生きる武士団』）。「預地」という制度は、幕府領を大名家へ委託して、収納その他、その領地の支配をすべて、委託された大名家が行うというもので、「預地」は、大名家の私領に準ずる扱いの領地ということになる。警備担当地が「預地」とされれば、収納も、警備のあり方も担当藩の考え方次第に行うことができ、財政負担の軽減にもなるというわけである。

蝦夷地警備の全面的な免除を出願する藩も現われた。安政元年十一月、カムイ岬からシヤリまでの諸場所とカラフトの警備を命ぜられていた秋田藩は警備免除を出願している。「極寒深湿」の奥蝦夷地の風土に馴れているものはおらず、警備の実用に耐えない。空しく多くの人命を失うことになる。広大な地域に多人数を派遣せねばならず、「入費^{とて}迎も^{ようい}不容易」、^{なんどにおよばせ}「領民共為及難儀」―財政負担も容易ではなく領民を難儀させることになる、警備地域の割当及びそこへの出兵警備は免除としてもらって、緊急の場合に国元に準備しておく兵力を松前、箱館へ派遣するという体制にとどめて欲しいとの出願であった（「安政三辰年徒正月□二至 御用留二」『松前町史』通説編第一巻下）。

仙台藩、秋田藩の出願は、いずれも認められず、東北四藩はいずれも派兵を行っている。ただ、「南部公は五百五十人、佐竹公は六百十二人、津軽公よりは二百何十人」という派兵だというのに大藩の仙台が諸家より少ない人数なので評判が悪い（玉虫左太夫の三好武三郎宛書状―安政三年五月二十一日付、北海道史研究協議会『会報』第六七号）というような出兵の実状も見られたのである。玉虫左太夫の書状には仙台藩の出兵人数が触れられて

いないが、「仙台藩主陸奥守蝦夷地警備兵二百二十余名ニ出發ヲ命ジ：」（『維新史料綱要』安政三年二月八日の項）とあって、大藩にしては少ない派兵に見えたのだった。

東北諸藩の困難は明らかで警備体制も不十分だった。前出の玉虫左太夫は幕府の調査隊に加わって各地の警備状況を検分していたが、小さな大砲二門しか配備がなくて何の役にも立ちそうもないと大笑される（『入北記』アツケシの項）などの状況が知られている。

東北諸藩の困難は明かだったので、幕府は安政六年十一月、仙台、秋田、南部、津軽の四藩に新たに会津、庄内の二藩を加えた六藩に蝦夷地の警備担当地域を領地として給与することにして、警備の充実や開発の促進を図る方法とした。

仙台藩	藩領	シラライ、トカチ、アツケシ、ニシベツ、クナシリ、エ
	トロフ	
警衛地	クシロ、ユウフツ、ホロイヅミ、エトロフのシヤナ	
会津藩	藩領	ニシベツ、アバシリ境、アバシリ境、モンベツ境
警衛地	アバシリ	
秋田藩	藩領	マシケ、ソウヤ、モンベツ境、リシリ島、レブン島
警衛地	サンナイ	
庄内藩	藩領	ハママシケ、ルモイ、テシホ、テウリ島、ヤギシリ島
警衛地	ヲタスツ、アツタ	
南部藩	藩領	エトモ、ホロベツ、レブンゲ
警衛地	モロラン、ヤマコシナイ	
津軽藩	藩領	スツ、セタナイ境
警衛地	乙部村、セタナイ	

以上のとおり、諸藩に藩領が給与され、ほかに警衛地の分担が決められ

た。警衛地とは諸藩領の間の要地を幕府領として残したもので、ここには幕吏も派遣されるが、近くに藩領を持つ藩が警備を担当することとされた地域のことである。

松前藩は蝦夷地再直轄に加えて、またこの六藩分領化の政策で大いに動揺した。諸藩が蝦夷地で独自の藩領経営を行えば、松前に拠点を置く場所請負人の立場はどうなるのか、各藩領へ運送される諸物資の扱い、各藩領からの産物の移出などが松前を経由せずに行われるようになれば松前藩への移出入税の収納が無くなってしまふ。松前藩は幕府に困難を訴え、領民も松前や近在で、「大集合」——大集会を催して分領化反対の氣勢をあげ、なかには、江戸へ出かけて大老井伊直弼ほかへ直訴するものさえ現われたのであった。

幕府も、これらの事情は配慮せざるを得ず分領統治にあたつて注意を次のように考えることになった。

一 今般蝦夷地之内割合被_レ下置候処、蝦夷地之儀者土人も少く、都て御撫育を請生活致し候もの共二付、内地領分同様の振合ニ者難_ニ相成候間、諸事箱館奉行へ打合、土人撫育並召遣方等御料引継可_ニ相守、此上永住之もの相増候様厚く世話可_レ被_レ致事。

一 漁事二付候儀者、都て是迄之通相心得、新規之儀目論見候ハ、箱館奉行差図を可_レ受、且漁場請負人共儀も是迄之通居置候方ニ可_レ有_レ之事。

一 漁場諸仕人並邊海之諸産物者、都て出入共、東者箱館、西者松前ニ而改受け候様可_レ致事。

但、右之外直航不_レ苦候事。

一 海岸守衛者専ら軍艦ニあらざれば実備不_ニ相整候二付、警衛人数交替其外共船にて往返為_レ致、可_レ成丈陸路通行致間敷事。

右之通相達候間、諸事箱館奉行可_レ被_レ談候。

〔蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類〕安政六年十二月の申達案 『新撰北海道史』第五巻史料一

場所請負人も今までどおりの請負人を使うことや産物の移出入は、すべて東は箱館、西は松前で改めを受けることというように従来どおりの扱いを続けること、そして新規のことを行う場合は箱館奉行に相談することが指示されるわけである。

各藩ともすべて従来どおりの場所請負制を採用して、商人の資力に依存できる範囲で藩領経営を行うことになる。藩領になったといっても警備、開発の負担は容易なことではなかったので場所請負人に依存する経営にならざるを得ず、警備、開発の充実が大きく進むことは難しかった。

箱館奉行の蝦夷地経営

箱館奉行は、蝦夷地経営の拠点、箱館を十分に防衛する施設を作らなければならなかった。南部、津軽、松前の藩兵が箱館とその近在を警備する任務に動員されているが、弁天岬台場や亀田役所土塁（五稜郭）の築造で、箱館、そして奉行所そのものを防衛する体制を整えるのであった。

弁天岬台場は箱館湊の入口を防衛する砲台で、海の一部を埋めて石垣を築き、六面をなす構造で、大砲一五門を備えていた（文久三（一八六三）年完成）。

亀田役所土塁は、西洋式築城法によって設計された平面図が五稜星の形になるもので五稜郭と呼ばれるようになる。郭内からの射撃に死角を生じない形だとされる。土塁と堀を巡らし、大砲一二九門を備えるというものであった（砲の配備の実際は不明という）。

弁天岬台場、五稜郭とも、箱館奉行所の学問所諸術調所の教授武田斐三郎がオランダの技術書を研究して苦心、設計したものであった。五稜郭が完成すると（元治元（一八六四）年）、箱館奉行所はここへ移転して来た。

経済上の開発にも様々に取り組んでいた。

農業開発では「在往」の制や、「御手作場」の制が実施されている。「在往」は屯田農兵の考え方で、武士に開墾予定地を与えて家族とともにそこに永住して農耕につとめるが、警備の役目もあわせ持つものとされるもので、箱館近在や蝦夷地にも少しずつ配置されていた。「御手作場」は直営農場として開墾を進めたもので、箱館近在の銭亀沢、七重、大野などに設けられて水田開発も試みられていた。

場所請負人や諸藩へも移民を増やし、永住人口の増加が指示されていた。蝦夷地への往来の規制を緩めて往来の活発化や定住の促進につとめていた。蝦夷地のうちでも鯨漁がさかんな地域へはもともと出稼漁に出かけるものが多かったので、この時期の定住促進策のなかで人口が増大して寺院ができ、商店街にあたる様子も見られ、遊女町までできているというヲタルナイのような所も現われるのであった。

和人口の増大した場所では「村並」の制がとられる。「村並」となった場所では場所請負制は廃止され、村役人が置かれて松前、箱館、江差近在の村々と同じ村行政が施されることとなる。イシカリ（安政五（一八五八）年）、ヲシヤマンベ、ヤマコシナイ（以上、元治元（一八六四）年）、ヲタルナイ（慶応元（一八六五）年）が「村並」となった場所である。

前出の「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」の「産物会所之事」の項では、産業開発に触れた部分があつて次のようなことが記されている。川汲山の銅は費用がかかりすぎるので休山にしている、クンヌイの砂金山の産出はまだ少量である、硫黄はかなりの利益がある、製紙や機械は地元の原料不足で困難している。「筥巻経済」（『函館市史』史料編第一巻）では、文久二（一八六二）年末までの各分野ごとに収支の計算がしてある。全体にして、安政二年（文久二年）の八年間に一三万両余を支出、収納は八万両余で五万

両余の赤字であつた。陶器、藍作、紙漉、焼酎、木地挽、養蚕などいわゆる新産業に取り組んでいる様子がみられるがすべて赤字であつた。鉱山開発関係では鉛や砂金が期待されていたが、砂金・鉛への投資一万九五〇〇両余に対して売上代八八〇〇両余で赤字一万七二〇〇両余（安政三（文久二年）という状態であつた。シラヌカの石炭だけは黒字で四三〇〇両余（安政四（文久二年）の利益があつたとされている。箱館で外国船への売上げが比較的好調で遠隔の産地、品質もよくないとされながら黒字になっていた。「筥巻経済」には産業開発に苦勞する箱館奉行所の姿が表れていたのである。

陸路の開発も、様々に取り組まれていた。何よりも警備上の理由からであつた。沿岸航路だけを頼つての輸送では、天候、風順による不安定が避けられないからである。

前出の「北海道道路誌」が「安政以降幕府直轄時代」の道路開鑿として挙げているうちの主なものを示すと次のとおりである。東蝦夷地については第一次幕領期に整備された道路ができていたので、西蝦夷地の陸路整備に力が入れられていた。

黒松内越道路 安政三年十月竣成。長万部（黒松内）歌棄・寿都の十里余。歌棄場所請負人榊屋栄五郎の父定右衛門の開鑿。

雷電嶺開鑿 安政三年竣成。イソヤ、イワナイ両場所境界の山中、三

里余。イソヤ請負人榊屋栄五郎・イワナイ請負人仙北屋仁左衛門の開鑿。

余市山道 安政四年竣成。イワナイ（イイ）イイ間の稲穂峠越えの十二

里余。文化年中開鑿されていたが荒廃していた道路の再開鑿。イワナイ仙北屋仁左衛門、ウルウ福島屋新左衛門、ヨイチ竹屋長左衛門、ヲシヨロ住吉屋徳兵衛の開鑿。

松浦武四郎は、翌安政五年六月十八日から二十日、ユウフツ着までの記録を残している。銭函くトヨヒラ（泊）く千歳（泊）くユウフツのコースである。馬乗で出発しているが、左太夫のように新道の歩きにくさに触れていない。サツポロ川（豊平川）を渡ろうとすると舟が対岸につないであり、皆で裸になって渡って舟を曳いて来て荷物を運んだこと（渡し守はいなかったらしい）、渡った所に茅屋が一棟あつてそこに泊まる。シユママツプ、イサリなどを経て千歳に泊まる。ここでの感想は、昨年は道路予定地を探りながら針盤（じやぐ）をたよりに「荒菜（あれぐさ）」のなかを分け歩いたのに「今は馬上に跨りて往来なしける様に成しも有難けれ」というもので、「あした鶴（つる）のしきる聲にもしられけり千歳の里のほど近しをば」という歌を加えている。千歳がずいぶん近くなったという感想をこめたものと思われる。途中の様子で触れているのは「在住」やアイヌの人々の農耕の様子が多い。「在住人の畑地多く見る。大根、蕎麦、粟、黍などよく出来たり」（ホシホキの辺）、「此辺畑多し」（モイザリ）、「千歳土人五軒有皆畑作をなす。惣てよく出来たり」（イザリ）などである。「蝦夷人のいざりの里に（穀物のこと）」たなつもの穂波よすとは思ひかけきや」との歌も載せてある。

蝦夷地開発への努力が様々な分野で見られるわけであるが、産業面への投資のほか、軍事面へまわす資金が重視される年代のことでもあり、開発成果をあげるのが難しかったようにみえる。それでも開発の試行のなかには、のちの北海道開発に参考となるような要素がいくつもみられたのである。

幕末期のアイヌ社会

蝦夷地が松前家に戻された時期のアイヌ社会を見ることから始めることとする。

復領にあたって松前家は、幕府から、「産物取捌」や「夷人撫育」なども整って来たので蝦夷地を松前家に戻すことにしたが、幕府が進めてきた「御主法」を間違ひなく守って、蝦夷地の支配、警備などを行っていくようにと申し渡されていた。

しかし、松浦武四郎の『校訂蝦夷日誌』一編には「当家ニ而は公料の時ことは用ひざるを主とし給ふこと歎ずべし」とされていて、この記録が書かれた頃（弘化年代（一八四四～四七）年、「公料」―幕領時代の「御主法」が守られている状態ではなかったということである。武四郎の『蝦夷日誌』には弘化年代のこととして、場所請負人の「猖獗」（しやうけつ「悪事」がはびこること）が近年ひどくなって山奥へ逃げ隠れるものも多くなったなどのことを繰り返し触れている。アイヌ女性を奪って妾にして隠しておく支配人、番人がいて、アイヌ人口減少の理由となっていること、極端に人口の減った場所もあって、あと二〇年もすれば「愈（いよいよ）松前家の好（この）の通り二不毛の地となることあきらけし」―不毛の地となるのは明らかである（前出『蝦夷日誌』シベチャ（シヤリ）という見方も述べている）。

嘉永元（一八四八）年十一月、武四郎は、「松前志摩守領分蝦夷地字ネモロ居住の夷人共此度離散仕候に付申上候一条」という表題で幕府のどこ

かの部署にあてたらしい（宛名が書かれていない）以下の趣旨の申上書の写しを残している（「八重鎌」『増補 松浦武四郎』吉田武三編）。ネモロの請負人と賀屋と浜田屋はネモロが大漁続きで「広大」な屋敷、蔵を構えるようになったが、ネモロ場所では「非道之仕方」で、昼夜別なく漁事に忙しく使役されるので「自分漁」に出ることが出来ず、老人、子供を飢渴にさらすことになっている。詰合の役人に歎願してもとりあわず放置し、「夷人乙名」がくりかえし歎願すると打ちたたかれる有様となっている。詰合役人のなかには訴えをとりあげようとする人もいるのだが、「重役共」がいらざる世話という態度なので「有志」の役人も歎願を放置している。それで今年の夏は「夷人共皆々山林に逃隠れ去り候、右ネモロ支配地は少しも夷人無（これぞ）之候」―場所請負人の不法の扱いのため、「夷人」がすべて逃散してしまったというのである。

人がいなくなると熊（ひぐま）が荒れるものか、ネモロで飼われている馬一〇〇頭余のうち六三頭も熊に取られてしまったか行方不明になってしまった。詰合役人も責任を問われることになっては困るので馬を探したが、半分ほど見つけただけで詰合役人は、その状況を松前の町奉行へ届けたところ、和賀屋、浜田屋が町奉行へ賄賂を渡して頼んだので、上へはあげられずとり下げとなってしまった。

「夷人」の逃散、馬の行方不明は何の問題にもされないようで歎かわしいことである。馬は異国人渡来時など緊急時の輸送などに欠かせないものなので注意すべきところである。文化年代の幕府直轄のときのように江戸の役人が来て蝦夷地開拓ということになれば、「夷人」もどんなに喜ぶことであろうか。松前藩を誹謗するために言うのではなく、「国家の大切」を考えて申し上げているのである。

嘉永元年夏のネモロ場所における逃散事件について訴えているのである

がこの事件については他に詳しい事情に触れる史料も見当たらない。しかし場所請負人の非道に対してアイヌの人々がただ忍従しているとは限らないということがあらわれているのである。

逃散事件でかなり詳しい事情が記録されているのは、天保元（一八三〇）年十一月、ヨイチアイヌの逃散事件である。ヨイチ場所関係の林家文書のうちに「蝦夷人共イキシユ口書留 諸願双方聞済日記」、「イキシユ夷人日記留書」という史料がある。イキシユは憤って立ち去るという意味のアイヌ語であり、逃散の意味に当たる語である。これらの史料によると、事件に概要は次のとおりである。

十一月二日、早朝、ヨイチ川の川口近くの鮭漁の番屋にアイヌの姿が全く見えなくなっていた。いろいろ調べてみるとヨイチ場所の全域から五〇名もの働き手がなくなっていた。女性や子供は残っていたので行き先などを聞くとタカシマ場所へ行つたらしいとのこと、タカシマで事情を確かめると、早切竿、薪などの材木切出しの割当を少なくすること、勘定は十月中に行うこと、雇中のわらじ代は無代にすること、ラムシャの時に清酒を貸付けること、番船到着や終漁時の酒の振舞をいつも通りにすることなどの要求が出された。

勘定の精算が遅れていること、終漁時の酒の振舞がいつものようには行われないことなどへの抗議が逃散になったらしいのである。

運上屋側が「毎度貳百人余引払…不届」と憤慨しているところを見ると、ヨイチでは時々、逃散による抗議がおきていたらしいのである。逃散を組織するリーダーがいた。土産取という役付きのヤエヌニは中心人物であり、逃散をよびかけて、山越えて遠隔の集落デタリヒラ、ユウナイの方まで回っていた。

運上屋では、前請負人のときのことを持ち出して要求しても一切認めな

い。松前城下へ訴えてやるなど強硬な態度を示してはいたが、「内々」の話で神妙な申し出ならば、認めないでもないというので、神妙な申し出して要求が示されたのである。

運上屋は、要求をほぼ認めているが完全に認めたのでもなかった。勘定の精算（手当ての支給）を十月中にという要求への答えは「大綱引払様造酒いたし勘定支度可致候」というので手当て支払いの準備を終漁後すぐに行う、支払期限をあいまいにしたものである。アイヌ側の要求とは関係ない、鮑漁出稼ぎの者は一人鮑三〇〇ずつを運上屋へ出すことなどについて了承を取り付けるなど運上屋側も交渉の機会を抜けめなく利用している様子である。中心人物ヤエヌニに対してはラムシャの際に、別座に特別な膳を用意する、支配人から清酒が下されるなどの特別待遇が示されていた。ヤエヌニは中心人物として「誤証文」（謝罪状）^{あやまり}を提出しているのであるが、罰則ではなくて特別好待遇を与えられたのである。運上屋の重要人物に対する操縦策にちがいないのである。

ヨイチ、ネモロなどには逃散を組織するリーダーのいるアイヌ社会が現存していて、場所請負人とわたり合う場合もあったのである。

この頃から、いくつもの場所をひとまとめにした広大な地域を一請負人が引き受けるようになっていく（前節第三項、四項で触れている）、オホーツク沿岸一帯をまとめて請負っているのだ、この地域の働き手を漁業を有利に操業できるソウヤ、リシリ方面に移し、春の鯨漁、秋の鮭漁などに通年で使役するというようなことが起きている。出身の村へ帰ることが難しくなるという状況も生じている。イシカリ川流域の全域を請負場所として一手に掌握した請負人は、秋の鮭漁を川口近くで行うために全域から働き手を集めているが、鮭漁ばかりでなく、鯨漁の時期にはイシカリ近辺の他場所の鯨漁場へ出稼ぎさせて使役するようになる。イシカリ川流域全

域に点在していたアイヌコタンは壊滅的な打撃を受ける。松浦武四郎は、石狩川下流域のアイヌ人口が文化七（一八一〇）年には一一七〇人だったのが、安政四（一八五七）年には二四四人と激減していることを示し、更にこの二四四人も帳面上のことであって、このうちの五三人は死者をそのまま載せているので実際は一九一人だけということになるという状況に触れている。上流域では置き去り状態とされている老婆が犬の獲る魚で生活しているとか、梅毒をうつされて浜の雇小屋から戻されて来た病の女性が老婆と三人だけでフキの茎でつくった小屋で飢餓にさらされているとかの惨状を紹介している（『近世蝦夷人物誌』、『校訂 蝦夷日誌』、『丁巳日誌』、『戊午日誌』など）。

イシカリ場所については玉虫左太夫も実状を見て、その惨状を「鎮台」（箱館奉行堀利熙）に報告していた。サッポロ小使のモニヲマは妻を番人に奪われ、母は山奥へ残したまま、家へ戻ることが許されず嘆いている。山奥へ戻れば畑を開いて暮らせるのだが、それも漁業の邪魔になると叱責され、山へ入ることも禁ぜられている。働ける者は雇小屋に置いているが老人など役に立たぬ者は山中へ追い払われている。辛苦のことを他所から来た武士に話したところ、支配人に呵責され髪を剃られ山奥へ追われた者がいた。アイヌの雇小屋は茅葺きの粗末なもので、長さ七〜八間、横二間半ほどの小屋四〜五つに分けて一カ所に六世帯も住ませている。土間しかなくて寝る場所だけ板が敷いてある。こんな住居だから病人が多くなっている。自分で別の小屋を建てたいと言っても薪が余計にかかると言っ許されない。薪はアイヌが流木などを拾って間に合わせていて運上屋の負担になどなっていないのだから何か「奸謀」があるのだと思われる。この内容の報告を奉行宛に内々に提出したいという。左太夫は「鎮台も至極憐愍ノ情ヲ催サレ外ニ工夫成サレント思召モ是アルヤニ見ヘタリ」として、「土

人ノ困難、中土ノ乞食ニ劣リ、第一飲食衣服ハ勿論ノ事、其外毎日支配人ノ取扱ヒ禽獸ヲ使フ如ク、万苦身二負ヒ是ヲ見テ誰レカ袖ヲ湿サラン」と付け加えている（『入北記』）。

箱館奉行は、柏屋藤野喜兵衛（モンベツ請負人）、阿部屋伝次郎（イシカリ請負人）、栖原屋六右衛門（テシホ請負人）に直接名指しで注意を与えている。「達者」なものは「浜下げ」して使役し、老人、子供、病人のみ山中に残すような扱いをしているのを改めて難渋のものは呼び寄せて兄弟などに世話をさせ、身寄のないものには「深切之者見立」――親切な者をえらんで世話をさせるようにせよ。この世話をするものは漁業、山稼、人馬継立などの役務が免除されるように扱うことという内容であった。柏屋、阿部屋、栖原屋のほか西蝦夷地の請負人あるいはその代理のもの、合わせて一〇人が箱館の町奉行所で、この注意を心得ておくように申し渡されていた（『村垣淡路守公務日記之九』『大日本古文書 幕末外国関係文書 附録之四』）。

安政四年十月二十一日というこの注意の日付は箱館奉行堀利熙が蝦夷地検分に回って箱館へ帰った九月末から、あまり日を経ない時期にあたる。堀がイシカリの様子を玉虫左太夫の「内々」の報告を受けていたことは前述したが、同じく奉行の村垣も蝦夷地の検分に回っていたし、様々な報告も受けていた。松浦武四郎は村垣と何度も会って、「密談」をしていたのである（『簡約松浦武四郎自傳』）。

イシカリについては、このあと阿部屋の罷免、請負制は廃止してイシカリ場所は幕府の直轄とされるという「改革」が行われる。阿部屋の経営難が問題を生じさせていると思われること、カラフト経営の拠点とされていたイシカリの安定した状況の保全が求められたことが「改革」の背景にあったとされている（『新札幌市史』第一巻通説一など）。

このような注意がどの程度効果を示していたかは明らかではない。しかし「改革」はイシカリ場所だけであった。モンベツ詰の役人においては地元で自分稼ぎをしているものをソウヤの運上屋へ回すように努めている様子が窺える（「箱館奉行所文書」のうち「宗谷江差立状」など紋別御用所関係の史料）。蝦夷地経営が場所所請負人の資力に依存するかたちで行われているのであるから場所所詰役人も請負人の場所経営に協力して労働力調達につとめることになるのである。モンベツ場所のシヨコツ川上で山中に籠るような生活をしていたシコツアイノという名の人物は「江戸の御料」となって「土人の御世話」もよくなると思っていたが、「戒懲なし給ふことさしも私領と異なることなし」――過酷に使役することは松前藩領の時代と変わらな
いと言っていた。武四郎がモンベツを通ったのは安政五年、前述の奉行の注意があつた翌年のことだったのである（松浦武四郎『近世蝦夷人物誌』）。

幕末期に、アイヌ社会はその自律性を維持していくことの困難度を一層厳しく感じさせられていたわけであるが、萎縮だけではないアイヌ社会の様子も注意されている。

「女の子の奸奪」に厳しく抗議して禁止させる、無理な和風化をやめさせる、場所境界争いにアイヌ社会の習慣を適応させる……などの働きをしているリーダーたちがおり（前出『人物誌』）、また請負人に「雇われて漁業労働に使役されるのではなく「自分稼」として漁業を行い、漁獲物を請負人に売って生活をたてる人々が幕末期になってもイシカリ、ヨイチ、モンベツで見られた。

日高方面では、川沿いの内陸部で畑作が盛んでどの家も粟や稗を一〇〜二〇俵も収獲している。ウバユリが多く取れるので重要な食料となっているという伝統的な生活基盤を保持している地域もあった。このような地域では、「家居もまた他処より太く其の飴かきり附も見事にし客の対応いんぎんも慇懃

り。夷地にて庭の掃除さする等有あることなき無に此処にては朝夕丁寧おとなに掃除」という様子であつた。九間（一六頁ほど）四方もある大きな家に住み「行器凡八十、太刀百振、鎗五すじ」も飾って生活している「乙名おとな」がいるのである（沙流川流域シムンコツ村の乙名イコラツテ『戊午 東西蝦夷山川地理取調日誌』）。

幕末期のアイヌ和風化政策へも強い反発が示された。御目見に参上するものは皆、改俗の風でなくてはならないとだまされて、改俗の風で御目見に行くとは他のものは皆、改俗などしていなかったので大いに恥じて、帰ると断食で自殺するという乙名がいた。強制的改俗には、自殺をしても抗議するという乙名がいて、大部分のものがもとのアイヌ風にもどってしまったというようなこともあつた（前出『人物誌』）。

「髪容」を日本風にすることが、ロシアとの「争端」を防ぐことになる（日本領土ということが顕現化されてロシア侵入の抑制になるという考え方があつた）というので和風化政策をとっていたのであるが、一冬を蝦夷地ですごした箱館奉行村垣淡路守は「寒威」を感じて髪や髭はそのままではよいことにしておき、改俗があいまいになりそうな指示に変更したのであつた（前出『蝦夷地御開拓御書付諸伺書類』）。

和風化のすべてに反発が起つたわけではなかった。「種痘」の巡回事業が安政四〜五年におこなわれ、和人の出稼人アイヌの人々全体に接種することになると「種痘」に不安を感じるものも多かった。まず最初に「接種」を受けて「種痘」の安全を示す役割を果たす乙名がいたり、箱館に近い六カ場所では、アイヌの人々も喜んで「接種」を受けたのだという（『幕末外国関係文書』）。農耕の奨励に対しても熱心に対応する人たちがいた。和人の指示が土地の気候にあわないので、気候に適した作物を選んで収穫をあげる人がいたり、和人の棄てる南瓜の種を生かして畑作の有利さを紹介

する人がいたりするのである（前出『人物誌』）。

和人のもたらす日本風のを生かしながら生活するのもアイヌ社会の側面だったのである。

第二項 幕末期の千歳と山田文右衛門

幕末期の千歳

安政四年、五年に千歳のあたりを見聞している松浦武四郎の『丁巳日誌』、『戊午日誌』などの記録によってこの頃の千歳周辺の様子をうかがってみる。イシカリ方面から、タルマイあるいはユウフツへ向かった折の日誌の順序によって見る。安政五年六月十九日、朝、トイヒラ（豊平）を出発してシュマ、ツプを通る。

シュマ、ツプ川

川幅四五間、橋有、ふかし。是シュマ、ツプの本川なりと。本名シュマラマフにて、川上に岩がある故に号るなり。

川中を境としてユウフツ、石狩の持なりとかや。川をこへて小休所二棟、是去年鎮台通行の時に立しとかや。ユウフツ持。惣て此地形両岸高くして、其間川すじ通し、至て閑栖（静）の地也。

従「トイヒラ」凡五里と思はる。

扱是より凡五七丁を上りて二股有。其より右の方本川、左りの方ニヲヘツといへるよし也。

何れも峨々たる山間に入りて源をなすとかや。

此処にて昼飯を仕舞、是よりまた五六丁の坂え上り行や、上は大茅野にして処々榲柏有たり。

弘化年代には番屋、弁天社、そして夷人小屋三々四軒があると記されていたが、ここでは小休所のみが記されている。土地が肥沃で野菜がよくで

きているとされていた。アイヌコタンは消滅してしまったらしいのである。

モイサリ

訛てムイサリと云。川巾三間計、是イサリの支流也。扱此辺昔しは石狩領なりしま、今此処え石狩土人共近年まで五六軒有て、二軒残り居たり。

弘化年代には川舟で通過しているのでモイサリについての見聞がない。新道の通路は湿地を避けて川からやや離れたルートを通っており、モイサリの様子が触れられているのである。五々六軒あったとされている「夷人」の家は二軒だけが残っており、女性が三人だけ住んでいたのである。

イザリ

川端に出たり。川巾五六軒、急流にしてふかし。名義川上に鮭の堀多きより号ると。

大木をもて橋を架ぬ。其手前に土人小屋五軒有。雨も頻りと降出すま、少し休息しぬ。

弘化の折には記されていた番屋、弁天社、蔵々が書かれていない。五々六軒のアイヌコタンは、そのままあったように記されているので番屋などもあったのかもしれないが不明である。しかし、この集落の様子については六軒、二〇人のうち六人は「浜え下られ」残っている夫婦は二組だけであった（しかし五〇代、六〇代の年齢が記されている）。「人口繁殖」はどうなることかと記してある。ただ、ここから千歳まで陸道があったのに廃れてしまっているのを残念がっていた。その陸道は「新道」として開通しているのである。

ヲサツ

川巾五六間、是も砂川也。此川すじの大河也と。其名義川巾ひろけれども、川口は乾て舟が入れがたと云儀のよし也。本名はヲサツの由なり。此処に

人家はなけれども、是より一里計も下なる川口には、土人小屋此辺に落々と
して九軒程有と。

「新道」がヲサツ川口のところ（ヲサツブト）を通過してないので、
一里ほど川下に集落があるそうだという書き方になっている。「落々とし
て」（まばらな状態で）九軒ほど四一人の集落だとしているが、人別帳を
写したもののか、どの家から雇にとられたもの何人という書き方がない。「皆
若きものは雇に遣られて家は婆と子供のみ」が残っているということだと
記している。そして「寡婦のみなるぞうたてなきとぞ覚えける也」と加え
ている。

このあと千歳に着いてこの日（六月十九日）は千歳泊であった。トイヒ
ラからおよそ一〇里とされているが、もう少し近い感じであるとしてい
る。

千歳川

の西岸。其土人家の事は去年の日誌に志るさば略之。川中六十余間、舟板
を以て架て越る。番屋一棟、板蔵五棟、茅蔵一二ヶ所。從トイヒラ凡十里
といへり。從シユマ、ツフ五里半といへども、是は却てシユマ、ツフより
トイヒラの四里半より近しと思はる也。惣て此間去巳のとし秋中切開相成
り、新道と申候。實に此度の御処置の如し此草萊の地開になりしはと感涙を
もようしけるなり。

扱此処に土人小屋西東にて廿四軒在も、ヲサクマナイより川下イサリフト迄
惣人家七十軒、人別三百人、此処にて支配す。

弘化には「蔵々多し」とだけ記されていた蔵が、板蔵、茅蔵あわせて一
七棟としてある。

「土人家」のことは「去年の日誌」に記したとある。去年（安政四年）の
『丁巳日誌』には、次のようにある。

会所元

此処則シコツにて、当時チトセと云会所元也。其地名改号したり。其は是ま
で志るす処の書にも志るせしかば略之。

扱其両家側夷家、人別帳面には二十五軒有。然るに実を夕方懸て歩行致す
に十五軒有。

「土人家」は人別帳では二五軒あることになっているが、実際に歩いて
みると一五軒だけであった。千歳川の東側に七軒、西側に八軒であった。
ここでは家ごとに回って人別帳の記載と実態とを比べているようで、惣乙
名の家は、家族三人とされているのに一人しかいなかったとか、五人とあ
るのに三人は「浜え下げられ」居なかったという記載が何カ所もある。会
所元から雇にとられているのは六三人中一八人であった。ほかに一〇人の
名前、年齢が記され（人別帳に記されている人名と思われる）、この人た
ちが「浜えでも下げ」であるのか、あるいは川上の方へ移ったのか不明と
なっていると加えてある。

『蝦夷人物誌』に出てくる「大工シハシランクル」の項には、この頃の
チトセの様子が出ている。鮭漁が主な業となっているので秋には、番人も
土人も大勢住んでいるのだが、冬春夏はタルマイの鰯漁、イシカリ、ヲタ
ルナイ、アツタなどの鯨漁に出かけてしまうので、チトセ番屋には和人の
一二人が残るだけとなっているというのである。シハシランクルは大工
の技を覚え、漁業に出ることなく大工として働いていたが、好んで文字を
学び、ひそかに読み書きができるようになっていた。「公料」となると「土
人」に読み書きをさせよということになり、番屋でも読み書きも手伝うよ
うになって御用状の継立や御触書の写しもつくっている。

アイヌの人々が、遠い漁場への出稼ぎに使われていること、それでチト
セが秋以外では閑散としていたことが触れられているのである。「浜え下

げられ」るのも、イシカリへばかりでなく、いろいろな場所への雇だったことがわかる。安政四年の見聞のときには、七月だったのでお盆の行事があつてにぎやかであつた。弁天社には八大竜王や「円空鉈作の像」も安置されていて、御神酒や赤飯をもつて多くの人が集まり、集った「土人」にも振舞い、「大さわぎ」であつた。武四郎は、羽織の袖に足を踏みこんで袴のようにし一刀を帯して、行器に腰かけ、自作の「独説蝦夷無量利経五十瀬多氣志郎奉狂詠」という経文様の文を読みあげたのだつた。広大な蝦夷国を開くために我大音聲をもつて、真心至情をもつてせよ、民を欺くようなことやめよ、農耕、養蚕の法などを授け衆生の円満豊饒を奸吏奸商番人を追放し正潔廉直の大吏を、と叫ぶものであるというような経文であつた。「たはぶれに我よみあぐる 染紙も 心してみよ 心ある人」という歌を傍の柱に書いた。「染紙」は仏教の経典をさす語である(『夕張日誌』)。

この翌日は、支笏湖へ向かつて見聞の歩を進めている。ヲサクマナイアイヌほかの人の案内で「馬にて出立」した(『簡約松浦武四郎自傳』)。

ランコウシ

此処にて船を呼ぶや、童子一人丸木舟を持ち来りて、是にて向ふえ行に、此辺より急流にして川岸転太石のみなり。上るや夷人家三軒。何れも稗・粟・眉豆・胡瓜・南瓜・大豆・小豆・呱吧芋等を作りぬ。

ここは、三軒、一八人ということになっていたが、一軒は夫婦が雇にとられたという事で無人となつていた。惣乙名の家は二人のうち四人の子供と弟は雇にとられていた。その家の傍では熊が二頭飼われており、家の中には行器、耳盥、具桶、下げ重など沢山、また太刀二〇振余も飾つていた。

ベサ

左り岸少しの平地、小川の傍に人家四軒、此処も何れの家にも少しづ、畑を

作りたり。

四軒、一七人ということであるが、一軒は三人とも浜へ下げられて無人となつていた。熊を二頭飼っている家があつた。

ルウエン

此川も屈曲蜿蜒なし居けり。其一ツの岬に成居るによつて号るよし 左り岸。

小川一すじ。人家二軒。各熊一疋ヅ、を飼たり。此処にも畑多し。

二軒八人のうち一人は浜へ下げられ、両家とも病人をかかえていた。これから先はこちら岸にはヲサクマナイまで、集落はないということで川舟を頼んで対岸へ渡る。

ヲセツコチ

小川 右の方 一すじ。此処人家三軒有。畑もの前の村の如く同く作る。

三軒九人というが一軒家内五人がどこへ行つたか不明の状態。もう一軒は屋根が腐つたあわれな家に老婆が一人住んでいた。

ヌンナイ

同じく右岸。少しの平地に小川有。人家三軒。

二軒九人のところ、一軒の家主は雇にとられていた。

ヲサクマナイ

小川有。少しの平地^左、向岸^右 峨々たる高山、土地下の方より少し瘦せたり。然し眉豆・胡瓜はよく出来たり。人家五軒。

五軒、一七人のところ、稼のできるものは皆雇にとられているので、残っているのは婆と子供あわせて七人だけであつた。「此処もまたハツコ^村コタンかと戯れりしかば、一同に笑たりぬ」。

千歳川沿いに点在し、千歳会所で管理している集落、ヲサクマナイからイサリフトまでで七〇軒三〇〇人と前記の「千歳川」の項で触れている範

囲を見て来たところであるが、七〇軒三〇〇人（人別帳地域の数字かと思われる）とは大きく異なっている。『丁巳日誌』、『戊午日誌』の抜き書きで戸口が記してあるところ（日誌には、名前、年齢、性別、病状などが記してあるがここでは省略している）の戸口数を合計すると、モイサリからヲサクマナイまでの一〇カ所の集落で五一軒、二〇五人（うちに雇にとられるなどが四〇人含まれているので実在は二一〇人ということになる）にしかならない。この日誌が、千歳川沿いの集落のどこかを落としているのか知ることができないが、戸別に訪問して煙草、針を贈りながら人別帳との比較をしているところが多いので、かなり実態に近いものと思われるのである。人別帳に載っているが居住していない人、働き手を雇にとられてハツココタン（婆村）となっていてところが目立つこと、以前は集落だったところが無人の地となっているところが目立つこと（集落が消滅したらしいところはシュマツフ、子シコウシ、ホンベツ、トヘトマイ、カマバ、ナイフツ、マス、ヌッタ、ユウコツブト、マツクシリ、シュ子チャ、シトクン子ベ、ウツカ、シヨツキ、モヘツブト。それぞれ「昔は人家多く有し由」というような記入がある地名である。千歳会所元より上流の地名が大部分で、この地域の人口が雇による移動などで激減したことがわかる）が千歳の苦しみであった。

山田文右衛門が開いた道路でユウフツへの輸送が便利になり、「樋平越新道」が開かれてイシカリ方面との交通が盛んとなって、文化年間には「纒^{わすか}の魚場」だったのが「漁時には頗る繁華な地となりし」と武四郎は道路開通の効用をあげているが、「大工シハシランクル」の話のなかには、閑散な千歳もあげられていたとおりで、武四郎も、鮭漁の時期の繁華に触れたのである。開発が進むなかで人口の減少に悩む千歳の姿がみられるのである。

山田文右衛門

千歳・ユウフツと関係の深い場所請負人が山田文右衛門である。ロバート・G・フラーシエムの山田文右衛門家の研究（『蝦夷地場所請負人 山田文右衛門家の活躍とその歴史的背景』）によって系譜をみると、山田家は能登の出身で三代市郎右衛門が能登からの最初の蝦夷地への移住者だったという。年代は定かでなく一七世紀中頃のことかと推定されている。四代から山田文右衛門と名乗ったようであり、その「親元」が酒井伊左衛門という名で記録されるところから、四代目からの松前定住がはつきりすることとなる。「親元」とは移住者が松前藩百姓として松前へ本籍をおくときに必要な身元引受人のことで、後の史料（『維新前町村制度考』）によれば出身地の人別帳から除く手続きを済ませて、松前における「身元引受人」を立てて、「永住志願」の出願をするものであった。酒井伊左衛門家は松前藩譜代の家臣であるが、藩士を身元引受人に立てることが出来た事情などは不明のようである。

七代、八代やその親族たちは主に栖原屋のもとで働いており、ルモイ、テシホ、トママイなどで運上屋の支配人をつとめており、通辞として記録に残されたりしている。天明八（一七八八）年の『東遊雜記』には、幕府の巡見使一行が乙部村を訪れた時のこととして次のような記事がある。一行のものがアイヌの人たちの挨拶をうけた折にアイヌ女性の首飾りーシトケに目をとめて、どんなに高価でも入手したいと望んだことがあったが、通辞山田文右衛門は「右の器は蝦夷人のたから物なり。古より持ち伝え、この器ばかりは何をあたいに遣わし候いても交易にせざりし物」と答えた。松前藩は蝦夷地のものがありとあらゆる物を巡見使に御覧にいられたが、このシトケばかりは見られなかったと。この折には、巡見使の前での通訳をつとめて御酒を下されること、アイヌ女性たちの鶴の舞を指示す

ることなどで通辞文右衛門が働く様子が記されている。この通辞は八代文右衛門であろうという。

この八代文右衛門の時からユウフツ場所との関係が見られることになる。文化四（一八〇七）年の『西蝦夷地日記』には、「ユウフツ惣支配人箱館文右衛門」と「千年川会所支配人宇四郎」の名前が出ている。この年代では蝦夷地が幕府直轄の時代で、ユウフツ場所に請負人はいなかったので箱館奉行所（文化四年十月から松前奉行所）のもとで惣支配人がユウフツ場所を管理していたのである。

文化十年、松前奉行は東蝦夷地各場所でも場所請負制をとることとして、入札により運上金をせりあげる方法をとったのでユウフツ場所の運上金額は六一一両余という高額で阿部屋仁兵衛の落札となった。この入札による高額の運上金では各場所とも経営が困難であり、請負人の交替が目立つこととなる。文政四（一八二二）年からの請負人が「ユウフツ惣支配人」だった八代山田文右衛門有智であった。栖原屋のもとで支配人として勤めていた山田文右衛門家が独立して場所請負人となったのである。請負人名とあわせて、「証人 栖原六郎兵衛」（「文政年間東西蝦夷地運上金調」『松前町史』史料編第三巻）とあるように栖原屋のうしろ楯があったのである。この翌年にはサル場所の請負人にもなっているが、やはり、「証人」は栖原屋であった。運上金はユウフツ二五〇両、サル二〇〇両である。サルアイヌとユウフツ場所の関係の深さは前述したとおりであり、あわせて請負うことは意味のあることであった。

天保十（一八三九）年からは、アッケシ場所も請負うこととなり（運上金六〇〇両）、山田文右衛門家はユウフツ、サル、アッケシ三場所の経営を明治二年まで続けるのである。

ユウフツ場所においての山田文右衛門家の業績でもっとも目立ったのは

千歳くびビ間の道路開発である。太平洋側のユウフツ地方と日本海側のイシカリ地方をつなぐ通路は古くから東西蝦夷地間の連絡路として重要視されていたものである。概ね、イシカリ川、千歳川、低地帯の湖沼などビビ川、ユウフツ川を伝う水路であるが、千歳会所元くびビ川の間は直通の水路はなくて一・二里の原野を通過することになる。小さな丸木舟を、そのまま運んで往来していたこともあるという（『終北録』文化五年）。この部分に陸路を整備することは、産物の輸送上も、警備要員の往来の為に重要なことであった。箱館方面からイシカリを経てソウヤ、カラフトへ至る移動の通路は、おもにこの道路によっていたからである。

「千歳会所：此処文化度迄は纔かの漁場なりしが山田屋某ニウブツへ新道を造り、爰の荷物は馬牛車にてヒホユカリ（陸路二里）迄運び、其より船にて浜に下げる」（松浦武四郎「夕張日誌」）とあるように、文化年代の幕府直轄時代に、当時ユウフツ場所の惣支配人だった八代山田文右衛門のもとで、ここの陸路開発が馬車も通れる道路の開設という形で出来ていたのである。幕府の蝦夷地経営上の方針で実施されたものにちがいないのであるが、山田文右衛門の業績としてよく知られている。松浦武四郎は弘化三（一八四六）年この道路を通つて「西部より東部へ之運送之路次を懇開せし山田文右衛門こそ：莫大の勲功：是をもて西洋人に比する時は、閣竜の弥利堅之二洲を闢きしよりも一等の功と云べし」（『校訂蝦夷日記』二編）と記している。コロンブスが南北アメリカの二洲を発見したのよりも重大な功績であるというのは誇張した表現ではあるが、この道路の蝦夷地経営上の重要性を強く示していたのである。玉虫左太夫も安政四（一八五七）年九月、千歳を通った時に「千歳会所ニテ取得タル秋味ヲ車ニテ陸ヲ運送シバンケヒ、ヨリ又舟ニ積入ル、ト云フ、夫レ故道路モ車馬ノ通行スル程ニ広ク築キタリ。千歳会所ニハ数百車ヲ積重ネ置キタリ。僻地実ニ恐怖ス

ベキ事ナリ」(『入北記』)と記して「僻地」にこれほどの「数百」もの車を用意している施設があるのを「恐怖」するほどに感嘆していた。同じ頃、また千歳を通っている松浦武四郎の「夕張日誌」には、「千歳川番屋の図」が載せられていて(『市史』)、橋、川舟、会所、蔵などとともに馬、乗馬の人物、そして馬車が描かれている。「この名を改られし事とも思出て あしたつの跡と、めたる千とせ川 ちとせの後もかくてすむらむ」の歌が添えてある。千年の後になっても鶴が棲んで繁栄を続けているだろうとの意と思われる。

なお、武四郎は『校訂 蝦夷日誌』二編のなかで、この道路は天明年代に当時ユウフツ場所の請負人であった山田文右衛門が開設したものであると記している所があるが、開設年代も文右衛門が請負人だったという点も正確ではない。弘化三年頃の伝聞をそのまま記したものであるう。

山田文右衛門(一〇代清富)の道路開削は銭函(千歳間の新道開発(安政四年)でも知られている。恵比須屋、阿部屋と分担してシユマツプ(千歳間の開削を担当していたのである。

「投石」による昆布養殖事業も重要な業績であった。羽原又吉『日本昆布業資本主義史』によると「山田文右衛門の昆布人工養殖」の事業は次の如くであった。

万延元(一八六〇)年(あるいは安政年間ともいう)、サル場所請負人山田文右衛門は、近山から岩石一〇〇個ほどを切出して一個ごとに浮標をつけて深淺をはかって海中に投入、六ヵ月後には昆布がついており、一二ヵ月後にはかなり生育していることも確かめられたので、文久二(一八六二)年には数ヵ所で同様の試みを行い、翌文久三年にはサル場所の海岸沿い一帯の距岸四(五丁(四(五〇〇^メ)、深さ五(六尋(七(九^尺ほど)の場所へ九〇日間をかけて二万七〇〇〇個(一個の大きさ長さ一・五(二

尺、厚さ一(一・四尺)を投入、翌元治元(一八六四)年、海底を調べる とほとんどの石は埋没していたが、石が重なって露出していた石には良質の昆布が育っていた。大量の投石で海底には石が積み重なるほどの作業が必要ことがわかって、この年には一ヵ所にまとめて五万個も投入、慶応元(一八六五(六六)年)も同様に投入、慶応三(明治元(一八六七(六八)年は七万個ずつを投入した。昆布の生産量は慶応元年二〇〇石、二年三八〇石、三年五六〇石、明治元年七〇〇石と好結果をあげていた。

箱館開港で昆布の清国向け輸出が盛んになっていった年代だったので箱館奉行は、この昆布養殖法の普及を考えて諸場所の請負人に山田文右衛門にならって投石法を行うよう指示していた(慶応二年三月)。

なお『北海道史』第一は「漁業家詳伝調書」が、寿都場所の請負人田村新兵衛が安政年代より早い時期に、白老場所請負人野口又蔵は、弘化年代に、同じような投石法をおこなって効果をあげていたことを紹介しているが、いずれも年代の誤りであるうとしている。「投石繁殖の功は山田文右衛門を以て第一に推さざるを得ず」と記しているのである。

場所請負人として、道路開発に、昆布養殖に努め、場所開発に目立った業績を示しているのであるが、使役されているアイヌの人々の側からみるとその場所経営には問題点もあった。千歳川流域のアイヌ集落にバツココタン(婆村)化している所が目立つことは前述しているが、その背景となる他場所への、あるいはユウフツ浜への出稼ぎに使役されることの問題がそれである。

ユウフツ場所のアイヌをイシカリ場所の鮭漁やアツタ、ヲタルナイ、タカシマ場所の鯨漁に出稼ぎさせることは、文化十一年、文右衛門がユウフツの場所請負人となった時、幕府から認められて行ってきたことであると記した願書を安政三年五月、箱館奉行に提出したことがある(沖の口御役

所御達并書写」『江差町史 史料編』第一巻)。アツケシは文右衛門の請負場所なので相当な遠隔地ではあるが、サルアイヌを出稼ぎさせたりもしていたのである。

松浦武四郎が安政五年六月、ゼニバコを出て新道を千歳に向かう時、人足二人を伴っていたが、そのうちのひとりユウフツ領シコツアイヌのイタクレイであった。彼はイシカリへ出稼ぎに来て四年間も妻子に逢えないでいた。妻はユウフツの番人の妾とされており、それ故に夫のイタクレイは出稼ぎに出しておき、妻は番屋へ連れて行っているというのであった(『西蝦夷日誌』五編新道の項)。

『近世蝦夷人物誌』の「孝子シロマウク」の項には、次のように記されている。

サル場所はアイヌ人口も多いので、この場所の請負人は、アツケシ、イシカリ、アツタ先から戻されない。サル領サルフトのハソランがアツケシへの出稼を申付けられると、まだ十二歳の息子シロマウクが「会所」へやって来て申し出た。母は懷孕いたしており、父が遠くへ出稼では我家は暮らしていけない。父も出稼先で心配で仕方ないであろうから、父親の代わりに自分をアツケシ出稼ぎへ出して呉れ、というのである。親に云いつけられて申し出ているのだからと叱りつけて追いかえそうとしても、ひるまず伏して願うので、それでは出稼申付けはやめておくと帰っていったが、出稼ぎの者たちの出発の日には、このシロマウクは荷物を持ってやって来た。父の代わりにアツケシへ行くというのである。支配人は親を免除して子供を連れて行くことなどできない、と帰してやった。そのほかいろいろ奇特な行いの多い子で支配人も特別愛憐していた。箱館奉行も、孝子の話を聞いて「御手当」を遣わしたという。

札幌市文化資料室所蔵『高澤家文書』のうちに、ユウフツ会所から千年

川会所へ宛てた書簡が全くの断片を含めて五通ある。年次が不明であるが、目録のD-1-1-21資料には宛名に「千年川買場御会所」とある。千歳の売場、買場会所は文化元(一八〇四)年五月にそれまで四カ所だった千歳の会所を、「売場、買場両会所」の二カ所にしたこと、その後文化五年には経費節減のために「売場、買場両会所」は廃して一カ所にしたこと(『東行漫録』)が知られるので、この書簡は、文化二年～五年頃のものとしてよさそうである。他の書簡には、年次推定のよりどころがないが、同じ簿冊をほどこいて屏風の下張りに使ったものと思えば、同年代のもと言えそうである。

D-1-1-18(年月日なし) 通行家、酒蔵、大工木挽屋、夷家などの普請が必要なのに人手がない、居合わせる「夷人」を四、五〇人も早急に「御下げ」(千歳からユウフツへ下げる意らしい)くだされないと非常に差支えることになる。

D-1-1-20(年月日は不明) 「浜詰」(ユウフツ会所元に働くために来た人か)の交替を連絡しているのに返事がなく困っている。茅刈に「女の子」一五～二〇人一両日中に…。

D-1-1-21(三月四日) 箱館からの船が三月初めには着く予定と連絡があった。カンズ ヘケを急いで浜へ送って欲しい。特に「夷人」の用意をしておくように。

(カンズはカズ^{くるまがわい}車^{くるまがわい}權(「番人円吉蝦夷記」)かと思われる。ヘケはペケとも言い、水汲みのこと。)

D-1-1-19・D-1-1-24(三月六日) 馬が四〇何疋もいるのに「馬方夷」が不足している。そちらから四人ほど送って欲しい。

D-1-1-25(三月十日) 浜下げで送られて来たものうち「余り小キセカチ八九人」などを戻す。今は「浜詰夷」五〇～六〇人も居るので当分

間に合う（セカチは子供のこと）。

書簡の内容の主な部分は、以上の通りである。すべて働き手が必要で急いで送って欲しいというようなものばかりである。D-1-19には「住居所より夷人集り不申由、此義も何卒宜敷様御取斗可被下候」という文言がある。アイヌ集落から、千歳会所へ人が集まって来ないようだが「浜詰夷取替」―浜詰夷人の交替のことは宜しく頼むと言っているのである。

人数が不足で子供まで送っている様子もみられる。ユウフツ会所元への働き手集めは、これらの資料では漁業労働の関係ではないらしいのも特徴的である。普請関係、茅刈り、薪切り、馬方、そして通行関係（D-1-18には、「此節通行^{かたがた}旁^{かたがた}二而夷人^{おおいにさしつかえ}老人も透無之甚以^{おおいにさしつかえ}大差支御座候」とある。通行で人手をとられて、一人も手透きのものがないと「大差支」を伝えているのである）と何十人もの人手が必要としていたらしいのである。文化年代の幕府直轄領時代、山田文右衛門のユウフツ惣支配人時代の資料だとすれば、その頃、もう千歳川流域のアイヌ集落から人手を集めるのが難しいという事情が見られるようになっていたのである。それはユウフツではない、イシカリ、アツタ、ヲタルナイなどへの漁業出稼ぎにかなりの人手をとられていたからである。

年代は幕末の幕府直轄時代の文久二（一八六二）年のことであるが、『増補千歳市史』が載せている「勇払場所よりの出稼土人表」によれば、同年二月～四月にヲタルナイ、アツタ、アツケシ、北蝦夷地へ出稼した人数は二五〇人、同年八月、ヲタルナイ、アツタ、イシカリ、アツケシへの出稼三五三人という大人数の出稼ぎが見られるのである。

このような出稼ぎで場所請負人の漁獲物出荷量は増大していったのであるが、アイヌの人々の疲弊も進んでいったことは、前述した幕末の千歳川流域のアイヌ集落衰亡の様子に示されていたのである。

薪炭

松浦武四郎は弘化三（一八四六）年、チトセの番屋から陸路を通じて、ヒビ（美々）で乗船して勇払に下っているが、『再航蝦夷日誌七』にヒビ（美々）について「此山中に而焼きたる炭を皆此処へ出す 是よりして皆ユウフツニ送る也」とある。

また、仙台藩の玉虫忠義が勇払から千歳を通ったのは、安政四（一八五七）年の九月六日であり、途中の現在の植苗あたりに炭焼きが住んで、窯二カ所ばかりがあったと記している（『入北記』）。勇払勤番所や会所などの需要に応じるためであったらしい。千歳地方でも炭が焼かれていたかどうかは不明であるが、千歳川会所使用の薪について、勇払場所支配人山田屋文右衛門の「勇武津御場所諸願諸届留」に次の願書がある。

おそれながら
乍恐以書付奉願上候

一 薪 千二百石

内千石 ユウフツ会所並漁場焚用分

貳百石 千年川会所焚用分

右は明戌年焚用分アヘラ（引用者注「安平」）並千年川山ニオイテ伐出シ申渡シ

奉存候間何卒格別之以御慈悲願之通被仰付被成下度願上候以上

ユウフツ御場所

支配人

（文久元年）

西十一月 元三郎

ユウフツ

御詰会所

右のうち漁場焚用とあるのは、タルマエ沿岸（苫小牧錦岡）の鰯漁場で

は鰯を煮て、油と糟かすを採っていたがそのための燃料であったのであろう。千歳会所焚用の薪は千年（千歳）山から伐り出されたようであるが、「千年川山」とは会所に至近の山であつたろうから、現在の青葉公園や航空自衛隊千歳基地のあたりの山が考えられる。

第三項 蝦夷地経営の終焉

慶応年代になるとカラフトにおけるロシアの動きは一層活発になる。

慶応元（一八六五）年七月 ロシア軍艦クシユンナイに來航、男女一〇〇人

上陸、駐屯する。

同 二年 クシユンナイ詰の幕吏水上重太夫ら八人、巡視

中にロシア兵に暴行をうけ拘禁される。

同 三年二月 ロシア兵数百人クシユンナイに上陸、不穩な形

勢となる。

このような情勢下に、カラフト警備を充実させることができていなかった。慶応三年の事態に臨んでも秋田藩は、京都警衛の負担を理由にカラフト警備免除を願ひ出るし、仙台、庄内藩は本来非番の年にあたるので出兵が難しいと申立てる有様、会津藩は、松平容保の京都守護職就任でカラフト警備の任からはずれていた。カラフトの警備兵がゼロになってしまいそうであった。仙台、庄内藩は出兵したので「空虚」はまぬがれたが、非常に危うい状態で、東北六藩への分領で北方警備の充実を進めるといふ体制は崩壊に瀕していた。実際、秋田藩は蝦夷地領分を上地されて、カラフト警備の任を解かれている（慶応三年三月）。

カラフトの国境問題も、慶応三年二月の樺太島仮規則で日露雑居の現状を認めることが決まっただけだったので緊張緩和にとどかなかった。

国内政治の情勢も緊迫していて土佐藩によって幕府の大政奉還が建白さ

れたり、一方で長州藩に討幕の密勅が出されるという事態となるなかで蝦夷地直捌の検討が改めて行われていた。東北諸藩への分領や場所請負制を廃して幕府が直轄することにして収納は漁獲高の二割を現物で徴収する、箱館、松前、江差の沖之口の改めは廃して江戸など直航先の鑑札を渡し、蝦夷地の場所所で徴税は済ませて自由に出航させる、商人は自由になって利も大きくなるので課税率を上げて二割から五割にしてもよいのではないか、などのことが勘定奉行、箱館奉行の間で検討されていたのであった（杉浦兵庫頭日記）。

しかし、蝦夷地統治体制の改革で幕府財政や警備体制の充実をはかる政治力も、時間的余裕も、この時期の幕府にはなかった。新しく編制した「蝦夷地在住歩兵」の蝦夷地派遣で北方警備の体制を充実させようとしたが、輸送船が急に京都の緊急な事態（大政奉還）の方へ動員されたので徒歩で北へ向かう有様となっていた（前出『日記』）。

翌慶応四年（明治元年）一月、鳥羽伏見の戦い、同年四月江戸城開城となつて蝦夷地でも同年閏四月には新政府の箱館府総督清水谷公考きんこうが箱館五稜郭に入り、前箱館奉行の杉浦誠より事務を引き継いでいる。

奥羽越列藩同盟の新政府への抵抗も、会津藩の降伏などの劣勢が確定的となり、蝦夷地警備で配置に着いていた東北諸藩も相次いで引上げて行った。勇払経由で帰藩しようとした仙台藩勢の様子は次のように伝えられている。

同年七月、清水谷総督は、すでに降伏していた南部、津軽、松前藩に対して仙台藩の武器押収などを行わせ、さらに白老元陣屋追討を命じた。白老元陣屋の仙台勢は、追討軍派遣の情報を聞いて勇払経由で小樽へ出て、便船を求めて帰藩することとして勇払へ向かって脱出したが、勇払はすでに新政府軍の手に落ちているとの話を伝え聞いて、支笏湖畔のビフエに隠

れ、やがて小樽へ出て帰藩した。勇払が新政府に占拠されているというのは誤報で実は勇払では、仙台勢が来たら大いに世話しようと、握り飯や草鞋なども用意して待っていたとのこと。あとから思えば、勇払は旧幕府領であり、仙台藩勢の世話にあたるのは当然あり得ることであった。便船を得ようとして箱館に送られた使者は、新政府の港湾規制が厳しく行われるようになっていて便船の手配はできなかったのだが、小樽経由での帰藩には成功していたのだった（「蝦夷地警衛人数引上始末」『北に生きる武士団』）。

このあと榎本武揚の率いる旧幕府軍が蝦夷地に着いて箱館五稜郭に入り、新政府の箱館府総督も青森へ退去するが、翌明治二年四～五月の箱館戦争で旧幕府軍は敗れ、降伏となったので全く新しい蝦夷地統治がはじまることになった。同年八月、蝦夷地は北海道と改称されることになったのである。

参考文献

- 北島万次『朝鮮日々記・高麗日記―秀吉の朝鮮侵略とその歴史的告発』そしえて
一九八二年／柳成竜『懲懲録』平凡社 一九七九年／H・チースリク編『北方探検記―元和年間に於ける外国人の蝦夷報告書』吉川弘文館 一九六二年／アンジェリス『第二蝦夷報告』H・チースリク『北方探検記』一六〇八年／橋本博編『改訂増補・大武鑑』全三巻 名著刊行会 一九六五年／江戸遺跡研究会『江戸遺跡研究会』会報No.76二〇〇六年／カルワーニユ『カルワーニユの旅行記』『北方探検記』一九六二年／菊池勇夫『鷹と松前藩』『蝦夷地・北海道―歴史と生活』雄山閣
一九八一年／海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』三一書房 一九七八年／坂倉源次郎『北海随筆』『日本庶民生活史料集成』第四巻 三一書房 一九六九年／工藤平助『赤蝦夷風説考』『新北海道史』第七巻史料一 一九三九年／『北海道史』第一巻 一九一八年／『津軽一統志巻第十』『新北海道史』第七巻史料一／『松前町史』

- 史料編第一巻・通説編第一巻上 一九七四年・一九八四年／新井白石『蝦夷志』『北方未公開古文書集成』第一巻 叢文社 一九七九年／永田方正『北海道蝦夷語地名解』国書刊行会 一八九一年／萱野茂『カムイユカラと昔話』小学館 一九八八年／同『萱野茂のアイヌ語辞典』三省堂 一九九六年／中川裕『アイヌ語千歳方言辞典』草風館 一九九五年／平秩東作『東遊記』『日本庶民生活史料集成』第四巻／瀬川拓郎『アイヌの歴史 海と宝のノマド』選書メチエ 講談社 二〇〇七年／小林真人『商場知行成立過程についての一考察』『松前藩と松前』二二二号
一九八四年／同『成立期場所請負制の制度的考察』『場所請負制とアイヌ―近世蝦夷地史の構築をめざして』(北海道東北史研究会 北海道出版センター 一九九八年／西川伝右衛家文書『萬永代覚帳』(滋賀大学経済学部史料館所蔵)／「福山秘府」古今訴状部『新撰北海道史』第五巻史料一 一九三六年／「蝦夷商賈聞書」『松前町史』史料編第三巻 一九七五年／「武川家系図」四代飛騨屋久兵衛倍行の項(岐阜県歴史資料館所蔵)／「蝦夷国私記」(函館市中央図書館所蔵)／「松前主水廣時日記」『新北海道史』第七巻史料一／最上徳内『蝦夷草紙 別録』「松前町史」史料編第三巻／伊達家文書『諸證文控帳』(同前)／和田本『福山秘府』年歴部全 越崎宗一刊 一九六〇年／「寛政蝦夷乱取調日記」『日本庶民生活史料集成』第四巻／「蝦夷騷擾一件取計始末覚」(函館市中央図書館所蔵)／「蝦夷地一件」(二)、『(五)』『新北海道史』第七巻史料一／「萬覚帳」『飛騨屋旧記』(道立図書館所蔵)／寛政元年『蝦夷騷動記』(函館市中央図書館所蔵)／「蝦夷騷擾二付松前様御隣国より御届並御達書」(北海道大学附属図書館所蔵)／「蝦夷地騷動の写書及風聞書」『蝦夷小録』(函館市中央図書館所蔵)／「和田郡司日記 抜書」『寛政蝦夷乱叢書』(北海道道立図書館・河野常吉資料)／「丙辰刺綴」下『日本財政経済史料』巻十 大蔵省編 一九三二年／『根室市史』史料編 一九六八年／谷沢尚一「夷酋列像」成立の要件について『三十七本のイナウ』北海道出版企画センター 一九九〇年／「夷酋列像図 成立とその周辺」(北海道新聞連載 一九八五年

四月四日(十月三日) / 菊池勇夫『「味方」アイヌの御目見―「夷酋列像」成立の背景―』宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所『研究年報』第四一号 二〇〇八年 / 『三国通覧図説』『北方未公開古文書集成』第三卷 一九七八年 / ズナメンスキー著・秋月俊幸訳『ロシア人の日本発見』北海道大学図書刊行会 一九七九年 / ポロンスキー著、在魯日本公使館諸員訳『千島誌』『北方未公開古文書集成』第七卷 一九七九年 / 『東遊記』解題『北門叢書』第三冊 国書刊行会 一九七二年復刻版 / 最上徳内著・吉田常吉編『蝦夷草紙』解説 時事新書 一九六八年 / 佐藤玄六郎『蝦夷拾遺』『北門叢書』第一冊 / 最上徳内著・吉田常吉編『蝦夷草紙』(後編) / 串原正峯『夷諺俗話』『日本庶民生活史料集成』第四卷 / 木村謙次『北行日録』山崎栄作編・発行 一九八三年 / 『柴翁公傳』岩波書店 一九三七年 / 『通航一覽』鳳文書館 一九九一年復刻版 / 『露国最初の遣日使節アダム・ラクスマン日誌』播磨栖吉訳注『史学雑誌』第三四卷第二号附録 一九二四年 / 島谷良吉『最上徳内』吉川弘文館 人物叢書新装版 一九八九年 / 『異船舶来漂民帰朝紀事』(安永文化年間)『武州久兵衛家文書』岐阜県歴史資料館所蔵 / 『北海紀聞』『北門叢書』第三冊『解説』 / 『工藤家々々秘録』個人所蔵史料 / ブロートン『北太平洋探検の航海』『室蘭港湾資料』第五集 一九六九年 / 『虻田町史』一九六二年 / 『原始漫筆風土年表』みちのく叢書六〇七 一九八二年復刻版 / 『地北寓談』(寛政八年)『北門叢書』第三冊 / 『癸卯雜記』一四『向山誠齋雜記』天保一弘化編第五卷 ゆまに書房 二〇〇三年 / 菊池悟郎『南部史要』一九一一年 / 本間修平『寛政八年派遣「松前見聞御用」―大炊介風聞探索・長崎俵物取締りの二点について―』幕藩国家の法と支配 有斐閣 一九八四年 / 小宮山楓軒『謏草小言』(文政?) 自筆本 国会図書館所蔵 / 藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会 二〇〇五年 / 『大日本近世史料 近藤重蔵蝦夷地関係史料二』『同 二』東京大学出版会 一九八四・八六年 / 山崎栄作編・木村謙次著『蝦夷日記』(寛政十一年) 一九八六年 / 『松前随商録』(天明?) 函館市中央図書館

所蔵 / 『東蝦夷地各場所様子大概書』(文化年代)『新北海道史』第七巻史料一 一九六九年 / 中山利国編・田草川傳次郎『西蝦夷日記』(文化四年) 石原求龍堂 一九四四年 / 荒井保恵『東行漫筆』北海道大学附属図書館所蔵 / 『宗谷詰合 山崎半蔵日誌』函館市中央図書館所蔵 / 『東海参譚』(文化二年)『日本庶民生活史料集成』第四卷 / 磯谷則吉『蝦夷道中記』(享和元年) 函館市中央図書館所蔵 / 山崎半蔵『毛夷東環記』(文化年代) 北海道立文書館所蔵 / 館野瑞元『宗谷よりの書状』(文化四年)『犀川会資料 全』北海道出版企画センター 一九八二年 / 『函館市史』別巻亀田編 一九七八年 / 『丙辰刺綴』上(文化四年)『日本財政経済史料』巻十 財政経済学会 一九二三年 / 国泰寺『二代萬全日鑑記』『新厚岸町史』資料編一日鑑記上 / 等澍院『等澍院住職記』(文化元年)『御用向留扣』(文化十年)『御用留』(文化文政) 等澍院文書編さん委員会編『等澍院文書』二〇〇〇 / 三年 / 『札幌区史』名著出版 一九七三年復刻版 / 大口勇次郎『寛政文化期の幕府財政―松平信明政権の性格』『日本近世史論叢』下巻 吉川弘文館 一九八四年 / 『丙辰刺綴』五の廿二『東蝦夷地場所々定金高』(文化四年) 東京大学史料編纂所所蔵 / 『蝦夷地御用内密留』『蝦夷地御用一件留』『蝦夷地御用見合書物類』『蝦夷地御用立合御勘定方帰府之上差出候書面類留』『文化十二年蝦夷地御用見合書面類』『文政二年卯松前御処置御主法替一件留』『蝦夷地御用立合松前在勤御用留』『阿部家文書』(文化文政年代) / レザーノフ著・大島幹雄訳『日本滞在日記』岩波書店 二〇〇〇年 / 山下恒夫『大黒屋光太夫』岩波書店 二〇〇四年 / 松田傳十郎『北夷談』(寛政文化)『日本庶民生活史料集成』第四巻 三一書房 一九六九年 / 『降福孔夷御額一件関係資料』(文化三年)『江差町史』資料編第三巻 一九七九年 / 久保田見達『北地日記』(文化四年) 北海道大学附属図書館所蔵 / 齊藤勝利『松前詰合日記』(文化四年) 津軽藩士殉難慰霊碑を守る会 一九七三年 / 『湯浅此治日記』『松前町史』史料編第二巻 一九七七年 / 『東湖見聞偶筆』(文政天保) 函館市中央図書館所蔵 / 『松前藩江戸日記』(文政天保)『松前町史』

史料編第一卷 一九七四年／「伊達（林右衛門）家文書 日記」（文政→天保）『松前町史』史料編第三卷 一九七九年／『桜庭為四郎文書』北海道立図書館所蔵／「東蝦夷地アツケシ領ウラヤコタン」異国船渡来之節打合都序々注進御用状并公儀御届書写』『藤枝家文書』江差姥神大神宮所蔵／『通航一覽続輯』第三、四 清文堂出版 一九七〇年・七二年復刻版／遠藤雅子『謎の異国船―眠っていた日豪交流のルーツを求めて』文化出版局 一九八一年／『蝦夷地勤番心得向』（天保三年）函館市中央図書館蔵／「町年寄日記抜書（文政→天保）」『松前町史』史料編第二卷／「西蝦夷地網切騒動並建網冥加之覚」（安政）『松前町史』史料編第二卷／増田傳右衛門家文書』『江差町史』資料編第二卷／小林真人「蝦夷地における和人定住過程について」『北海道開拓記念館調査報告』第二五号 一九八六年／「石狩鮭漁年間収穫高」（文政→安政）『村山家資料』北海道開拓記念館蔵／山田三川『示後貽課録』北海道立文書館蔵／山田三川著・富村登校訂『三川雜記』吉川弘文館 一九七二年／松浦武四郎著・秋葉實編『校訂 蝦夷日記』一編、二編 北海道出版企画センター 一九九九年／松浦武四郎『竹四郎廻浦日記』上・下（高倉新一郎解説）北海道出版企画センター 一九七八年／松浦武四郎著・高倉新一郎校訂・秋葉實解説『丁巳東西蝦夷山川地理取調日記』上・下 北海道出版企画センター 一九八二年／同『戊午東西蝦夷山川地理取調日記』上・中・下 北海道出版企画センター 一九八五年／同『多気志楼日記集』第一、第三 日本古典全集刊行会 一九二八年／吉田武三「秘めおくべし」（嘉永三年）、「転ぬさきの杖」（嘉永三年）、「八重鎌」（嘉永）『増補松浦武四郎』松浦武四郎伝刊行会 一九六六年／松浦武四郎著・松浦武四郎研究会編『校注簡約松浦武四郎自傳』松浦武四郎没後一〇〇年記念事業協賛会発行 一九八八年／松浦武四郎「東西蝦夷場所境取調書」『松浦武四郎選集』（秋葉實翻刻・編）北海道出版企画センター 一九九六年／同「近世蝦夷人物誌」『日本庶民生活史料集成』第四卷／「御倭約御触書留メ」（天保十三年）『松前町史』史料編第一卷／「松前家記」（明治十年→十一年稿）『松前町史』史料

編第一卷／河野常吉「北海道道路誌」『河野常吉著作集』Ⅲ 北海道出版企画センター 一九七五年／「松前産物大概鑑」（文化）『松前町史』史料編第三卷／「ペリー提督日本遠征記」（四）岩波書店 一九五五年／「日本外交年表並主要文書 1840-1945」上・下 原書房 一九五五年／『維新史料綱要』第一、第一〇 東京大学出版会 一九八三年復刻版／松本覚「北に生きる武士団」白老町教育委員会 一九七八年／「玉虫左太夫書簡」（安政四年）北海道史研究協議会「会報」第六七号 二〇〇〇年／玉虫左太夫著・稲葉一郎解説「入北記」北海道出版企画センター 一九九二年／「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」『新撰北海道史』第五卷史料 一九九一年復刻版／「筥器経済」『函館市史』史料編第一卷 一九七四年／林家文書「蝦夷人共イキシユ口書留」『イキシユ夷人日記留・諸願双方間濟日記』（文政十三年）北海道立図書館蔵／「村垣淡路守公務日記」（大日本古文書幕末外国関係文書）附録之一（七）東京大学出版会 一九八六復刻版／『新札幌市史』第一卷通史 一九八九年／「宗谷^江差立状留」紋別御用所」（安政五年）『箱館奉行所文書』北海道立文書館蔵／「維新前町村制度考」『函館市史』史料編第一卷／「文政年間東西蝦夷地運上金調」『松前町史』史料編第三卷／羽原又吉「日本昆布業資本主義史」有斐閣 一九四〇年／「沖之口御役所御達并書写」（安政三年）『江差町史』資料編第一卷／「ユウフツ会所書簡」『高澤家文書』札幌市文化資料室蔵／「番人円吉蝦夷記」（慶応四年）国書刊行会 一九七二年／「杉浦梅譚箱館奉行日記」杉浦梅譚日記刊行会 一九九一年／玉虫忠義「入北記」一八五七年／「恵庭市史」一九七九年